

博士論文

文化遺産の保護における地域遺産制度の役割

The Role of Preservation Systems for Local Heritage in the
Preservation of Cultural Heritage

筑波大学大学院人間総合科学研究科
世界文化遺産学専攻

山川 志典

2018年10月

文化遺産の保護における地域遺産制度の役割

目次

本論

1章 序論	01
1.研究背景	
2.研究目的	
3.研究の位置付け	
4.研究方法と論文の構成	
5.対象の抽出	
2章 地域遺産制度に取り組む自治体の特徴	20
1.本章の目的	
2.本章の研究方法	
3.各自治体の文化財保護に関する特徴	
1) 文化財保護に関する条例・計画	
2) 各自治体に所在する国指定等文化財の件数	
3) 各自治体に所在する市指定等文化財の件数	
4.各自治体の規模に関する特徴	
1) 各自治体の人口	
2) 各自治体の人口増減率	
3) 各自治体の高齢化率	
5.まとめ	

3章 地域遺産制度の特徴	32
1.本章の目的	
2.本章の研究手法	
3.地域遺産制度の運営	
1) 担当部局	
2) 条例・要綱	
3) 計画	
4.地域遺産制度の内容	
1) 地域遺産	
2) 募集	
3) 認定組織	
4) 認定後の保護の取組	
5) 市内地区ごとの行政出先機関	
5.まとめ	
4章 地域遺産制度の成果	53
1.本章の目的	
2.本章の研究手法	
3.地域遺産の認定に関する実績	
1) 認定回数	
2) 地域遺産件数ならびに内容	
3) 地域遺産と文化財の重複	
4.住民の関与に関する実績	
1) 推薦住民団体件数	
2) 推薦住民団体の種別	
3) 住民団体の補助金利用	
5.まとめ	

5章 地域遺産制度の利用実態	
—遠野遺産認定制度を事例として—	・・・・・・ 68
1.対象の抽出	
2.本章の目的	
3.本章の研究手法	
4.遠野市ならびに遠野遺産認定制度の概要	
1) 遠野市の概要	
2) 遠野遺産認定制度の設立経緯	
3) 遠野遺産認定制度における認定手順	
4) 遠野市の住民団体	
5.遠野遺産の特徴	
1) 遠野遺産の種類	
2) 遠野遺産の分布	
6.推薦住民団体の特徴	
1) 住民団体の推薦状況	
2) 推薦の変遷	
3) 住民団体の遠野遺産の評価	
4) 住民団体による補助金利用の傾向	
7.住民団体による具体の活動	
1) 対象の抽出	
2) 住民団体の遠野遺産に関する活動	
8.まとめ	
6章 文化遺産の保護における地域遺産制度の役割と今後の課題	
	・・・・・・ 95
1.本研究のまとめ	
2.文化遺産の保護における地域遺産制度の役割	
3.地域遺産制度の今後の課題	

資料編

1.地域遺産制度に関する条例・要綱	01
1) 多治見市美しい風景づくり条例	
2) 遠野遺産認定条例	
3) 菊池遺産認定条例	
4) 下田市景観まちづくり条例	
5) 大垣市景観条例	
6) 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例	
7) 龍ヶ崎市民遺産条例	
8) しまだ市民遺産認定事業実施要綱	
2.各地域遺産リスト	53
1) 風景市民遺産（多治見市）	
2) 遠野遺産認定制度	
3) 菊池遺産	
4) 下田まち遺産	
5) 大垣市景観遺産	
6) 認定太宰府市民遺産	
7) 龍ヶ崎市民遺産	
8) しまだ市民遺産	
3.遠野遺産認定制度における補助金利用一覧	64

4.各自治体の指定等文化財リスト	65
1) 多治見市の指定等文化財	
2) 遠野市の指定等文化財	
3) 菊池市の指定等文化財	
4) 下田市の指定等文化財	
5) 大垣市の指定等文化財	
6) 太宰府市の指定等文化財	
7) 龍ヶ崎市の指定等文化財	
8) 島田市の指定等文化財	
5.地域遺産制度に関する自治体担当部局へのアンケート用紙	
	100

謝辞

1 章 序論

1. 研究背景

日本における文化遺産の保護制度は、文化財を指定等の措置により保護をする「文化財保護制度」がその中心となってきた。これは、1950年に施行された文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）や、その後文化財保護法に基づき制定された各自治体の文化財保護に関する条例に依っている。保護の対象となる文化財については、文化財保護法第二条で定義されている¹⁾。1950年施行時、文化財の種類は、「有形文化財」「無形文化財」²⁾「史跡名勝天然記念物」の3種であった。その後、「民俗文化財」（1975年）、「伝統的建造物群」（1975年）、「文化的景観」（2004年）と加えられていった。また、その保護手法についても、「指定」だけではなく、「伝統的建造物群」のうちから「重要伝統的建造物群保存地区」を、あるいは「文化的景観」のうちから「重要文化的景観」を「選定」するとしたことや、1996年に有形文化財、2002年からは記念物および有形の民俗文化財について、指定以外に「登録」することで保護の措置を講ずるようになった。

このように文化財保護法は改正を重ね、文化財の種類と保護手法を多様にすることでより多くの対象を文化財とし保護することに取組んできたが、この文化財保護法の潮流からは、文化財保護において、各地域の「地域性」（地域らしさ）を重視する傾向があると考えられる。

まず、文化財の種類において、1975年に追加された民俗文化財は、「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」³⁾とされている。民俗文化財と密接な関わりがある民俗学が、その資料を「郷土」に求めていたことが端的に現している⁴⁾ように、民俗文化財は、地域性を持った暮らしの諸相を反映するものである。

また、民俗文化財と同じく1975年に追加された「伝統的建造物群」は、「周

¹⁾ 各自治体の文化財の保護に関する条例における「文化財」も、文化財保護法における文化財

²⁾ 無形文化財の指定による保護は、1954年の改正からである。

³⁾ 文化財保護法第二条

⁴⁾ 柳田國男(1935)：郷土生活の研究法、刀江書院

困の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」⁵⁾とされており、周辺環境との関係性が重視されている。この点が、同じ建造物でありながらも、「我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」⁶⁾と定義されている有形文化財とは異なっている。

加えて、2005年に追加された「文化的景観」では、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」⁷⁾とされ、「地域における」あるいは「当該地域の風土」といった語句に地域性への意識が強くうかがえる。

このような地域性を重視する姿勢は、文化財の種類だけではなく、その保護の手法からも読み取れる。重要伝統的建造物群保存地区ならびに重要文化的景観は、「選定」されるが、そこには「市町村の申し出」が必要とされており、文化財を有する基礎自治体による保護が強ク意識されている。

さらに、文化庁は、2007年からの「歴史文化基本構想」の策定推進ならびに2008年に施行された「歴史まちづくり法」こと「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成二十年法律第四十号)に代表されるように、2000年代後に入ると、各自治体がより主体的に自治体内の文化財を保護するための計画や施策を支援するようになった。

歴史文化基本構想は、2006年10月の「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」における提言を受けて考案され、「地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるもの」⁸⁾と位置づけられている。また、歴史文化基本構想の策定のために文化財総合把握モデル事業が、平成20年度～平成22年度の間、20の地域(複数の自治体が1つとして行なったものを含む)で取組まれた。その後文化庁は、「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」(平成24年度)、「文化遺産を活かした地域活性化事業」(平成25～28年度)、「文化遺産総合活用推進事業」(平成29年度～)を行い、各自治体の歴

⁵⁾ 文化財保護法第二条

⁶⁾ 文化財保護法第二条

⁷⁾ 文化財保護法第二条

⁸⁾ 文化庁文化財部(2014):「歴史文化基本構想」策定技術指針、3

史文化基本構想の策定を支援している。2018年8月までに、92件(95自治体)の歴史文化基本構想が策定されている⁹⁾。

歴史まちづくり法は、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を「歴史的風致」と定義し、我が国及び地域にとって貴重な資産である歴史的風致について、その維持及び向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展及び文化の向上に寄与すること¹⁰⁾を目的としている。地方自治体が歴史的風致維持向上計画を策定し、国による認定を受けることで、未指定も含む文化財の保護に関する事業を推進する法律である。歴史文化基本構想および歴史まちづくり法により、各自治体は、自治体内の未指定・指定の文化財を包括した多様な文化遺産が表現する地域らしさに着目するとともに、それを従来の文化財保護だけではなく、各自治体独自の計画や制度に基づいて保護に取り組むようになっている。2018年8月までに、68自治体で66計画が歴史的風致維持向上計画として認定されている¹¹⁾。

歴史文化基本構想や歴史まちづくり法においては、「総合的な文化財調査の実施には地域住民等の協力が不可欠です。また構想に基づいた文化財保護施策を実現するためにも、地域住民等の理解や協力が不可欠です。そのためその構想策定過程から、地域住民が参加できる体制を構築することが重要です。」¹²⁾、あるいは、「市町村は、歴史的風致維持向上計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」¹³⁾というように、自治体内の文化財の保護における住民の参加がより強く意識される傾向にある。

⁹⁾ 文化庁ウェブページ

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/rekishibunka/koso.html>

¹⁰⁾ 文部科学省、農林水産省、国土交通省(2017):「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針、2」

¹¹⁾ 国土交通省ウェブページ

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html

¹²⁾ 文化庁文化財部伝統文化課文化財保護調整室(2012):「歴史文化基本構想」策定ハンドブック、6

¹³⁾ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、第五条(歴史的風致維持向上計画

また、文化庁は、2015年より「日本遺産」の認定事業を開始した。これは、「地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを『日本遺産(Japan Heritage)』として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用する取組を支援」¹⁴⁾する事業であり、この申請は市町村を基本的な対象¹⁵⁾としており、市町村による文化財の発見や保護により期待を寄せた施策である。

そのうえ、2018年の文化財保護法改正（施行2019年4月1日）においては、市町村教育委員会による「文化財保存活用地域計画」の作成¹⁶⁾や、同計画の作成や実施において文化財所有者等住民（団体）を含んだ協議会を設置する¹⁷⁾こと、あるいは、文化財の保存・活用についての情報提供や支援を行なう民間団体を文化財保存活用支援団体として指定すること¹⁸⁾が新たに加えられており、基礎自治体である市町村の文化財の保護の推進ならびにそこにおける住民（団体）の参加がより一層見込まれる現状にある。

このように、文化財保護法や文化財保護に関する条例で定義され保護の対象とされたものを、本研究では「文化財」と定義する。

一方、近年では、今日まで継承されてきた様々な有形・無形の文化や樹木や巨石などの自然物を、遺すべき対象として認識し、多様な主体が独自の制度や事業により発見・把握し、保護する動きがみられる。

例えば、国連の UNESCO（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization）が主導する「世界遺産」は、条約による世界的な文化や自然保護の取組であり、1972年に採択、1075年に発効された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（Convention Concerning the

の認定)の6

¹⁴⁾ 文化庁（2015):日本遺産パンフレット、2

¹⁵⁾ 日本遺産は単一の市町村内でストーリーが完結する「地域型」と複数の市町村にまたがってストーリーが展開する「シリアル型」があり、シリアル型の場合、当該市町村が同一都道府県内にある場合、都道府県が申請者となることを可能としている。(文化庁(2015):日本遺産パンフレット、4)

¹⁶⁾ 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 第183条

¹⁷⁾ 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 第183条

¹⁸⁾ 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 第192条

Protection of the World Cultural and Natural Heritage) に基づいている。日本は 1992 年に世界遺産条約に批准し、1993 年に「法隆寺地域の仏教建造物」と「姫路城」の 2 件が世界遺産に登録された。以降、日本国内の世界遺産は増加し続け、2018 年 8 月現在、18 件の文化遺産と 4 件の自然遺産の 22 件を数えるに至っている。また、同じく UNESCO が主導する「無形文化遺産」も、芸能、慣習、技術等を対象とした世界的な文化遺産保護の取組であり、2003 年に採択、2006 年に発効された「無形文化遺産の保護に関する条約」(Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage) に基づき保護が取組まれている。2018 年 8 月現在で日本国内に 21 件が登録されている。これら世界遺産や無形文化遺産の件数は年々増加すると共に注目も集めている。このほか、国連では FAO (Food and Agriculture Organization) による「世界重要農業遺産システム」(2002 年開始) なども知られている。日本国内では、経済産業省による「近代化産業遺産」(2007 年開始)、社団法人日本土木学会による「土木学会選奨土木遺産」(2000 年開始) などでそれぞれの遺産の選定や認定が行われている。

また、文化庁以外にも、国土交通省では、地域の自然や、歴史、文化を守ることを基本理念のひとつとした「景観法」(2004 年施行) を定めており、「良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。」¹⁹⁾としている。景観保護の取組のひとつとして、景観行政団体は、各自が定める景観計画の中で、「地域の景観上重要な建造物(建築物及び工作物)又は樹木について、景観行政団体の長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図る」²⁰⁾ために、景観重要建造物や景観重要樹木の指定ができるようにしている。その指定手順は、景観行政団体がその指定方針を設定して資源の抽出を行い、景観協議会が設置されていればその協議などを経て指定されるようになってきているなど、景観重要建造物および樹木の指定方針は各景観行政団体に委ねられている。2017 年度末の時点で、景観法に

¹⁹⁾ 景観法 第二条二項

²⁰⁾ 国土交通省、農林水産省、環境省(2011、初版 2004): 景観法運用指針、27

基づく景観重要建造物は2県84市区町で492件、景観重要樹木は56市区町村で456件となっている²¹⁾。景観行政団体は698団体あり、そのうち景観計画策定団体数は538団体である²²⁾ことをふまえると、景観重要建造物や景観重要樹木の指定はあまり多くはなされてない現状がみられる。また、景観協議会は1県54市町村に97組織ある²³⁾。

このように、国際機関や政府諸官庁、学術団体等が様々な対象を発見、保護するため選定や指定、認定を行なっている。

これら「特定の主体により遺すべきと判断された有形・無形の文化や自然物」を、本研究では、文化財を含めて「文化遺産」と定義する。

さらに、様々な主体による文化遺産の保護のなかで、地方自治体はその制度設計や運営に携わりながら、自治体内の住民による価値評価を取り入れ自治体内の文化遺産を遺そうとする取組もみられる。

例えば、北海道は、1997年の北海道知事（当時）の発案をきっかけとした、「次の世代へ引き継ぎたい有形・無形の財産の中から、北海道民全体の宝物」²⁴⁾を道民からの募集し、住民によって認定を行う「北海道遺産」に取組んだ。北海道遺産では、その評価基準を「学術的な価値や美的な価値など『客観的な評価基準』だけではなく、地域が保全・活用に取り組んでいるものや、今後の取り組みに期待できるものなどの『思い入れ価値』」²⁵⁾に比重を置くとしており、外部機関の学術的・歴史的評価による文化遺産の認定や保護とは異なる取組を意識していた。

北海道遺産にみられるように、対象に至近な地域社会（行政と住民）による保護がみられ、このような「地域社会により遺すべきと判断された有形・無形の文化や自然物」を、本研究では、「地域遺産」と定義した。

²¹⁾ 国土交通省 景観法の施行状況

http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000021.html

²²⁾ 国土交通省 景観法の施行状況

http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000021.html

²³⁾ 国土交通省 景観法の施行状況

http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000021.html

²⁴⁾ 北海道遺産ウェブページ <http://www.hokkaidoisan.org/about.html>

²⁵⁾ 北海道遺産ウェブページ <http://www.hokkaidoisan.org/about.html>

文化遺産、文化財、地域遺産を、価値評価の観点から整理すると、図1-1となる。文化遺産は、特定の主体によって価値評価がされた文化や自然物であり、文化財・地域遺産を抱括している。そのうち、文化財は、行政や専門家による学術的・客観的な視点から評価し、「歴史上」「芸術上」といった普遍的な価値評価²⁶⁾から対象化される。一方、地域遺産については、地域社会により価値評価がなされ、ここでは、先述の北海道遺産でみられたように、地域の固有な価値評価から対象化される。

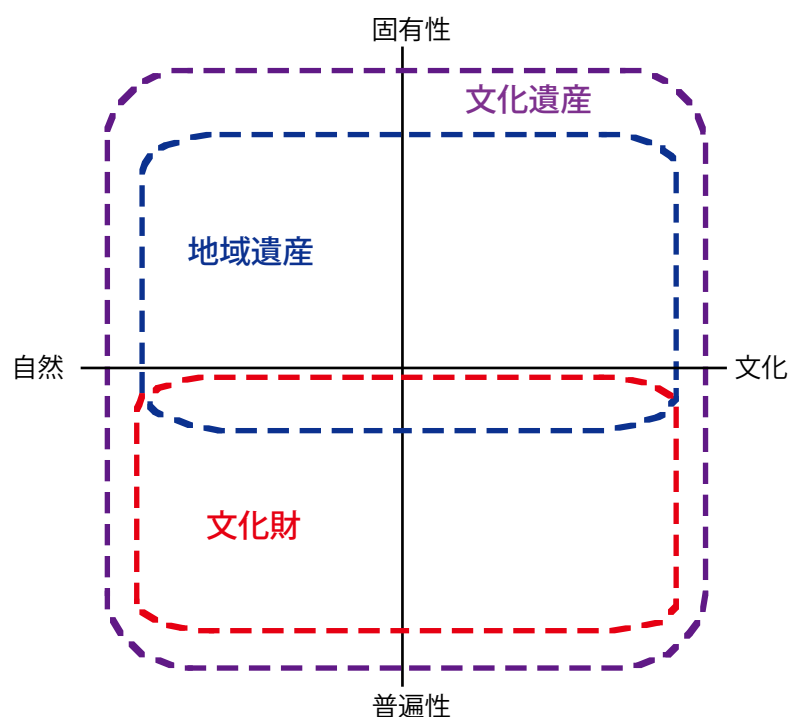


図1-1 文化遺産、文化財、地域遺産の範囲

有形無形の文化や自然物は、各地域の成立と密接に関係しており、その継承は、対象とする文化や自然物に近い存在である地域住民（地域住民団体）が担ってきた。しかしながら、そのような対象は、社会情勢の変化（少子化や高齢化等）により、従来のような地域住民のみ努力や負担によって継承することの限界も考えられる。よって、地方自治体の行政による支援も含めた、地域社会によるその保護や管理が継続して取組んでいかなければならない現状にある。地域社会による継続的な取組みを促すためには、従来の継承を担ってきた地域

²⁶⁾ 文化財保護法第二条

住民の価値観も尊重し、行政はそれを施策に組み込んでいくことが有効と考えられる。そのためには、短期的一過的な予算に基づく事業や取組だけではなく、地域住民の価値観や意見を政策や施策に組み込み、文化遺産の保護として継続的に運営していける仕組みやルールづくりが、今後も各自治体における独自の文化財保護の展開が予見されるなかで、必要であると考えられる。

2.研究目的

本研究では、近年いくつかの自治体が取組んでおり、地域遺産の発見、保護に関する独自の制度を「地域遺産制度」とする。

その上で、本研究の目的は、文化遺産の保護における地域遺産制度の役割を明らかにすることで、今後の文化遺産保護のあり方を検討することである。そのために、具体的に下記4点を明らかにする。

- ①地域遺産制度に取り組んでいる自治体の特徴
- ②地域遺産制度の特徴
- ③地域遺産制度の成果
- ④地域遺産制度の利用実態

3.研究の位置付け

これまでの文化遺産の保護制度に関する研究のうち、地域に着目した研究として、文化財保護法ならびに文化庁の施策の変遷を対象とした研究がなされている。

まず、文化財保護法の展開については、中村淳による指摘がある。中村は、文化財保護法誕生以前に文化遺産を保護する法律であった「国宝保存法」「重要美術品等ノ保存に關スル法律」「史蹟名勝天然紀念物保存法」「古社寺保存法」が「ナショナルなもの」を体現するためのものであったとし、戦後それらを集合し誕生した文化財保護法が「地方的なるもの＝ローカルなもの」を発見、保護する傾向にあることを指摘しており、戦後の文化財保護の展開が地域らしさを重視していることに着目している²⁷⁾。

²⁷⁾ 中村淳 (2013) : 日本における文化財保護法の展開、岩本通弥 (編) : 世界遺産時代の民俗学—グローバル・スタンダードの受容をめぐる日韓比較、81

を重視していることに着目している²⁷⁾。

また、才津佑美子は、1960年代後半から1970年代にかけての文化財の保護について、都市化・開発による危機からの史跡や建造物の保護、あるいは開発と保存の調和を意識し、その実行のために文化財保護計画が求められていたこと²⁸⁾を指摘している。

このような文化財保護の展開を受けて設けられた歴史文化基本構想について、その導入の背景として、文化財鑑査官であった松村恵司は、「現在、社会構造や価値観の変化、特に、過疎化や少子高齢化などにより、長い歴史の中ではぐくまれてきた文化財を守り伝える基盤が急速に失われつつあります」²⁹⁾という背景があったと述べていた。

加えて、西村幸夫は「従来の中央集権型でタテワリ、かつ優品主義的な文化財保護制度はうまく適合していかないという面もより明白になってきた」³⁰⁾と、従来の文化財保護制度の限界を指摘し、「従来の文化財保護制度がもっていたタテワリ的な性格から脱却し、多様な文化財を総合的にとらえ、これらを固有の物語の中で語るようなマスタープランをつくる」³¹⁾ことに期待を寄せていた。西村は、歴史まちづくり法についても「これまでに認定された歴史まちづくり計画はいずれも名だたる歴史都市なので、これからはごく普通の都市が歴史まちづくり計画を立案し、それが認められていく必要があるだろう」³²⁾と、歴史的背景や規模の異なる多様な自治体が文化遺産の保護に取り組むことに期待を寄せていた。

さらに、歴史文化基本構想策定時の調査会会長であった石森秀三は、「この構想（引用者註：歴史文化基本構想）に基づく取り組みでは、文化財を核として、地域全体を歴史・文化の観点からとらえ、各種施策を統合して魅力的な地

²⁷⁾ 中村淳（2013）：日本における文化財保護法の展開、岩本通弥（編）：世界遺産時代の民俗学—グローバル・スタンダードの受容をめぐる日韓比較、81

²⁸⁾ 才津佑美子（2010）：近代日本における人文景観を中心とした「空間」の保存と活用の歴史的展開—文化財保護制度を中心として—、国立歴史民俗博物館研究報告第156集

²⁹⁾ 松村恵司（2010）：文化財の総合的な把握とその展望、文化庁月報 2010.1、12

³⁰⁾ 西村幸夫（2011）：文化財保護の新たな展開—歴史文化基本構想のめざすもの一、月刊文化財（557）、5

³¹⁾ 西村幸夫（2011）：文化財保護の新たな展開—歴史文化基本構想のめざすもの一、月刊文化財（557）、6

³²⁾ 西村幸夫（2009）：地域の歴史的資源を活かしたまちづくりと歴史まちづくり法の制定、国際文化研修 2009 春 Vol.63、16

化財未満の文化遺産についても、歴史的関連性や地域的関連性に基づいて一体としてとらえることによって、潜在する価値を見いだすことができ、適切な保護・活用を図ることが可能になります」と述べるように、従来の文化財保護制度において指定等の措置により保護が講じられてきた文化財だけではなく、未指定の文化財に関しても対象を広げ、総合的に把握することで、価値ある地域性（地域固有性）が把握できると指摘していた。加えて、文化財部伝統文化課文化財保護調整室文化財総合活用推進調査官であった梅津章子は、「多くの人々に文化財を身近に感じてもらうことが今回の事業の第一歩といえます。これまで見落とされてきたものの多くは、身近にありすぎて、あるいは指定文化財にならないから価値がないと見なされてしまっていたといえます」³⁴⁾と身近な文化遺産への着目を述べていた。

このような理念や意図を受けて実際に取組まれた未指定の文化財を含めた文化財の総合的な把握に関しては、福岡県太宰府市の認定太宰府市民遺産³⁵⁾や奄美群島で市町村を超えて展開している奄美遺産³⁶⁾について、運営を担った文化財担当者や研究者によりその過程や成果の報告がなされている。

また、歴史文化基本構想の効果と課題を比較分析した田井祐子の研究では、各自治体の未指定文化財や文化財の周辺環境へも眼を向けた独自の取組の必要性を指摘している³⁷⁾。

未指定文化財も含めた文化遺産の発見・選出については、日本各地における文化遺産の発見・選出する取組を扱った柿本佳哉らの研究³⁸⁾では、近年の取組が文化財よりも幅広い対象から文化遺産の選定されることを明らかにしているが、対象の発見・選出に特化した研究であり、選出された対象を保護するための制度には言及がない。また、全国的な景観重要建造物を扱った齋藤晋佑らの

³⁴⁾ 梅津章子（2010）：文化財総合的把握モデル事業の進捗状況、文化庁月報 2010.1、p19

³⁵⁾ 宇検村・伊仙町・奄美市教育委員会(2010)：広域的に進める奄美諸島の事例、文化庁月報 2010.1、28-29

³⁶⁾ 城戸康利（2011）：ローカルからはじめる遺跡・遺産-太宰府市民遺産、奈良文化財研究所（編）：地域における遺跡の総合的マネジメントー平成 22 年度遺跡整備・活用研究集会(第 5 回) 報告書一、118-123

³⁷⁾ 田井祐子（2012）：地域における文化財保護はどうあるべきかー「歴史文化基本構想」の取組みを中心としてー：GRIPS Discussion Papers 11-28、1-8

³⁸⁾ 柿本佳哉、津々見崇、十代田朗（2017）：地域遺産の選定と特徴に関する研究、都市計画論文集 52 巻 3 号、731-738

研究³⁹⁾によると、景観重要建造物のほとんどが戦前に建てられた建造物であり、歴史的建造物の保護を果たしているとは指摘しており、景観法が地域の文化遺産を遺す役割を果たしていることもうかがえる。また、重要文化的景観においても、建造物以外の工作物等が景観構成要素として把握されている⁴⁰⁾ことや、文化財保護制度では対象になっていない歴史的建造物が評価されている⁴¹⁾ことも指摘されている。

一方、文化遺産の保護や継承においては、制度や計画面からの研究だけでなく、文化の伝承を担う、あるいは創造する人の行為に着目した民俗学・文化人類学の立場から、主に無形の民俗文化財や重要文化的景観の保護について、批判的な指摘がなされてきた。例えば、岩本通弥は、民俗文化財という保護の概念そのものが、「現実に暮らす人々にとって重要なものではなく、行政にとって住民を収斂・統合していく上で重要なものとなっていないか」⁴²⁾と文化財保護における文化の担い手である住民の不在を指摘していた。

これに対し、歴史文化基本構想の策定・実行に関わる民俗学者や民俗文化財の担当者もおり、小川直之は、東日本大震災による文化遺産の継承の課題をふまえたうえで、「『歴史文化基本構想』は、政治・行政的に中央から地方に文化遺産の保存と活用を指示するのではなく、市町村が主体となってその区域にある文化遺産を自律的に保護するための構想といえる。ここには、地域による自律的な文化遺産の保護がなければ、文化遺産の保存と活用が将来にわたって持続できなければ、文化遺産の保存と活用が将来にわたって持続できないという見通しがあるが、それは有形、無形の文化遺産を地域住民が自らのものであると認識することがもっとも重要となるということである」⁴³⁾と、歴史文化基本構想の策定および運営に地域住民が関わることで、地域住民自身による文化遺産の保護に期待を寄せていた。

³⁹⁾ 齋藤晋佑、今村洋一、岡崎篤行（2011）：景観法に基づく景観重要建造物の全国的運用実態と課題、日本建築学会技術報告集 17（35）、345-348

⁴⁰⁾ 今村洋一、大島夕起、岡崎篤行（2011）：重要文化的景観制度の運営実態と展望—全国の事例を俯瞰して—、土地総合研究 2011 年秋号、1-10

⁴¹⁾ 川端将貴、松本邦彦、澤木昌典（2017）：重要文化的景観選定地区における歴史的建造物の保全に関する研究、日本都市計画学会関西支部研究発表会講演概要集 2017 年 15 巻、53-56

⁴²⁾ 岩本通弥（1998）：「民俗」を対象とするから民俗学なのか—なぜ民俗学は「近代」を扱えなくなってしまったのか」、日本民俗学 第 215 号、28

⁴³⁾ 小川直之（2012）：日本における「歴史文化基本構想」の策定と今後、伝承文化研究（10）、4

文化遺産や景観を活かしたまちづくりに関する研究においても、住民参加に関心が寄せられている。加賀市大聖寺地区の歴史まちづくりを対象とした前川洋輝らの研究⁴⁴⁾は、要素となる多様な文化遺産と関与した複数の主体へ着眼しており、具体的な文化遺産と住民団体の関わりが明らかになっている。しかしながら、歴史的変遷とその要因を明らかにすることを主としており、住民団体の性格をふまえた具体的な文化遺産保護の体制や内容には触れていない。

また、松本邦彦らの研究⁴⁵⁾では、重要文化的景観選定後の保護における住民組織を扱っているが、行政と住民団体の連携や保存計画に記載された住民団体の活動をみており、具体的な対象と住民団体の関係（住民団体による対象への評価等）についてはみられていない。

このように、地域独自の方法（計画・制度）による文化遺産の保護が取組まれている現状にあるが、先行研究を整理すると下記の3点の課題が指摘できる。

1点目は、「地域性」に関する課題である。これまで述べてきたように、近年の文化財保護においては、文化遺産が存在する「地域らしさ」や「地域固有性」といったようにその地域を表現する文化であるという「地域性」が重視されてきた。しかしながら、実際に歴史文化基本構想や歴史的風致維持向上計画を策定した地方自治体は、西村が指摘したように、城下町的性格を持つ都市的な自治体が多い傾向⁴⁶⁾にある。また、自治体の規模についても比較的規模の大きい自治体が取組む傾向があることが指摘されている⁴⁷⁾。歴史文化基本構想導入時に松村が述べたように、文化財（文化遺産）の危機は、少子化や高齢化による継承の危機が強く意識されており、規模の小さい農山漁村的特徴を持つ自

⁴⁴⁾ 前川洋輝、小林史彦、川上光彦（2011）：歴史まちづくりの展開過程における文化遺産の保全・活用施策とその主体に関する研究—加賀市大聖寺地区を事例として、都市計画論文集 Vol.46 No.3、193-198

⁴⁵⁾ 松本邦彦、坂井亮文、澤木昌典（2017）：景観選定後の保存体制における住民活動組織、ランドスケープ研究 80（5）、553-558

⁴⁶⁾ 2014年4月時点で歴史的風致維持向上計画の認定を受けた44自治体のうち約半数にあたる29自治体が城下町という歴史的背景を有していることが報告されている。（国土交通省都市局公園緑地・景観課（2014）：歴史まちづくり法に基づく5年間の取り組み成果、1-2）

⁴⁷⁾ 報告がなされた2014年4月時点で、歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村（44市町村）のうち5-20万人の市町村が約4割（18市町村）を占めており、全国の5~20万人規模の市町村（429市町村）の4%が認定されていた。一方、全国の7割近くを占める人口5万人以下の市町村（1191市町村）のうち認定を受けた市町村（15市町村）は約1%に留まっている。（国土交通省都市局公園緑地・景観課（2014）：歴史まちづくり法に基づく5年間の取り組み成果、1-2）

治体にも及んでいる。梅津が述べる「身近にありすぎて、あるいは指定文化財にならないから価値がないと見なされてしまっていた」文化財、換言すると日常の暮らしのなかにある身近な文化遺産は、都市部にのみにあるものではなく、人が暮らすところに普遍的に存在しているものであろう。

より多様な地域性をふまえるため、かつ今後の汎用的展開を考慮する場合、自治体の規模が比較的大きい都市的特徴を持つ自治体だけではなく、規模が比較的小さな農山漁村等の特徴を持つ自治体等、各自治体の地域的な特徴をふまえた取組の検証の必要性が求められる。

2点目は、具体的な制度に関する課題である。各自治体による未指定文化財や文化財の周辺環境へも眼を向けた独自の取組については、先述の奄美遺産や太宰府市民遺産のように、独自の制度導入や運営について当事者からの報告があるものの、継続的な文化遺産の保護のための制度を対象とした研究はほとんど行なわれていない現状にある。自治体ごとの報告に留めるのではなく、複数の地域における取組を比較分析することで文化遺産の保護の普遍性や応用可能性を検討する研究が必要である。

3点目は、住民参加に関する課題である。

地域における文化遺産の保護においては、その住民参加を重視する指摘がある。しかしながら、民俗学・文化人類学の立場からは、現状の文化財保護制度を批判的に捉える、あるいは乗り越えるための住民参加による文化遺産保護の必要性を指摘する意見はあるものの、具体的な課題解決に対する意見や見解は述べられていない。現在、各地で課題となっている地域住民だけでは地域の文化遺産の継承が困難であるという前提をふまえ、地域住民への支援や彼らの意見を取り入れてどのように行政が施策に取組むのかという点へと延長して考える必要があり、また住民参加の方法やその具体的な役割についても合わせて検討する必要がある。

以上のように、現在の日本においては、終戦直後から文化遺産の保護を担ってきた文化財保護制度以外にも、地域の文化遺産について、各自治体による文化遺産保護制度（本研究で定義する地域遺産制度）による保護が求められており、また、そこには住民参加が重要視されている。しかしながら、共通性や独自性の把握を目的とした、複数の自治体による取組の比較検証は行なわれてな

い現状にある。

本研究は、複数の地域遺産制度を対象として、その比較分析をすることで各自治体の地域性をふまえた具体的な地域遺産制度の制度内容とその成果を検証する研究として、今後の文化遺産保護の展開に寄与する研究と位置付けられる。

4.論文の構成と研究方法

本論文の構成は以下の通りである（図 1－2）。

1章は序論とし、研究背景、研究目的、本研究の位置付け、論文の構成と研究方法を述べるとともに、対象となる地域遺産制度を抽出した。

対象抽出の結果、本研究では8件の地域遺産制度を扱うこととした。

2章は、地域遺産制度に取り組む自治体の特徴とし、対象となった8件の地域遺産制度を導入するに至った自治体が、その背景としてどのような特徴を有しているのかを明らかにした。そのため、統計資料や各自治体の法令、計画書や報告書等から、各自治体の文化財保護に関する取組の特徴ならびに規模に関する特徴を把握した。

3章は、8件の地域遺産制度について比較することで、地域遺産制度として共通する特徴とそれぞれ独自の特徴を明らかにした。具体的には各自治体が発行している報告書や計画書といった文献資料と、地域遺産制度の運営担当部局に行なったアンケート調査から得られた情報を基に、地域遺産制度の運営に関する項目と地域遺産制度の内容に関する項目を設け整理・比較分析した。

4章は、3章で明らかにした地域遺産制度の特徴をふまえて、地域遺産制度が具体的にどのような成果を出しているのかを明らかにした。成果としては、地域遺産の認定に関する実績と住民参加に関する実績を、報告書や行政資料から情報を収集し、整理・比較分析した。

5章では、3章および4章の結果から地域社会独自の価値観を制度に取り入れ、保護の実現性を高める制度設計となっており、また、地域遺産の認定や住民参加において一定の成果が得られたと判断された地域遺産制度を対象として、地域遺産制度の具体的な運営状況について明らかにした。行政資料や報告書に加え、地域遺産の保護に関わる住民（住民団体の代表者）へのヒアリングを行なうことで情報を収集し、該当した地域遺産制度で認定された地域遺産の特徴

と、その地域遺産を推薦し保護にあたっている住民団体の特徴ならびに具体的な活動内容について把握した。

6章では、まとめてしてこれまで明らかにした内容を整理した上で、文化遺産の保護における地域遺産制度の役割を考察し、地域遺産制度の課題をふまえて今後の文化遺産保護への提言をおこなった。

なお、本研究では、特記しない限り、地域遺産等の情報については2016（平成28）年度（2017年3月末日）までの情報を扱った。

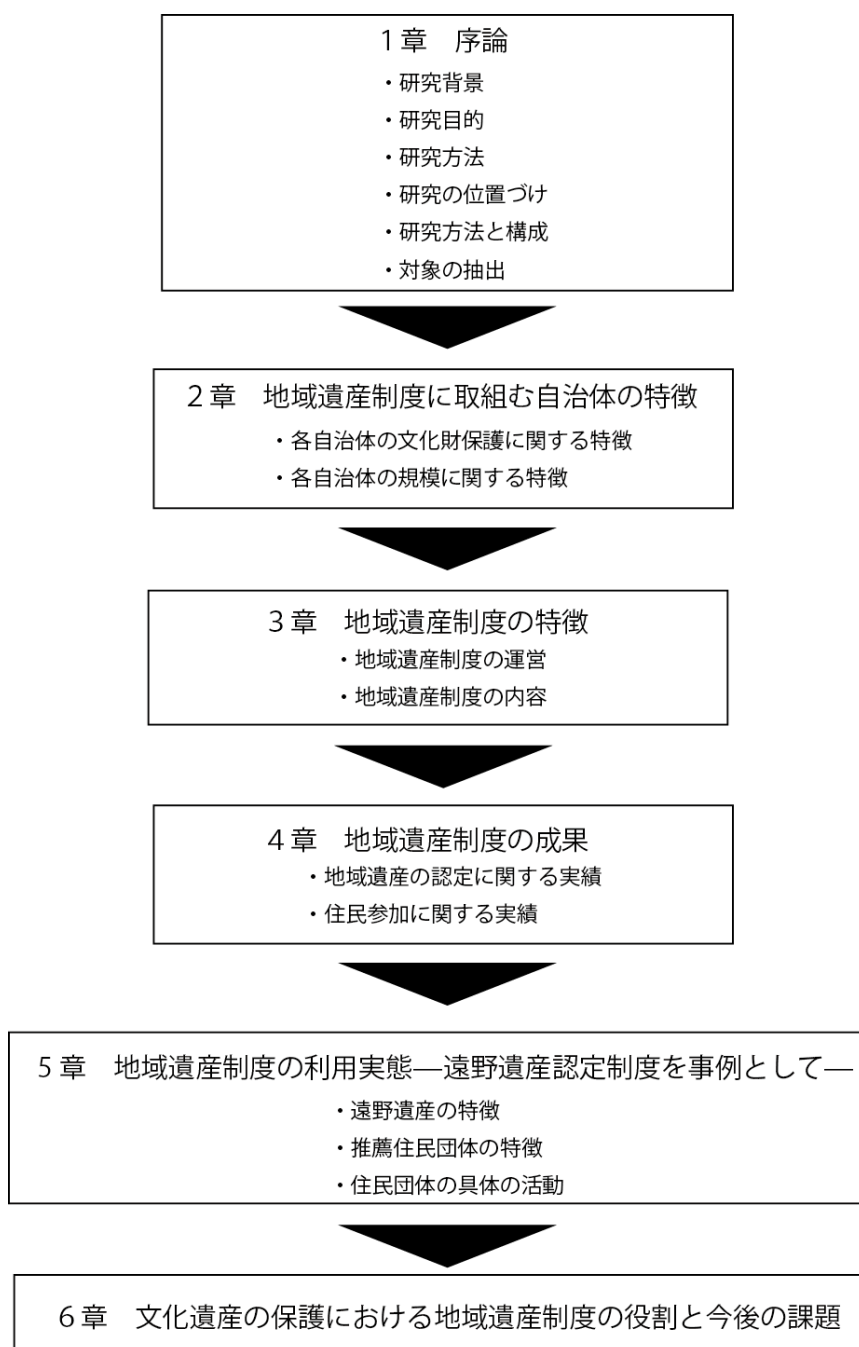


図 1-2 本研究の構成

5.対象の抽出

本研究で定義した地域遺産制度と類似する制度や取組は、数多くの自治体で看取できる。

例えば、日外アソシエーツ（編）（2013）『事典 日本地域遺産—自然・産業・文化遺産』（日外アソシエーツ）では、「地域遺産」を「地域特有の自然・産業・文化からなる有形・無形の遺産」と定義し、日本各地で行われている地域遺産の認定制度⁴⁸⁾をまとめており、自治体以外の民間企業や団体の取組を含めて73件が報告されている。そのうち自治体が主体となって取組んだものは38件が報告されており、日本各地で一定数の取組がみられた。しかしながら、そのなかには、単年のみ開催された一時的な事業として企画されたものもみられる。そのような取組は、地域内外の人々の地域への関心を向けることや地域遺産のリスト化(台帳づくり)としては有効な面はあるとは考えられるものの、持続的な保護を目的として制度を設けるという取組とはなっていない。よって、本研究では、そのような一時的・一過性の事業として意図された取組と区別するため、各自治体の条例・要綱によって規定されているということを条件とした（条件1）。

また、地域の文化や自然を自治体が認定する制度には、「資産」「資源」といった語が用いられていることがある。これらは、「市長は、別に法令等に定めがあるものを除き、文化の振興に資すると認められるものを、市民文化資産として指定することができる。」⁴⁹⁾（横須賀市市民文化資産、神奈川県横須賀市、引用者下線）、「街の中には、生活や文化が感じられる街並みや、人々が行き交う商店街のにぎわいなど、そこに暮らす人々の心に共有され、みんなが誇りと愛着を持ち、風景を特徴づけている大切な要素である建物や構造物、緑などがあります。地域風景資産とは、一人ひとりが大切にしていきたいと考えている風景の中で、多くの人々が大切だと共感し、風景づくり活動の対象となるものを、区民参加で選定するものです。」⁵⁰⁾（世田谷区風景資産、東京都世田谷区、引用

⁴⁸⁾ 制度や取組によって認定・指定・登録など呼称が異なるが、個別へ言及する場合などを除き、本研究では認定と統一する。

⁴⁹⁾ 横須賀市文化振興条例（平成19年3月29日条例第2号）

⁵⁰⁾ 世田谷区（2015）：世田谷区風景づくり計画、9-1

者下線) といったように、地域文化振興や風景・景観の形成に資する存在としての位置づけがなされている。一方で、「遺産」を用いた認定制度の場合、「この条例は、市民が慣れ親しみ、郷土の誇りとして育んできた地域資源を、将来にわたって継承していくべき遠野遺産として認定し、市民協働によりその保護及び活用を図ることにより、魅力ある郷土の創造及び発展に寄与することを目的とする」⁵¹⁾ (遠野遺産認定制度、岩手県遠野市、引用者下線) や「市民や地域又は市が伝えたい太宰府固有の物語、その物語の基盤となる文化遺産(文化遺産群を含むものとする。以下同じ。)」及び文化遺産を保存活用する活動を総合したもの」⁵²⁾ (認定太宰府市民遺産、福岡県太宰府市、引用者下線) といったように、認定において「継承」や「伝える」といった文言が使用されており、過去から継承されたものを遺すことを意識した制度であると考えられる⁵³⁾。これらをふまえ、本研究では、遺すことを目的にしていることがうかがえる「遺産」という語を使用している制度であることを条件とした(条件2)。

また、対象となる文化や自然が地域性を有している必要があると考えた場合、「地域」については一定の圏域の制限が必要である。自治体独自の文化遺産の保護制度では、都道府県が取組んでいるもの⁵⁴⁾もみられるが、範囲が広範になる。さらに、都道府県の下に市町村が行政組織としてあり、基礎自治体である市町村で取組んでいる地域遺産制度と同等に扱うことが難しいと考えられる。よって都道府県による制度は対象外とした。加えて、市町村は、歴史文化基本構想や歴史的風致維持向上計画の策定主体となっていることから、文化遺産の保護に関する取組をみるにあたって適していると考えられる。基礎自治体のうち、政令指定都市は、政令指定都市ではない市町村と比較した場合、権能が幅広く、同等に扱うことが難しいと考えられる。よって、本研究では、対象とする自治体の規模について、政令指定都市を除く基礎自治体とした(条件3)。

以上、条例や要綱によって規定された制度であること(条件1)、「遺産」と

⁵¹⁾ 遠野市遠野遺産認定条例(平成19年3月23日条例第12号、改正平成29年12月12日条例第22号)

⁵²⁾ 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例(平成22年10月1日条例第32号、改正平成29年6月23日条例第31号)

⁵³⁾ 1990年以降、「遺産」という語に過去から継承されたものであり、保存の必要性や資源としての利用が含まれて使われていることが指摘されている。(高野早矢佳(2013):「遺産」の用法に関する研究、筑波大学大学院人間総合科学研究科博士前期課程論文)

⁵⁴⁾ 例えば「22世紀に残す佐賀県遺産」(佐賀県)がある。

いう名称を含んだ制度であること（条件2）、政令指定都市を除く基礎自治体が運営する制度であること（条件3）という3条件を研究対象の抽出のための条件とした。

抽出作業としては、政令指定都市を除く基礎自治体の例規集から「遺産」の名称を含む文化遺産の保護制度を規定する条例・要綱の有無を確認した。検索にあたっては、条例Webデータベース（<https://jorei.slis.doshisha.ac.jp>）を利用し、検索した。条例Webデータベースは、同様の条例データベースと比較し、1,739自治体とほぼ全ての自治体の条例が納められており、また運営を担う条例Web作成プロジェクトが情報学を専門とする大学教員らから構成され、信頼性があると考えられるため利用した。

「遺産」のキーワード検索では、130件の対象が該当した。そのなかには、世界遺産に関する条例・要綱や各種施設運営に関する条例・要綱等、地域遺産制度に関与しない対象もみられたため、それらを除外し、地域遺産制度の運営に関する条例・要綱を抽出し、制度の存在を確認した。

結果、8件が本研究の対象となる地域遺産制度として抽出された（図1-3）。

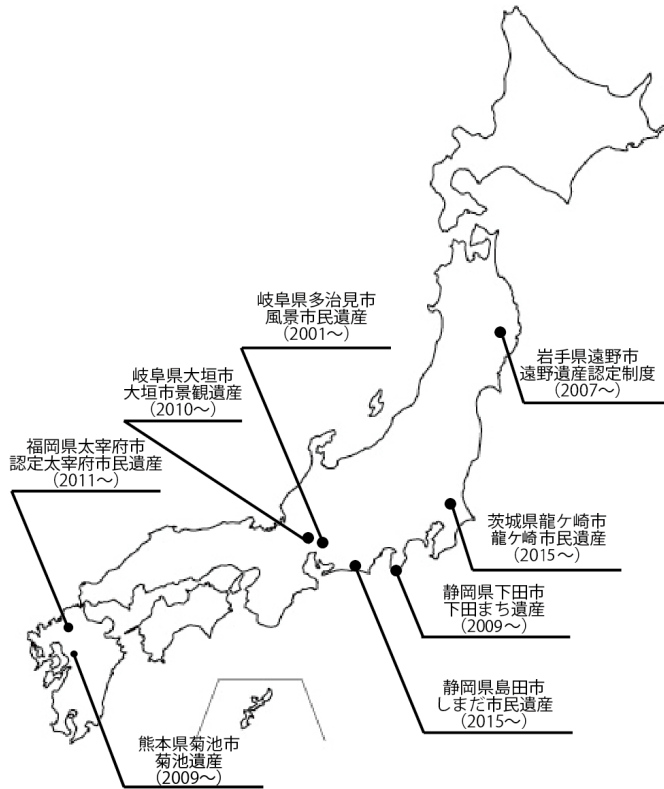


図 1-3 対象として抽出された地域遺産制度

2章 地域遺産制度に取り組む自治体の特徴

1.本章の目的

1章で確認したように、日本の文化遺産の保護は、文化財保護制度を中心に展開されてきた。文化財保護制度では、文化財保護法においては国内が等しく扱われ、また、各自治体が制定した文化財保護に関する条例も文化財保護法を受けているため、対象となる文化財の種別や保護の手法は文化財保護法に則っており、概ね同じ内容⁵⁵⁾である。

しかしながら、近年の文化庁の文化財保護施策では、各自治体による歴史文化基本構想や歴史的風致維持向上計画の策定を推奨・支援しているように、自治体それぞれが自治体ごとの特色を持った文化財保護に取り組む潮流となっている。

実際に、宇検村・伊仙町・奄美市が共同で作成した「宇検村・伊仙町・奄美市による歴史文化基本構想」では、「『文化財』分類への適用が馴染みにくい文化財未満の文化財も含めて、奄美群島における『市町村遺産』と表現する」⁵⁶⁾としていたように、従来の文化財保護制度内では把握できていなかった対象を含めた保護計画を策定するなど、これまでの文化財保護制度をふまえて補完あるいは伸展するような保護の動きがみられる。この点では、「地域遺産（地域社会独自の価値観に基づいて地域社会が遺すべきと判断した文化遺産）の発見、保存、活用に関する独自の制度」と定義した本研究の「地域遺産制度」の成立および導入との関連がうかがえる。

また、歴史まちづくり法では、市町村が作成する歴史的風致維持向上計画において、重点区域を定めることとしている。その重点区域は、

次のイ又はロのいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。イ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項、第七十八条第一項又は第九十九条第一項の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された

⁵⁵⁾ 東京文化財研究所が公開している、各自治体の文化財保護条例を集めた文化財保護条例等データベース（<http://hogo-jyorei.tobunken.go.jp/>）で確認を行なった。

⁵⁶⁾ 宇検村・伊仙町・奄美市（2011）：宇検村・伊仙町・奄美市による歴史文化基本構想、6

建造物（以下『重要文化財建造物等』という。）の用に供される土地
文化財保護法第百四十四条第一項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区（以下単に『重要伝統的建造物群保存地区』という。）内の土地⁵⁷⁾

としている。重点区域の核を成す文化財が、「重要文化財」「重要有形民俗文化財」「史跡名勝天然記念物」「重要伝統的建造物群保存地区」と複数の種類であることは、計画策定の際、各自治体に存在する文化財の種類に違いがあり、その違いを自治体の特徴として計画に組み込むようにしているからだと推察できる。

このように、文化財の保護は自治体ごとに、保護の計画や取組の内容、その対象となる文化財の種類や件数に違いがあることが考えられる。よって、文化財保護における各自治体の特徴を把握することが、地域遺産制度の導入に至った自治体の特徴を明らかにする上で必要であると考えられる。

また文化遺産は、各自治体の歴史的文化的あるいは地理的な要因の影響を受けて成り立ち存在している。例えば、同じ国指定重要無形民俗文化財（民俗芸能）となっても、山・鉾・屋台行事は、京都府京都市の「京都祇園の山鉾行事」や岐阜県高山市の「高山祭りの屋台行事」のように、政治的・経済的に人や物が集積する都市的な祭礼であり、比較的規模の大きい都市的特色を持つ地域に伝承されている。方や、広島県北広島町の「壬生の花田植」や青森県八戸市の「八戸えんぶり」に代表される田楽は、農耕儀礼の一部の予祝儀礼として、比較的規模の小さい農村的特色を持つ地域に伝承されている。このような文化遺産の背景となる自治体の規模については、西村幸夫⁵⁸⁾や小松秀雄⁵⁹⁾が指摘するように、歴史文化基本構想や歴史的風致維持向上計画の策定にも関わり、各自治体の文化財保護や地域遺産制度の導入や運営に影響していることが推察できる。

加えて、近年の文化遺産の保護においては住民参加が重要視されていること

⁵⁷⁾ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二条

⁵⁸⁾ 西村幸夫（2009）：地域の歴史的資源を活かしたまちづくりと歴史まちづくり法の制定、国際文化研修 2009 春 Vol163、16

⁵⁹⁾ 小松秀雄（2010）：「歴史と文化を活かしたまちづくり」の概観、神戸女学院大学 論集 57(2)、61

は1章で指摘したとおりだが、自治体の人口や年齢構成によってもその取組内容は変化することが考えられる。

このように文化遺産の保護においては、自治体の規模を考慮すべき必要があり、それを把握することが自治体の特徴を把握する上で必要であると考えられる。

よって本章では、対象として抽出された8件の地域遺産制度を導入した各自治体の背景をみるにあたって、各自治体の特徴を明らかにする。各自治体の特徴を明らかにするために、各自治体の文化財保護に関する特徴と各自治体の規模に関する特徴を把握することを目的とする。

2.本章の研究方法

文化財保護に関する特徴については、行政の保護に関する取組内容を把握するため、刊行・公開された文化財保護に関する条例・要綱や文化財保護に関する計画書および文化財に関する情報を収集した。それより、文化財保護に関する条例・計画の施行・策定の状況ならびにその内容を把握した。加えて、文化財の保護においては、指定等文化財の件数とその内容を把握した。指定等文化財は、国、都道府県、市町村がそれぞれに指定等の措置を講じている。本章では、国指定等文化財と市町村指定等文化財（以下、「市指定等文化財」とする）を扱う。国指定等文化財については、国の文化財保護法下でどの自治体の文化財であっても同等に扱われている点と、先で述べた歴史的風致維持向上計画の重点区域の条件となっているように、国が支援する各自治体における文化財保護施策との関連性がみられるため対象とした。市指定等文化財については、国による画一的な基準による価値付けとは異なり、基礎自治体が各自の条例によって指定等の措置を講ずることから、また、各自治体の価値付けが反映され、また、自治体内に存在する文化的特色を表象することが見込まれるため対象とした。都道府県指定等文化財に関しては、市町村よりも広域的な範囲を扱う都道府県の価値付けによって保護対象となっており、本研究で対象となった基礎自治体の性格を把握しにくいと判断したため、扱わないこととした。よって、国および各市町村が公開している指定等文化財に関する情報を収集し、文化財の種類をふまえて分類、分析を行なった。国指定等文化財は、文化財保護法第

二条の文化財の定義を基に、文化庁ウェブページ「文化財指定等の件数」⁶⁰⁾にて公開されている2018年8月1日の件数と文化財の分類を用いた。文化財の分類は、「国宝・重要文化財（建造物）」「国宝・重要文化財（美術工芸品、以下本論文では「美工品」とする）」、「史跡名勝天然記念物（史跡）」⁶¹⁾「史跡名勝天然記念物（名勝）」⁶²⁾「史跡名勝天然記念物（天然記念物）」⁶³⁾「無形文化財（芸能）」「無形文化財（工芸技術）」「重要有形民俗文化財」「重要無形民俗文化財」「重要文化的景観」「重要伝統的建造物群保存地区」「選定保存技術」「登録文化財（建造物）」「登録文化財（美工品）」「登録有形民俗文化財」「登録記念物」とした。また、市指定等文化財は、文化庁ウェブページ「都道府県・市町村指定等文化財の件数」⁶⁴⁾にて公開されている2018年8月1日の件数と文化財の分類を用いた。また、詳細な各自治体の指定等文化財の内容や件数については、各自治体のウェブサイトや刊行物から情報を収集した。文化財の分類は、「有形文化財（建造物）」「有形文化財（美工品）」「記念物（史跡）」⁶⁵⁾「記念物（名勝）」⁶⁶⁾「記念物（天然記念物）」⁶⁷⁾「無形文化財（芸能）」「無形文化財（工芸技術）」「無形文化財（その他）」「有形民俗文化財」「無形民俗文化財」「文化的景観」「伝統的建造物群保存地区」「保存技術」とした⁶⁸⁾。

自治体の規模に関する特徴については、その指標として人口、人口増減率、高齢化率に着目した。まず、人口については、各自治体における人口を総務省統計局による2015年度国勢調査の結果⁶⁹⁾から把握した。また、都市規模に関

⁶⁰⁾ <http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/shitei.html>

⁶¹⁾ 特別史跡を含む

⁶²⁾ 特別名勝を含む

⁶³⁾ 特別天然記念物を含む

⁶⁴⁾ http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/chiho_shitei/

⁶⁵⁾ 文化庁ウェブページでは「遺跡」と表記、各自治体の条例および実際の指定では「史跡」に該当するため「史跡」とする

⁶⁶⁾ 文化庁ウェブページでは「名勝地」と表記、各自治体の条例および実際の指定では「名勝」に該当するため「名勝」とする

⁶⁷⁾ 文化庁ウェブページでは「動物・植物・地質鉱物」と表記、各自治体の条例および実際の指定では「天然記念物」に該当するため「天然記念物」とする

⁶⁸⁾ 各自治体が制定した文化財保護に関する条例には、文化財保護法に自治体独自の分類がみられるものもある（例えば、東京都では東京都文化財保護条例において史跡の他に「旧跡」という分類を設けている）が、本論文で扱う8自治体においては、本文中に記した分類以外の分類は設けられていなかった。

⁶⁹⁾ <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka.html>

する総務省の区分け⁷⁰⁾を参考にし、人口 10 万人以上を規模の大きい自治体、それ以下を規模の小さい自治体とした。人口増減率は、地域遺産制度を導入した自治体が抱える課題として人口の減少が想定でき、その把握のために各地域遺産制度導入年とその 5 年前の人口を国勢調査の結果を整理し、増減率を把握した。また、同じく自治体の課題としては高齢化も想定でき、高齢化率については、2015 年度の人口のうち 65 歳以上人口の割合を把握した。

3. 各自治体の文化財保護に関する特徴

1) 文化財保護に関する条例・計画

各自治体の文化財保護に関する条例の有無、歴史文化基本構想の策定の有無、文化財保護に関する計画の有無について表 2-1 に示した。

表 2-1 各自治体の文化財保護に関する条例の施行・計画の策定の状況

自治体名称	多治見市	遠野市	菊池市	下田市	大垣市	太宰府市	龍ヶ崎市	島田市
文化財保護に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○
歴史文化基本構想	×	×	×	×	×	○ (2011)	×	×
文化財保護に関する計画	×	×	×	×	×	○ (2005、 2010、 2011)	×	×

・○はある、×はない場合を示す ・ () は策定年

① 文化財保護に関する条例

文化財の保護に関する条例については、8 自治体全ての自治体が地域遺産制度導入以前より制定していた。内容をみると、各文化財の保護に関する条例の第二条で文化財の定義がなされており、文化財保護法に則った内容となっていた。他の条項をみても、指定等の解除や現状変更のための届出、罰則、補助等、同じ内容となっていることが確認できた。なお、条例の施行時期については、近年の市町村合併後に新たに制定した自治体が見られ、合併前の自治体における詳細な制定年についての確認ができなかった。市指定等文化財の指定等年からは、文化財保護に関する条例が概ね昭和 30 年代に制定された傾向がうかがえた。

⁷⁰⁾ 総務省自治財政局財務調査課 (2018)：地方財政白書 (地方財政の状況) 平成 30 年度版

②歴史文化基本構想

次に、歴史文化基本構想については、太宰府市のみが策定をしていた。太宰府市は、平成 20 年度より文化庁の文化財総合的把握モデル事業の委託先になっており、「文化財を総合的に把握するための方策」「社会全体で文化財を継承していくための方策」の 2 つを事業内で計画・推進した⁷¹⁾。そのなかでは、市民ボランティアが中心となった文化遺産悉皆調査も行なわれた⁷²⁾。2011 年に、既に策定されていた「太宰府市文化財保存活用計画」（2005 年策定）と文化財総合的把握モデル事業後に新たに策定された「太宰府市民遺産活用推進計画」（2011 年策定）を軸として歴史文化基本構想を策定した。

③文化財保護に関する計画

文化財保護に関する計画についても、策定をしていた自治体は太宰府市のみであった。太宰府市は、2005 年に「太宰府市文化財保存活用計画」、2010 年に「太宰府市歴史的風致維持向上計画」（2015 年に変更し再認定）、2011 年に「太宰府市民遺産活用推進計画」の 3 つの文化財保護に関する計画を策定していた。このうち、最も初期に策定された「太宰府市文化財保存活用計画」では、「21 世紀は、自律したまちづくりが可能であると同時にその中身が問われる時代であり、今日はその変革期です。これまでの全国一律の制度や事業が見直され、市町村が個性を発揮しつつ柔軟な取り組みを展開する独自のまちづくりが求められています。本計画は、従来の文化財を含みつつもその価値を広く柔軟に捉えた歴史文化の所産を文化遺産と呼び、この文化遺産を身近にある大切にしたいモノやコトとして市民の生活の中に捉えていきます。このため、市民が大切にしたいと考えるストーリーを積極的に理解して歴史都市を形成する太宰府市民遺産として位置づけます。」⁷³⁾と、各自治体が独自の文化財保護を展開することが求められるという時代的背景をふまえ、市民協働によって従来の指定等の措置によって保護の対象となっていた文化財だけではない文化遺産も捉え、保護（「太宰府市文化財保存活用計画」では「マネジメント」と述べる）することを掲げていた。その後、文化財総合的把握モデル事業の委託を経て 2011 年

⁷¹⁾ 太宰府市（2009）：平成 20 年度文化財総合的把握モデル事業委託業務成果報告書、5

⁷²⁾ 太宰府市（2009）：平成 20 年度文化財総合的把握モデル事業委託業務成果報告書、6-7

⁷³⁾ 太宰府市（2005）：太宰府市文化財保存活用計画、3

に「太宰府市民遺産活用推進計画」が策定された。「太宰府市民遺産活用推進計画」では、「保存活用計画の策定から5年以上を過ぎて、計画推進の牽引役である太宰府市民遺産会議の設立に至らず、太宰府市民遺産の認定も進まないなど、文化遺産からはじまるまちづくりの具体化には未だ多くの課題が残されていました。」⁷⁴⁾と「太宰府市文化財保存活用計画」策定後、具体的な保護のための取組が実現していないことを指摘していた。そのうえで、「市民の協働のもと、文化遺産を総合的に把握することで、市民全体で文化遺産を保存活用していく持続的な取り組みを推進する」⁷⁵⁾ことを目的としており、その具体的な実現のために同計画内では、指定等文化財と共に、これまで市民ボランティアによる文化遺産調査の結果⁷⁶⁾として存在が把握された文化遺産⁷⁷⁾をふまえ、「文化遺産をそのものとして見守る」「文化遺産を文化財として保護する」「文化遺産を太宰府市として育成する」の3つ理念によって文化遺産の保護をしていくとしていた⁷⁸⁾。「太宰府市歴史的風致維持向上計画」では、本計画を策定することにより太宰府市民遺産の育成のために必要な整備を行い、かつ支援していくとともに、景観まちづくり計画や歴史文化基本構想と連携し良好な市街地環境の保全創出や歴史的建造物の保存・活用を図ることで、太宰府市の歴史的風致を維持向上させることを目的⁷⁹⁾としていた。具体的には、国指定重要有形文化財の「太宰府天満宮本殿」ならびに「太宰府天満宮末社志賀社本殿」がある太宰府天満宮境内地や、国指定史跡「宝満山」を中心とした約1,394haが重点区域とされている⁸⁰⁾。同計画内では、重点区域内の未指定文化財として、太宰府天満宮に関する伝統的な祭礼や行事が挙げられており、これらの保護に関しての市民参加・市民協働が意識されていた⁸¹⁾。

⁷⁴⁾ 太宰府市（2011）：太宰府市民遺産活用推進計画、2

⁷⁵⁾ 太宰府市（2011）：太宰府市民遺産活用推進計画、2

⁷⁶⁾ 市民から約70名のボランティアが参加したことが報告されている。（太宰府市（2011）：太宰府市民遺産活用推進計画、16）

⁷⁷⁾ 同計画では、文化遺産調査ボランティア調査により特徴があった文化遺産として、「お寺や神社伝統的な行事、四王寺山の道、信仰（祈り）、眺望点（ビューポイント）、古地名、御笠川の棚池や水路など」（太宰府市（2011）：太宰府市民遺産活用推進計画、19）を挙げている。

⁷⁸⁾ 太宰府市（2011）：太宰府市民遺産活用推進計画、21-30

⁷⁹⁾ 太宰府市（2010）：太宰府市歴史的風致維持向上計画、2

⁸⁰⁾ 太宰府市（2010）：太宰府市歴史的風致維持向上計画、96-99

⁸¹⁾ 太宰府市（2010）：太宰府市歴史的風致維持向上計画、89-93

2) 各自治体に所在する国指定等文化財の件数

各自治体に所在する国指定等文化財の件数とその割合を種類別にまとめたものが表 2-2 である。参考として、国全体の件数と割合も示した。

表 2-2 各自治体の国指定等文化財の件数

文化財 種類別 自治体名	国宝・重要文化財		史跡名勝天然記念物※1			重要無形文化財※2		民俗文化財		重要文化 的景観	文化的 重要伝統的建造 物群保存地区	選定 保存技術	登録 有形文化財 (建造物)	登録 有形文化財 (美工品)	登録 有形民俗文化財	登録 記念物	合計
	建造物	美工品	史跡	名勝	天然記念物	芸能	工芸技術	重要有形民 俗文化財	重要無形民 俗文化財								
多治見市	2(13.3)	3(20.0)		1(6.7)				2(13.3)					7 (46.7)				15
遠野市	2(11.8)		1(5.9)		1(5.9)					1(5.9)			12(70.6)				17
菊池市		2(15.4)	1(7.7)						1(7.7)				9 (69.2)				13
下田市		2(28.5)	3(42.9)		2(28.5)												7
大垣市	2(8.3)	5(20.8)	4(16.7)	1(4.2)	1(4.2)				1(4.2)				10(41.7)				24
太宰府市	4(8.9)	31(68.9)	8(17.8)		2(4.4)												45
龍ヶ崎市	1(25.0)	1(25.0)											2(50.0)				4
島田市	1(10.0)	3(30.0)	2(20.0)		1(10.0)								3(30.0)				10
国全体	2,795(9.0)	11,571(38.4)	1,857(6.2)	446(1.5)	1,102(3.7)	52(0.2)	54(0.2)	220 (0.7)	309 (1.0)	61(0.2)	117(0.4)	70(0.2)	11,712(39.0)	14(0.04)	44(0.2)	106 (0.4)	30,147 (件)

・ () 内は割合、小数点第二位を四捨五入、0.0になるものは小数点第三位まで記載

・ 1市町村あたりの平均国指定等文化財件数は18件

※1 史跡名勝天然記念物における重複指定（1つの対象が史跡と名勝に指定されている場合等）はそれぞれ1件ずつとした

※2 各個認定と保持団体認定の指定件数の合計

国指定等文化財の総件数は 30,147 件であった。基礎自治体総数 (1,718) からみると、1自治体あたり 18 件の国指定等文化財が平均して存在することになる。また、国指定等文化財を文化財の種類別でみると、登録有形文化財（建造物）が 11,712 件、美工品が 11,571 件とそれぞれ約 4 割程度を占めており、件数が多くみられた。

このような国の傾向をふまえて、8自治体における国指定等文化財の状況をみてみると、まず、国指定等文化財件数が最も多いのは太宰府市であり、45件と全国平均の約 4 倍の件数を有していた。また大垣市も 24 件と平均よりも多くあった。他 6 自治体は平均よりも少ない件数であった。その中で龍ヶ崎市が 4 件と最も少ない。

最も件数の多かった太宰府市では、「梵鐘」「木造馬頭観音立像」といった美工品が最も多く 31 件あり、太宰府市の国指定等文化財のうち 7 割程度を占めていた。「太宰府天満宮本殿」「太宰府天満宮末社志賀社本殿」等建造物や、「大宰府跡」「水城跡」等史跡も複数件みられた。美工品や建造物、史跡が多い傾向は、全国的な傾向と同じであった。次いで多かった大垣市では、登録有形文化財（建造物）（「矢橋家住宅 主屋」「三輪酒造 北蔵」等）が 10 件と最も多かった。一方で、太宰府市と同じく、美工品（「木造薬師如来坐像」「木造聖観音像」等）が 5 件、史跡（「美濃国分寺」「昼飯大塚古墳」等）が 4 件と件数が多くみられた。遠野市では、17 件の文化財のうち、登録有形文化財（建造物）（「旧菊池喜右エ門家住宅（こびるの家）」「仙台屋店舗兼主屋」等）が 12 件と半数以

上あり、7割程度を占めていた。また、全国的に多い傾向にある美工品が1件もないが、全国で58件しかない文化的景観が1件（「遠野 荒川高原牧場 土淵山口集落」）みられた。大垣市や遠野市と同じく、多治見市、菊池市、龍ヶ崎市でも最も件数の多かった種類は、登録有形文化財（建造物）であった。下田市は史跡（「了仙寺」「玉泉寺」等）が4件あり、他の自治体に比べて多くみられた。島田市は、美工品と登録有形文化財（建造物）が同数（3件）で最も多かった。

3) 各自治体に所在する市指定等文化財の件数

各自治体に所在する市指定等文化財の件数とその割合を種類別にまとめたものが表2-3である。参考として、国全体の件数と割合も示した。

表2-3 各自治体の市指定等文化財の件数

文化財 種別 自治体名	有形文化財		記念物			無形文化財			民俗文化財		文化的景観	伝統的建 造物群 保存地区	保存技術	合計
	建造物	美工品	史跡	名勝	天然記念物	芸能	工芸技術	その他	有形 民俗文化財	無形 民俗文化財				
多治見市	8(11.3)	38(53.5)	9(12.7)	1(1.4)	12(16.9)		2(2.8)			1(1.4)				71
遠野市	12(10.3)	37(31.6)	11(9.4)	1(0.9)	44(37.6)				6(5.1)	6(5.1)				117
菊池市	5(4.2)	43(35.8)	49(40.8)		9(7.5)					14(11.7)				120
下田市		23(41.8)	18(32.7)	2(3.6)	6(10.9)				3(5.5)	3(5.5)				55
大垣市	8(4.8)	69(41.8)	48(29.1)	1(0.6)	15(9.1)				19(11.5)	5(3.0)				165
太宰府市	4(12.5)	18(56.3)	3(9.4)		7(21.9)									32
龍ヶ崎市	1(5.6)	10(55.6)	3(16.7)		3(16.7)					1(5.6)				18
島田市	2(4.0)	23(46.0)	10(20.0)		8(16.0)				1(2.0)	6(12.0)				50
国全体	9,493(10.7)	42,796(48.1)	13,005(14.6)	865(0.09)	10,892(12.3)	269(0.3)	233(0.3)	88(0.1)	4,908(6.0)	6,327(7.1)	20(0.02)	116(0.1)	21(0.02)	89,033

・ () 内は割合、小数点第二位を四捨五入、0.0になるものは小数点第三位まで記載

・ 1市町村あたりの平均市指定等文化財件数は52件

(件)

全国の市指定等文化財の総件数は、89,033件で、1自治体あたり平均52件所在することになる。最も多い文化財の種類は美工品で、42,796件と約半数を占めていた。

8自治体のうち、全国平均よりも件数の多い自治体は、大垣市（165件）、菊池市（120件）、遠野市（117件）、多治見市（72件）下田市（55件）であった。島田市（50件）、太宰府市（32件）、龍ヶ崎市（18件）の3自治体は平均以下の件数であった。最多の大垣市は165件と平均の3倍以上の件数がみられた。また、菊池市が120件、遠野市が117件と、大垣市とあわせて3自治体が100件を越える市指定等文化財を有しており、市指定等文化財が多い自治体といえる。

種類をみると、美工品がどの自治体においても多く、各自治体で4割～8割

程度を占めている。具体的には仏像等の彫刻が指定等を受ける傾向にあった。そのうち、太宰府市では、美工品が 18 件と最も多く、なかでも「鬼瓦」や「銅製経筒 経巻共 附 陶製外容器」といった遺跡発掘に伴って発見された考古資料が 12 件と多くを占めていた。

菊池市と遠野市は、美工品がそれぞれ 43 件、37 件と 3 割程度あり、一定数みられるが、遠野市においては天然記念物（44 件）、菊池市においては史跡（49 件）が美工品よりも件数が多く、それぞれの自治体で最多であった。遠野市の天然記念物には、「田屋の大杉」「長泉寺かやの木」といった樹木が多くみられた。菊池市の史跡には、「古池城跡」「戸崎城跡」といった城跡が多くみられた。

文化財件数の多かった大垣市、菊池市、遠野市においては、無形民俗文化財が比較的多い（大垣市 5 件、遠野市 6 件、菊池市 14 件）傾向にあるという共通点がみられた。それぞれ、「船町やま⁸²⁾ 囃子」「青墓大太鼓踊り」（大垣市）、「大出早池峰神楽」「行山流鹿踊」（遠野市）、「稗方神楽」「福本八幡宮獅子舞花笠踊」（菊池市）といったような民俗芸能が多くみられた。

4. 各自治体の規模に関する特徴

各自治体の規模に関する特徴として、各自治体の人口、地域遺産制度導入年とその 5 年前の人口を比較した人口増減率⁸³⁾、高齢化率を表 2-4 に示した。

表 2-4 各自治体の人口総数、人口増減率、高齢化率

自治体名	多治見市	遠野市	菊池市	下田市	大垣市	太宰府市	龍ヶ崎市	島田市
人口総数（人）	110,441	28,062	48,167	22,916	159,879	72,168	78,342	98,112
人口増減率（%）	2.2	-4.9	-1.66	-5.7	-0.23	4.56	-1.87	-2.11
高齢化率（%）	27.9	37.4	30.9	38.9	26.1	25.9	24.8	29.5

・割合は小数点第二位を四捨五入

1) 各自治体の人口

地域遺産制度を導入している自治体は、すべて市であり、都道府県庁の所在地や特例市、中核市ではなかった。また、人口 50 万人以上の大都市もみられ

⁸²⁾ 「やま」は車偏に山

⁸³⁾ 多治見市:1996 年と 2001 年、遠野市:2002 年と 2007 年、菊池市:2004 年と 2009 年、下田市:2004 年と 2009 年、大垣市:2005 年と 2010 年、太宰府市:2006 年と 2011 年、龍ヶ崎市:2005 年と 2015 年、島田市:2005 年と 2015 年

なかった。最も人口が多かったのは大垣市（159,879人）であり、次いで多治見市（110,441人）が多く、この2自治体は人口が10万人を超えており、規模が大きい自治体であった。しかしながら、他6自治体は人口が10万人以下と規模の小さい自治体であった。そのうち島田市は98,112人と規模の大きい自治体に近い人口であった。太宰府市や龍ヶ崎市は7万人台であった。遠野市と下田市は人口が2万人台となっており人口の少なさが顕著であった。

2) 各自治体の人口増減率

8自治体のうち、多治見市と太宰府市では、それぞれ4.56%、2.2%と人口の増加がみられた。他6自治体については人口が減少していた。特に下田市（38.9%）と遠野市（37.4%）では減少率が高い。

3) 各自治体の高齢化率

取り扱った2015年度の高齢化率の全国平均は26.6%であった。よって、大垣市、太宰府市、龍ヶ崎市の3自治体は全国平均以下の高齢化率であった。他5自治体は高齢化率が全国平均以上あり、特に遠野市と下田市では人口のうち約4割が65歳以上であることがわかった。

5.まとめ

以上本章で把握した自治体の文化財保護ならびに自治体の規模に関する傾向を整理すると、表2-5となる。

表2-5 地域遺産制度を導入した自治体の特徴

自治体の特徴		自治体名称		多治見市	遠野市	菊池市	下田市	大垣市	太宰府市	龍ヶ崎市	島田市
		文化財保護に関する施策	文化財保護に関する計画	○	○	○	○	○	○	○	○
文化財保護に関する特徴	文化財保護に関する施策	文化財保護に関する条例		○	○	○	○	○	○	○	○
		歴史文化基本構想	×	×	×	×	×	○	×	×	
		文化財保護に関する計画	×	×	×	×	×	○	×	×	
	指定等文化財	件数	平均以下	平均以下	平均以下	平均以下	平均以上	平均以上	平均以下	平均以下	
	国指定等文化財	最も多い種類	登録文化財(建造物)	登録文化財(建造物)	登録文化財(建造物)	史跡	登録文化財(建造物)	美作品	登録文化財(建造物)	美作品、登録文化財(建造物)	
	市指定等文化財	最も多い種類	美作品	天然記念物	史跡	美作品	美作品	美作品	美作品	美作品	
規模に関する特徴	人口		大	小	小	小	大	小	小	小	
	人口増減率		増加	減少	減少	減少	減少	増加	減少	減少	
	高齢化率		平均以上	平均以上	平均以上	平均以上	平均以下	平均以下	平均以下	平均以上	

・○はある、×はない場合を示す

文化財保護に関する特徴のうち、文化財保護に関する施策では、文化財保護に関する条例は地域遺産制度導入前から全ての自治体で制定されており、内容も同様のものではあった。よって文化財保護条例による文化財の保護は、各自治体でそれぞれ取組まれてきたということが指摘できる。

しかし、歴史文化基本構想および文化財保護に関する計画の策定を行っていたのは太宰府市のみであり、太宰府市以外の7自治体は文化財保護に関する計画は策定していなかった。これより、具体的な文化財保護に関する計画や文化庁の施策への反応には違いがあることが明らかとなった。

計画を策定している太宰府市は、国指定等文化財の件数が圧倒的に多い一方で市指定等文化財は少なく、未指定の文化財の把握および住民の意見の聴取を目指して、地域遺産制度に取り組むようになったと考えられる。

太宰府市以外の自治体をみると、国指定等文化財・市指定等文化財ともに平均以上で件数の多かった大垣市と、市指定等文化財が100件以上あり、国指定等文化財よりも非常に多くみられた遠野市および菊池市以外の自治体は、国指定等文化財・市指定等文化財ともに少なく、種類としては登録文化財（建造物）が多い傾向にあった。そこからは、文化財保護制度下で指定等の対象となりにくい自治体内の文化遺産を発見・把握することを意図して地域遺産制度に取り組むようになったことが推察される。

各自治体の規模も、大垣市と多治見市を除いて10万人未満と小規模であり、比較的規模の小さい自治体が地域遺産制度に取り組んでいるといえる。加えて、太宰府市、多治見市以外の6自治体で人口は減少しており、また、高齢化率も太宰府市、大垣市、龍ヶ崎市以外の5自治体で平均以上となっていた。人口の減少や高齢化が進んでいる自治体が多いという傾向も明らかになった。

以上より、地域遺産制度に取り組んでいる自治体は、指定等文化財の件数が少なく、比較的規模が小さい傾向にあるといえる。

3章 地域遺産制度の特徴

1.本章の目的

地域遺産制度を運営する自治体の特徴は、いくつかの傾向があることが2章で明らかになった。本章は、そのような特徴を有する自治体が導入した地域遺産制度の運営と内容について着目する。

対象となった地域遺産制度のなかには、その取組の内容についての報告がなされているものもある⁸⁴⁾が、個別事例の報告に留まっており、類似した文化遺産の保護に関する制度を比較するという研究はなされていない。地域遺産制度同士を共通の項目を設け比較することにより、複数の地域遺産制度に共通する点や、各地域遺産制度の独自性の把握が見込まれ、類似する特徴を有する自治体が制度を設計する際の参照が可能となると考えられる。

よって、本章では、地域遺産制度の運営および制度内容を比較分析することで、地域遺産制度の特徴を明らかにすることを目的とする。

2.本章の研究手法

8件の地域遺産制度および地域遺産制度を運用する自治体を対象に、条例・要綱、地域遺産制度に関連する各種計画や報告書等による文献ならび担当部局へのアンケートより情報を収集した。アンケートについては、8自治体の地域遺産制度の運営担当部局宛に紙面を郵送(2016年6月15日発送)し行なった。それより1ヶ月の間に8自治体全てより回答を得た。また、アンケートを元に補足情報が必要な内容については、対面、電話、メールによって担当部局に問い合わせを行ない、追加の情報を収集した。

得られた情報を、運営に関しては、1)担当部局、2)制度に関する条例・要綱、3)地域遺産制度に関する計画という項目を設けた。

運営への着目は、文化財保護を担ってきた文化財担当部局や文化財に関する条例・要綱や計画以外にも、近年では景観施策を担当する都市政策部局や観光

⁸⁴⁾ 例えば太宰府市民遺産については、設立に関わった市職員である城戸康利による報告がある。(城戸康利(2011):ローカルからはじめる遺跡・遺産-太宰府市民遺産、奈良文化財研究所(編):地域における遺跡の総合的マネジメントー平成22年度遺跡整備・活用研究集会(第5回)報告書一、118-123)

振興を担当する部局等が文化遺産の保護に関わる傾向もみられ⁸⁵⁾、担当部局や地域遺産制度に関する条例・要綱、計画をみることで地域遺産制度の自治体の位置づけや役割を把握するためである。

内容は、1)地域遺産、2)募集、3)認定組織、4)認定後の保護、5)市内地区ごとの行政出先機関という項目を下記の理由により設け、情報を収集、整理分析した。

1)地域遺産は、①地域遺産の分類②地域遺産と文化財の重複の有無の2点から成る。これは、各地域遺産制度で設けられた地域遺産の分類をみることで、どのような対象を地域遺産としているのかをみると共に、指定等の措置が講じられている文化財として保護がなされている対象を地域遺産とするもしくはしないという扱いをみることで、文化財保護制度との関わりを把握するためである。

2)募集においては、①募集方法②推薦資格③管理者・所有者以外からの推薦・応募の有無の3点から成る。文化財保護制度の場合、行政側の評価や判断を元に文化財となる対象を選出し指定等をしていくことになるが、個別の地域遺産制度の報告からは、住民が参加するかたちでの募集がみられた。よって、どのような方法で、どのような住民を対象として募集することを意図しているのかを把握するためである。

3)認定組織については、文化財保護制度の場合、学識経験者や専門家から成る文化財保護審議会⁸⁶⁾が指定等に関わっている。地域遺産制度の場合、どのような人物が認定に関わっているのかを把握するため、①認定組織の構成を把握した。

4)認定後の保護については、①推薦時における推薦者からの保護計画の提出の有無②地域遺産の保護に関する補助金の有無③補助対象④地域遺産管理者と

⁸⁵⁾ 例えば、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針として「文化財保護行政とまちづくり行政の緊密な連携」が求められている。(文部科学省、農林水産省、国土交通省(2008):地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針、2)

⁸⁶⁾ 文化財保護法では、文化財保護審議会において下記のように定めている。

第百九十条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。3 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

行政の協議会の有無⑤保護へのアドバイザー有無の5点をみた。これは、認定後の地域遺産の保護についてどのような取組により実現しようとしているのかを把握するためである。

5)市内地区ごとの行政出先機関は、複数の自治体で地域遺産制度の運用にあたり、自治体内の行政出先機関の関与がみられ、地域遺産制度における行政出先機関の具体的な役割について把握する必要があると考えたため、①地域遺産制度への関与の有無②地域遺産制度に関する行政出先機関の役割について把握した。

3.地域遺産制度の運営

地域遺産制度の運営と内容について表3-1に示した。

表3-1 地域遺産制度の運営と内容

地域遺産制度名称	風景市民遺産	遠野遺産認定制度	菊池遺産	下田まち遺産	大垣市景観遺産	認定大宰府市民遺産	龍ヶ崎市民遺産	しまだ市民遺産
自治体名称	多治見市	遠野市	菊池市	下田市	大垣市	大宰府市	龍ヶ崎市	鳥田市
開始年	2001	2007	2009	2009	2010	2011	2015	2015
担当部局	都市政策	文化財	地域振興	都市政策	都市政策	文化財	文化財	文化財
条例・要綱	多治見市美しい風景づくり条例	遠野遺産認定条例	菊池遺産認定条例	下田市景観まちづくり条例	大垣市景観条例	大宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例	龍ヶ崎市民遺産条例	しまだ市民遺産認定事業実施要綱
運営	景観計画	景観計画	×	景観計画	景観計画	・市民遺産活用推進計画 ・景観計画 ・景観まちづくり計画	×	×
地域遺産	×	有形文化遺産 ・無形文化遺産 ・自然遺産 ・複合的遺産	有形文化遺産 ・無形文化遺産 ・自然遺産 ・複合的遺産	・文化 ・自然 ・歴史 ・人の暮らし ・歴史的建造物	・歴史文化遺産 ・近代遺産 ・現代遺産 ・風景遺産	×	文化財と同じ	・地域の歴史や文化を象徴しているもの ・地域の伝統行事として親しまれているもの ・地域の生活文化の特色を示しているもの ・地域の特筆すべき風景 ・その他認定に値するもの
募集	地域遺産と文化財の重複	住民へのアンケート	住民からの公募・推薦	住民からの公募・推薦	住民からの公募・推薦	住民からの公募・推薦	住民からの公募・推薦	住民からの公募・推薦
募集方法	×(※2)	団体	個人	個人	個人及び団体	個人及び団体	個人及び団体	個人及び団体
推薦資格	×(※2)	×	×	×	×	×	×	×
所有者・管理者以外からの推薦	○	○	○	○	○	○	○	○
住民の代表者	○	○	○	○	○	○	○	○
商工会/観光協会関係者	×	○	○	×	×	○	×	○
研究者	○	○	×	×	○	○	○	×
行政担当者	○	○	×	×	×	○	×	○
教育関係者(※1)	×	○	×	×	×	○	○	×
その他	×	×	×	×	×	市民遺産育成団体	×	文化協会
推薦時における推薦者からの保護計画の提出	×(※3)	○	○	×	×	○	○	○
地域遺産の保護に 関する補助金	○	○	○	○	○	○	○	×
補助の対象	地域遺産の保護に 関する補助金	住民団体の活動	住民団体の活動	地域遺産の改修等	地域遺産の改修等	(景観重要建造物・樹木に指定された物)	住民団体の活動	×
地域遺産管理者と行政の協議会	×	×	×	×	×	○	×	×
保護へのアドバイザー	×	○	×	×	○	○(※5)	×	×
地域遺産制度への関与	×	○	○	×	○	×	×	×
市内地区ごとの行政 先機関	役割	・応募の告知 ・推薦の相談 ・保護の相談	・推薦の相談 ・保護の相談	・応募の告知 ・推薦の告知	・応募の告知	×	×	×

*○はあり、×はなし

※1:教育委員会、学校長 ※2:個人へのアンケート調査のため推薦ではない ※3:アンケートによる募集のため ※4:国指定等は除外 ※5:制度上設置は可能だが、現在設置していない

1) 担当部局

担当部局は、菊池遺産のみ地域振興部局であり、他7件は、文化財部局が4件、都市政策部局が3件と、文化財部局と都市政策部局が多い傾向にあった。菊池遺産の運営を担当していた地域振興部局は、具体的には企画振興課であり、地域振興に関する事業や行事の開催を主とする部局であった。

2) 条例・要綱

地域遺産制度の根拠となる条例・要綱は、半数の4件が景観に関する条例(多治見市美しい風景づくり条例：風景市民遺産(多治見市)、下田市景観まちづくり条例：下田まち遺産、大垣市景観条例：大垣市景観遺産、太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例：認定太宰府市民遺産)であり、半数の地域遺産制度が景観に関する条例に基づいていることがわかった。また同数の4件の自治体が地域遺産のための独自の条例・要綱(遠野遺産認定条例：遠野遺産認定制度、菊池遺産認定条例：菊池遺産、龍ヶ崎市民遺産条例：龍ヶ崎市民遺産、しまだ市民遺産認定事業実施要綱：しまだ市民遺産)を設けており、地域遺産制度に特化した条例・要綱に基づく地域遺産制度が半数あることがわかった。

それぞれの条例・要綱の内容を把握するため、条例・要綱内の各条の内容をみると、まず、景観に関する条例は、景観計画、景観形成重点地域、景観重要建造物及び景観重要樹木、行為の規制等の景観の形成に関する内容と共に、地域遺産制度について記載されていた。

そのなかで、太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例では、市民遺産を「市民や地域又は市が伝えたい太宰府固有の物語、その物語の基盤となる文化遺産(文化遺産群を含むものとする。以下同じ。)及び文化遺産を保存活用する活動を総合したもの」⁸⁷⁾としており、「市民、事業者及び市が連携、協働のもと、太宰府の良好な景観の形成と市民遺産の育成を図り、太宰府らしいまちづくりを推進することを目的とする。」⁸⁸⁾を条例の目的と定め、景観形成とともに太宰府市民遺産を扱うことを述べており、条例名称からも推察できるように、市民遺産の扱いを重視していることがうかがえた。

⁸⁷⁾ 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例 第2条

⁸⁸⁾ 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例 第2条

また、下田市景観まちづくり条例では、下田まち遺産を「市民が誇りに思い、次代へ継承していくべき、下田を象徴し、下田らしさが感じられるもの」⁸⁹⁾としている。そして、「この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項及び下田まち遺産を未来につなげていくために必要な事項を定めることにより、下田市を市民にとって愛着と誇りの持てる美しく魅力あるまちとすることを目的とする。」⁹⁰⁾と条例の目的において下田まち遺産についての言及がみられた。

一方、多治見市美しい風景づくり条例と大垣市景観条例では、「この条例は、風景づくりに関して必要な事項を定め、風景づくりを総合的に、しかも計画的に進めることによって、誇りと愛着のもてる魅力あるまちをつくることを目的とします。」（多治見市風景づくり条例）⁹¹⁾「この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行その他景観の形成に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、市民参加による大垣らしいまちの景観の形成を推進し、もって快適で住みよいまちにすることを目的とする。」（大垣市景観条例）⁹²⁾と、目的においては市民遺産（多治見市）や大垣市景観遺産については言及されていなかった。それぞれの地域遺産について、多治見市美しい風景づくり条例では、「市長は、多治見の自然環境、歴史、文化などを象徴する重要な風景を構成するものを、風景市民遺産として指定する」⁹³⁾としており、また、大垣市景観条例では、「市長は、次に掲げる建造物等⁹⁴⁾のうち、後世に伝承すべき景観を有する建造物等を大垣市景観遺産（以下「景観遺産」という。）として、今後の保存及び活用により景観遺産となり得る建造物等を大垣市景観自慢（以下「景観自慢」という。）として指定することができる。」⁹⁵⁾としていた。

4件の地域遺産に特化した条例・要綱の内容をみると、目的、理念、市や市

⁸⁹⁾ 下田市景観まちづくり条例 前文

⁹⁰⁾ 下田市景観まちづくり条例 第1条

⁹¹⁾ 多治見市風景づくり条例 第1条

⁹²⁾ 大垣市景観条例 第1条

⁹³⁾ 多治見市風景づくり条例 第27条

⁹⁴⁾ 「(1) 明治から昭和初期に建造された建造物で、産業都市大垣を象徴するもの (2) 宿場町の風情を醸し出す建造物等、大垣の歴史・文化の蓄積を感じさせる建造物 (3) 優れたデザインにより建造物としての価値が高いもの (4) その他地域の良好な景観の形成に貢献している建造物等」としている。(大垣市景観条例 第24条)

⁹⁵⁾ 大垣市景観条例 第24条

民の役割・義務、遺産の修理・減失の届け出、認定の取り消し、認定組織の規定等がどれも定められていた。

そのうち、目的は、「この条例は、市民が慣れ親しみ、郷土の誇りとして育んできた地域資源を、将来にわたって継承していくべき遠野遺産として認定し、市民協働によりその保護及び活用を図ることにより、魅力ある郷土の創造及び発展に寄与すること」（遠野遺産認定条例）⁹⁶⁾「菊池市の自然や歴史及び伝統文化に育まれた地域資源を、将来にわたって継承していくべき菊池遺産として認定し、市民と共にその保護及び活用を図ることにより、魅力ある郷土を創造し発展に寄与すること」（菊池遺産認定条例）⁹⁷⁾「本市の歴史的及び文化的な特長を示すもの並びに自然、景観等を龍ヶ崎市民遺産(以下「市民遺産」という。)として認定し、市民の地域に対する誇りと愛着の醸成につなげる」⁹⁸⁾（龍ヶ崎市民遺産条例）「この要綱は、本市において将来の世代に引き継ぎ、又は語り継いでいくべき文化遺産、伝統行事、祭り、景観その他の地域の遺産をしまだ市民遺産（以下「市民遺産」という。）として認定することにより、市民が地域に対し誇りと愛着をもつことができるような環境を醸成することを目的とする」⁹⁹⁾（しまだ市民遺産認定事業実施要綱）とされており、地域遺産の継承による効果を意識していた。

3) 計画

各種計画との関係を見ると、8件のうち5件が何らかの計画に記載されていた。そのうち全てが景観計画において地域遺産制度を記載していた。また、認定太宰府市民遺産のみ、景観計画に加え、文化財保護に関する計画にも記載がみられた。

それぞれの景観に関する計画における地域遺産制度の位置づけや内容は、まず、多治見市の「多治見市風景づくり計画」（2009年策定）では、「風景を守っていくために」¹⁰⁰⁾必要な取組として、「風景市民遺産」と「景観重要建造物

⁹⁶⁾ 遠野遺産認定条例 第1条

⁹⁷⁾ 菊池遺産認定条例 第1条

⁹⁸⁾ 龍ヶ崎市民遺産条例 第1条

⁹⁹⁾ しまだ市民遺産認定事業実施要綱 第1条

¹⁰⁰⁾ 多治見市都市計画部都市政策課（2009）：多治見市風景づくり計画、53

及び景観重要樹木」を挙げている¹⁰¹⁾。また、「風景市民遺産」の一部が「景観重要建造物及び景観重要樹木」として景観計画内での管理対象になることを述べていた¹⁰²⁾。

下田市景観計画（2009年策定）では、景観計画を「景観計画では、下田まち遺産がどんなものであるかを私たち一人ひとりが知り、広めていくこと、そして、下田まち遺産を維持・保存し、新たに創造していくこと」¹⁰³⁾としていた。そして、「下田まち遺産が多く、下田の特徴を醸し出している地域を『景観誘導ゾーン』と設定します。さらに景観誘導ゾーンの中で、特に貴重な下田まち遺産が集積し、重点的かつ積極的に景観まちづくりに取り組んでいく地区を、関係者の合意のもと『景観重点地区』に指定していきます。」¹⁰⁴⁾あるいは、「『下田登録まち遺産』¹⁰⁵⁾については、景観重要建造物及び景観重要樹木に指定することができます」¹⁰⁶⁾といったように、景観形成における要素としての位置づけがなされていた。

大垣市景観計画（2008年策定）においては、景観形成方針の実現として、「景観計画区域」「景観形成のための行為の制限」「景観形成重点地域」「景観形成モデル地域」等と共に「大垣市景観遺産」が位置付けられていた。認定指針として、大垣市内を特性毎に区分した景観計画区域¹⁰⁷⁾ごとの特色に沿って大垣市景観遺産を認定する¹⁰⁸⁾としていた。また、大垣市景観遺産のなかで「積極的な保全が求められる建造物」¹⁰⁹⁾や「市民に親しまれ、道路その他の公共の場所から見ることができ、次に示す項目¹¹⁰⁾に該当する樹木」¹¹¹⁾については、

¹⁰¹⁾ 多治見市都市計画部都市政策課（2009）：多治見市風景づくり計画、53

¹⁰²⁾ 多治見市都市計画部都市政策課（2009）：多治見市風景づくり計画、54

¹⁰³⁾ 下田市（2009）：下田市景観計画、3

¹⁰⁴⁾ 下田市（2009）：下田市景観計画、6

¹⁰⁵⁾ 下田登録まち遺産とは、認定された下田まち遺産のうち、「所有者等の同意が得られ、市が登録したもの」（下田市景観条例第2条）をさす。

¹⁰⁶⁾ 下田市（2009）：下田市景観計画、35

¹⁰⁷⁾ 「にぎわいの情景区域」「くらしの情景区域」「田園の情景区域」「里山の情景区域」の4区域としている。（大垣市都市計画課（2008）：大垣市景観計画、10）

¹⁰⁸⁾ 大垣市都市計画課（2008）：大垣市景観計画、30

¹⁰⁹⁾ 大垣市都市計画課（2008）：大垣市景観計画、30

¹¹⁰⁾ 「樹木としての歴史・文化的価値が高く、地域の景観を特徴づけている樹木 アイストップや街角など景観上重要な場所に位置し、地域の良好な景観形成に貢献している樹木 樹容が地域のシンボリックな存在であり、地域の良好な景観形成に貢献している樹木」（大垣市都市計画課（2008）：大垣市景観計画、31）

¹¹¹⁾ 大垣市都市計画課（2008）：大垣市景観計画、31

所有者との合意や審議を経て景観重要建造物および景観重要樹木として指定することとしていた。

遠野市景観計画（2008年策定）では、同計画内で取組指針として示された第2部景観形成ガイドラインにて、「また本制度（引用者註：遠野遺産制度）により特定された地域資源（景観要素）と保全の仕組みを蓄積し、景観形成ガイドラインに必要な指針若しくは基準を順次設けるものとし、当市の景観政策の醸成に資する基本施策と位置づけるものとする。」¹¹²⁾とし、景観形成ガイドラインに先駆ける基本施策と位置付けていた。

太宰府市では、「太宰府市景観まちづくり計画」と「太宰府市景観計画」を同時（2010年）に策定していた。「太宰府市景観まちづくり計画」では、「市民主体の景観まちづくり活動への支援と連携」¹¹³⁾として、「市民遺産によるまちづくりの展開」¹¹⁴⁾が期待されていた。景観形成の具体的な内容を述べた「太宰府市景観計画」では、「良好な景観形成のためのルールづくりの前提」¹¹⁵⁾として、「(1)市全域で『古都太宰府の風景』を形成する (2)『古都太宰府の風景』を3つの階層で捉える (3)市民遺産を構成する文化遺産を景観資源として保全・活用する」¹¹⁶⁾ことを掲げ、「市民遺産を構成する文化遺産のうち、特に重要なものについては景観法に基づく『景観重要建造物』や『景観重要樹木』として指定するなど、積極的に保全・活用していきます。」¹¹⁷⁾と、市民遺産を景観資源として位置付けていた。また、景観育成地区¹¹⁸⁾の指定にあたっては、

¹¹²⁾ 遠野市地域整備部都市計画課（2008）：遠野市景観計画、29

¹¹³⁾ 太宰府市都市整備課景観・歴史のまち推進係（2012）：太宰府市景観まちづくり計画/太宰府市景観計画、19

¹¹⁴⁾ 太宰府市都市整備課景観・歴史のまち推進係（2012）：太宰府市景観まちづくり計画/太宰府市景観計画、19

¹¹⁵⁾ 太宰府市都市整備課景観・歴史のまち推進係（2012）：太宰府市景観まちづくり計画/太宰府市景観計画、19

¹¹⁶⁾ 太宰府市都市整備課景観・歴史のまち推進係（2012）：太宰府市景観まちづくり計画/太宰府市景観計画、29

¹¹⁷⁾ 太宰府市都市整備課景観・歴史のまち推進係（2012）：太宰府市景観まちづくり計画/太宰府市景観計画、29

¹¹⁸⁾ 「景観上重要な地区で建築行為等に対するきめ細やかな基準による規制、国・県・市等による重点的な景観整備等により、積極的に良好な景観の形成を図る地区」としており、現在のところ、「人と遺跡の共存史地区」「天満宮と宰府宿地区」の2地区が指定されている。（太宰府市都市整備課景観・歴史のまち推進係（2012）：太宰府市景観まちづくり計画/太宰府市景観計画、58-59）

市民遺産の内容に基づくとしていた¹¹⁹⁾。

太宰府市では、文化財保護に関する計画でも地域遺産について述べられており、「市民遺産活用推進計画」（2011年策定）では、今後の太宰府市の方針として「これまでの文化財保護の枠組みを超えて、多彩な文化遺産を、指定未指定に捉われることなく、市民等との協力のもと、その保存活用に取り組んでいきます。文化遺産そのものとして見守ることから、文化遺産を文化財として保護する、そして文化遺産を太宰府市民遺産として育成する取り組みの一連を文化遺産の保存活用と位置づけ、市全体としてその推進を図ります」¹²⁰⁾としており、指定等文化財と同様に太宰府市民遺産について扱うとしていた。

なお、他3市において、景観計画を確認したところ、龍ヶ崎市は景観計画を策定していなかった。島田市は「島田市景観計画」をしまだ市民遺産が導入される前の2014年に策定しており、しまだ市民遺産の記述はみられなかった。菊池市は、2018年に「菊池市景観計画」を策定していた。同計画内で、景観資源として文化財と共に菊池遺産に触れられている¹²¹⁾が、具体的な菊池遺産に関する記述や制度内容、他景観計画での取組との関連性はみられなかった。

このように都市政策部局が担当し、景観条例に地域遺産制度が記載されていた風景市民遺産（多治見市）、下田まち遺産、大垣市景観遺産は景観計画に記載され、認定された地域遺産から景観重要建造物や景観重要樹木に指定できるようする、あるいは、景観形成に関する区域・地区との関わりを持たせるなど、景観計画での他の取組と関連づけられていた（表3-2）。

表3-2 地域遺産制度と景観計画内の取組との関係

地域遺産制度名称	風景市民遺産 (多治見市)	遠野遺産 認定制度	下田 まち遺産	大垣市 景観遺産	認定太宰府 市民遺産
景観計画での取組					
景観重要建造物及び景観重要樹木	○	×	○	○	○
景観形成に関する区域・地区	×	×	○	○	○

・○はある、×はない場合を示す

これらは、地域遺産制度により認定された地域遺産を用いることで、地域住

¹¹⁹⁾ 太宰府市都市整備課景観・歴史のまち推進係（2012）：太宰府市景観まちづくり計画/太宰府市景観計画、58-59

¹²⁰⁾ 太宰府市（2011）：太宰府市民遺産活用推進計画、21

¹²¹⁾ 菊池市（2018）：菊池市景観計画、135

民の意見を計景観計画に取り込もうとしていることがうかがえる。

一方、地域遺産制度独自の条例が作成されており、運営担当が文化財部局である遠野遺産認定制度は、現状をみるかぎり、景観計画の中で遠野遺産と景観重要建造物および景観重要樹木の指定や景観形成に関する区域・地区との関係は規定されておらず、景観計画を運用していくための先駆的施策としての位置づけに留まっていた。同じく文化財部局が担当している地域遺産制度であっても、認定太宰府市民遺産は、太宰府市民遺産を地域資源と捉えて、文化財保護に関する計画や総合計画、都市計画等の諸政策・計画と連携を持たせていた（図3-1）。景観計画においては、景観重要建造物および景観重要樹木だけでなく景観上重要な景観育成地区も太宰府市民遺産から指定するとしていた。

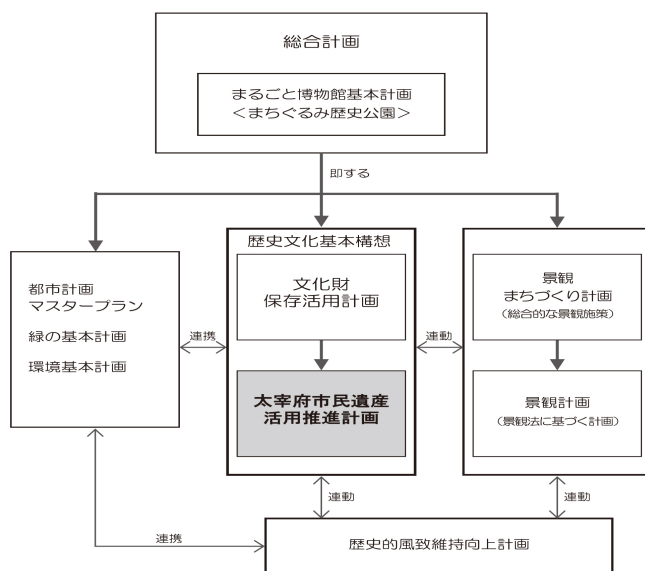


図 3-1 認定太宰府市民遺産と諸計画の関係

(太宰府市 (2011) : 太宰府市民遺産活用推進計画より引用)

4.地域遺産制度の内容

1) 地域遺産

①地域遺産の分類

風景市民遺産（多治見市）と認定太宰府市民遺産以外の6件の地域遺産制度が遺産の分類を規定していた。龍ヶ崎市民遺産は文化財と同じ分類を採用し

ていた。他5件に関しては、「有形文化遺産」「無形文化遺産」「自然（遺産）」、「複合的遺産」といった分類が共通してみられた。

そのうえで、菊池遺産の「産業遺産」下田まち遺産の「人の暮らし」、大垣市景観遺産の「近代遺産」「現代資産」など、文化財保護制度の分類に依らない独自の分類もみられた。

②地域遺産と文化財の重複の有無

既に文化財に指定等がなされている文化遺産を地域遺産に認定ことができるかどうかについては、龍ヶ崎市民遺産としまだ市民遺産を除く6件が、対象が既に指定等の措置を受けている文化財であっても地域遺産になることを認めていた。大垣市景観遺産の場合、国指定等は除外¹²²⁾されていた。

2) 募集

①募集方法

8件全てで住民から地域遺産候補案件を募集していた¹²³⁾。そのうち、風景市民遺産（多治見市）は、住民へのアンケートによって募集を行っていた。他7件は、住民からの公募・推薦による募集であった。その方法と、応募用紙の記入内容について項目ごとにまとめた（表3-3）。

表3-3 応募・募集の内容

地域遺産 制度名称 応募・募集 の内容		遠野遺産 認定制度	菊池遺産	下田まち 遺産	大垣市景観遺産	認定太宰府 市民遺産	龍ヶ崎市 民遺産	しまだ市 民遺産
		応募用紙	応募用紙	応募用紙	応募用紙、 インターネット	応募用紙	応募用紙	応募用紙
応募用紙 記入内容	遺産名称	○	○	○	○	○	○	○
	所在地	○	○	○	○	○	○	○
	由来や規模・位置	○	○	○	○	○	○	○
	推薦理由	○	○	○	○	○	○	○
	遺産の種類	○	○	○	×	×(註2)	×	×
	保護の計画	○	○	×	×	○	○	○
	所有(管理)者	×(註1)	×(註1)	○	×	○	×(註1)	○
	推薦者氏名	○	○	○	○	○	○	○
	推薦者住所	○	○	○	○	○	○	○
推薦者連絡先	○	○	○	○	○	○	○	

・○はある、×はない場合を示す

・註1:推薦の段階で所有(管理者)の合意を得ることとしている ・註2:種類を規定していない

¹²²⁾ 実際到大垣市景観遺産認定後、国指定等文化財となったものがある。

¹²³⁾ 龍ヶ崎市民遺産ならびにしまだ市民遺産では住民の他に行政からの応募も可能としていた。

方法としては、応募用紙の提出による推薦が共通してみられた（図3-2）。大垣市景観遺産のみ、インターネットでの応募が可能となっていた。その内容としては、遺産名称、所在地、由来や規模、位置、推薦理由、遺産の種別といった、推薦する遺産に関する内容、また、氏名等推薦者に関する内容は共通してみられた。認定後の保護計画については、遠野遺産、菊池遺産、認定太宰府市民遺産、しまだ市民遺産、龍ヶ崎市市民遺産の5件について記述を求めていたが、下田まち遺産と大垣市景観遺産では求められていなかった。

様式第1号（第2条関係）

下田認定まち遺産提案書

年 月 日

（あて先）下田市長

住所
提案者 氏名 ○印
電話

下田まち遺産の認定・登録に関する要綱第2条第2項の規定により、下田認定まち遺産の候補を、関係図書を添えて次のとおり提案します。

まち遺産の分類は何ですか？ 自然 歴史 文化 人の暮らし
<該当箇所は○をつけてください>

まち遺産の名称は何ですか？

まち遺産の場所はどこですか？

まち遺産の所有者の住所と名前を教えてください。 住所
 名前

提案する理由を教えてください。

<添付図書>

- 1 まち遺産の概要を示す資料
- 2 まち遺産の位置図
- 3 まち遺産の写真

※ ただし、歴史上の人物等については、添付図書の省略を認める場合もあります。

その他 名称や場所等が不明な場合は、わかる範囲内で記入して下さい。また添付図書が揃えられない場合下田市役所建設課までお問い合わせ下さい

図3-2 下田まち遺産の応募用紙（実物はA4サイズ）

②推薦資格

募集方法でみたように、風景市民遺産（多治見市）を除く7件の地域遺産制度は住民からの公募・推薦を行っていた。そのうち、推薦資格を団体に限定しているものが3件（遠野遺産認定制度、菊池遺産、認定太宰府市民遺産）、個人および団体としているもの3件（大垣市景観遺産、龍ヶ崎市民遺産、しまだ市民遺産）、個人に限定しているものが1件（下田まち遺産）となっており、全体的に団体からの公募・推薦による募集を行なう傾向にあった。

特に、認定太宰府市民遺産では、他の地域遺産制度ではみられなかった、推薦時の景観・市民遺産育成団体の登録を条件としていた。太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例では、「市長は、良好な景観の形成及び市民遺産の育成について自主的な活動を行う団体を規則で定めるところにより、景観・市民遺産育成団体として認定することができる。」¹²⁴⁾、「太宰府市民遺産活用推進計画」では、「景観まちづくりに関わるNPOや市民団体並びに市民遺産を育成している市民団体などは、その団体等からの申請により、景観・市民遺産育成団体として認定されることとなります。」¹²⁵⁾としており、市民遺産の推薦にあたり、団体名称、代表者、団体の所在地、活動の目的及び内容を記載した認定申請書の提出を求めている。「団体」については、2名以上であれば申請が可能¹²⁶⁾とされていた。

③管理・所有者以外からの推薦・応募の有無

各地域遺産の推薦・応募時、推薦・応募者となる団体や個人が推薦・応募の対象となる文化遺産の管理・所有者と異なることも想定できる。よって、管理・所有者以外からの推薦・応募が可能かどうかを確認した。結果、管理・所有者以外からの推薦を可能としていた地域遺産制度は、風景市民遺産（多治見市）、下田まち遺産、大垣市風景遺産、しまだ市民遺産の4件であった。一方、遠野遺産認定制度、菊池遺産、認定太宰府市民遺産、龍ヶ崎市民遺産の4件は、管理・所有者以外からの推薦を認めていなかった。この4件の地域遺産制度の場合、例えば、遠野遺産条例で「遠野遺産に推薦しようとするもの(以下『推薦者』という。)は、推薦書を市長に提出するものとする。この場合において、推薦者は、当該地域資源等の所有者等(所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者をいう。以下同じ。)の同意を得なければならない。」¹²⁷⁾と推薦・応募時に管理・所有者からの同意を得ていることを条件としていた。

¹²⁴⁾ 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例 第33条

¹²⁵⁾ 太宰府市(2011):太宰府市民遺産活用推進計画、60

¹²⁶⁾ 太宰府市担当部局へのヒアリングより

¹²⁷⁾ 遠野遺産条例 第7条

3) 認定組織

①認定組織の構成

応募された地域遺産候補案件は、どの制度でも認定組織が認定の可否を判断する仕組みとなっていた。認定組織の構成員をみると、住民の代表者が8件全てで構成員となっていた。公募により募集された住民の他、認定太宰府市民遺産では、既に認定された太宰府市民遺産の育成団体も参加していた。また、商工会/観光協会関係者も半数で構成員となっており、住民の意見を尊重した認定が行なわれていることがうかがえる。

しかし、住民の代表者もしくは住民代表者と商工会/観光協会関係者だけで構成された認定組織は、菊池遺産と下田まち遺産の2件だけであった。大学教員等の研究者が5件、行政担当者（文化課、都市政策課などの地域遺産制度運営を担当する部局）が4件の地域遺産制度で構成員となっており、また、学校長などの教育関係者を含むものも4件あった。

4) 認定後の保護の取組

①推薦時における推薦者からの保護計画の提出の有無

推薦の際、地域遺産認定後の保護計画を推薦者から提出することを求めるようになっていた地域遺産制度は、遠野遺産認定制度、菊池遺産、認定太宰府市民遺産、龍ヶ崎市民遺産、しまだ市民遺産の5件であった。5件とも、地域遺産の推薦・応募書類に認定後の保護の計画について述べる欄を設けていた。

②地域遺産の保護に関する補助金の有無

認定後の地域遺産の保護に関する補助金は、しまだ市民遺産を除く7件が設けていた。

③補助対象

補助の対象をみると、風景市民遺産（多治見市）、下田まち遺産、大垣市景観遺産の3件が遺産の改修等としていた。具体的には、風景市民遺産（多治見市）においては、所有者等に「風景市民遺産の保存等に係る工事費」もしくは「斜

面緑地の保全に係る経費」に対して補助が行われるとされていた¹²⁸⁾。それぞれ、「風景市民遺産の保存等に係る工事費」については助成率は2分の1以内、限度額は100万円（1年度につき1回かつ2回を限度とする。）、「斜面緑地の保全に係る経費」については助成率は固定資産税及び都市計画税相当額、限度額は10万円と定められていた¹²⁹⁾。

下田まち遺産、大垣市景観遺産、認定太宰府市民遺産の3件は、前節（3.地域遺産制度の運営）でみたように、地域遺産と景観重要建造物および景観重要樹木の指定との関係性があった。両地域遺産制度では、地域遺産から景観重要建造物および景観重要樹木を指定し、その場合、改修等の補助の対象となるという設計になっていた¹³⁰⁾。

また、認定太宰府市民遺産では、後述の協議会にあたる市民遺産会議の運営についても補助を行うとしていた。

遠野遺産認定制度では、補助金は、みんなで築くふるさと遠野推進事業補助金交付要綱に基づく、みんなで築くふるさと遠野推進事業に組み込まれている。この事業は、「住民団体の地域づくりを目的に行う事業の経費に対して補助金を交付するもの」¹³¹⁾「『みんなで築くふるさと遠野推進事業補助金』は、市民と行政の協働の理念に基づき、市内の地域づくり連絡協議会や自治会、その他の団体等が創意と工夫を凝らした特色あるふるさとづくり・人づくりを目的に行う事業に対して補助するもの」¹³²⁾と説明されているように、住民団体による地域づくり活動の一環として、自主的に応募された住民団体の活動についての経費を補助するものであり、対象となる事業の一つが遠野遺産の保護とされていた。遠野遺産の保護以外にも、花いっぱい運動や祭り等イベントの開催等の用途がみられた¹³³⁾。遠野遺産の保護については、対象額は「新規継続に関わらず経費の10分の9以内の額。委託料、工事請負費及び備品購入費に該当する経

¹²⁸⁾ 多治見市美しい風景づくりのための助成金交付要綱

¹²⁹⁾ 多治見市美しい風景づくりのための助成金交付要綱

¹³⁰⁾ 大垣市では積極的に景観形成を進める市民団体を「景観形成市民団体」に認定している。景観形成市民団体の活動についても補助がなされており、景観形成市民団体が大垣市景観遺産を活動の対象とした場合も間接的に補助がされることになる。

¹³¹⁾ みんなで築くふるさと遠野推進補助金交付要綱

¹³²⁾ みんなで築くふるさと遠野推進補助金交付要綱

¹³³⁾ 遠野市市民センター市民協働課：平成24年5月30日 遠野市記者発表資料 No.7
みんなで築くふるさと遠野推進事業について

費のみの事業においては10分の5以内の額」¹³⁴⁾とされており、上限額は「1事業につき100万円」¹³⁵⁾と定められていた。

菊池遺産では、「菊池市地域づくり推進補助金」が菊池遺産の保護に関する補助金とされていた。「菊池市地域づくり推進補助金」は、「地区住民等が『自ら考え自ら実践する』地域づくりを推進することを目的」¹³⁶⁾としており、補助事業として「(1) 地域づくり施設整備事業 (2) 地域づくり活動事業 (3) 人材育成事業 (4) 菊池遺産認定条例(平成 21 年菊池市条例第 20 号)第3条の規定により認定を受けた菊池遺産の保護及び活用に関する事業」¹³⁷⁾を挙げていた。具体的な補助額については「補助率及び限度額は、対象経費の3分の2以内で40万円を限度とする」¹³⁸⁾と定めていた。

また、龍ヶ崎市民遺産では、「地域の課題や社会的課題の解決を目指した事業を市民と市が協働で実施するにあたり、その事業内容や事業費負担を含めた役割分担等についての提案を募集し、事業の実施に向けて協議・検討を行っていく」¹³⁹⁾ことを目的とした協働事業提案制度を住民団体が利用することで保護のための補助金の支援を行なうとしていた。具体的な補助額については「市民提案型協働事業は上限が100万円で、行政提案型協働事業は、事業にかかる予算の範囲内で財政的支援を行います」¹⁴⁰⁾としていた。

④地域遺産管理者と行政の協議会の有無

地域遺産を管理者と行政の協議会を設置していたのは、認定太宰府市民遺産の1件のみであった。認定太宰府市民遺産では、行政担当者と認定された太宰

¹³⁴⁾ みんなで築くふるさと遠野推進補助金交付要綱

¹³⁵⁾ みんなで築くふるさと遠野推進補助金交付要綱

¹³⁶⁾ 菊池市地域づくり推進補助金交付要綱 第1条

¹³⁷⁾ 菊池市地域づくり推進補助金交付要綱 第3条

¹³⁸⁾ 菊池市地域づくり推進補助金交付要綱

¹³⁹⁾ 龍ヶ崎市ウェブページ

<https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/kurashi/shimin/shimin/kyoudoujigyou/kyousoujigyougaiyou.html>

¹⁴⁰⁾ 龍ヶ崎市ウェブページ

<https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/kurashi/shimin/shimin/kyoudoujigyou/kyousoujigyougaiyou.html> なお、協働事業提案制度では、市民が自ら企画する協働事業を提案する「市民提案型協働事業」と市と市民がと協働で実施したい事業の概要に基づき市民が具体的な事業の内容を提案する「行政提案型協働事業」が設けられている。

府市市民遺産の育成にあたる全ての団体が参加する「認定太宰府市民遺産会議」を設けていた¹⁴¹⁾。

⑤保護へのアドバイザー制度の有無

地域遺産の保護にあたり、その助言を行なうアドバイザーを設置している地域遺産制度は、3件のみであった。

そのうち、認定太宰府市民遺産では、「制度上設置できるが2017年現在設置されていない」¹⁴²⁾という回答を得た。

遠野遺産認定制度では、文化財部局の市職員が保護を行なう住民団体に対してアドバイスを「行なう」¹⁴³⁾という位置づけになっていた。

大垣市景観遺産では、景観アドバイザーとして大学教員¹⁴⁴⁾がアドバイスを「行なう」とされていた。

5) 市内地区ごとの行政出先機関

①地域遺産制度へ関与の有無

地域遺産制度の運営を担う担当部局の他に、推薦や認定後の保護において、住民に関与する市内地区ごとの行政出先機関の関与の有無を確認したところ、遠野遺産認定制度、菊池遺産、大垣市景観遺産の3件と少なく、行政出先機関と地域遺産制度の関係は薄い傾向にあった。

内容をみたところ、自治体内の複数存在する支所機能を持つ機関がその役割を担っていた。

②地域遺産制度における市内地区ごとの行政出先機関役割

そのうち、大垣市景観遺産では応募の告知のみを行なっており、遠野遺産認定制度と菊池遺産では、応募の告知の他に推薦および保護の相談の受け付けも行なっていた。

¹⁴¹⁾ 太宰府市（2011）：太宰府市民遺産活用推進計画、86-88

¹⁴²⁾ 太宰府市に行なったアンケートの結果より

¹⁴³⁾ 遠野市へのアンケート結果より

¹⁴⁴⁾ 大垣市へのアンケート結果より

5.まとめ（図3-3）

地域遺産制度の運営は担当部局、条例・要綱、地域遺産制度に関連する計画をみると、2つの傾向が明らかとなった。

1つは、運営を都市政策部局が担っており、その場合、景観条例や景観計画に基づいた地域遺産制度となる。風景市民遺産（多治見市）、下田まち遺産、大垣市景観遺産が該当する。

もう1つは、運営を文化財部局および地域振興部局が担っているものである。遠野遺産認定制度、菊池遺産、認定太宰府市民遺産、龍ヶ崎市民遺産、しまだ遺産が該当する。この場合、既に施行されている文化財保護条例に組込むといったことはなく、地域遺産制度に関する独自の条例や要綱を設ける傾向にあった。そのうち、地域遺産制度に関連する計画がある地域遺産制度とない地域遺産制度がみられた。遠野遺産認定制度および認定太宰府市民遺産は、文化財担当部局が運営を担っているものの、景観計画に地域遺産制度が記載されていた。さらに、認定太宰府市民遺産は、文化財保護に関する計画にも記載されていた。菊池遺産、龍ヶ崎市民遺産、しまだ市民遺産は、地域遺産制度に関連する計画はみられなかった。

太宰府市は、1章でみたように、国指定等文化財が多い自治体であり、それらには建造物や史跡が多くみられた。1984年に「太宰府市景観保全に関する指導要綱」を定め、建造物や史跡といった文化財と一体となった景観保全が進められてきたように、文化財保護と景観保護の結び付きが指摘されている¹⁴⁵⁾。このような文化財保護と景観保護の結び付きが地域遺産制度導入以前からあったため、地域遺産制度がと景観保護が一体となった条例が考案され、景観計画内の諸制度とも関連性がある地域遺産制度となったと考えられる。

地域遺産制度の内容からは、2点共通した傾向が明らかになった。

1点目は、指定等文化財とは異なる独自の地域遺産の発見を意識している点である。龍ヶ崎市民遺産のみ、文化財と同じ分類としていたが、他分類を設けていた5件の地域遺産制度では、既存の文化財の分類とは異なる分類を設けており、各地域遺産制度のみでみられる分類も設けられていた。

¹⁴⁵⁾ 榎木克哉（2001）：地方中小都市における景観まちづくり施策の変遷—福岡県太宰府市における景観形成条例策定に至る動向—、都市住宅学 2001(35)、138-142

もう1点は、住民参加を前提とした制度であるという傾向である。募集方法において、どの地域遺産制度も住民の意見を取り入れられる仕組みとなっていた。また、各地域遺産の認定組織においても、住民の代表者が多く所属するようになっていた。

この2点より、地域遺産制度は、住民の意見を反映することで既存の指定等文化財の枠組みにとらわれない対象を地域遺産として認定する制度という共通点が指摘できる。住民の応募に基づき決定しているという点は、従来の文化財保護制度における、主に行政側から指定等の作業が進められるという手順と対置する内容であるといえる。

このように、地域遺産の認定までは共通した傾向がみられたが、認定後の保護に関しては、運営の傾向により違いがみられた。

認定後、地域遺産の保護にあたり、しまだ市民遺産を除く7件の地域遺産制度が補助金制度を設けている点は、認定後も遺産として継承していくという意識がうかがえる。

都市政策部局が担当する地域遺産制度の場合、補助の対象を地域遺産のうちから景観重要建造物や景観重要樹木に指定されたものにしていたように、景観条例や景観計画内の取組と関連付けられていた。この場合、行政より地域遺産となった物そのものへ改修等を行うこととなる。一方で、文化財部局および地域振興部局が運営する地域遺産制度は、市民協働に関する補助金制度を利用し、推薦した住民団体による地域遺産の保護に関する活動について補助する仕組みとなっていた。

以上のように、文化財部局および地域振興部局が運営する地域遺産制度は、認定後の保護においても住民の参加を見込んで設計されていることが明らかになった。そのため、文化財部局および地域振興部局が運営する地域遺産制度は、推薦時に推薦後の保護計画の提出を求めるといった推薦時の条件が比較的煩雑な制度内容となっていた。加えて、行政出先機関やアドバイザー、あるいは行政と住民の連絡協議会を設ける等、推薦時や認定後の保護についての相談を受けたり、アドバイスを行ったりするといった支援が制度に組み込まれているという特徴があった。ここからは、保護においても住民の主体性を重視し、行政が支援することで保護の実現に結びつける意向があることがうかがえる。

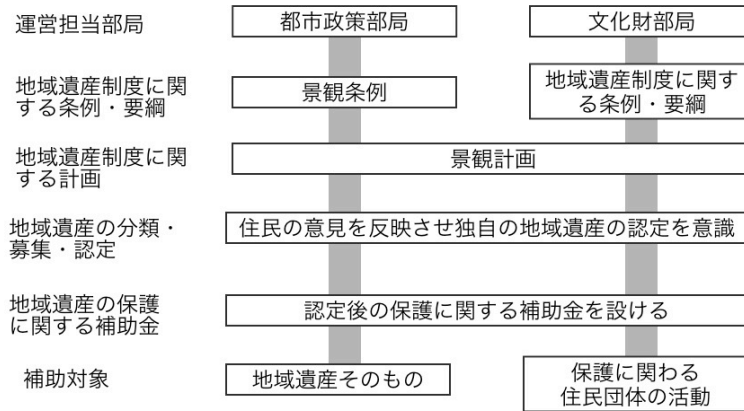


図 3-3 地域遺産制度の運営と内容の関係性

4章 地域遺産制度の成果

1.本章の目的

3章で明らかになったように、地域遺産制度は、指定等文化財とは異なった対象を地域遺産として認定すること意識していた。また、その認定や認定後の保護の実現において、住民の参加を制度内に取り入れているという特徴がみられた。このような制度設計上の意図をふまえたうえで、実際に認定された遺産、およびそれを推薦・保護管理する住民の制度利用の実態を把握することが具体的な制度運営の成果として求められる。よって、本章では、地域遺産制度のこれまでの実績を把握し、比較することで、地域遺産制度の成果を明らかにすることを目的とする。

2.本章の研究方法

8件の地域遺産制度および地域遺産制度を運用する自治体を対象に、各地域遺産のガイドブック・パンフレット、活動報告書等の文献、各地域遺産制度の運営担当部局へのアンケートによって情報を収集した。アンケートについては、8自治体の地域遺産制度の運営担当部局宛に紙面、郵送にて2016年6月15日に行なった。それより1ヶ月の間に8自治体全てより回答を得た。また、アンケートを元により詳細な内容については担当部局へのヒアリングを行なって情報を得た。得られた情報については、地域遺産の認定に関する実績と、住民参加に関する実績の項目を設け整理した。

地域遺産の認定に関する実績については、認定回数と各地域遺産制度の分類に基づく種類毎に地域遺産件数および内容を把握した。また、前章で確認したように、地域遺産制度のなかには文化財の指定等を受けた対象を地域遺産として認定することを可能とした制度もみられた。文化財保護制度と地域遺産制度の対象の重複をみることで、行政が主となった文化財の指定等と、住民が主となった地域遺産の認定の重複度合いをみることができると考え、認定された地域遺産のうちで文化財の指定等になっている件数を把握し、比較した。

住民参加に関する実績について、3章の結果として、推薦者と所有・管理者が一致していた地域遺産制度とそうでない地域遺産制度がみられた。推薦後の

継続的な保護の実現ためには、推薦者と所有・管理者が一致している（所有・管理者の同意を得ている）必要性があると考えられる。よって、推薦者と所有・管理者が一致していた遠野遺産認定制度、菊池遺産、認定太宰府市民遺産、龍ヶ崎市市民遺産の4件が対象として抽出される。この4件の地域遺産制度における推薦を行なった住民団体数および住民団体の種類、および推薦後の住民団体による補助金利用の有無を把握した。住民団体の種別に関しては、団体の活動目的・内容ごとに分類（表4-1）し、件数を比較した。

表4-1 住民団体の種別

名称	団体活動内容
自治会	自治を目的とした団体
保存会	特定の文化の保存継承を目的とした団体
地域づくり団体	「地域づくり」「地域振興」「地域活性化」を目的とした団体
信仰組織	講や社寺の氏子・檀家による信仰の継承を目的とした団体
組合	商店街や温泉街や農漁業といった産業の振興を目的とした団体
その他	個別の地域遺産制度に1団体のみ存在する団体

3.地域遺産の認定に関する実績

各地域遺産制度の分類ごとに認定された地域遺産の件数を表4-2とした。地域遺産のうち文化財の指定等を受けているものを（）に示した。

表4-2 各地域遺産制度の認定の現状ならびに文化財との重複

制度名称	風景市民遺産 (多治見市)	遠野遺産認定制度	菊池遺産	下田まち遺産	大垣市景観遺産	認定太宰府 市民遺産	龍ヶ崎市市民遺産	しまだ市民遺産					
開始年	2001	2007	2009	2009	2010	2011	2015	2015					
認定回数	1	11	7	6以上(註1)	6	6	2	1					
地域遺産 の件数と 分類	地域遺産件数 (文化財重複 数) 分類無し 1	有形文化遺産	74 (8)	有形文化遺産	104(17)	歴史	59(15)	歴史文化遺産	36(16)	無形民俗	5	地域の歴史や文化を象徴しているもの	9
		無形文化遺産	28(9)	無形文化遺産	8(3)	歴史的建造物	12(0)	近代遺産	8(0)			地域の伝統行事として親しまれているもの	5
		自然遺産	14(4)	自然遺産	11(5)	自然	53(8)	現代遺産	2(0)	有形	2	地域の生活文化の特色を示しているもの	0
		複合的遺産	33(8)	複合的遺産	17 (5)	文化	24 (3)	風景資産	27(8)			地域の特筆すべき風景	2
				産業遺産	6(0)	人の暮らし	5(0)			史跡	1	その他認定に値するもの	1
合計	1	149(29)	146(30)	153(26)	73(24)	12(0)	8	17					
指定等文化財件数	104	149	151	65	164	114	27	89					

・註1：2012年より以前の認定回数は把握できなかった
・()内は指定等文化財

1) 認定回数

8件の地域遺産制度のうち、風景市民遺産（多治見市）としまだ市民遺産の2件を除く6件で複数回の認定が行なわれていた。回数と開始年度からは、概

ね1回/年の認定が継続的に行なわれていることがわかる。最も早く導入された地域遺産制度である風景市民遺産（多治見市）は、2005年に1回の認定で1件の地域遺産を認定して以降、認定が行なわれていない。しまだ市民遺産に関しては、初回に17件の認定が行なわれ、今後も認定を続けていく意向であるという¹⁴⁶⁾。

2) 地域遺産件数ならびに内容

① 認定回数と認定地域遺産件数

認定回数と認定地域遺産件数をみると、認定地域遺産件数が1件の市民風景遺産（多治見市）を除くと、認定太宰府市民遺産は6回の認定で12件と、1回あたり2件が認定されていたこととなる。また、龍ヶ崎市民遺産は2回の認定で8件と、1回あたり4件の認定がされていたことになる。遠野遺産認定制度、菊池遺産、下田まち遺産、大垣市景観遺産、しまだ市民遺産は、1回の認定で10件以上の認定が行なわれていたことになる。

また、比較的初期から運営されている遠野遺産認定制度、菊池遺産、下田まち遺産では150件程度の地域遺産が認定されていた。

さらに、そのうちの遠野遺産認定制度と下田まち遺産の地域遺産件数は、それぞれの自治体にある指定等文化財件数を上回っていた。

② 風景市民遺産（多治見市）

1回に1件のみであった風景市民遺産（多治見市）では、「虎溪山永保寺」（図4-1）が風景市民遺産となっていた。



図4-1 風景市民遺産（多治見市）：虎溪山永保寺

<http://www.tajimi-pr.jp/rekishi%20bunka/rekishi%20bunka.html>

¹⁴⁶⁾ 担当部局へのヒアリングによる。

③遠野遺産認定制度

遠野遺産認定制度では、認定された遠野遺産 149 件のうち 74 件が「有形文化遺産」であり、「遠野七観音・平倉観音」(図 4-2)「飯豊の熊野神社と羽黒神社」といった社寺や「火渡の石碑群」「外山開墾記念碑と及川源次郎恒次の墓」といった石碑が多くみられた。次いで 33 件と多かった「複合的遺産」は、「不動巖と巖龍神社」(図 4-3)のように自然物と有形物が一体となったものや、「駒木鹿子踊りと角助の墓」のように民俗芸能や行事といった無形の文化とそれに関わる有形物が一体となったものがみられた。「無形文化遺産」(28 件)については、「早池峰しし踊り」(図 4-4)「遠野南部ばやし」といった民俗芸能が多く認定されていた。「自然遺産」(14 件)は、「長松寺のしだれ栗」(図 4-5)のような樹木その他、巨石や滝、溪谷等が認定されていた。



図 4-2 遠野遺産 (有形文化遺産):
遠野七観音・平倉観音



図 4-3 遠野遺産 (複合的遺産):
不動巖と巖龍神社



図 4-4 遠野遺産 (無形文化遺産):
早池峰しし踊り



図 4-5 遠野遺産 (自然遺産):
長松寺のしだれ栗

④菊池遺産

菊池遺産では、認定された菊池遺産 146 件のうち「有形文化遺産」が 104 件と 3 分の 2 を占めていた。「福本八幡宮」(図 4-6)「土阿弥陀堂」といった社寺や「村上家の墓・キリシタン墓」のような墓や石碑、あるいは「地黄金塚城跡」のような城跡がみられた。「複合的遺産」(17 件)には、「將軍木と頓宮」(図 4-7)のように自然物と有形物の組み合わせがみられた。「無形文化遺産」は 8 件とあまり多くはないものの、「岩本神楽」といった民俗芸能が多くみられたなかで「伝統料理菓子 とじこまめ」(図 4-8)という郷土料理も認定されていた。菊池遺産のみ設けられていた産業遺産については、「池ノ尾間歩(池ノ尾トンネル)」(図 4-9)「赤星土手」などの道や水路が 5 件認定されていた。



図 4-6 菊池遺産 (有形文化遺産):
福本八幡宮



図 4-7 菊池遺産 (複合的遺産):
將軍木と頓宮



図 4-8 菊池遺産 (無形文化遺産):
伝統料理 とじこまめ

<http://www.city.kikuchi.lg.jp/kankou/q/aview/180/204.html>



図 4-9 菊池遺産 (産業遺産):
宝永隧道 (今村マブ)

https://www.city.kikuchi.lg.jp/kankou/pub/464_filelib_dbfa81eb6112f70cc54d0ad14386ca83.JPG

⑤下田まち遺産

下田まち遺産では、「吉田松蔭上陸の碑」(図4-10)「金山遺跡」といった「歴史」が最も多く59件あり、「松本旅館」などの「歴史的建造物」(12件)も合わせると半数程度を占めている。一方で、「入田浜」(図4-11)「獅子鼻岬」といった地形などの「自然」も53件と多くみられた。一方で分類に特色がみられた「人の暮らし」は、「ひもの横丁」(図4-12)など5件と少なかった。



図4-10 下田まち遺産(歴史):
吉田松蔭上陸の碑

画像提供: 下田市



図4-11 下田まち遺産(自然):
入田浜

画像提供: 下田市



図4-12 下田まち遺産(人の暮らし):
ひもの横丁

画像提供: 下田市

⑥大垣市景観遺産

大垣市景観遺産では、「中山道赤坂宿脇本陣跡（榎屋）」（図4-13）などの建造物が多くみられた「歴史文化遺産」が36件と最も多かった。次いで「林町のクスノキ」などの樹木や「冠橋付近から見た烏帽子岳」（図4-14）などの眺望がみられた「風景資産」が27件であった。独自の分類であった「近代遺産」は「揖斐大橋」（図4-15）など土木建造物が多く、「現代資産」は「大垣共立銀行本社」（図4-16）などの建造物が認定されていたが、「近代遺産」8件と「現代資産」2件と件数は少なかった



図4-13 大垣市景観遺産（歴史文化遺産）：中山道赤坂宿脇本陣跡（榎屋）

<http://www.city.ogaki.lg.jp/0000019580.html>



図4-14 大垣市景観遺産（風景資産）：冠橋付近から見た烏帽子岳

<http://www.city.ogaki.lg.jp/0000019594.html>



図4-15 大垣市景観遺産（近代遺産）：揖斐大橋

<http://www.city.ogaki.lg.jp/0000019577.html>



図4-16 大垣市景観遺産（現代資産）：大垣共立銀行本社

⑦認定太宰府市民遺産

分類を設けていなかった認定大宰府市民遺産では、「太宰府の木うそ」（図 4-17）「八朔の千燈明」（図 4-18）など 12 件が認定されていた。



図 4-17 認定太宰府市民遺産：
太宰府の木うそ

<https://blog.goo.ne.jp/kiuso0211/e/06c454ba19b4da0075a4b0e877f1ec2c>



図 4-18 認定太宰府市民遺産：
八朔の千燈明

<https://blog.goo.ne.jp/kiuso0211/e/06c454ba19b4da0075a4b0e877f1ec2c>

⑧龍ヶ崎市民遺産

龍ヶ崎市民遺産は、8件が認定されており、そのうち「宮渚町千秋の盆綱」(図4-19)「龍ヶ崎とんび凧」等の「無形民俗」が5件と最も多く、半数以上となっていた。



図4-19 龍ヶ崎市民遺産(無形民俗):
宮渚町の盆綱

<https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/kanko/bunka/2015113000203.html>
<https://blog.goo.ne.jp/kiuso0211/e/06c454ba19b4da0075a4b0e877f1ec2c>

⑨しまだ市民遺産

17件が認定されていたしまだ市民遺産は、「蓬莱橋」(図4-20)「田町の祭典用品(若者の幕・大提灯・屏風)」など「地域の歴史や文化を象徴しているもの」が9件と最も多く、次いで「島田髷と島田髷まつり」等の「地域の伝統行事として親しまれているもの」が5件と多くみられた。「地域の生活文化の特色を表しているもの」については、分類は設けられているものの、認定はみられなかった。



図4-20 しまだ市民遺産(地域の歴史や文化を象徴しているもの):
蓬莱橋

http://shimada-ta.jp/tourist/tourist_detail.php?id=2

3) 地域遺産と文化財の重複

3章で把握したとおり、6件（大垣市景観遺産は国指定等除外）が文化財との重複を制度上可能としていた。表4-2で示したように、そのうち認定太宰府市民遺産を除く5件で文化財との重複がみられた。太宰府市の文化財は、2章で確認したように「美工品」が多く、これらは博物館等に収蔵されている考古資料や工芸品が多く、地域社会との関わりが薄い対象であるため、地域遺産に認定されにくいことが考えられる。

「穴川神楽」（菊池遺産、菊池市指定無形民俗文化財）（図4-21）「大垣城」（大垣市景観遺産、大垣市指定史跡）（図4-22）等が文化財の指定等を受けておりかつ地域遺産に認定されている文化遺産であった。

重複がみられた4件の割合に注目すると、遺産件数1件のみの風景市民遺産（多治見市）以外では、大垣市景観遺産が3割程度（73件中24件）で比較的多く、他の3件はどれも2割程度にとどまっている。



図4-21 穴川神楽
（菊池遺産、菊池市指定無形民俗文化財）

<http://www.kikuchikanko.ne.jp/modules/page/index.php?lid=161>



図4-22 大垣城
（大垣市景観遺産、大垣市指定史跡）

<http://www.city.ogaki.lg.jp/0000019556.html>

4. 住民参加に関する実績

推薦者と所有・管理者が一致していた遠野遺産認定制度、菊池遺産、認定太宰府市民遺産、龍ヶ崎市市民遺産の4件の地域遺産制度における、推薦を行なった住民団体数および住民団体の種類、および推薦後の住民団体による補助金利用の有無を表4-3に示した。

表 4-3 各地域遺産制度における住民団体の参加状況

地域遺産制度名	遠野遺産 認定制度	菊池遺産	認定太宰府 市民遺産	龍ヶ崎市 民遺産
住民団体が推薦した地域遺産 件数/総地域遺産件数	149/149	146/146	12/12	6/8
推薦住民団体件数	72	71	12	5
推薦住民団体 の種別	自治会	48	59	3
	保存会	14	3	10
	信仰組織	1	1	1
	組合	1	2	
	地域づくり団体	7		
	その他	1	6	2
住民団体の助成金利用	○	○	制度上なし	×

・○はある、×はない場合を示す

1) 推薦住民団体件数

推薦を団体のみとしていた遠野遺産認定制度と菊池遺産、認定太宰府市民遺産のうち、遠野遺産認定制度と菊池遺産に関しては、それぞれ72団体、71団体と地域遺産件数の約半数程度の推薦住民団体件数であった。

認定太宰府市民遺産では、地域遺産件数と同数の推薦住民団体数であり、1つの住民団体が1件の地域遺産を推薦していることがわかる。

推薦を団体だけではなく個人からも可能としていた龍ヶ崎市民遺産においては、6件に対し5団体の推薦¹⁴⁷⁾がみられた¹⁴⁸⁾。

2) 推薦住民団体の種別

保存会は、各地域遺産制度で件数は多くはないものの、5件全ての地域遺産制度で推薦がみられた。これは、「青笹しし踊り保存会」(遠野遺産認定制度：「青笹しし踊り」を推薦)や「龍ヶ崎とんび凧研究会」(龍ヶ崎市民遺産：「龍ヶ崎とんび凧」を推薦)といった民俗芸能や慣習、「山崎の景観保存会」(菊池遺産：「山崎区の玉石垣」を推薦)や「絵師 萱島家保存会」(認定太宰府市民遺産：「太宰府の絵師 萱島家」を推薦)のような有形物の保存を目的として結成された団体がみられた。特に、認定太宰府市民遺産では10団体とほとんどが保存会であった。

次いで自治会が太宰府市市民遺産を除く4件で多く推薦していることがわか

¹⁴⁷⁾ 2件の龍ヶ崎市民遺産を推薦した団体が1団体みられた。

¹⁴⁸⁾ 残り2件は行政からの推薦であったため、個人からの推薦はみられなかったこととなる。

った。特に遠野遺産認定制度は8割、菊池遺産では9割、龍ヶ崎市民遺産では6割程度と半数を越える推薦住民団体が自治会であり、それぞれで最多数を占めていた。

信仰組織も件数は少ないものの、太宰府市民遺産を除く4件の地域遺産制度でみられた。

組合については遠野遺産認定制度と菊池遺産の2件の地域遺産制度での推薦がみられた。

地域づくり団体は遠野遺産認定制度だけにみられ、7団体が推薦をしていた。

遠野市の地域づくり団体は、遠野市内7地区の「地域づくり連絡協議会」という団体で、自治会や婦人会、PTAなどの組織代表者から構成される地域づくりを目的とした団体であった。

3) 住民団体の補助金利用

制度上、住民団体への補助金制度を設けていたのは、遠野遺産認定制度、菊池遺産、龍ヶ崎市民遺産の3件であった。そのうち、遠野遺産認定制度と菊池遺産の2件に関しては、補助金の利用がみられたが、龍ヶ崎市民遺産は、補助金制度はあるものの、住民団体による補助金利用はみられなかった。

遠野遺産では、「赤羽根稲荷神社改修事業」（対象：赤羽根稲荷神社、利用団体：上郷町9区自治会）¹⁴⁹⁾「ダンノハナ公葬地通い道路整備事業」（対象：ダンノハナと佐々木喜善墓地、申請団体：土淵町山口自治会）¹⁵⁰⁾といった遠野遺産の修復や整備などが多くみられた。また、「地域活性化イベント（まつり）事業」（対象：遠野七観音・山谷観音、申請団体：小友町地域づくり連絡協議会）¹⁵¹⁾のようなイベント開催もみられた。

菊池遺産は補助金の交付対象となった事業について具体的な情報を公開していないため詳細が把握できなかったが、菊池市では2016年4月に発生した熊本地震による被害があり、被害を受けた菊池遺産の修復に補助がされたことが報告されていた¹⁵²⁾。

¹⁴⁹⁾ 平成21年度みんなで築くふるさと遠野推進事業の補助額等決定結果一覧

¹⁵⁰⁾ 平成23年度みんなで築くふるさと遠野推進事業の補助額等決定結果一覧

¹⁵¹⁾ 平成20年度みんなで築くふるさと遠野推進事業の補助額等決定結果一覧

¹⁵²⁾ 菊池市(2017)：平成29年度第1回菊池市総合計画外部評価委員会 会議 要約記録、3

5.まとめ

地域遺産制度は、風景市民遺産（多治見市）としまだ市民遺産を除く6件で制度運用開始より1回/年認定が継続して行なわれていた。1回の認定件数は地域遺産制度ごとに差がみられる。認定太宰府市民遺産では、6回で12件と少なかったが、遠野遺産認定制度、菊池遺産、下田まち遺産では150件程度の地域遺産が認定されており、そのなかには指定等文化財の件数を上回る結果もみられた。また、文化財も地域遺産に認定することが可能な地域遺産制度では、実際に指定等文化財が地域遺産に認定されていることもあるが、その件数は少ない傾向にあった。よって、地域遺産制度は、指定等文化財とは異なる対象を地域遺産として認定しているといえる。

最も遺産件数の多かった下田まち遺産は、制度内容において、個人からの応募となっており、また、その際の応募について記入内容についても比較的簡便であるため推薦しやすく、その実績に結びついたと考えられる。その反面、推薦者と管理者・所有者は一致しておらず、認定後の保護については、下田まち遺産のうちから景観重要建造物・景観重要樹木に指定された物を対象としていた。そのため、地域遺産の発見に特化した性格を持っているといえる。また、認定組織は住民の代表者のみで構成されており、住民の価値付けを反映しやすい制度設計となっていたことも、認定数が多いことへ関連していることがうかがえるものの、評価される地域性が一部の住民の評価に偏る可能性があり、自治体の全域的な地域性の評価やその後の保護への考慮の不足も懸念される。

遠野遺産認定制度、菊池遺産、認定太宰府市民遺産では、全ての地域遺産の推薦を住民団体が行っていた。そのうち、遠野遺産認定制度と菊池遺産では、地域遺産総数の半数程度の住民団体数であり、住民団体が複数件の地域遺産を推薦していることがわかる。遠野遺産認定制度や菊池遺産において自治会が推薦住民団体のうち多くを占めていることから、自治活動の一環・延長線上で地域遺産制度を利用する傾向にあるため、自治会区域内の複数件の地域遺産の推薦があると考えられる。遠野遺産認定制度の場合、自治会の割合が多くを占めているものの、それ以外の住民団体からの推薦もみられ、また、推薦を行なった地域づくり団体が7件あることは、他の地域遺産制度にはみられない特徴と

いえる。

認定太宰府市民遺産では、地域遺産件数と同じ推薦住民団体数であり、それぞれの住民団体が1件ずつ地域遺産を推薦する傾向にあった。保存会がほとんどであり、推薦ならびに保護の対象が明確でありそれに特化した団体であるため、1団体1件の推薦になっていると考えられる。

5章 地域遺産制度の利用実態－遠野遺産認定制度を事例として－

1.対象の抽出

4章の結果、制度運営の継続性がみられる地域遺産制度とそうでない地域遺産制度がみられた。現在のところ複数回の認定を行なっている、遠野遺産認定制度、菊池遺産、下田まち遺産、大垣市景観遺産、認定太宰府市民遺産、龍ヶ崎市民遺産のうち、住民団体による保護を支援する制度内容になっており、実際に住民団体の制度利用がみられたのは、遠野遺産認定制度と菊池遺産であった。両地域遺産制度は、地域遺産件数も約150件程度あり、また、推薦した住民団体も70団体程度と類似して多くみられた。しかしながら、推薦住民団体の種類をみると、菊池遺産の推薦住民団体の9割が自治会であったのに対し、遠野遺産認定制度は、自治会が最も多い推薦住民団体ではあるものの、保存会や地域づくり団体等も一定数の推薦を行なっており、多様な住民団体の推薦がみられた。

以上のように活発な制度利用がみられた地域遺産制度として抽出された遠野遺産認定制度(および遠野市)を本章では対象として扱う。

2.本章の目的

遠野遺産認定制度において地域遺産の推薦あるいは補助金を利用した保護に取り組んだ住民団体共に多くみられ、活発な制度利用がされていると考えられた。そこには、地域遺産に対して住民団体がどのような対象を、どのような意図を持って推薦し、また、認定後に制度を利用した保護を行なおうとしているのかといった地域遺産と推薦住民団体との関係が影響していることが推察できる。よって、本章では、地域遺産制度の利用実態を明らかにするために、地域遺産と推薦住民団体の関係に着目をする。

具体的には、認定された遠野遺産の特徴を把握した上で住民団体の制度利用状況を把握する。加えて、遠野遺産の推薦や認定後の制度利用において、活発な推薦や制度利用がみられた住民団体に着目し、具体的な遠野遺産と住民団体の関係を把握した上で、地域遺産制度の利用実態を考察する。

3.本章の研究方法

まず、遠野遺産の特徴を明らかにするにあたり、種類とその分布を把握した。遠野市が公開している遠野遺産に関するウェブサイト¹⁵³⁾ならびに刊行されている『遠野遺産公式ガイドブック』（平成19年度～28年度）から情報を収集した。具体的な遺産の種類を把握するために、遠野遺産認定制度で設けられている種別よりも詳細な種別として、「建造物（古民家や神社の社殿等）」、「史跡・碑（遺跡や石塔等）」、「無形（民俗芸能や年中行事等）」、「自然物（樹木や巨石等）」、「景観（眺望地）」、「伝承地」「信仰対象」「有形・自然物」「複数の有形」「有形・無形」「有形・無形・自然物」を設定し分類した。分布は、住民による日常的な遠野遺産と関係を把握するため、遠野遺産の住民との距離に着目し、遠野遺産と実際に住民が生活する区域について、都市計画で「日常生活圏」の単位として用いられる「近隣住区」の定義¹⁵⁴⁾や、緑地の保全における参加のしやすさを生活圏との距離に着目した既往研究¹⁵⁵⁾をもとに、生活領域（「市街地」「耕作地」「公園、墓地等」）¹⁵⁶⁾、生活領域周辺（生活領域から500m内）、生活領域以外（生活領域から500m外）の3つに分類し、地域遺産の所在を把握した。また、比較対象として国・県・市の各指定等文化財の分布も併せて把握した。

次に、住民団体の制度利用状況を明らかにするにあたり、推薦件数、遠野遺産への評価、補助金利用に着目をした。まず、住民団体について種類同士の『公式ガイドブック』ならびにパンフレットから推薦した住民団体を把握した。後述のように、遠野市内の住民団体は大きく団体活動の目的や活動対象の規模から、地域づくり連絡協議会（以下、「地連協」）、自治会、保存会が存在しており、本研究もその分類を用いた。その上で推薦の継続性を把握するために推薦された遠野遺産を認定回毎に整理した。推薦した遠野遺産について住民団体がどのような評価を行なっているのかについては、住民団体が推薦時に提出する遠野遺産推薦書¹⁵⁷⁾の記述内容から住民団体の遠野遺産に対する評価分析を行った。

¹⁵³⁾ 遠野市ウェブサイト「遠野遺産の認定」<http://www.city.tono.iwate.jp/index.cfm/35,13258,162,html>

¹⁵⁴⁾ 1 km²を「近隣住区」としている。（国土交通省（2018）：第8版 都市計画運用指針）

¹⁵⁵⁾ 中島敏博、田代順孝、古谷勝則（2007）：都市近郊住民の利用および保全参加しやすい緑地と生活圏の距離、ランドスケープ研究 70（5）、579-584

¹⁵⁶⁾ データは環境省の自然環境保存基礎調査のものを用いた。

¹⁵⁷⁾ 遠野遺産は149件あるが、確認できた推薦書は139件であった。

分析するにあたり、地域の推薦時の推薦理由の評価について、住民団体による遠野遺産への日常的な関わりの中での認識を把握するため、環境影響評価（自然とのふれあい分野）¹⁵⁸⁾の議論における指標を援用し価値軸と評価を設定した（表5-1）。

表5-1 遠野遺産への評価分類

価値軸	評価	記述内容例
普遍価値	普及性	外部に発信すべきもの
	多様性	多様な活動の場である
	傑出性	唯一である、珍しい
固有価値	郷土性	地域らしさを感じる、地域ならではの
	親近性	親しみを感じる、定期的に清掃や祭りを行っている
	歴史性	古くからある、いわれや由来の記載

価値軸として、「普遍価値」（より幅広い層、広範にわたり、多くの人々に認められ、普及している活動や、誰しものが認める傑出した活動がもつ価値）と「固有価値」（その地域においてこそ可能となる活動や、地域の人々にとってかけがえのない活動がもつ価値）の2つの価値軸を設定し、「普遍価値」においては「普及性」「多様性」「傑出性」、「固有価値」においては「郷土性」「親近性」「歴史性」を評価の内容としてそれぞれ設けた。環境影響評価の指標は、「地域住民と自然との歴史的なかかわり、地域の暮らしや文化を掘り起こし、その調査結果を環境保全や地域づくりにいかしていこうというもの」¹⁵⁹⁾というように対象への歴史的・文化的関係を把握できるという指摘もあり、有形、無形の文化を含めた地域遺産と住民団体との関係を図る指標として援用可能であると判断した。具体的には、住民団体が記入した推薦理由を「祭りを自治会主催で実施し、神社に親しんできた。（親近性）地域の歴史ある（歴史性）建造物を地域挙げて後世に引き継ぐため、また石上神社を広く知ってほしい（普及性）」ので、推薦します。」（石上神社、綾織町3区自治会）というように記述内容を確認し集計した。

補助金利用の内容については、遠野遺産に関する補助金利用が開始された平

¹⁵⁸⁾ 環境省（2000）：自然とのふれあい分野の環境影響評価技術検討会中間報告書 自然とのふれあい分野の環境影響評価技術（II）調査・予測の進め方について内の「2-3「ふれ合い活動の場」項目における価値軸及び認識項目」

¹⁵⁹⁾ 宮内泰介(2017)：歩く、聞く、人びとの自然再生、岩波書店、176

成 19 年度から情報が得られた平成 26 年度までの補助金利用結果から、遠野遺産の種別、活動内容、活動に取り組んだ住民団体の種別について整理しまとめた。利用内容については、「整備（草刈りや清掃、歩道・駐車場の新規敷設等）」「改修（建造物や祭礼用具等遠野遺産そのものの修復）」「イベント（遠野遺産認定前より開催されていた祭礼行事とは別に新規で実施する催事）」、およびそれらの組み合わせに分類した。

これらの結果をふまえて、より具体的な遠野遺産と住民団体の関係として、推薦理由や日常的な遠野遺産との関わり等を把握するため、住民団体による推薦に特徴がみられた地区（遠野市の行政区分類における町）を抽出し、住民団体へヒアリングを行なうことで把握した。また、住民団体の遠野遺産の保存や活用に関する歴史的経緯等、適宜先述の遠野遺産推薦書等の文献からも情報を収集した。

最後にまとめてして、遠野遺産と住民団体の関係性を整理し、遠野遺産認定制度の利用実態について考察した。

4. 遠野市ならびに遠野遺産認定制度の概要

1) 遠野市の概要

遠野市は、825.97 km²に 28,062 人が住んでおり、1 章で確認したように、人口減少が進んでおり、また高齢化率の高い、規模の小さい自治体であった。

1954 年に遠野町、青笹村、綾織村、小友村、上郷村、附馬牛村、土淵村、松崎村が合併し、遠野市となった。その後、2005 年に宮守村と合併し、現在の遠野市に至る。市内は現在でも旧町村地区毎の区分けによる「町」という単位で、遠野町、綾織町、小友町、附馬牛町、松崎町、土淵町、青笹町、上郷町、宮守町の 9 町に区分されている（図 5-1）。さらに町内は行政上管轄する範囲として、それぞれさらに「行政区」に分かれており、現在 90 行政区がある。



図5-1 遠野市の町による区分け

2) 遠野遺産認定制度の設立経緯

遠野遺産認定制度は、2007年に制定・施行された遠野遺産認定条例に基づいている。また、同年に策定された遠野市景観計画にも遠野遺産認定制度は記載されていた。この背景には、2006年6月に策定された「遠野市総合計画基本構想」で将来像として掲げられた「永遠の日本のふるさと遠野」の実現が念頭に置かれていた。対象を「遠野を特徴付ける“遠野らしいもの”で、市民が認める次世代に残していきたい全てのものを対象とする（建造物・史跡・名所・芸能・風習・食文化・自然・風景など）」¹⁶⁰⁾とし、「遠野らしさ」「保全活動」「活用」の3つを認定基準に挙げている。同年4月より2016年まで11回¹⁶¹⁾の認定が行なわれ、149件が遠野遺産として認定された。推薦時に同じ対象を複数の組織が推薦することは起きていない。

¹⁶⁰⁾ 遠野市地域整備部都市計画課（2008）：遠野市景観計画、30

¹⁶¹⁾ 各認定回は、1回（2007年7月）、2回（2007年12月）、3回（2008年11月）、4回（2009年1月）、5回（2010年12月）、6回（2011年1月）、7回（2012年11月）、8回（2013年11月）、9回（2014年12月）、10回（2015年8月）、11回（2016年8月）

3) 遠野遺産認定制度における認定手順 (図5-2)

募集時には、担当部署である遠野市文化研究センター文化課が、遠野市9町の行政出先機関であり、住民や住民団体との協働事業や住民への行政の取組の伝達を行なっている各地区センターへ募集を伝達し、地区センターは、地区内の住民団体へ推薦する遠野遺産候補の発見をよびかけている。住民団体は、団体内の合意や所有者の同意を得た上で推薦書を作成する。推薦書には、3章で確認したように推薦理由や今後の保護計画などを記入する。住民団体から提出された推薦書は、地区センターを経由して文化課へ集められる。文化課は、推薦書に追加調査を加えた認定調査票を作成し、それを資料として市民の代表者で構成される遠野遺産認定調査委員会が審査を行う。審査結果を受けて市長が認定を行い、遠野遺産となる。

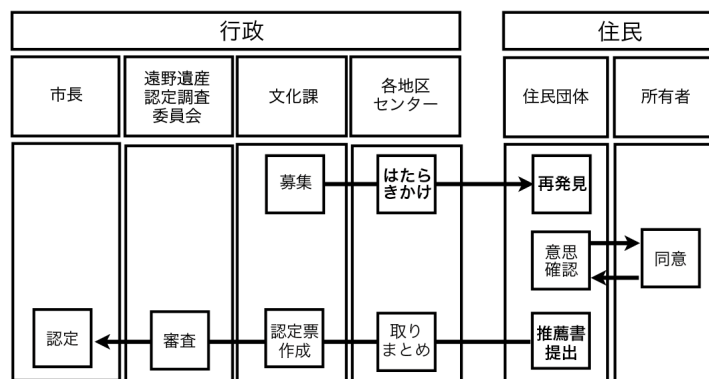


図5-2 遠野遺産の認定フロー

4) 遠野遺産を推薦した住民団体

4章でみたように、遠野遺産を推薦した住民団体は、自治会、地連協、保存会、その他の団体¹⁶²⁾の4種類であった。

自治会は「地域コミュニティを形成・維持するための組織」¹⁶³⁾とされ自治区ごとに存在する。先述の行政区の範囲がそのまま自治会の自治区になる場合もあるが、1つの行政区が複数の自治区に分かれる場合もある。現在114の自治会¹⁶⁴⁾がある(図5-3)。

¹⁶²⁾ おかみさんの会や商店街連合会など。

¹⁶³⁾ 遠野市よる行政区と自治会の説明による。

<http://www.city.tono.iwate.jp/index.cfm/30,25160,c,html/25160/20131227-154100.pdf>

¹⁶⁴⁾ 行政区と自治区が同じ場合と、1つの行政区に複数の自治区がある場合がある。

地連協は、地域づくりを目的とした団体であり、自治会や婦人会、PTAなどの組織代表者からなる協議会である。1971年から1981年にかけて旧遠野市内町ごとに8団体が、宮守村合併後、宮守町内に3団体が組織され、計11団体がある。対象とする範囲は町である（図5-4）。先述のとおり、地連協の構成メンバーとして自治会長も含まれており、数ヶ月に1度地連協の会議が開催され、そこで全体で取り組む活動や今後の計画等が話し合われる。地連協の会長には、自治会長を長年務めた人等、地域をよく知る人がなるという¹⁶⁵。

保存会はしし踊り¹⁶⁶、神楽、南部ばやしなどの多様な民俗芸能や年中行事等の無形文化の保存・継承のために設けられ、現在、68団体が活動を継続している。よって、活動範囲と目的から各住民団体を整理すると、地連協は活動範囲が広く目的はやや明瞭、自治会は活動範囲がやや狭く目的は全般、保存会は活動範囲および目的は限定的と性格づけることができる。

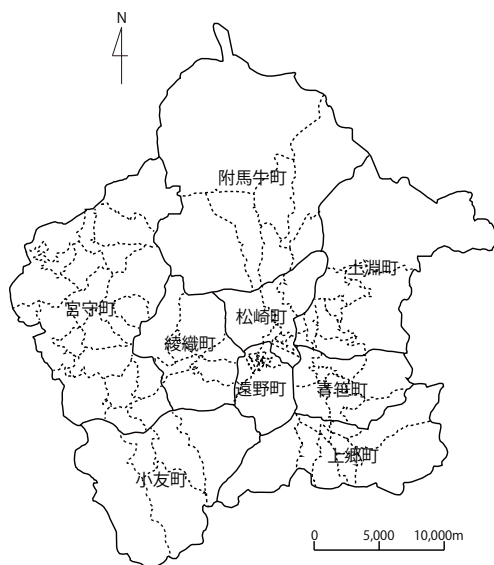


図5-3 遠野市内の自治会の区分け



図5-4 遠野市内の地連協の区分け

5. 遠野遺産の特徴

1) 遠野遺産の種類

遠野遺産の種類別の件数について図5-5に示した。

¹⁶⁵ 2017年7月15日土淵町地域づくり連絡協議会会長へのヒアリングより

¹⁶⁶ 団体により「しし踊り」「鹿踊り」「獅子踊り」等名称が異なるが、個別の場合を除き「しし踊り」と表記する。

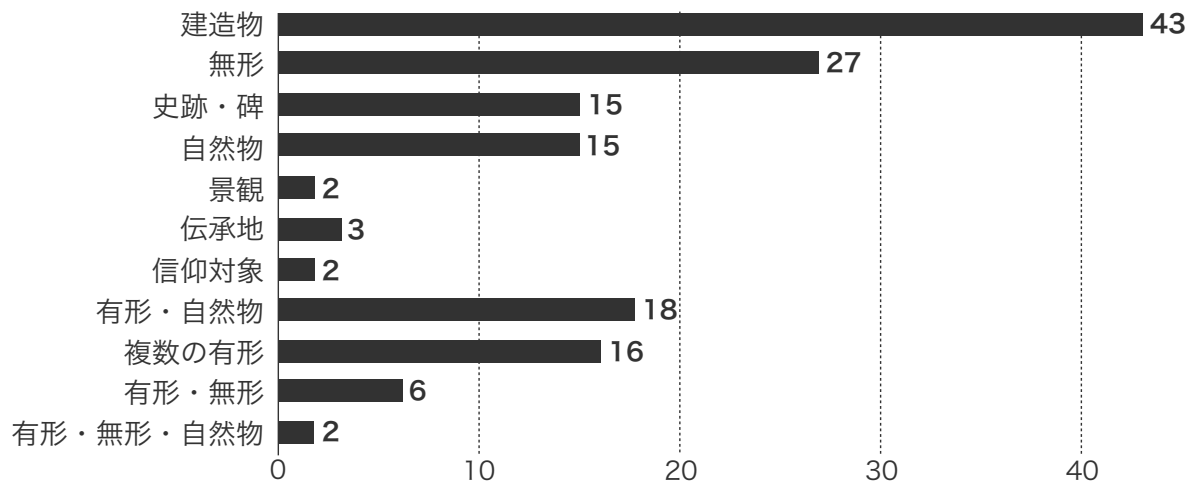


図 5-5 遠野遺産の種類別件数

遠野遺産のうち、建造物（43 件）が最も多く、「卯子酉神社」（図 5-6）「遠野七観音・平倉観音」など社殿や仏堂といった信仰に関する建造物が 41 件とほとんど¹⁶⁷⁾であり、民家はなかった。

次に多い無形は 27 件あり、「飯豊神楽」（図 5-7）「青笹しし踊り」といったしし踊りや神楽などの民俗芸能が遠野遺産となっていた。

「阿曾沼公歴代の碑」（図 5-8）といった「史跡・石碑」や「舌出し岩」（図 5-9）といった「自然物」は、15 件ずつと一定数がみられた。

複数の組み合わせがみられた遠野遺産を合わせると 42 件と最も多い建造物とほぼ同数あり、複数の組み合わせが遠野遺産では多くみられた。そのうちで最も多かった有形・自然物の組み合わせは、「米田の熊野神社と御神木」（図 5-10）のように建造物（社殿）と自然物（ご神木や巨岩）といった組み合わせが多く、複数の有形に関しても「上中宿の熊野神社と石碑群」のように建造物（社殿）と石碑、あるいは「駒木鹿子踊りと角助の墓」のように有形・無形に関しても建造物（社殿）や石碑と関連がある無形（奉納される民俗芸能）といった、信仰に関連するつながりが一体となって捉えられている遠野遺産が多い傾向にあった。

またカッパが出たと伝わる「太郎淵」（図 5-11）のような伝承地や「山崎金勢様」（図 5-12）のような信仰対象など、従来の文化財にはみられない遺産もみられた。

¹⁶⁷⁾ 残り 2 件は公共施設（旧役場庁舎、現民俗資料館）と水車小屋である。



図 5-6 建造物：卯子酉神社



図 5-7 無形：飯豊神楽



図 5-8 史跡・碑：阿曾沼公歴代の碑



図 5-9 自然物：舌出し岩

<https://mappage.jp/dtl/infolist.php?KanriNo=03208S370131&mode=md>



図 5-10 複数の有形：米田の熊野神社と御神木

<http://mappage.jp/dtl/sourceimage.php?KanriNo=03208S370148&fno=1>



図 5-11 伝承地：太郎淵



図 5-12
 信仰対象：山崎の金勢様
<https://mappage.jp/dtl/infolist.php?KanriNo=03208S370046&mode=md>

2) 遠野遺産の分布

国、県、市の各指定等文化財と遠野遺産の分布別件数を表 5-2 に、具体的な分布について図 5-13～図 5-16 で示した。

表 5-2 指定等文化財と遠野遺産の分布

分布 対象	生活領域 （「市街地」 「耕作地」「公 園、墓地等」）	生活領域周辺 （生活領域か ら500m内）	生活領域外 （生活領域か ら500m外）
国指定等文化財	15	1	1
県指定等文化財	12	3	
市指定等文化財	92	18	11
遠野遺産	55	81	13
（文化財との重複）	(11)	(16)	(2)

遠野市内の 17 件の国指定等文化財のうち 15 件が生活領域にあった。うち 9 件が「旧菊池家住宅」（国指定有形文化財）のような民家で、民家を集めた野外博物館である遠野ふるさと村¹⁶⁸⁾に 6 件あった。15 件の県指定等文化財は生活領域に 12 件、生活領域周辺に 3 件あった。市指定等文化財は 121 件中生活領域に 92 件、生活領域周辺に 18 件あった。

一方、149 件の遠野遺産のうち生活領域に 55 件、生活領域周辺に 81 件、生活領域および生活領域周辺外に 13 件あった。建造物の遠野遺産は、生活領域

¹⁶⁸⁾ 「農村生活の歴史を伝える貴重な文化遺産である曲り家等の集積、移築復元を通じ、その保存と伝承を基本に、交流、研修、休養及びレクリエーション活動を相乗的に展開することができるような機能を提供し、もって活力ある郷土の形成に資することを目的」（遠野ふるさと村条例 第 1 条）として 1996 年に設立された野外博物館。

の社殿や仏堂が多くみられた(26件)。有形・無形が1つとなった遠野遺産は、生活領域に12件、生活領域周辺に6件あり、寺社の境内(有形の建造物と奉納される芸能といった組み合わせ)であることが多くみられた。自然物の遠野遺産は生活領域に7件、生活領域周辺に5件、生活領域外に2件あった。生活領域およびその周辺ではサクラなどの樹木がみられ、生活領域外では地形(滝と溪谷)が遠野遺産となっていた。遠野市内にはいくつか特定群落がある(複数の湿原や針葉樹林)¹⁶⁹⁾ものの、これらは遠野遺産ではなかった。

また、国県市の文化財の指定等を受けており、かつ遠野遺産であるものは、どの分布でも2割程度だった。

¹⁶⁹⁾ 一つ石湿原、五郎作山湿原、和山湿原、琴畑湿原、猿屋裏の高層湿原、貞任のハンノキ、六角牛山のエゾスグリ、早池峰山の針葉樹林などがある。(遠野市(2018):ふるさと遠野の環境報告書)

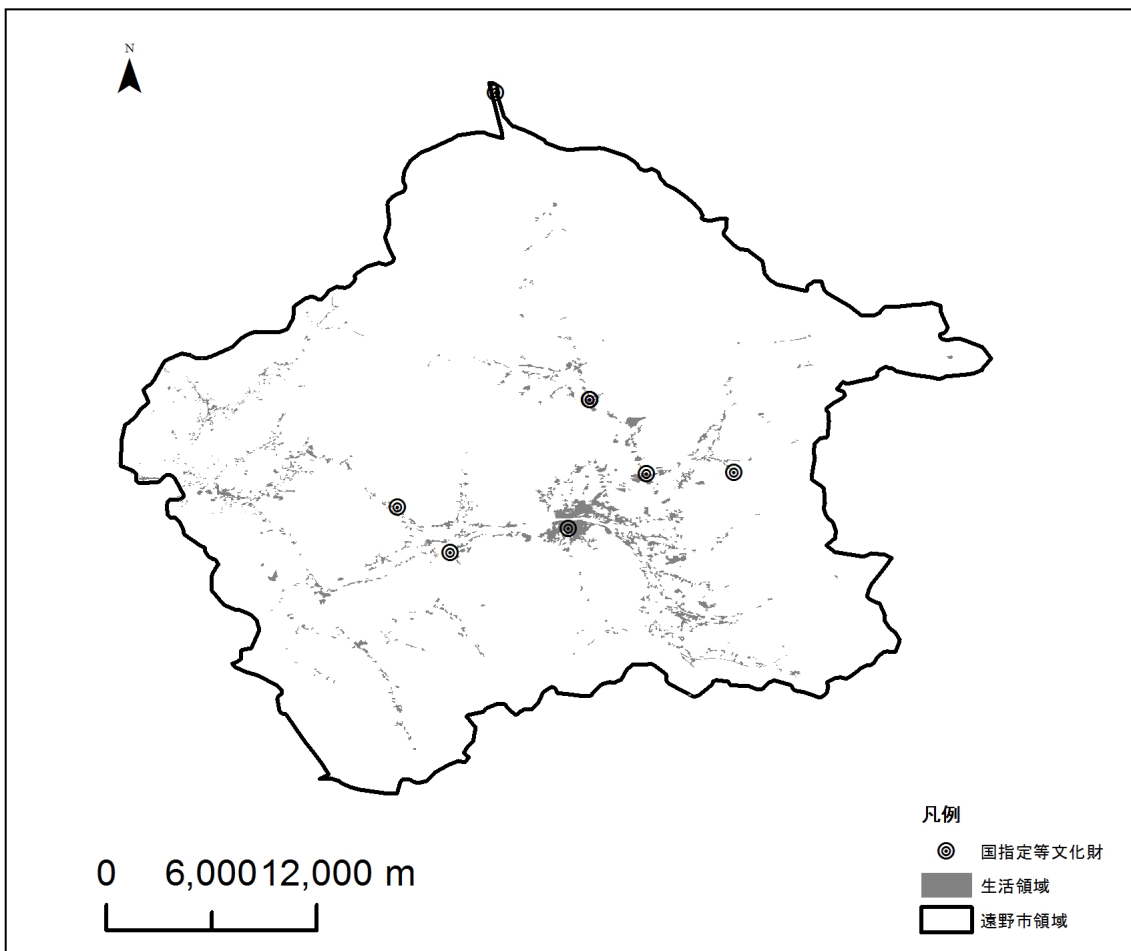


图 5-13 遠野市国指定等文化財分布

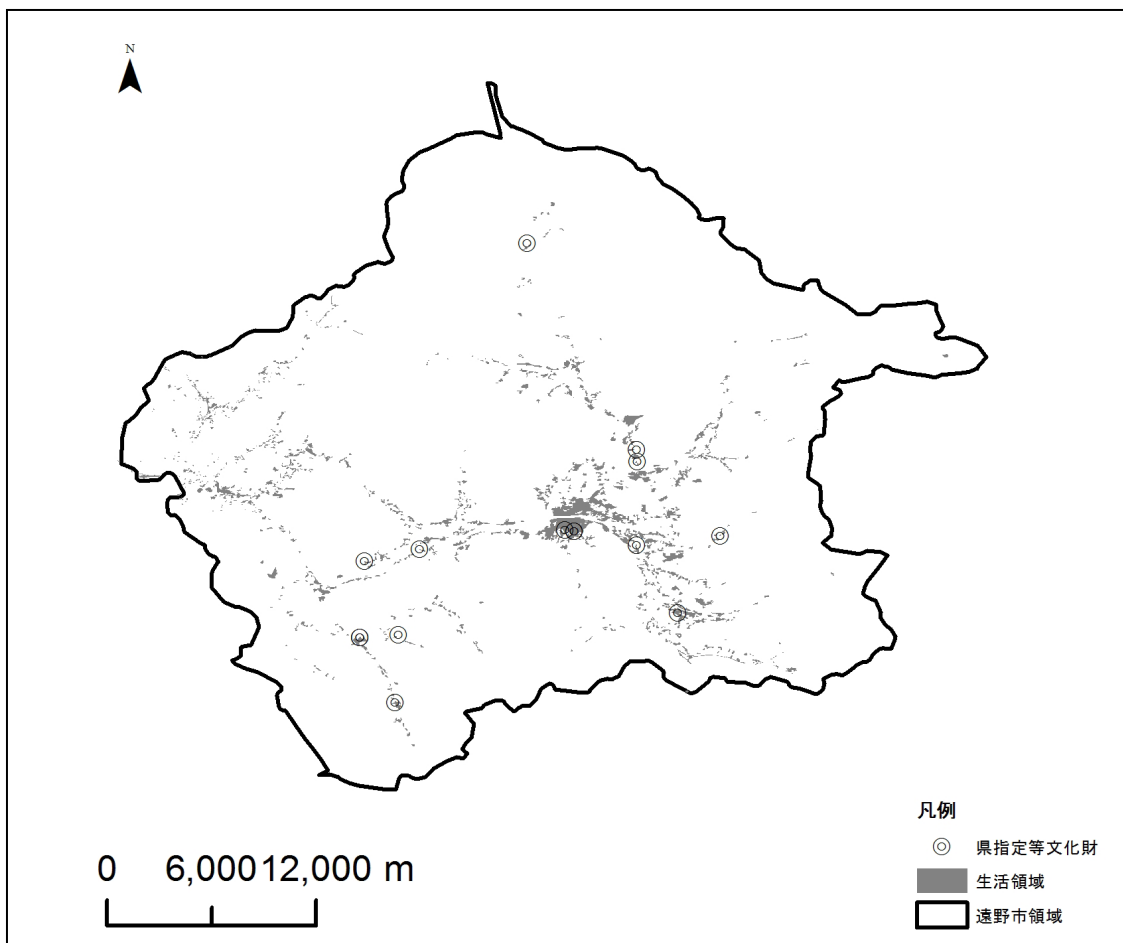


图 5-14 遠野市県指定等文化財分布

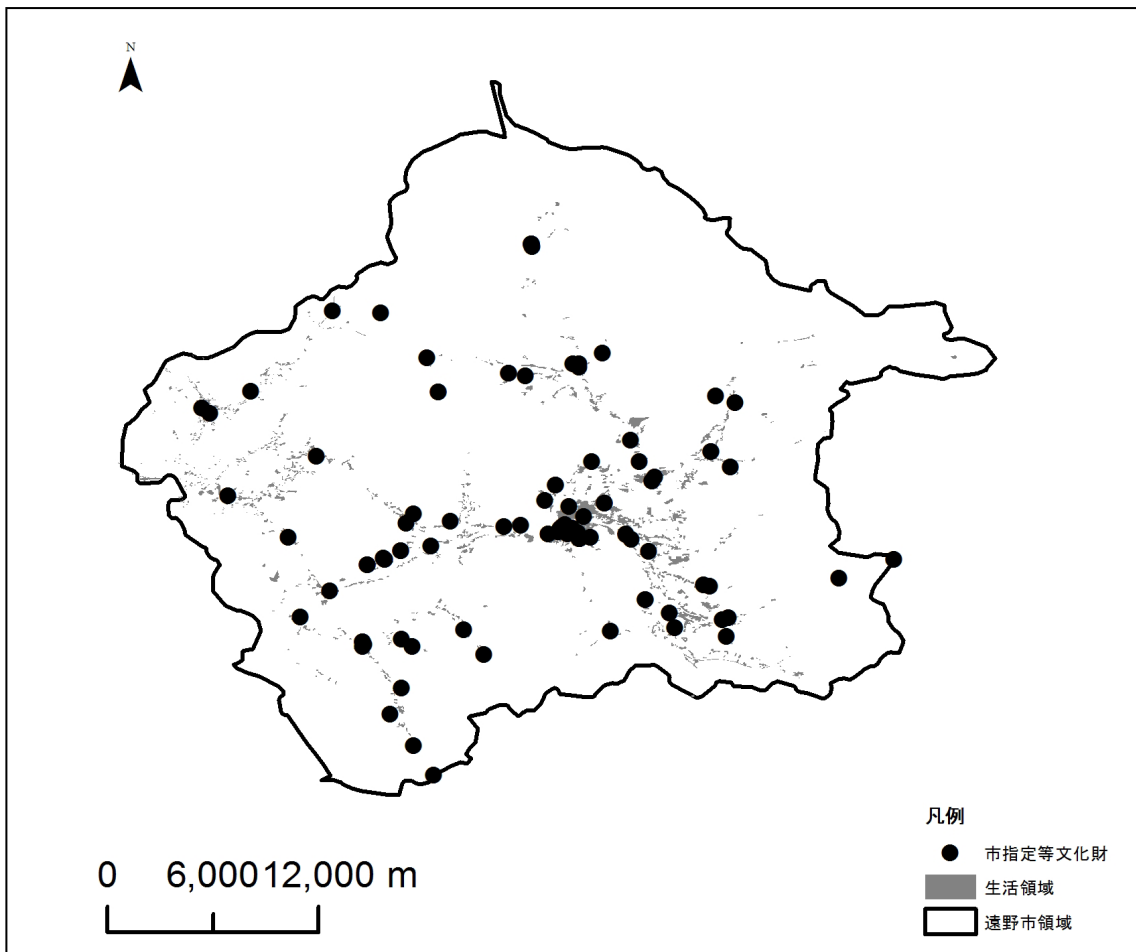


图 5—15 遠野市市指定等文化財分布

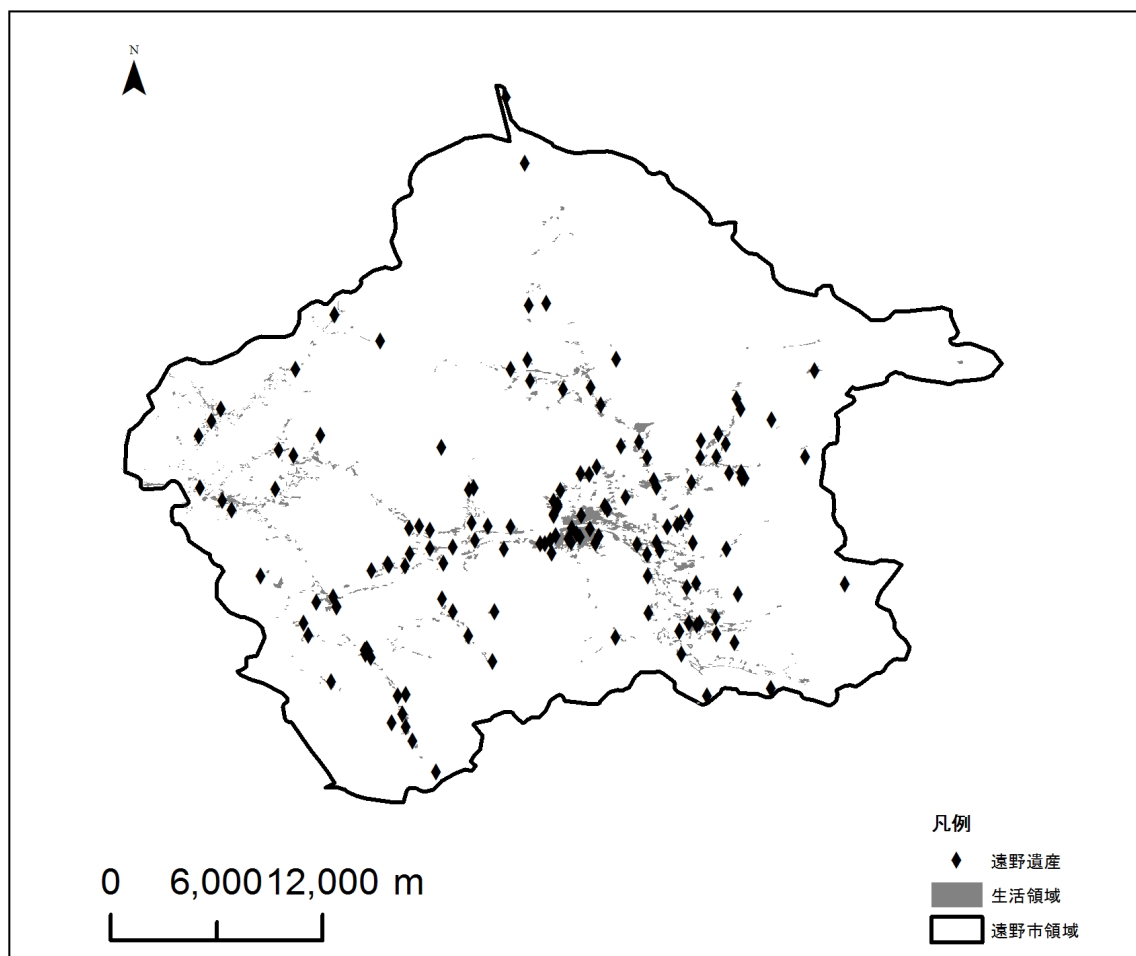


图 5—16 遠野遺産分布

6. 推薦住民団体の特徴

1) 住民団体の推薦状況

遠野市内9町の団体種類別の住民団体数を図5-17で示した。

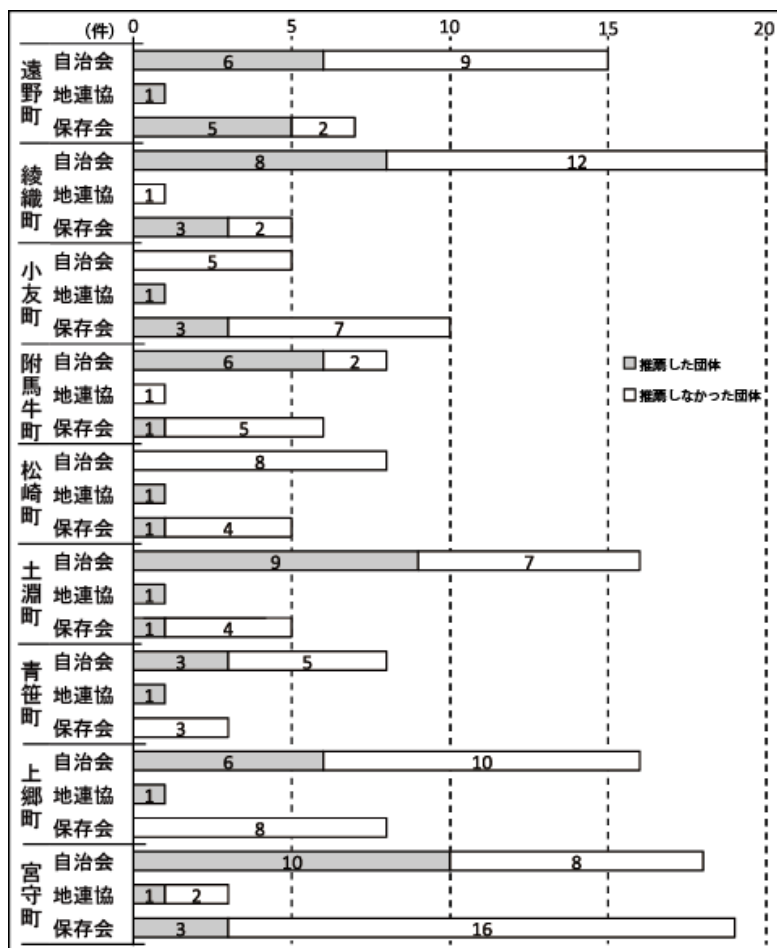


図5-17 遠野市各町の住民団体数（件）

遠野遺産を推薦した住民団体のうち最も多かったのは自治会で、遠野市内の自治会全114団体中48団体と約4割程度であった。町別にみると、半数以上の自治会が推薦をしていた町は、附馬牛町、土淵町、宮守町と3町あるが、他は半数以下であり、小友町、松崎町では推薦をした自治会はみられなかった。

地連協は、全11団体中7団体と半数以上の団体が推薦していた。地連協が複数ある宮守町以外の8町において、綾織町と附馬牛町の2町の地連協は推薦していない。

保存会は19団体ある宮守町以外は、5～10団体が各町に存在している。全68団体中17団体と、4分の1程度が推薦していた。遠野町のみ過半数の保存

会が推薦をしていたが、他の町では半数以下であり、青笹町、上郷町では保存会は推薦をしていなかった。

遠野町、土淵町、青笹町、上郷町、宮守町の5町においては、自治会と地連協の両方が推薦をしていた。また、遠野町、土淵町、宮守町では3種の住民団体全てが推薦をしていた。

2) 推薦の変遷

遠野遺産認定制度では、これまで11回の認定が行なわれている。それぞれの認定回ごとに推薦住民団体別の遠野遺産の種類と件数を表5-3で示した。

表5-3 遠野遺産の推薦件数

推薦住民団体	種別	認定回											総計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
自治会	建造物	5	1	5		3	2	1	3	2		3	25
	史跡・碑	2			1				1				4
	無形							1	1				2
	自然物	4	1		2	1	3	1					12
	景観				1								1
	伝承地	1											1
	信仰対象		2										2
	複数の有形	3		3	1	1		1			1	1	11
	有形・無形						1	1					2
	有形・自然物	2	1	2	1	1							7
	有形・無形・自然物			1			1		3	1			6
	総計	17	5	11	6	4	6	7	9	3	1	4	73
	地連協	建造物	7	1	3	3	3						17
史跡・碑		2		3	4	1				1		11	
無形		2		3				3	1		1	10	
自然物		1	1	1								3	
景観		1										1	
伝承地		1			1							2	
複数の有形		1	1		2							4	
有形・無形		1	2		1							4	
有形・自然物		3		1	2					1		7	
総計		19	5	11	13	4		3	1	1	1	1	59
保存会	無形	3	2	5		1		1	2			14	
	総計	3	2	5		1		1	2			14	
その他	建造物										1	1	
	無形	1										1	
	複数の有形	1										1	
	総計	2									1	3	
総計	41	12	27	19	8	7	10	11	6	2	6	149	

(件)

11回の認定回のうち、最も多く推薦を行なった住民団体は自治会（73件）であり、推薦数は約半数を占めていた。自治会は48団体が推薦を行なっているため、複数件推薦する団体があることがわかる。次いで地連協（59件）であ

った。自治会および地連協ともに建築物を多く推薦している。地連協は7団体が推薦をしているため、1団体あたりの推薦数は8件となる。保存会は14件の推薦がみられ、推薦住民団体と同数であるため、1団体が1件の推薦であることがわかる。

自治会による推薦は自然物と複数の有形が多いのに対し、地連協による推薦は史跡・碑と無形が多かった。また、保存会は無形のみ推薦していた。

回ごとの変遷をみると、第1回の推薦数が最も多く、41件と第11回までに認定された遠野遺産の3割ほどが推薦されている。第1回では、地連協の推薦数が自治会よりも多かった。自治会は継続的に建造物と複数の有形を推薦する傾向にある。地連協はどの種類の遠野遺産も第5回までに推薦が集中しており、それ以降は推薦が減少している。保存会は、推薦のない回もあるが、概ね継続的に推薦を行なっている。

3) 住民団体の遠野遺産の評価

住民団体の推薦書の記述を表5-1で示した評価分類に基づき分析・集計した遠野遺産の評価を表5-4で示した。

表5-4 住民団体による遠野遺産の評価

評価 住民団体種別	普遍価値			固有価値		
	普及性	多様性	傑出性	郷土性	親近性	歴史性
自治会 (n=67)	37	6	16	23	52	47
地連協 (n=57)	39	11	16	26	35	41
保存会(n=10)	8	2	5	6	11	11
その他(n=2)	2	0	0	0	2	2
総計	86	19	37	55	100	101

遠野遺産の評価としては、歴史性（101件）と親近性（100件）が多く、固有価値が評価されている傾向にあった。記述内容をみると、歴史性と親近性では、「青笹町内の八幡信仰の中心であり、地域住民に古くから（歴史性）親しまれている（親近性）」¹⁷⁰⁾（青笹八幡宮、青笹町地域づくり連絡協議会、下線部筆者）、「古くから宮守地域に言い伝えられており（歴史性）、奇岩とされている。

¹⁷⁰⁾ 青笹八幡宮認定推薦書

当地域にとっては宝物（親近性）である。」¹⁷¹⁾（呼ばれ石、上宮守文化振興会、下線部筆者）といったように、古くから地域住民に親しまれたことが述べられていた。普遍価値のなかでは普及性が最も多く 86 件あり、これは全体でも 3 番目に多かった。親近性と歴史性の割合に着目すると、地連協は親近性よりも歴史性、自治会は歴史性と親近性は同じとなる。加えて、地連協は約 2 割が多様性を評価しており、自治会や保存会と差異があった。また、生活領域外にある遠野遺産については地連協が遺産として評価している傾向にあった。

4) 住民団体による補助金利用の傾向

住民団体による補助金利用件数はこれまで 78 件¹⁷²⁾がみられた。78 件の補助金利用について、対象となった遠野遺産の種別、活動内容、活動に取り組んだ住民団体の種別についてまとめた（表 5-5）。

¹⁷¹⁾ 呼ばれ石認定推薦書

¹⁷²⁾ 申請件数は 77 件だが、1 件に 2 つの遠野遺産を対象とした取り組みがあったため、遺産数にあわせ総数を 78 件とした。

表 5 - 5 住民団体による補助金利用件数

対象種別	活動内容	自治会	地連協	保存会	その他	総計
建造物	整備	5				5
	改修	10	2			12
	整備・改修	5	3			8
	イベント		1			1
	総計	20	6			26
無形	整備		2	1		3
	改修			2		2
	イベント		2		2	4
	その他			2		2
	総計		4	5	2	11
自然物	整備	4				4
	改修	2				2
	総計	6				6
史跡・碑	整備	3	6			9
	改修	2				2
	総計	5	6			11
伝承地	整備	2				2
	総計	2				2
信仰対象	整備	2				2
	総計	2				2
複数の有形	整備	2				2
	改修	1			1	2
	整備・改修	2				2
	整備・イベント				1	1
	総計	5			2	7
有形・自然	整備	3				3
	改修	4				4
	整備・改修	2				2
	イベント	2				2
	総計	11				11
有形・無形	改修	1				1
	総計	1				1
有形・無形・自然物	整備・改修	1				1
	総計	1				1
総計		53	16	5	4	78

(件)

住民団体別に補助金利用件数をみると、全 78 件のうち約 3 分の 2 にあたる 53 件が自治会による利用であった。地連協は 16 件あり、1 団体が複数回利用しているが、地連協による総推薦件数 (59 件) に比べると補助金利用件数は少ない。

補助金利用の対象となった遠野遺産の種類は建造物が 20 件と最も多かった。無形、史跡・碑、有形・自然物がそれぞれ 11 件と同数で次いでいた。

利用内容は、「清心尼碑墓所環境整備」（史跡・碑、松崎町3区自治会）等の整備（30件）が最も多く、次いで「火渡の石碑群修復事業」（金ヶ澤自治会、村兵稻荷神社(金ヶ澤稻荷神社)鳥居他修繕工事）等の改修（25件）であった。整備・改修の同時実施も13件あり、3種を合わせると9割近くになる。

自治会の利用内容は、改修(21件)と整備（19件）とほぼ同数であった。地連協は整備が8件と一定数あるものの、改修は2件にとどまっている。保存会は「遠野太神楽伝承場所改修事業整備」（遠野太神楽保存会）といった改修を目的とした利用がみられた。地連協は整備以外に「『元気な村祭り宵宮』コンサート事業」（松崎町地域づくり連絡協議会）等イベントへの利用もみられた。

7.住民団体の具体の活動

1) 対象の抽出

遠野遺産認定制度でみられた3種の住民団体（地連協、自治会、保存会）のうち、保存会は、文化遺産の保護に特化した団体である。特に、遠野遺産の場合、民俗芸能の保存会がほとんどであった。これらの団体は、地域遺産となった民俗芸能や行事を披露・開催するといった、従来の文化遺産の保護と変わらない活動を行なっていると考えられる。よって、活動内容および団体内での遠野遺産の扱いが不明瞭である団体を対象とし、自治会と地連協から対象を抽出することとした。

遠野遺産認定制度において、地連協と自治会の推薦状況から遠野市内の各町を分類すると、

①地連協と自治会：遠野町、土淵町、青笹町、上郷町、宮守町

②地連協のみ：小友町、松崎町

③自治会のみ：綾織町、附馬牛町

の3種類となる。そのうち、①は、範囲が広域（旧宮守村）となる宮守町を除いたうち自治会の参加が最も多い土淵町、②は地連協の推薦遺産数が多い小友町、③は自治会の参加が多い綾織町の3町が対象地として抽出される。そのなかで、①においては、土淵町地域づくり連絡協議会と2回にわたり4件の推薦がみられる土淵町山口自治会、②においては、小友町地域づくり連絡協議会、③においては、4回にわたり4件の推薦がみられる綾織町3区自治会を対象と

した。

対象として抽出された3件の住民団体が推薦した遠野遺産について、表5-6で示した。

表5-6 対象住民団体の推薦した遠野遺産

推薦団体名	推薦団体種別	遠野遺産名	遠野遺産種別	認定回
① 土淵町 山口 自治会	自治会	山口の水車小屋	建造物	1
		山口アンテラ野	伝承地	1
		山口の薬師堂	建造物	3
		ダンノハナと佐々木喜善墓地	複数の有形	3
② 土淵町 地域づくり 連絡協議会	地連協	カップ淵-蓮池川水域	伝承地	1
		伝承園とその周辺	有形・無形	1
		貞任水芭蕉群生地	自然物	1
		琴畑溪流と白滝不動尊	有形・自然	1
		山口さんさ踊り	無形	7
		飯豊神楽	無形	7
		土淵しし踊り	無形	7
③ 小友町 地域づくり 連絡協議会	地連協	鷹鳥屋の西国順禮塔	史跡・碑	1
		外山開墾記念碑と及川源次郎恒次の墓	複数の有形	1
		不動巖と巖龍神社	有形・自然物	1
		遠野七観音・山谷観音	建造物	1
		新精霊	無形	1
		獅子一吼百獣脳烈の碑と獅子踊供養塔	複数の有形	2
		八坂神社と馬子繋ぎ	有形・無形	2
		小黒沢の伊豆権現とその周辺	有形・無形	2
		及川館一族の墓	史跡・碑	3
		能傳房神社	建造物	3
		千本カツラ	自然物	3
		藤沢の滝と応瀧神社	有形・自然物	3
		角羅神社	建造物	4
		小友村道路元標と追分の碑	複数の有形	4
		篠神社と桜	有形・自然物	4
小友の水路供養塔	史跡・碑	5		
高坪の宇迦神社	建造物	5		
牛頭天王の石碑	史跡・碑	10		
鷹鳥屋獅子踊り	無形	11		
④ 綾織町 3区 自治会	自治会	乳神様(金勢様)	信仰対象	2
		石上神社	建造物	3
		長松寺のしだれ栗	自然物	4
		石上不動岩幻の滝	自然物	6

2) 住民団体の遠野遺産に関する活動

①土淵町地域づくり連絡協議会

土淵町地域づくり連絡協議会（以下、土淵町地連協）は、7件の遠野遺産を推薦していた。土淵町の遠野遺産総数は21件なので、3分の1を土淵町地連協が推薦していたこととなる。7件の種類は、「無形」が3件と最も多く、「伝承地」「自然物」「有形・無形」「有形・自然物」がそれぞれ1件みられた。変遷をみると、第1回に4件、第7回に3件と間をあけて複数件をまとめて推薦していた。第1回に推薦した「カッパ淵～蓮池川水域」（伝承地）（図5-18）と「伝承園とその周辺」（有形・無形）は、共に1970年代後半からの遠野市の観光地として着目され、現在でも遠野を代表する観光名所である。そのため、遠野市内の代表的な観光地として知られていたことが推薦した理由¹⁷³⁾であった。認定後は補助金を利用して、「カッパ淵～蓮池川水域」を対象に「カッパ淵環境整備および蓮池造成工事」（平成19年度、整備）に取り組んだ。

同じく第1回に推薦した「貞任水芭蕉群生地」（自然物）は、自治会区域にあるものの、自治会が日常的に管理をする対象ではなかったという。そのため、地連協が推薦をした経緯があった。

第7回に推薦した「山口さんさ踊り」（無形）「飯豊神楽」（無形）「土淵しし通り」（無形）の3件は全て土淵町の民俗芸能であり、「飯豊神楽」と「土淵しし通り」は江戸末期から、「山口さんさ踊り」は大正年間より伝えられており¹⁷⁴⁾、それぞれに保存会がある。これらは遠野遺産になっていなかったもので、地連協が保存会と確認のうえで推薦した¹⁷⁵⁾。なお、各保存会は地連協が補助を得て主催する土淵まつりで芸能を披露している（図5-19）といった交流があった。

¹⁷³⁾ 土淵町地域づくり連絡協議会会長へのヒアリング（2017年7月15日）より

¹⁷⁴⁾ 遠野文化研究センター（2015）：遠野の郷土芸能

¹⁷⁵⁾ 土淵町地域づくり連絡協議会会長へのヒアリング（2017年7月15日）より



図 5-18 カッパ淵～蓮池川水域



図 5-19 土淵町地域づくり連絡協議会が開催する土淵まつりで演じられる飯豊神楽

②土淵町山口自治会

土淵町山口自治会は、4件の遠野遺産を推薦していた。4件の推薦は1つの自治会による推薦で最も多い。4件のうち、半数の2件が「建造物」であり、「伝承地」と「複数の有形」が1件ずつみられた。変遷をみると、1回と3回に2件ずつ推薦しており、初期に集中して推薦した傾向にあった。山口自治会は、これまでに4回の補助金利用をしており、補助金の利用も活発であった。

山口地区は、『遠野物語』の成立に関わった佐々木喜善の出身地であり、『遠野物語』に登場する場所が多い。姥捨ての伝承が載せられている「山口のデンデラノ」（伝承地）や、山口地区の墓地であり佐々木喜善の墓がある「ダンノハナと佐々木喜善墓地」（複数の有形）といった遠野遺産は、『遠野物語』に登場する場所であり、観光客が訪れる場所であるが、一方で、自治会で管理する場所でもあり、清掃や草刈りなどの環境整備も定期的に行なわれていた。遠野遺産認定後も「山口のデンデラノ」を対象に「山口デンデラ野散策道整備工事」

（平成19年度、整備）が行なわれ、「山口のデンデラノ」に至る道が整備されたのに加え、観光客の休憩を目的とした東屋も作成された（図5-20）。また、「ダンノハナと佐々木喜善墓地」についても「ダンノハナ公葬地通り道路整備事業」（平成19年度、整備）にて道路整備が行なわれた。「山口の薬師堂」（建造物）（図5-21）は山口地区の鎮守であり、毎年5月に例大祭を開催し、日常的に住民が環境整備を行なっている¹⁷⁶⁾。このように自治会の人々が日常的に整

¹⁷⁶⁾ 山口自治会会長へのヒアリング（2017年7月15日）より

備等の関係を有している対象を遠野遺産として推薦にしていた。



図 5-20 「山口デンデラ野散策道整備工事」によって住民が作成した東屋



図 5-21 山口の薬師堂

③小友町地域づくり連絡協議会

小友町地域づくり連絡協議会（以下、小友町地連協）は、19 件の遠野遺産を推薦している。小友町の遠野遺産は 21 件あり、小友町地連協以外の 3 件¹⁷⁷⁾は個々の保存会が推薦しており、各自治会からの推薦はなかった。小友町地連協が推薦した 19 件の内訳は、「史跡・碑」と「建造物」が同数で 4 件と最も多く、以下、「複数の有形」、「有形・自然物」が 3 件ずつ、「無形」と「有形・無形」が 2 件ずつ、「自然物」が 1 件となっていた。小友町では、小友町地連協が自治会（自治会長）から推薦があった遠野遺産候補を会議に諮り、一括して推薦するというようにしていた。その際、小友町の地区センター長が参加をすることもあるという¹⁷⁸⁾。地連協や小友町内の自治会と地区センターは、3～4 ヶ月 1 度に会議をしており、その場で遠野遺産に関する情報交換もされているということであった。また、自治会と地区センターの会議も定期的に行なわれていた。補助金を利用した遠野遺産の保護については、「新精霊」（無形）「馬子繋ぎ」（無形）「鷹鳥屋の西国禮塔」（史跡・碑）を対象にした「小友町遠野遺産看板設置事業」（平成 19 年度、平成 20 年度、整備）や、「遠野七観音・山谷観音」（建造物）を対象とした「地域活性化イベント（まつり）事業」（平成 20 年度、イベント）あるいは「小友町裸参り」（無形）を対象とした「小友町裸参り」（平

¹⁷⁷⁾ 氷口御祝（氷口御祝保存会）、長野獅子踊り（長野獅子踊り保存会）、山谷獅子踊り（山谷獅子踊り）の 3 件

¹⁷⁸⁾ 小友町地域づくり連絡協議会会長へのヒアリング（2017 年 7 月 15 日）より

成 23 年度、平成 25 年度、イベント) といった取組がみられた。これらは行政区や自治区を超えて町として行なう必要性があったため、小友町地連協が実施していた。

一方で、地連協が推薦した遺産でも、鳥居の修復や遠野遺産周辺の環境整備に関する補助金を利用した保護は、実際に遠野遺産を管理し保護に務める各自治会が補助金を申請し実施していた。例えば、図 5-22 は、小友町地連協が第 3 回認定回時に推薦し、遠野遺産に認定された千本カツラ（自然物）である。千本カツラは、認定後、平成 24 年度に「千本カツラ保護事業」として、自治会にあたる長野親交会が補助事業に申請し、千本カツラの日照を改善するために支障木の伐採を行なった。また推薦後の保護に関しては、地連協としては基本的に各自治会に任せているものの、保存状態によっては指示をすることもあるといふ¹⁷⁹⁾。



図 5-22 小友町地連協が推薦し、自治会によって環境整備が行なわれた千本カツラ

<http://mappage.jp/dtl/sourceimage.php?KanriNo=03208S370074&fno=1>

④綾織町 3 区自治会

綾織町 3 区自治会は、4 件の遠野遺産を推薦していた。先述の土淵町山口自治会と並んで、1 つの自治会からは最も多い推薦数である。4 件のうち、半数の 2 件が「自然物」であり、「信仰対象」と「建造物」が 1 件ずつとなっている。変遷をみると、第 2～6 回にかけて 1 件ずつ継続的に推薦を行なっていた。綾織町 3 区自治会の場合、遠野遺産を推薦した時期を含む平成 10 年から 24 年までの 10 年間の自治会長は同一人物であり、綾織町 3 区の文化や自然について

¹⁷⁹⁾ 小友町地域づくり連絡協議会会長へのヒアリング（2017 年 7 月 15 日）より

もよく知る人物であった。推薦された「乳神様（金精様）」（信仰対象）や「石上神社」（建造物）は、自治会内の人々が参拝したり祭礼行事を開催したりするといった関わりを持っていたため、「長松寺のしだれ栗」（自然物）は、地域の人がよく通る道路沿いにあるため、また「石上不動岩幻の滝」（自然物）は、3区内外に広く知ってもらいたいという理由から、区長より提案をし、区として推薦を決めたという¹⁸⁰⁾。推薦の際、地区センターや文化課に相談にいったこともあるという¹⁸¹⁾。認定後は、自治会長を中心に参道の整備や神社の修復など環境整備事業等に取り組んでいる。その一環として、「綾織 3 地区乳神様 階段整備事業」（平成 21 年度、整備）（図 5-23）では、乳神様（金精様）へ参拝する人のための階段を自治会長が中心となり制作・設置を行い、「石上神社改修事業」（平成 21 年度、改修）では、石上神社の社殿の改修を地域住民で行うといった、といった補助金利用も行なっていた。その際、今まで対象の遠野遺産と関わりの薄かった住民が参加するという変化もみられたという¹⁸²⁾。



図 5-23 乳神様（金精様）へ至る階段は、「綾織 3 地区乳神様 階段整備事業」として自治会長を中心として整備された

8.まとめ

件数が多かった建造物や無形の遠野遺産は、詳細をみると神社や民俗芸能であり、地域で受け継がれてきた信仰や行事との関連性がうかがえた。史跡・碑においても石碑等信仰に関連した遠野遺産がみられ、また、自然物についても

¹⁸⁰⁾ 綾織 3 区自治会元会長へのヒアリング（2017 年 7 月 14 日）より

¹⁸¹⁾ 綾織 3 区自治会元会長へのヒアリング（2017 年 7 月 14 日）より

¹⁸²⁾ 綾織 3 区自治会元会長へのヒアリング（2017 年 7 月 14 日）より

ご神木やいわれのある岩などがみられたこと、さらに、信仰対象そのものや伝承地といった文化財の分類にみられない独自の対象も遠野遺産となっていた。また、複数件の組み合わせにおいても、神社の社殿とご神木、奉納される民俗芸能といったように、信仰の場にある対象を一つとして遠野遺産とする傾向がみられた。

このように、信仰や伝承を紐帯としている対象が遠野遺産となっていることが明らかとなった。また、遠野遺産の分布をみると、遠野遺産は生活領域およびその周辺にほとんどが存在しており、生活との結び付きが推薦されやすさに関連していると考えられる。反面、生活領域から離れた植生や特定群落等の面的に広がっている自然環境が推薦されていなかったように、住民の日常生活での関わりが希薄な対象は遠野遺産になりにくいことにもその傾向が現れている。加えて、この傾向は、遠野遺産に対する住民団体の評価が親近性や歴史性といった固有価値を評価する傾向にあることからわかる。

推薦住民団体は、町を単位に地域づくりを行う地連協と自治区を単位に自治を行う自治会が多くみられた。

推薦の傾向としては、初回に推薦が集中しており、現在のところ、3割程度が初回の推薦である。その後の変遷をみると、地連協の推薦は比較的初期に集中しており、自治会と保存会が継続的に推薦する傾向にあった。

この傾向は、住民団体の活動目的や活動範囲の差異との関係がうかがえた。遠野遺産認定制度において、地連協は地域づくりを目的としており、町という広域的な地域を活動範囲としていた。町として取組む地域づくり事業の一環として、遠野遺産の保護にもあたっていた。この傾向は、地域遺産への評価において、普及性や多様性を見込んだ評価をしていることからうかがえる。一方、自治会は、自治という暮らしに関わる多様な活動をしており、活動範囲が地連協よりも限定されていた。また、地域遺産の評価も地連協よりも親近性を評価していることから、日常的につながりのある対象を推薦する傾向がうかがえる。

地連協と自治会の両方が推薦を行なっている土淵町では、自治会の区域にあっても自治会や地域の人々の日頃の関わりが希薄な対象については、町として地連協が推薦するという分担がみられた。また、小友町では、地連協が推薦を

行い、個々の遠野遺産の保護については基本的にその遺産に日常的に関わってきた自治会に委ねるという事例もみられ、住民団体同士で役割を分担していることがうかがえた。

6章 文化遺産の保護における地域遺産制度の役割と今後の課題

1. 本研究のまとめ

本研究では、文化財保護制度以外の文化遺産の保護制度のうち、地域遺産の発見、保護に関する独自の制度を地域遺産制度と定義し、複数の地域遺産制度を対象として文化遺産の保護における役割を考察することを目的とした。

2章では、地域遺産制度を運営している自治体を対象とし、地域遺産制度へいたるまでの各自治体の背景を把握するために、各自治体文化財保護に関する特徴と規模に関する特徴をみた。

結果、太宰府市は8件の自治体のうち、唯一文化財保護に関する計画があり、国指定等文化財の件数が全国平均の4倍近くあった。しかし、市指定等文化財の件数はあまり多くなかった。一方で、他7件の自治体においては文化財保護に関する計画は策定されておらず、国指定等文化財の件数も多くなかった。加えて、自治体の規模も比較的小規模の自治体が多く、また、人口減少や高齢化が進んでいるという特徴がある自治体が多かった。

これまでの文化庁による文化財保護施策は、国指定等文化財を有する都市的地域が取り組む傾向にある¹⁸³⁾ことが指摘されていた。また、文化財の種別に関しても史跡や建造物など、有形の不動産が中心となる傾向にあった。しかしながら、文化財保護に関する計画を持たない自治体や、国指定等文化財が少ない比較的小規模の小さい自治体が多く地域遺産制度に取り組んでいるということが明らかになった。

3章では、8件の地域遺産制度を対象として、地域遺産制度の運営および制度内容を比較し、地域遺産制度の特徴を明らかにした。

地域遺産制度の運営面では、運営を担う部局が都市政策部局か文化財部局および地域振興部局の2つに大別ができた。都市政策部局が運営を担う地域遺産制度の場合、景観条例や景観計画に地域遺産制度が組み込まれていた。一方、文化財部局および地域振興部局の場合、独自の条例・要綱に地域遺産制度が基づいているものの、具体的な計画との関係がある地域遺産制度は少なく、遠野

¹⁸³⁾ 国土交通省都市局公園緑地・景観課(2014): 歴史まちづくり法に基づく5年間の取り組み成果、1-2

遺産認定制度と認定太宰府市民遺産については、景観計画に地域遺産制度が組み込まれていた。

制度内容からは、指定等文化財とは異なる独自の地域遺産の発見を意識している点と住民参加を前提とした制度である点が共通の特徴として明らかになった。ここからは、地域遺産制度は、住民の意見を反映することで既存の文化財の枠組みにとらわれない対象を地域遺産として認定する制度という共通点が指摘できる。

しかしながら、認定後の保護においては、担当部局による違いが明らかになった。

都市政策部局が運営を担当する地域遺産制度の場合、景観条例や景観計画に地域遺産制度が組み込まれており、地域遺産を景観重要建造物および景観重要樹木、景観形成地区に指定できるようになっていた。また、行政から地域遺産そのものへ直接保護が行なわれる手順となっており、住民団体の関与はみられなかった。

一方で、文化財部局および地域振興部局が運営を担当する地域遺産制度の場合、独自の条例・要綱に地域遺産制度が基づいているものの、具体的な計画との関係がある地域遺産制度は少なかった。文化財部局が運営を担う遠野遺産認定制度では、景観計画の先駆的取組みとして位置付けられており、遠野遺産の保護経験の蓄積を景観計画の実施に反映させようとしていた。同じく文化財部局が運営を担う認定太宰府市民遺産では、国指定等文化財の保護に関する行政のこれまでの経験をふまえて文化財保護や景観保護が連携を図り、太宰府市の施策の核としている太宰府市民遺産を、景観上重要な景観育成地区と関連づけていた。

また、文化財部局および地域振興部局が運営を担当する地域遺産制度の場合、推薦した住民団体が保護を担うことを見込んでおり、そのため推薦時は保護に関する計画書の提出を求め、認定後はその実現のために住民団体の活動に対して補助金を支援する仕組みとなっていた。

4章では、3章の制度内容をふまえ、地域遺産制度のこれまでの実績を比較し、地域遺産制度の成果を明らかにした。

地域遺産制度は、総じて制度運用開始より1回/年認定が継続して行なわれて

おり、地域遺産の件数には差があるものの、文化財と重複した地域遺産は少なく、地域独自の地域遺産が発見されているといえる。

住民参加について、推薦した住民団体の件数からは、どの地域でも1団体あたり1～2件程の推薦が行なわれていることが推察された。推薦住民団体の種別からは、自治会や保存会による推薦がどの地域遺産制度でもみられた。件数の多かった遠野遺産認定制度と菊池遺産では、自治会が推薦住民団体のうち多くを占めていることから、自治活動の一環・延長線上で地域遺産制度を利用する傾向にあると考えられる。

5章では、継続的な運営がみられ、地域遺産件数や制度を利用した住民団体が多様であった遠野遺産認定制度を対象として、地域遺産制度の具体的な利用状況について把握した。遠野遺産は、建造物や無形が多かったが、これは神社の社殿や民俗芸能など地域の信仰と関わりがあった。また、複数の有形（社殿等）・無形（民俗芸能等）・自然物（ご神木等）を組み合わせる遠野遺産も多くみられ、それは信仰や伝承がその紐帯となっていた。また、遠野遺産のほとんどが生活領域あるいは生活領域周辺に存在していた。多くみられた推薦住民団体は、遠野遺産認定制度においては町を活動範囲とする地連協と、自治区を活動範囲とする自治会であった。地連協は遠野遺産の推薦は行なうが、保護に関しては自治会が担うという分担もみられた。地連協と自治会が推薦した遠野遺産は、建造物の推薦が最も多かった点は共通しているが、地連協は史跡・碑と無形、自治会は自然物と複数の有形と異なる種類を推薦していた。また、地域遺産への評価において、両団体共に親近性や歴史性といった固有価値を評価していたが、地連協は親近性よりも歴史性が多く、また、普遍価値である多様性も一定数みられ、自治会の評価傾向とは異なっていた。なお、保存会の推薦傾向や地域遺産の種別からは、従来の文化遺産の保護の延長として地域遺産制度を利用していることが考えられた。

2. 文化遺産の保護における地域遺産制度の役割

地域遺産制度は、住民からの推薦を前提としている点が共通してみられた。これによって、一定の地域や組織内で重要視されていたものの、由来を裏付ける歴史的資料に乏しく伝承や由来譚等に依拠していたもの、あるいは、比較的

近年に造られた建造物や、開始・復活した民俗芸能等、文化財の指定等を受けていない文化遺産を、住民の主観的な評価を汲み取ることで、地域遺産として認定することが実現していた。よって、行政や専門家による学術的・客観的な視点から評価し、「歴史上」「芸術上」といった価値を評価する¹⁸⁴⁾ 従来の文化財保護制度とは異なる文化遺産を地域遺産として扱えるようになり、評価・共有を可能とする役割を地域遺産制度は果たしているといえる。

また、比較的規模が小さく、文化財保護に特化した計画の策定経験がない自治体であっても、景観計画へ地域遺産を位置付けることや、景観計画内の諸事業との関連をもたせることで、「制度」とすることが可能となるといえる。近年、景観まちづくりの分野では、人の暮らしに着目した景観を構成する要素への注目¹⁸⁵⁾がされており、実際に下田まち遺産の「人の暮らし」という分類がみられたように、地域遺産制度を設計・運営するにあたって、文化財保護に関する取組と景観に関する取組は融和性があると考えられる。

さらに、認定された地域遺産から景観重要建造物や景観重要樹木を指定するという景観計画の他の取組と関連性を持たせる制度設計が多くみられた。1章でみたように、全国的に景観重要建造物や景観重要樹木の指定は低調であり、その実効性を高めるために住民の意見を反映するための取組として、地域遺産認定制度が組み合わせられていることも考えられる。

一方、景観条例や景観計画に依った地域遺産制度の場合、認定後の保護においては住民の参加を可能とする内容とはなっておらず、行政側の判断や意向による保護となっていた。この場合、推薦者と管理主体が一致しなくなる恐れがあり、認定後も継続した住民の関心を集め続けることや、地域住民の日常的な関わりの中での保護の実現性は不透明といえる。

文化財部局が担当する地域遺産制度は、従来の文化財に近い分類であるものの、制度内容において、推薦時に個人ではなく住民団体による推薦を重視し、また推薦時には保護計画の提出を求める、といった認定後の保護への意識がうかがえた。また、住民団体による保護をするために住民団体の活動を支援する

¹⁸⁴⁾ 文化財保護法第二条

¹⁸⁵⁾ 例えば、日本建築学会（2009）：生活景—身近な景観価値の発見とまちづくり、学芸出版社

補助金やアドバイザーを設けるという制度設計がみられた。

実際の運用として住民団体の地域遺産制度への取組をみると、遠野遺産認定制度では、地連協や自治会といった、文化遺産・地域遺産の保護に特化せず地域づくりや自治を目的とした住民団体の参加が多くみられ、また、遠野遺産の推薦時や保護のための補助金申請時には各町に置かれた行政窓口である地区センターが支援を行なうこともあった。住民団体の活動に対する補助金制度を設け、かつ、地区センターという行政の出先機関を制度内に組み込み住民団体との連携をしやすくしている点が活発な制度利用に影響しているといえる。

認定後の保護において、これまで地域遺産の管理運営を担ってきた住民団体が関われる制度にすることで、地域住民と対象との関係を維持した保護を可能とする役割を有していると考えられる。

3.地域遺産制度の今後の課題

都市政策部局が担当を運営する地域遺産制度の場合、認定された地域遺産を景観重要建造物や景観重要樹木として保護する制度内容になっていたが、確認をしたところ、景観重要建造物や景観重要樹木の指定には至っておらず、保護に関しては実現性が乏しい傾向にあった。「遺産」としての継承を考えた場合、地域遺産の発見だけでなく、どのように遺していくのかということも意識する必要がある。その場合、文化財保護に関する経験を有している文化財担当部局との連携も考えることで、自治体が一体となった地域遺産の保護が見込まれる。景観重要建造物や景観重要樹木として地域遺産を指定する他にも、景観形成地区の設定において、認定された地域遺産を中心に設定するといった方法も考えられる。文化財担当部局であっても、地域遺産の保護を接点として景観計画策定に関わるといった協働を検討することで、地域遺産の保護のための多様な選択肢をつくることが可能になると考えられる。

具体事例として詳細をみた遠野遺産認定制度では、町という比較的広域的な区域を扱い、町内を俯瞰的に捉えている地連協と、定常的に関わりがあり、保護の経験蓄積がある自治会という活動目的や内容が異なる住民団体がそれぞれの役割を分担するという現状もみられた。このような住民団体の特徴を活かすことで、地域遺産制度の継続的な制度利用ならびに地域遺産の保護の実現性を

高めることが見込まれる。しかしながら、住民団体による保護の限界として、住民団体には、遠野市の特徴としてみられた人口減少や高齢化による行事開催の継続への懸念¹⁸⁶⁾もみられた。このような場合、遠野遺産認定制度が景観計画の中に位置付けられながらも他の取組との連携があまりみられなかったことから、重要景観形成建造物・樹木と関連性を持たせることや景観協議会を発足することで各種団体と連携を図る場を設けるといった、景観施策と関連を持たせることで、新たな支援や連携を生み出すことも考えられる。

行政や住民団体のこれまでの経験蓄積をふまえ、認定や保護の支援の仕組みを設けることで、継続的な制度利用ならびに地域遺産の保護の実現性を高めることが今後の課題として指摘できる。

¹⁸⁶⁾ 小友町地域づくり連絡協議会会長へのヒアリング（2017年7月15日）より

1.地域遺産制度に関する条例・要綱

1) 多治見市美しい風景づくり条例

多治見市美しい風景づくり条例

平成 13 年 3 月 27 日条例第 10 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 風景づくり計画（第 7 条）

第 3 章 市民の風景づくり

第 1 節 風景づくり団体（第 8 条・第 9 条）

第 2 節 風景づくり協定（第 10 条—第 12 条）

第 3 節 風景づくり推進地区（第 13 条—第 18 条の 3）

第 4 章 創り出す風景

第 1 節 大規模な行為（第 18 条の 4—第 22 条）

第 2 節 公共的な施設の風景づくり等（第 23 条—第 25 条）

第 3 節 風景資源（第 26 条）

第 5 章 守っていく風景

第 1 節 風景市民遺産（第 27 条・第 28 条）

第 2 節 景観重要建造物と景観重要樹木（第 28 条の 2—第 28 条の 7）

第 6 章 整える風景（第 29 条・第 30 条）

第 7 章 表彰と助成（第 31 条・第 32 条）

第 8 章 風景審議会（第 33 条・第 34 条）

第 9 章 雑則（第 35 条—第 37 条）

第 10 章 罰則（第 38 条—第 44 条）

附則

わたしたちのまち多治見は、市の中央を流れる土岐川と緑豊かな丘陵地が街なみと調和した、美しい風景をかたちづくっています。しかし、過去には、焼き物の産地として粘土の採掘や樹木の伐採が進み、周囲の丘陵地がはげ山と化してしまった時期もありました。現在ある緑は、荒涼とした山を市民の力で植林して復元されたものです。

こうした先人達の努力によってかたちづくられてきた多治見の風景は、わたしたちにゆとりと潤いをもたらす大切な財産となっています。しかし、大切な財産も、何もしなければ、街なみにそぐわない建物が建ったり、緑が減少したりして、失われてしまいます。

美しい風景を後世に引き継いでいくためには、わたしたちが、日々の営みの中で、風景を整え、美しい風景を守り育て、創り出すための作法を身につけ、実践しなければなりません。

ここに、全ての市民の参加と協働により、美しいまち多治見をつくり、将来へと引き継いでいくため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この条例は、風景づくりに関して必要な事項を定め、風景づくりを総合的に、しかも計画的に進めることによって、誇りと愛着のもてる魅力あるまちをつくることを目的とします。

(景観法の適用)

第1条の2 前条に掲げる目的を達成するための本市における景観法（平成16年法律第110号。以下「法」といいます。）の適用については、この条例に定めるところによります。

(基本的な考え方)

第2条 市と市民は、美しいまちに住むために、風景づくり作法を明らかにし、これを守るよう努めていきます。

2 市と市民は、施設の新築などや開発事業などを行うときは、周りの風景に配慮していきます。

3 市と市民は、水循環、生態系などの自然環境に配慮するとともに、これらを後世に引き継ぐよう努めていきます。

4 市と市民は、緑の風景づくりを推進するため、周囲の豊かな緑や身近な緑を守り、育て、創り出すよう努めていきます。

5 市は、潤いのある水辺の風景づくりを推進するため、河川、池沼などの貴重な自然環境を守り、水に親しめる場所を創り出していきます。

(定義)

第3条 この条例において「風景づくり」とは、自然環境、歴史や文化を大切にしながら、建築物、街なみなどの景観を誘導することによって、地域に根ざした美しい風景を守り育て、整え、創り出すことをいいます。

2 この条例において「施設」とは、建築物、工作物、広告物、道路、公園、駐車場などをいいます。

3 この条例において「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物をいいます。

4 この条例において「工作物」とは、土地や建築物に定着したり、継続して設置される物のうち、建築物、広告物以外のもので規則で定めるものをいいます。

5 この条例において「広告物など」とは、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に定める屋外広告物や、これに付属する設備、建築物の屋内に掲げ屋外に向けて表示する広告物をいいます。

6 この条例において「新築など」とは、新築・新設、増築・増設、改築・改造、大規模な修繕・模様替え、外観の一つの面の半分を超える色彩の変更（同色による塗替えを含みます。）をいいます。

7 この条例において「開発事業」とは、土地の利用目的、利用形態、物理的形狀、過去の所有形態などから見て一体と認められる土地について行う区画形質の変更をいいます。

8 この条例において「公共施設」とは、法第7条第4項に定める公共施設をいいます。

(市民の責任と義務)

第4条 市民は、自らが風景づくりの主人公であることを理解し、風景づくり作法に配慮して、積極的に風景づくりを行うよう努めなければなりません。

(市の責任と義務)

第5条 市は、風景づくりの総合的な施策を実施します。

2 市は、公共施設を整備改善するときは、風景づくりに関し先導的な役割を果たさなければなりません。

3 市は、風景づくりに関する市民の意識を高め、知識の普及を図るために必要な措置をとるとともに、市民の活動を支援します。

4 市は、風景づくりのため、国や地方公共団体などに、協力を要請します。

(市民の権利と公の利益との調整)

第6条 風景づくりにあたっては、市民の権利を尊重しつつ、公の利益との調整に注意しなければなりません。

第2章 風景づくり計画

(風景づくり計画)

第7条 市長は、この条例の目的を達成するために、市民の意見を反映させた多治見市風景づくり計画（以下「風景づくり計画」といいます。）を定めます。

2 法第8条第1項の規定による景観計画は、前項に規定する風景づくり計画として定めます。

3 市長は、風景づくり計画を定めるときは、第33条に規定する多治見市風景審議会の意見を聴くほか、法第9条に規定する手続によらなければなりません。

4 市長は、風景づくり計画を定めたときは、その内容を公表します。

5 風景づくり計画を変更するときにも、前2項に定められた手続によります。

第3章 市民の風景づくり

第1節 風景づくり団体

(風景づくり団体の認定等)

第8条 市長は、風景づくりを推進することを目的として組織された団体で、次のいずれにも該当するものを風景づくり団体として認定することができます。

(1) 団体の活動が地域における風景づくりに有効であるもの

(2) 団体の活動が地域の多数の住民に支持されているもの

(3) 団体の活動が関係者の所有権などの財産権を不当に制限しないもの

(4) 規則で定める要件を満たす団体規約が定められているもの

2 前項の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければなりません。

3 市長は、第1項により認定した風景づくり団体が、同項の条件のいずれかに該当しなくなったときは、認定を取り消します。

(風景づくりに関する提案)

第9条 風景づくり団体は、その地域の風景づくりに関する意見を市長に提案することができます。

2 市長は、風景づくりに関する施策を策定したり、実施したりするときは、前項の提案に配慮するよう努めます。

第2節 風景づくり協定

(風景づくりに関する協定の締結)

第10条 一定の地域の土地や施設の所有者（法に基づく権利を使って施設を占有したり管理したりしている人を含みます。以下「所有者など」といいます。）は、その地域における施設の規模・位置・色彩・形態の基準、緑化の基準など、風景づくりを推進するため必要な事項について互いに協定を結ぶことができます。

(風景づくり協定の認定等)

第11条 市長は、前条の規定により結ばれた協定が風景づくりに貢献するものであり、規則で定める要件を満たしていると判断するときは、多治見市風景審議会の意見を聴いて、これを風景づくり協定として認定することができます。

2 風景づくり協定の認定を受けようとする人は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければなりません。

3 市長は、第1項の認定をしたときは、それを公表します。

4 風景づくり協定の認定を受けた人は、風景づくり協定を変更したり、廃止したりしたときは、市長に届け出なければなりません。

5 市長は、前項の廃止の届出を受け取ったり、風景づくり協定の内容かその運用が風景づくりに貢献するものでなく、規則で定める要件を満たしていないと判断したときは、第1項の認定を取り消します。

(風景づくり協定の運用)

第12条 風景づくり協定を結んだ人は、その内容を守り、活用するよう努めなければなりません。

2 市長は、風景づくり協定の運用について必要な情報を提供したり、技術的な支援を行ったりして、その協定が定める活動の方針の実現のために協力します。

第3節 風景づくり推進地区

(風景づくり推進地区の指定等)

第13条 市長は、風景づくりに積極的で、重点的に風景づくりを推進したり、風景を保全する必要があると認める地区を風景づくり推進地区として指定することができます。

2 市長は、前項の風景づくり推進地区を指定するときは、その地区の住民など利害関係者の意見を聴くとともに、多治見市風景審議会の意見を聴かなければなりません。

3 市長は、第1項の風景づくり推進地区を指定したときは、それを公表します。

4 風景づくり推進地区を変更したり、廃止したりするときにも、前2項に定められた手続によります。

(風景づくり推進計画等)

第14条 市長は、風景づくり推進地区を指定するときは、その地区の風景づくり推進計画と風景づくり推進基準を定めます。この場合において、市長は、その計画に関係がある公共施設の管理者と協議します。

2 前項の風景づくり推進計画には、次の事項を定めます。

- (1) 風景づくりの基本目標
- (2) 公共施設に関する風景づくりの方針
- (3) 次項に定める風景づくり推進基準の策定のための指針
- (4) その他風景づくりの推進に関し必要な事項

3 第1項の風景づくり推進基準には、次の事項のうちで必要なものについて定めます。

- (1) 施設の規模、敷地内における位置・色彩・形態
- (2) 土地の形質
- (3) 緑の有様
- (4) その他市長が必要とする事項

4 第1項の風景づくり推進計画や風景づくり推進基準を定めたり、変更したりするときにも、前条第2項と第3項に定められた手続によります。

(行為の届出)

第15条 風景づくり推進地区内において次の行為をしようとする人は、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければなりません。

- (1) 施設の新築など
- (2) 開発事業
- (3) 樹木の伐採、植栽

2 前項の規定は、次の行為には適用しません。しかし、第3号か第4号の行為をしようとする人は、前項の手続にならって、その内容を市長に通知しなければなりません。

- (1) 通常管理行為、軽易な行為やその他の行為で規則で定めるもの
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (3) 都市計画事業（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に定める都市計画事業をいいます。以下同じです。）の施行として行う行為やこれに準ずる行為で規則で定めるもの
- (4) 国、地方公共団体と、これらが設立した団体が行う行為

(風景づくり推進基準の遵守)

第16条 風景づくり推進地区において前条第1項のいずれかの行為をしようとする人は、その地区の風景づくり推進基準を守らなければなりません。

(助言と指導)

第17条 市長は、第15条第1項の届出があった場合において、届け出られた行為が風景づくり推進基準に適合しないと判断するときは、その届出をした人に対し、必要な措置をとるよう助言したり、指導したりします。

(完了の届出)

第18条 第15条第1項の届出をした人は、その行為を完了したときは、市長に届け出なければなりません。

(指導・勧告)

第18条の2 市長は、第15条の届出をせずに新築などの行為を行った人、これらの届出の際虚偽の届出をした人、第17条の指導に従わない人、前条の届出をしない人に対し、必要な措置をとるよう指導や勧告をすることができます。

(報告)

第 18 条の 3 前条の勧告を受けた人は、その勧告に対する措置が完了したときは、市長に報告しなければなりません。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて実地調査を実施することができます。

第 4 章 創り出す風景

第 1 節 大規模な行為

(大規模な行為)

第 18 条の 4 この条例において「大規模な行為」とは、次に掲げる行為とします。

(1) 建築物の建築など（法第 16 条第 1 項第 1 号に定める建築等をいいます。以下同じです。）

(2) 工作物の建設など（法第 16 条第 1 項第 2 号に定める建設等をいいます。以下同じです。）

(3) 開発行為（法第 16 条第 1 項第 3 号に定める行為をいいます。）

(4) 風景づくりに影響を及ぼすおそれのある次に掲げる行為（法第 16 条第 1 項第 4 号の条例に定める行為をいいます。）

ア 土地の開墾

イ 土石の採取

ウ 鉱物の掘採を除くその他の土地の形質の変更

(5) 公園、路外駐車場の新設など

(大規模な行為の風景基準)

第 19 条 市長は、風景づくり計画において、大規模な行為の風景基準（法第 8 条第 3 項第 2 号に定める規制や措置の基準をいいます。）を定めます。

2 大規模な行為をしようとする人は、大規模な行為の風景基準を守らなければなりません。

(大規模な行為の届出)

第 20 条 第 18 条の 4 第 1 号から第 4 号までに定める行為をしようとする人は、あらかじめ、法第 16 条第 1 項の規定に基づき、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければなりません。

2 前項の届出のうち規則で定める事項を変更しようとする人は、あらかじめ、法第 16 条第 2 項の規定に基づき、規則で定めるところにより、市長に届け出なければなりません。

3 第 1 項の規定は、次に掲げる行為には適用しません。ただし、第 3 号か第 4 号の行為をしようとする人は、第 1 項の手続にならって、その内容を市長に通知しなければなりません。

(1) 法第 16 条第 7 項各号に掲げる行為

(2) 一定規模以下の行為などで規則で定めるもの

(3) 国、地方公共団体が行う行為

(4) 都市計画事業の施行として行う行為やこれに準ずる行為で規則で定めるもの

4 第 18 条の 4 第 5 号に定める行為をしようとする人は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければなりません。

5 前項の届出のうち規則で定める事項を変更しようとする人は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければなりません。

6 第 4 項の規定は、次に掲げる行為には適用しません。ただし、第 3 号か第 4 号の行為をしようとする人は、第 4 項の手続にならって、その内容を市長に通知しなければなりません。

(1) 通常の管理行為、軽易な行為やその他の行為で規則で定めるもの

(2) 一定規模以下の行為などで規則で定めるもの

(3) 国、地方公共団体が行う行為

(4) 都市計画事業の施行として行う行為やこれに準ずる行為で規則で定めるもの

7 市長は、第 1 項、第 4 項の届出や第 3 項、前項の通知があった場合において、必要があると判断するときは、その届出や通知をした人に対し、風景影響評価や地域住民への説明会などの措置をとるよう求めます。

(勧告と協議)

第 21 条 市長は、前条第 1 項や第 4 項の届出があった場合において、届け出られた行為が大規模な行為の風景基準に適合しないと判断するときは、その届出をした人に対し、必要な措置をとるよう勧告することができます。

2 市長は、前条第 3 項や第 6 項の通知があった場合において、大規模な行為の風景基準に適合しないと判断するときは、その通知をした人に対し、必要な措置をとるよう協議を求めることができます。

(特定届出対象行為)

第 21 条の 2 この条例において特定届出対象行為（法第 17 条第 1 項の条例で定める行為をいいます。）とは、風景づくり重点区域（標高 120 メートル以下の地区とその周辺の地区のうち、風景づくり計画で定める区域をいいます。）内で行われる行為のうち、次に掲げる行為とします。ただし、第 20 条第 3 項各号に掲げる行為を除きます。

(1) 建築物の建築など

(2) 工作物の建設など

(命令)

第 21 条の 3 市長は、特定届出対象行為が大規模な行為の風景基準に定められた建築物や工作物の形態や色彩その他の意匠に関する基準に適合しないか、そのおそれがあると判断するときは、法第 17 条第 1 項の規定により、その届出をした人に対し、その基準に適合させるため必要な限度において、その行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとるよう命ずることができます。

2 前項に規定する命令については、法第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定を適用します。

3 市長は、第 1 項の命令に違反した人あるいはその人からその建築物や工作物についての権利を承継した人に対し、法第 17 条第 5 項の規定により、相当の期限を定めて、大規模な行為の風景基準に適合させるため必要な限度において、その原状回復など必要な措置をとるよう命ずることができます。

4 市長は、前項の命令をしようとする場合に、その命ずべき人を確知すること

ができないときは、法第 17 条第 6 項の規定により、その命ずべき人の負担において、自ら原状回復などを行ったり、その命じた人あるいは委任した人にこれを行わせることができます。この場合においては、相当の期限を定めて、原状回復などを行うべきこととその期限までに原状回復などを行わないときは、市長や、その命じた人が原状回復などを行うことをあらかじめ公告しなければなりません。

5 市長は、第 1 項の命令をした人に対し、法第 17 条第 7 項の規定により、その措置の実施状況などについて報告を求めたり、職員にその敷地に立ち入らせ、実施状況の検査やその行為が風景に与える影響を調査させることができます。

(行為の着手の制限)

第 21 条の 4 第 20 条第 1 項や第 2 項の届出をした人は、法第 18 条の規定により、市長がその届出を受理した日から 30 日（特定届出対象行為について法第 17 条第 4 項の規定により同条第 2 項の期間が延長された場合にあっては、その延長された期間）を経過した後でなければ、その行為に着手してはなりません。

(完了の届出)

第 22 条 第 20 条第 1 項や第 4 項の届出をした人は、その行為を完了したときは、市長に届け出なければなりません。

第 2 節 公共的な施設の風景づくり等

(公共的な施設の風景づくり)

第 23 条 不特定多数の人々が利用する公共的な施設の所有者などは、施設の意匠や敷地内の緑化など、周囲の風景に配慮し、積極的に風景づくりを推進しなければなりません。

(重要な場所の風景づくり)

第 24 条 街角や駅前など、風景に大きな影響を与える重要な場所の施設の所有者などは、施設の意匠や敷地内の緑化など、周囲の風景に配慮し、積極的に風景づくりを推進しなければなりません。

(モニュメント、オブジェの設置の協議)

第 25 条 公共施設においてモニュメント、オブジェを設置したり、撤去したりしようとする人は、その内容について市長と協議しなければなりません。

第 3 節 風景資源

(風景資源の活用)

第 26 条 市と市民は、斜面緑地、蔵、煙突など、多治見の美しい風景をかたちづくる要素を風景資源として活用し、風景づくりを進めます。

第 5 章 守っていく風景

第 1 節 風景市民遺産

(風景市民遺産の指定)

第 27 条 市長は、多治見の自然環境、歴史、文化などを象徴する重要な風景を構成するものを、風景市民遺産として指定することができます。

2 市長は、前項の指定をするときは、多治見市風景審議会の意見を聴くとともに、その所有者などの同意を得なければなりません。

3 市長は、第 1 項の指定をしたときは、それを公表します。

4 市長は、風景市民遺産が次のいずれかに該当するときは、第 1 項の指定を解除します。

(1) 滅失、枯死などにより風景上の価値を失ったとき。

(2) 公益上の理由その他特別の理由があるとき。

5 風景市民遺産の指定を変更したり、解除したりするときにも、第 2 項と第 3 項に定められた手続によります。

(風景市民遺産の管理等)

第 28 条 前条第 1 項の指定を受けた風景市民遺産の所有者などは、その風景市民遺産を適正に管理しなければなりません。また、風景市民遺産の周辺の土地や施設の所有者などは、風景市民遺産の価値を損なわないよう配慮しなければなりません。

2 風景市民遺産の所有者などは、その風景市民遺産の現状を変更したり、所有権などの権利を移転しようとするときは、市長に届け出なければなりません。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、届出は入りません。

3 市長は、風景市民遺産の管理などについて助言したり、指導したりすることができます。

第 2 節 景観重要建造物と景観重要樹木

(景観重要建造物や景観重要樹木の指定)

第 28 条の 2 市長は、景観重要建造物など（法第 19 条第 1 項に規定する景観重要建造物と法第 28 条第 1 項に規定する景観重要樹木をいいます。以下同じです。）の指定をするときは、多治見市風景審議会の意見を聴かなければなりません。

2 市長は、景観重要建造物などを指定したときは、そのことを告示するとともに、その景観重要建造物などに表示するものとします。

3 景観重要建造物などの指定を変更したり解除したりするときにも、前 2 項に定められた手続（解除については表示を除きます。）によります。

(現状変更の規制)

第 28 条の 3 景観重要建造物などの現状を変更しようとする人は、法第 22 条第 1 項や法第 31 条第 1 項の規定により、市長の許可を得なければなりません。

2 市長は、前項の許可の申請があった場合に、景観重要建造物などの良好な風景の保全のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができます。

3 第 1 項の規定にかかわらず、国、地方公共団体が行う行為については、同項の許可を受けることを要しません。この場合においては、その国、地方公共団体は、あらかじめ、市長に協議しなければなりません。

(原状回復命令等)

第 28 条の 4 市長は、前条第 1 項に違反した人などに対し、法第 23 条第 1 項や法第 32 条第 1 項の規定により、相当の期限を定めて、その景観重要建造物などの良好な風景の保全に必要な限度において、その原状回復など必要な措置をとるよう命ずることができます。

2 市長は、前項の命令をしようとする場合に、その命ずべき人を確知することができないときは、法第 23 条第 2 項や法第 32 条第 1 項の規定により、その命ずべき人の負担において、自ら原状回復などを行うことができます。

(管理に関する命令や勧告)

第 28 条の 5 市長は、景観重要建造物などの管理が適当でないためその景観重要建造物などが滅失するなどのおそれがあると認められるときは、その景観重要建造物などの所有者などに対し、法第 26 条や法第 34 条の規定により、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、勧告することができます。

(所有者の変更の届出)

第 28 条の 6 景観重要建造物などの所有者が変更したときは、新たに所有者となった人は、遅滞なく、市長に届け出なければなりません。

(報告の徴収)

第 28 条の 7 市長は、必要があると認めるときは、景観重要建造物などの所有者に対し、景観重要建造物などの現状について報告を求めることができます。

第 6 章 整える風景

(施設の所有者等に対する協力要請)

第 29 条 市長は、風景づくり推進地区内において、適正な管理がなされず、風景を損なう施設や未利用地があるときは、所有者などに対し、風景に配慮した利用や管理をするよう協力を要請することができます。

2 市長は、前項の協力を要請する場合において必要があると判断するときは、多治見市風景審議会の意見を聴きます。

(広告物などの風景への配慮)

第 30 条 広告物などにより広告宣伝行為を行う人は、屋外広告物法、岐阜県屋外広告物条例(昭和 39 年岐阜県条例第 47 号)を守り、周囲の風景が損なわれないよう適正に設置したり、管理したりしなければなりません。

第 7 章 表彰と助成

(表彰)

第 31 条 市長は、風景づくりに貢献している人や団体、施設について、表彰することができます。

(助成等)

第 32 条 市長は、風景づくり団体に対し、その活動のために、技術的な援助を

したり、費用の一部を助成することができます。

2 市長は、第15条第1項の届出をした人が優れた風景づくりに著しく貢献すると判断するときは、費用の一部を助成することができます。

3 市長は、風景市民遺産の所有者などに対し、その保存のために、技術的な援助をしたり、費用の一部を助成することができます。

4 市長は、前3項に定めるもののほか、優れた風景づくりの推進に貢献すると判断する行為に対し、技術的な援助をしたり、費用の一部を助成することができます。

第8章 風景審議会

(設置)

第33条 風景づくりに関し必要な事項を調査審議するため、多治見市風景審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

2 審議会は、風景づくりに関する事項について、市長の相談に応じて調査審議したり、市長に意見を述べるすることができます。

(組織)

第34条 審議会は、次の人の中から、市長が選任する委員によって組織します。

(1) 風景づくりについて知識や経験を持っている人 4人以内

(2) 市民 3人以内

2 委員の任期は2年で、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

3 審議会に、会長と副会長を1人ずつ置き、委員の互選で決めます。

4 会長は、審議会をまとめ、会議の議長となります。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に病気などの支障があるときや会長が欠けたときは、その職務を代理します。

第9章 雑則

(立入調査)

第35条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、風景に悪い影響を及ぼしたり、及ぼすおそれのある土地や施設に立ち入らせ、調査させたり、関係者に質問させることができます。

2 前項の立入調査や質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければなりません。

3 関係者は、第1項の立入調査や質問に協力しなければなりません。

4 第1項の立入調査や質問の権限は、犯罪捜査のためのものと理解してはなりません。

(公表)

第36条 市長は、第18条の2の勧告に従わなかった場合は、その人の氏名と住所（法人の場合は名称と所在地）、その従わなかった内容を公表することができます。

(委任)

第 37 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

第 10 章 罰則

第 38 条 第 21 条の 3 第 3 項の規定による命令に違反した人は、法第 100 条の規定により、1 年以下の懲役あるいは 50 万円以下の罰金に処されます。

第 39 条 第 21 条の 3 第 1 項の規定による命令に違反した人は、法第 101 条の規定により、50 万円以下の罰金に処されます。

第 40 条 次の各号のいずれかに該当する人は、法第 102 条の規定により、30 万円以下の罰金に処されます。

(1) 第 20 条第 1 項あるいは第 2 項の規定に違反して、届出をせず、あるいは虚偽の届出をした人

(2) 第 21 条の 3 第 5 項の規定による報告をせず、あるいは虚偽の報告をした人

(3) 第 21 条の 3 第 5 項の規定による立入検査あるいは立入調査を拒み、妨げ、あるいは忌避した人

(4) 第 21 条の 4 の規定に違反して、届出に係る行為に着手した人

(5) 第 28 条の 3 第 1 項の規定に違反して、行為をした人

(6) 第 28 条の 3 第 2 項の規定による許可に付された条件に違反した人

(7) 第 28 条の 4 第 1 項の規定による命令に違反した人

第 41 条 法人の代表者、法人の代理人、人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人あるいは人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、法第 103 条の規定により、行為者が罰せられるほか、その法人あるいは人に対して前 2 条の罰金刑が科されます。

第 42 条 第 28 条の 5 の規定による命令に違反した人は、法第 104 条の規定により、30 万円以下の過料に処されます。

第 43 条 第 28 条の 7 の規定による報告をせず、あるいは虚偽の報告をした人は、法第 105 条の規定により、20 万円以下の過料に処されます。

第 44 条 第 28 条の 6 の規定に違反して、届出をせず、あるいは虚偽の届出をした人は、法第 106 条の規定により、5 万円以下の過料に処されます。

附 則

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 13 条から第 22 条まで、第 29 条、第 32 条と第 35 条から第 38 条までの規定は、規則で定める日から施行します。(第 32 条は、平成 14 年規則第 80 号の 2 により、平成 14 年 12 月 13 日から施行、第 19 条から第 22 条まで及び第 35 条から第 38 条までの規定は、平成 16 年規則第 52 号により、平成 16 年 10 月 1 日から施行)

2 多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 52 年条例第 3 号)の一部を次のように改正します。

別表中「都市計画審議会委員」を風景審議会委員に改めます。

附 則

1 この条例は、平成 21 年 7 月 1 日から施行します。ただし、第 18 条の次に 2 条を加える規定は、規則で定める日から施行します。

2 改正後の第 20 条の規定は、平成 21 年 7 月 1 日以降の届出から適用し、同日前の届出については、なお従前の例によります。

2) 遠野遺産認定条例

○遠野遺産認定条例

平成19年3月23日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、市民が慣れ親しみ、郷土の誇りとして育んできた地域資源を、将来にわたって継承していくべき遠野遺産として認定し、市民協働によりその保護及び活用を図ることにより、魅力ある郷土の創造及び発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有形文化遺産 建造物、旧跡、記念碑、工芸品、考古資料その他の歴史的意義又は文化的意義を有する有形の地域資源をいう。
- (2) 無形文化遺産 風俗慣習、伝承、芸能、伝統技術その他の無形の地域資源をいう。
- (3) 自然遺産 動物(生息地又は繁殖地を含む。)、植物(自生地を含む。)、地質鉱物、地形、自然現象その他の自然環境をいう。
- (4) 複合的遺産 複数の有形文化遺産、無形文化遺産又は自然遺産が一体となって形成されているものをいう。

(遠野遺産)

第3条 遠野遺産とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する市内の有形文化遺産、無形文化遺産、自然遺産又は複合的遺産であって、市長が認定したものをいう。

- (1) 郷土の特徴を象徴しているものであること。
- (2) 市民によって保護されているものであって、認定以後も継続して保護されるとともに、地域の振興等に活用されるものであること。

(基本理念)

第4条 遠野遺産の保護及び活用は、市及び市民がそれぞれの担う役割を認識し、相互の協力により、郷土を愛する心を将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 遠野遺産の保護及び活用は、ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例(平成17年と小野市条例第102号。以下「環境基本条例」という。)の規定にのっとり、環境の保全及び創造に配慮して行われなければならない。

(市による保護及び活用)

第5条 市は、前条に掲げる基本理念にのっとり、遠野遺産の保護及び活用を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、遠野遺産が汚損し、損傷し、又は消失するおそれがある行為について、当該行為の実施主体に対し、遠野遺産の保護について協力要請に努めるものとする。
- 3 市は、遠野遺産に関する事項を周知するため、市内外への広報活動等を積極的に行うものとする。

(市民等による保護及び活用)

第6条 市民は、第4条に掲げる基本理念にのっとり、遠野遺産が市民共通の財産であることを認識し、その保護及び活用に努めるものとする。

- 2 滞在者(環境基本条例第2条第5号に規定する滞在者をいう。)は、滞在期間において遠野遺産の保護に努めるものとする。

(遠野遺産の認定)

第7条 有形文化遺産、無形文化遺産、自然遺産又は複合的遺産(以下この条及び次条において「地域資源等」という。)を遠野遺産に推薦しようとするもの(以下「推薦者」という。)は、推薦書を市長に提出するものとする。この場合において、推薦者は、当該地域資源等の所有者等(所有者(所有者が判明しない場合を除く。))及び権原に基づく占有者をいう。以下同じ。)の同意を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定により推薦された地域資源等が第3条各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該地域資源等を遠野遺産として認定するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により遠野遺産の認定を行ったときは、その旨を告示するとともに、推薦者及び所有者等に通知するものとする。

(認定からの除外)

第8条 市長は、遠野遺産として認定することにより市民の財産権その他の権利を不当に制限するおそれのある地域資源等については、認定から除外することができる。

(管理)

第9条 遠野遺産の所有者等は、必要があると認めるときは、適当な者を当該遠野遺産の管理を行う者(以下「管理者」という。)として選任することができる。

- 2 所有者等は、前項の規定により管理者を選任したときは、その旨を市長に届け出るものとする。管理者を変更したときも、同様とする。

(所有者等の変更等の届出)

第10条 所有者等が遠野遺産の所有権を移転し、又はその氏名若しくは名称若しくは住所を変更した場合は、当該変更のあった日から10日以内に市長に届け出るものとする。

(滅失等の届出)

第11条 所有者等又は管理者は、遠野遺産の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、その事実を知った日から10日以内に市長に届け出るものとする。

(修理等の届出)

第12条 遠野遺産の修理、現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、当該行為をしようとする30日前までに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する届出があった場合において、当該届出に係る行為が遠野遺産の保存に影響を及ぼし、又はその価値を損なうおそれがあると認められるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

(認定の取消し)

第13条 市長は、遠野遺産が第3条各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき又は公益上の理由その他特別の理由があると認める場合は、当該認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により認定の取消しを行ったときは、その旨を告示するとともに、推薦者及び所有者等に通知するものとする。

(遠野遺産認定調査委員会)

第14条 遠野遺産の認定、認定の取消し等に関し必要な事項を調査するため、遠野遺産認定調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、前項の規定により調査を行ったときは、当該調査の内容及び結果に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第15条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の役職員

(任期)

第16条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第17条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第18条 委員会の庶務は、遠野文化研究センターにおいて処理する。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(最初に委嘱される委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第16条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則(平成20年12月19日条例第37号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月20日条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

3) 菊池遺産認定条例

○菊池遺産認定条例

平成21年6月22日

条例第20号

改正

平成24年条例第2号

平成26年条例第7号

(注) 平成22年1月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、菊池市の自然や歴史及び伝統文化に育まれた地域資源を、将来にわたって継承していくべき菊池遺産として認定し、市民と共にその保護及び活用を図ることにより、魅力ある郷土を創造し発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有形文化遺産 建造物、旧跡、記念碑、工芸品、考古資料その他の歴史的意義又は文化的意義を有する有形の地域資源をいう。
- (2) 無形文化遺産 風俗慣習、伝承、芸能、伝統技術その他の無形の地域資源をいう。
- (3) 自然遺産 動物(生息地又は繁殖地を含む。)、植物(自生地を含む。)、老樹・名木、地質鉱物、地形、名水、溪谷、自然現象その他の自然環境をいう。
- (4) 複合的遺産 複数の有形文化遺産、無形文化遺産又は自然遺産が一体となって形成されているものをいう。
- (5) 産業遺産 棚田、水路、溜池等の農業遺産や地域産業の変遷がわかる技術や建物等をいう。

(菊池遺産)

第3条 菊池遺産とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する市内の有形文化遺産、無形文化遺産、自然遺産、複合的遺産又は産業遺産（以下「有形文化遺産等」という。）であって、市長が認定したものをいう。

- (1) 郷土の特徴を象徴しているものであること。
- (2) 市民によって保護されているものであって、認定以後も継続して保護されるとともに、地域の振興等に活用されるものであること。

(基本理念)

第4条 菊池遺産の保護及び活用は、市民及び市がそれぞれの担う役割を認識し、相互の協力により、郷土を愛する心を将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

(市による保護及び活用)

第5条 市は、前条に掲げる基本理念にのっとり、菊池遺産の保護及び活用を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、菊池遺産が汚損し、損傷し、又は消失するおそれがある行為について、当該行為の実施主体に対し、菊池遺産の保護について協力要請に努めるものとする。

3 市は、菊池遺産に関する事項を周知するため、市内外への広報活動等を積極的に行うものとする。

(市民等による保護及び活用)

第6条 市民は、第4条に掲げる基本理念にのっとり、菊池遺産が市民共通の財産であることを認識し、その保護及び活用に努めるものとする。

(菊池遺産の認定)

第7条 有形文化遺産等を菊池遺産に推薦しようとするもの(以下「推薦者」という。)は、推薦書を市長に提出するものとする。この場合において、推薦者は、当該有形文化遺産等の所有者等(所有者(所有者が判明しない場合を除く。))及び権原に基づく占有者をいう。以下同じ。)の同意を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により推薦された有形文化遺産等が第3条各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該有形文化遺産等を菊池遺産として認定するものとする。

3 市長は、前項の規定により菊池遺産の認定を行ったときは、その旨を推薦者及び所有者等に通知するものとする。

(認定からの除外)

第8条 市長は、菊池遺産として認定することにより市民の財産権その他の権利を不当に制限するおそれのある有形文化遺産等については、認定から除外することができる。

(管理)

第9条 菊池遺産の所有者等は、必要があると認めるときは、適当な者を当該菊池遺産の管理を行う者(以下「管理者」という。)として選任することができる。

2 所有者等は、前項の規定により管理者を選任したときは、その旨を市長に届け出るものとする。管理者を変更したときも、同様とする。

(所有者等の変更等の届出)

第10条 所有者等が菊池遺産の所有権を移転し、又は住所、氏名若しくは名称を変更した場合は、新所有者の同意書を添付の上、当該変更のあった日から10日以内に市長に届け出るものとする。

(滅失等の届出)

第11条 所有者等又は管理者は、菊池遺産の全部又は一部が滅失し、若しくははき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、その事実を知った日から10日以内に市長に届け出るものとする。

(修理等の届出)

第12条 菊池遺産の修理、現状の変更をしようとする者は、当該行為をしようとする30日前までに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する届出があった場合において、当該届出に係る行為が菊池遺産の保存に影響を及ぼし、又はその価値を損なうおそれがあると認められるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

(認定の取消し)

第13条 市長は、菊池遺産が第3条各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき又は公益上の理由その他特別の理由があると認める場合は、当該認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により認定の取消しを行ったときは、その旨を告示するとともに、推薦者及び所有者等に通知するものとする。

(菊池遺産認定審査委員会)

第14条 菊池遺産の認定、認定の取消し等に関し必要な事項を審査するため、菊池遺産認定審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、前項の規定により審査を行ったときは、当該審査の内容及び結果に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第15条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の住民
- (2) 各種団体の役職員
- (3) その他、市長が特に必要と認める者

(任期)

第16条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第17条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 委員会は、委員長が招集し、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第19条 委員会の庶務は、政策企画部企画振興課において処理する。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第2号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（菊池遺産認定条例の一部改正）

15 菊池遺産認定条例（平成21年条例第20号）の一部を次のように改正する。
第19条中「企画部」を「総務企画部」に改める。

附 則（平成26年条例第7号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（菊池遺産認定条例の一部改正）

7 菊池遺産認定条例（平成21年条例第20号）の一部を次のように改正する。
第19条中「総務企画部企画振興課」を「政策企画部企画振興課」に改める。

4) 下田市景観まちづくり条例

○下田市景観まちづくり条例

平成 21 年 12 月 17 日条例第 17 号

改正

平成 27 年 6 月 30 日条例第 23 号

下田市景観まちづくり条例

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 下田まち遺産に関する取組
 - 第 1 節 「知る」ための取組（第 6 条）
 - 第 2 節 「創り・育てる」ための取組（第 7 条—第 10 条）
 - 第 3 節 「支える」ための取組（第 11 条—第 14 条）
- 第 3 章 景観計画等（第 15 条・第 16 条）
- 第 4 章 行為の制限等（第 17 条—第 22 条）
- 第 5 章 景観重要建造物等（第 23 条）
- 第 6 章 雑則（第 24 条・第 25 条）

附則

前文

私たちのまち下田には、自然、歴史、文化及び人の暮らしに関連する貴重な資源が数多くある。その中で、市民が誇りに思い、次代へ継承していくべき、下田を象徴し、下田らしさが感じられるものが「下田まち遺産」であり、市民共有の財産となっている。

この下田まち遺産を絶やすことなく、新たに創り出し、未来に活かしていくことが、私たちのふるさと下田の魅力を高め、豊かな発展をもたらすものである。そこで、下田に携わる私たち全てが、下田まち遺産の価値や景観の重要性を認識し、協働によって下田まち遺産を活かしたまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項及び下田まち遺産を未来につなげていくために必要な事項を定めることにより、下田市を市民にとって愛着と誇りの持てる美しく魅力あるまちとすることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 下田認定まち遺産 下田まち遺産のうち、市が認定したものをいう。

- (2) 下田登録まち遺産 下田認定まち遺産のうち、所有者等の同意が得られ、市が登録したものをいう。
- (3) 景観まちづくり 下田まち遺産の維持、保存及び創出に取り組み、建築物の建築、工作物の建設又は開発行為等を行う際に、下田まち遺産に配慮し、良好な景観形成を図ることをいう。
- (4) 景観誘導ゾーン 下田まち遺産が多く、下田の特徴を醸し出している区域で、下田まち遺産の維持、保存及び創出並びに良好な景観形成を積極的に推進すべき区域をいう。
- (5) 景観重点地区 景観誘導ゾーンの中で特に貴重な下田まち遺産が集積し、下田まち遺産の維持、保存及び創出並びに良好な景観形成を特に積極的に推進すべき区域をいう。
- (6) 建築物 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。
- (7) 工作物 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、送電鉄塔、煙突、記念塔、高架水槽、エレベーター、エスカレーター、遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、擁壁、法面、垣、柵、塀、橋梁、索道施設、太陽光発電設備、風力発電設備その他これらに類するものをいう。
- (8) 開発行為 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 12 項に規定する行為及び宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号に規定する行為をいう。
- (9) 土地の形質の変更等 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 33 条第 1 項第 4 号、第 5 号及び第 6 号に規定する届出の対象行為その他これらに類する行為をいう。

（基本理念）

第 3 条 第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事項を基本として、景観まちづくりを推進するものとする。

- (1) 下田まち遺産を大切にした景観の視点からのまちづくりを積極的に進め、魅力ある豊かなまちの発展に結びつけること。
- (2) 市民、事業者及び市が、一丸となって下田まち遺産を知る、創り・育てる及び支えるための景観まちづくりを長期的に進め、下田まち遺産を未来に活かしていくこと。
- (3) 下田に携わる全ての人々が、下田まち遺産の価値や景観に対する理解を深め、協働で景観まちづくりを進めること。

（市民及び事業者の権利及び責務）

第 4 条 市民は、次に掲げる権利及び責務を有するものとする。

- (1) 市が保有する景観まちづくりに関する情報を知る権利及び景観まちづくりに参加する権利
- (2) 自らが景観まちづくりの主体であることを認識し、下田まち遺産に配慮するとともに、景観まちづくりに積極的に参加するように努めること。
- (3) 市が実施する景観まちづくりに関する施策に協力するように努めること。
- 2 事業者は、次に掲げる権利及び責務を有するものとする。
- (1) 市が保有する景観まちづくりに関する情報を知る権利及び景観まちづくりに参加する権利
- (2) 自らの施設及び事業活動が下田まち遺産や景観形成に影響を及ぼすこと

を認識し、景観への理解を深め、下田まち遺産や地域の景観に調和した施設の整備や緑化等に努めるとともに、景観まちづくりに積極的に貢献するように努めること。

(3) 市が実施する景観まちづくりに関する施策に協力するように努めること。
(市の責務)

第5条 市は、次に掲げる責務を有するものとする。

(1) 下田まち遺産を知る、創り・育てる及び支えるための景観まちづくりを市民及び事業者（以下「市民等」という。）との協働で推進するための施策を立案し、これを実施するとともに、その内容についての普及及び啓発並びに市民等による自主的な景観まちづくり活動への支援を積極的に行うこと。

(2) 景観まちづくりにおける先導的な役割を十分に認識し、公共施設の整備及び管理並びに活用を積極的に取り組むこと。

(3) 景観まちづくりの施策の立案及びその実施に当たっては、市民等へ必要な情報の提供を行うとともに、市民等からの意見等を反映させるように努めること。

第2章 下田まち遺産に関する取組

第1節 「知る」ための取組

(協働の促進)

第6条 市長は、市民等への下田まち遺産や景観に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、市民等との協働により、下田まち遺産の維持、保存及び創出並びに良好な景観の形成を促進するため、その意見を反映させる機会、学習の機会及び参加の機会を設けるよう努めなければならない。

第2節 「創り・育てる」ための取組

(認定及び登録)

第7条 市長は、下田まち遺産を維持、保存及び創出するための取組を積極的に推進するため、景観まちづくり市民会議の意見を聴き、市民等の参加のもとで、下田まち遺産を下田認定まち遺産とすることができる。

2 市長は、下田認定まち遺産のうち、所有者等の同意が得られたものについて、景観まちづくり市民会議の意見を聴いた上で、下田認定まち遺産を下田登録まち遺産とすることができる。

(変更及び解除)

第8条 下田登録まち遺産の所有者等は、当該まち遺産の現状を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 市長は、下田認定まち遺産及び下田登録まち遺産が次の各号のいずれかに該当するときは、景観まちづくり市民会議の意見を聴き、その認定又は登録を解除するものとする。

(1) 認定又は登録の理由が消滅したとき。

(2) 下田認定まち遺産又は下田登録まち遺産の所有者等から解除の申出があ

り、市長がやむを得ないと認めるとき。
(3) 公益上の理由その他特別な理由があるとき。

(維持管理等)

第9条 下田認定まち遺産又は下田登録まち遺産の所有者等は、その価値を尊重し、適正な維持及び管理に努めなければならない。

2 市民、事業者及び市は、共通の財産である下田認定まち遺産及び下田登録まち遺産の重要性を認識し、その保全及び活用に積極的に取り組むものとする。

(身近な景観まちづくり制度)

第10条 市長は、市民が主体となって、身近な生活空間において下田まち遺産の維持、保存及び創出に取り組み、良好な景観形成を推進するための制度を設けるものとする。

第3節 「支える」ための取組

(市民会議)

第11条 市民主体の景観まちづくりを推進するための組織として、景観まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

2 市民会議は、次に掲げる事項を審議し、意見を述べることができる。

- (1) 下田まち遺産の認定及び登録に関すること。
- (2) 下田まち遺産の維持、保存及び創出並びに良好な景観形成の推進に関すること。
- (3) 下田まち遺産を知る、創り・育てる及び支えるための取組に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観まちづくりを推進するために必要な事項として市長が認めること。

3 市民会議は、委員12人以内で組織する。

4 市民会議の委員は、市民の代表者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

5 前各項に掲げるもののほか、市民会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(景観まちづくりを支援する制度)

第12条 市長は、景観まちづくりに関する専門的な知識・能力や技術・技能を有する個人、団体又は事業者の活用並びに下田らしい素材の保全及び活用を図るための制度を設けるものとする。

2 市長は、景観重点地区や一定の地区又は区域において、良好なまちなみ形成を図ることを目的として組織された団体を景観まちづくり推進組織として認定することができる。

(表彰)

第13条 市長は、景観まちづくりに著しく貢献したと認められる個人、団体若しくは事業者又は優れた建造物等を表彰することができる。

2 市長は、前項の規定による表彰を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ市民会議の意見を聴くことができる。

(助成等)

第 14 条 市長は、景観まちづくりに著しく寄与すると認められる行為を行おうとする者に対し、技術的な支援又は財政的な支援を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による支援を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ景観まちづくり審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、財政的な支援を行ったときは、その旨を市民に公表するものとする。

第 3 章 景観計画等

(景観計画の策定)

第 15 条 市長は、景観まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、その基本となるべき計画として、法第 8 条第 1 項に規定する景観計画を定めるものとする。

2 法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）は、市の全域とする。

3 市長は、景観計画区域内において、景観誘導ゾーン及び景観重点地区を定めることができる。

4 市長は、景観誘導ゾーン及び景観重点地区を定めたときは、景観計画にそれぞれの景観誘導ゾーン及び景観重点地区における良好な景観の形成に関し必要な事項を定めるものとする。

(策定の手続)

第 16 条 市長は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、法第 9 条の規定によるほか、あらかじめ広く市民等の意見を求めるとともに、景観まちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

第 4 章 行為の制限等

(届出の対象とする行為)

第 17 条 法第 16 条第 1 項第 4 号の規定により、条例で定める届出の対象とする行為は、次に掲げるものとする。

(1) 景観計画区域における敷地面積が 2,000 平方メートルを超える土地の形質の変更等及び敷地内の堆積面積の合計が 2,000 平方メートルを超える又は堆積の高さが 5 メートルを超える屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の堆積

(2) 景観誘導ゾーンにおける敷地面積が 1,000 平方メートルを超える土地の形質の変更等及び敷地内の堆積面積の合計が 1,000 平方メートルを超える又は堆積の高さが 3 メートルを超える屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の堆積

(3) 景観重点地区における敷地面積が 300 平方メートルを超える土地の形質の変更等及び敷地内の堆積面積の合計が 300 平方メートルを超える又は堆積の高さが 3 メートルを超える屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の堆積

(届出除外行為)

第 18 条 法第 16 条第 7 項第 11 号の規定により、条例で定める届出を要しない行為は、別表に掲げる行為とする。

(特定届出対象行為)

第 19 条 法第 17 条第 1 項の規定による特定届出対象行為は、法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる行為のうち、前条第 1 号から第 4 号までに該当しない行為とする。

(事前相談等)

第 20 条 景観計画区域内において、法第 16 条第 1 項又は第 2 項に規定する行為をしようとする者は、下田らしい景観まちづくりに関する事項について、あらかじめ市長に相談することができる。

2 市長は、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出があったときは、当該届出をした者と協議し、必要な助言又は指導をすることができる。

3 市長は、前項に基づく届出のあった行為のうち、必要と判断するものについて説明会の開催を要請することができる。

4 市長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告、法第 17 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による命令又は本条第 2 項に基づく指導をしようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ景観まちづくり審議会の意見を聴くことができる。

(景観に配慮する事項の提出)

第 21 条 景観計画区域内において行われる届出対象行為以外の行為を行おうとする者は、下田まち遺産と調和し、良好な景観形成に寄与するよう、景観に配慮する事項を書面に記載し、あらかじめ市長に提出するものとする。

2 前項の対象とする行為は、延床面積が 10 平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更とする。

(審議会)

第 22 条 景観まちづくりに関する重要事項を審議する組織として、景観まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項について審議し、意見を述べることができる。

(1) 景観計画の策定又は変更に関すること。

(2) 行為の届出に対する助言、指導、勧告及び命令に関すること。

(3) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定又は解除に関すること。

(4) 第 14 条に規定する助成等に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、景観まちづくりに関する重要な事項として市長が認めること。

3 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

4 審議会の委員は、景観まちづくりに識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 前各項に掲げるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第5章 景観重要建造物等

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する手続等)

第23条 市長は、下田登録まち遺産の中から、所有者及び権原に基づく占有者の同意が得られたものを、法第19条第1項又は法第28条第1項の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木に指定することができる。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、法第27条第2項又は法第35条第2項の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木の指定を解除しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

4 景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者及び権原に基づく占有者は、当該景観重要建造物又は当該景観重要樹木が滅失し、又は毀損した場合は、その旨を市長に届け出なければならない。

第6章 雑則

(公表等)

第24条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者の意見を聴くとともに、審議会の意見を聴くことができる。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に法第8条及び第9条の規定により定められた景観計画は、第16条の規定による手続を経たものとみなす。

附 則 (平成27年6月30日条例第23号)

この条例は、平成27年9月1日から施行する。

5) 大垣市景観条例

○大垣市景観条例

平成21年3月25日

条例第4号

大垣市都市景観条例(平成9年条例第23号)の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 景観計画等

第1節 景観計画(第7条—第11条)

第2節 景観形成重点地域等(第12条—第16条)

第3章 景観法に基づく行為の届出等(第17条—第23条)

第4章 景観遺産等

第1節 景観遺産及び景観自慢(第24条—第28条)

第2節 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等(第29条—第35条)

第5章 景観形成市民団体(第36条)

第6章 景観アドバイザー(第37条)

第7章 景観遺産審議会(第38条・第39条)

第8章 景観整備機構(第40条・第41条)

第9章 助成(第42条)

第10章 雑則(第43条)

附則

私たちのまち大垣は、伊吹山や養老山地、鈴鹿山脈の雄大な山並みを望み、揖斐川、長良川をはじめ多くの河川に囲まれ、豊かな水と緑に恵まれた自然環境を背景にして、人々の日々の暮らしの中から固有の歴史と文化を育んできた。そして、水害や戦災など幾多の試練を乗り越えて、今日の発展を築き上げた先人の努力により、大垣らしいまちの景観が形づくられている。

私たち市民は、これらのことを深く認識するとともに、大垣のまちをさらに美しく、魅力あふれる、快適で住みよいまちとして、次代の市民に引き継いでいかなければならない。

ここに私たち市民は、この景観が市民の共有財産であることを認識し、ともに力を合わせて、大垣らしいまちの景観を守り、育て、創り上げるとともに、大垣のまちを、市民一人ひとりにとって愛着と誇りのあるものとすることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行その他景観の形成に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、市民参加による大垣らしいまちの景観の形成を推進し、もって快適で住みよいまちにすることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 景観の形成 大垣らしいまちの景観の保全、育成、創造及び整序(景観を阻害するものを取り除くことをいう。)をいう。

(2) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物(建築物及び広告物を除く。)のうち、規則で定めるものをいう。

2 前項のほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、景観の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見、要望等が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、市民及び事業者に対し、景観に関する知識の普及及び啓発を図り、市民及び事業者が主体的に景観の形成に寄与することができるようにしなければならない。

4 市は、公共施設の整備等を行う場合には、第7条に規定する景観計画との整合性を図るとともに、景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第4条 市民及び事業者は、自らが景観の形成の主体であることを認識し、積極的に景観の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民及び事業者は、景観の形成に関する市の施策に協力し、建築物及び工作物(以下「建築物等」という。)の新築等、屋外広告物の表示、土地の形質の変更、屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)その他の物件の堆積及び木竹の伐採等の行為をしようとするときは、景観の形成に配慮するよう努めなければならない。

(国、県等に対する協力要請)

第5条 市は、景観の形成に関して必要があると認めるときは、国、地方公共団体又はこれらが設立した団体に対して協力を要請するものとする。

(財産権等の尊重及び公益との調整)

第6条 市、市民及び事業者は、この条例の運用に当たっては、財産権その他の権利を尊重するとともに、公益との調整に留意しなければならない。

第2章 景観計画等

第1節 景観計画

(景観計画)

第7条 市長は、市の全域にわたる良好な景観の形成に関する基本的かつ総合的な計画として、法第8条第1項の規定に基づき景観計画を定めるものとする。

2 市長は、景観計画において、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 法第8条第2項各号に掲げる事項

(2) 法第8条第3項の方針(市長が不要と認める場合を除く。)

(3) 第12条第1項に規定する景観形成重点地域及び第13条第1項に規定する景観形成モデル地域に関する事項

(4) 第24条第1項に規定する大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢に関する事項

(5) その他市長が必要と認める事項

3 景観形成重点地域及び景観形成モデル地域における法第8条第2項第2号の行為の制限に関する事項及び前項第2号の方針は、それぞれの地域ごとに定めるものとする。

(策定の手続)

第8条 市長は、景観計画を定め、又は変更しようとするときは、法第9条第2項の規定に基づき、あらかじめ、大垣市都市計画景観審議会設置条例(平成12年条例第4号)に基づく大垣市都市計画景観審議会(以下「都市計画景観審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

(計画提案をすることができる団体)

第9条 法第11条第2項の条例で定める団体は、良好な景観の形成を推進する活動を行うことを目的とする団体として、規則で定める団体とする。

(計画提案を踏まえた景観計画の案の都市計画景観審議会への付議)

第10条 市長は、法第12条の規定により計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をしようとする場合において、その策定又は変更が当該計画提案に係る景観計画の素案の内容の一部を実現することとなるものであるときは、都市計画景観審議会に対し、当該計画提案に係る景観計画の素案を提出しなければならない。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合にとるべき措置)

第11条 市長は、法第12条の規定により同条の判断をした結果、計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要がないと決定するときは、あらかじめ、都市計画景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の決定をしたときは、その旨及びその理由を当該計画提案をした者に通知しなければならない。

第2節 景観形成重点地域等

(景観形成重点地域の指定)

第12条 市長は、景観計画区域内において大垣らしいまちの景観を形成している地域及びまちの景観を計画的に形成していく必要がある地域を、特に良好な景観の形成を図る必要がある地域として景観形成重点地域に指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により景観形成重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、都市計画景観審議会、当該地域の住民及び利害関係者の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、景観形成重点地域を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨及びその地域その他必要な事項を告示するものとする。
- 4 前2項の規定は、景観形成重点地域の指定を変更する場合について準用する。

(景観形成モデル地域の指定)

第13条 市長は、景観計画区域内において大垣らしいまちの景観を形成している地域及びまちの景観を計画的に形成していく必要がある地域(景観形成重点地域を除き、0.5ヘクタール以上のものに限る。)で、法第11条第1項に規定する土地所有者等又は同条第2項に規定する団体から提案のあった地域を、特に良好な景観の形成を図る必要がある地域として景観形成モデル地域に指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により景観形成モデル地域を指定しようとするときは、あらかじめ、都市計画景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、景観形成モデル地域を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨及びその地域その他必要な事項を告示するものとする。
- 4 前2項の規定は、景観形成モデル地域の指定を変更する場合について準用する。

(景観形成モデル地域協議会)

第14条 市長は、前条第1項の提案(以下「指定提案」という。)があったときは、遅滞なく、当該指定提案に係る地域を景観形成モデル地域に指定する必要があるかどうかを判断し、指定する必要があると認めるときは、当該地域の景観形成モデル地域指定の素案の作成に関し協議するため、景観形成モデル地域協議会を設置するものとする。

2 景観形成モデル地域協議会は、当該指定提案をした土地所有者等又は団体、第37条に規定する大垣市景観アドバイザー等で構成するものとする。

3 景観形成モデル地域協議会は、次に掲げる事項の協議を行い、景観形成モデル地域の指定の素案(以下「指定素案」という。)を作成し、市長に提出するものとする。

- (1) 景観形成モデル地域における行為の制限に関する事項
- (2) 景観形成モデル地域における良好な景観の形成に関する方針(市長が不要と認める場合を除く。)
- (3) その他景観形成モデル地域における景観の形成に必要な事項

4 指定素案の内容は、次に掲げる事項に適合しなければならない。

- (1) 景観計画との整合及び関係法令による基準への適合が図られているものであること。
- (2) 当該指定素案の対象となる土地(国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。)の区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意(同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権(法第11条第1項の借地権をいう。以下この号において同じ。)の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上となる場合に限る。)を得ていること。

5 指定素案の提出は、規則で定めるところにより行うものとする。

6 市長は、景観形成モデル地域協議会から指定素案が提出されたときは、当該指定素案を踏まえて景観計画の変更をする必要があるかどうかを判断し、景観計画の変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

(指定素案を踏まえた景観計画の案の都市計画景観審議会への付議)

第15条 市長は、前条第6項の規定により、指定素案を踏まえて景観計画の策定又は変更をしようとする場合において、その策定又は変更が当該指定素案の内容の一部を実現することとなるものであるときは、都市計画景観審議会に対し、当該指定素案を提出しなければならない。

(指定素案を踏まえた景観形成モデル地域指定をしない場合にとるべき措置)

第16条 市長は、第14条第6項の規定により同項の判断をした結果、指定素案を踏まえて景観形成モデル地域指定をする必要がないと決定するときは、あらかじめ、都市計画景観審議会の意見を聴かななければならない。

2 市長は、前項の決定をしたときは、その旨及びその理由を当該指定素案を提出した景観形成モデル地域協議会に通知しなければならない。

第3章 景観法に基づく行為の届出等

(景観計画区域内における行為の届出)

第17条 法第16条第1項の届出は、規則で定めるところにより行うものとする。

2 法第16条第1項の条例で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに行為の完了予定日とする。

3 法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の規定による届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

(景観計画区域内における行為の届出に添付する図書)

第18条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号の条例で定める図書は、当該届出に係る建築物等の完成予想図その他の規則で定める図書とする。

(景観計画区域内における届出を要する行為)

第19条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地の形質の変更
- (2) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- (3) 木竹の伐採

(景観計画区域内における届出の適用除外)

第20条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表の左欄に掲げる景観計画区域の区域に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる行為
- (2) 法第16条第1項第3号に規定する行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為(法第16条第7項第1号に規定する行為を除く。)であって、規則で定めるもの
2 景観形成モデル地域における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、規則で定めるものとする。

(法に基づく届出をした者に対する通知)

第21条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。

2 市長は、当該届出に係る行為について、景観計画の趣旨に照らし良好な景観の形成を図るため必要な措置を講ずべきことを助言し、又は指導するものとする。

3 市長は、前項の規定により助言し、又は指導する場合において、大垣市景観アドバイザーの意見を聴くことができる。

(勧告の手続)

第22条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとする場合において、必要があると認めるときは、都市計画景観審議会又は大垣市景観アドバイザーの意見を聴くことができる。

(景観計画への適合)

第23条 法第16条第1項各号又は第19条に規定する行為をしようとする者は、当該行為について、景観計画に適合するよう努めなければならない。

第4章 景観遺産等

第1節 景観遺産及び景観自慢

(指定)

第24条 市長は、次に掲げる建造物等のうち、後世に伝承すべき景観を有する建造物等を大垣市景観遺産(以下「景観遺産」という。)として、今後の保存及び活用により景観遺産となり得る建造物等を大垣市景観自慢(以下「景観自慢」という。)として指定することができる。

(1) 明治から昭和初期に建造された建造物で、産業都市大垣を象徴するもの
(2) 宿場町の風情を醸し出す建造物等、大垣の歴史・文化の蓄積を感じさせる建造物

(3) 優れたデザインにより建造物としての価値が高いもの

(4) その他地域の良好な景観の形成に貢献している建造物等

2 市長は、前項の規定により景観遺産又は景観自慢の指定をしようとするときは、あらかじめ、第38条に規定する大垣市景観遺産審議会の意見を聴くとともに、その所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。

3 市長は、景観遺産又は景観自慢を指定したときは、その旨を告示するとともに、その所有者等に通知しなければならない。

4 市長は、前項の規定による告示をしたときは、規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置するものとする。

5 市長は、景観遺産又は景観自慢が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による指定を解除するものとする。

(1) 滅失等により景観の形成上の価値を失ったとき。

(2) 解除について公益上の理由その他特別の理由があるとき。

6 市長は、前項のほか、景観遺産が法第19条第1項に規定する景観重要建造物、同条第3項に規定する建造物、法第28条第1項に規定する景観重要樹木又は同条第3項に規定する樹木に該当するに至ったときは景観遺産の、景観自慢が景観遺産、法第19条第3項に規定する建造物又は法第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったときは景観自慢の指定を解除するものとする。

7 第2項(所有者等の同意を除く。)及び第3項の規定は、景観遺産又は景観自慢の指定を解除する場合について準用する。

(所有者等の管理義務)

第25条 景観遺産又は景観自慢の所有者等は、その良好な景観が損なわれないように適切に管理するよう努めなければならない。

(現状変更行為等の届出)

第26条 景観遺産又は景観自慢の所有者等は、当該景観遺産又は景観自慢の現状を変更し、又は所有権その他の権原を移転しようとするときは、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為その他市長が認める行為については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の規定による届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

(助言及び指導)

第27条 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為により当該景観遺産又は景観自慢の景観の形成上の価値が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、良好な景観の形成を図るため必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導するものとする。

2 市長は、前項の規定により助言し、又は指導する場合において、大垣市景観遺産審議会の意見を聴くことができる。

(台帳)

第28条 市長は、景観遺産及び景観自慢に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

2 前項の台帳の作成及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。

第2節 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等

(景観重要建造物の指定の手続)

第29条 市長は、景観重要建造物の指定をしようとするときは、法第19条第2項の規定によるほか、あらかじめ、大垣市景観遺産審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第30条 法第25条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することがないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置として規則で定める措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定の手続)

第31条 市長は、景観重要樹木の指定をしようとするときは、法第28条第2項の規定によるほか、あらかじめ、大垣市景観遺産審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第32条 法第33条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、整枝、せん定その他必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐための措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置として規則で定める措置を講ずること。

(景観重要建造物等の原状回復命令等の手続)

第33条 市長は、法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、大垣市景観遺産審議会の意見を聴くことができる。

(景観重要建造物等の管理に関する命令及び勧告の手続)

第34条 市長は、法第26条又は法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、大垣市景観遺産審議会の意見を聴くことができる。

(景観重要建造物等の指定の解除の手続)

第35条 市長は、法第27条第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除し、又は法第35条第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除しようとするときは、あらかじめ、大垣市景観遺産審議会の意見を聴かなければならない。

第5章 景観形成市民団体

第36条 市長は、一定の地域において良好な景観の形成に寄与することを目的として設立された団体で規則で定める要件を満たすものを、景観形成市民団体として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、景観形成市民団体が、規則で定める要件に該当しなくなったとき又は景観形成市民団体として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

第6章 景観アドバイザー

第37条 市長は、市の良好な景観の形成の推進を図るため必要な事項を調査し、景観に関する市民活動、建築物等の景観の形成に係る基準への適合等について、専門的見地から助言、指導等を行う大垣市景観アドバイザーを設置することができる。

2 大垣市景観アドバイザーについて必要な事項は、規則で定める。

第7章 景観遺産審議会

(設置)

第38条 市長の諮問に応じ景観遺産、景観自慢、景観重要建造物及び景観重要樹木の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関し必要と認める事項を市長に建議するため、大垣市景観遺産審議会を置く。

(組織)

第39条 大垣市景観遺産審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、地域を代表する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8章 景観整備機構

(指定の基準)

第40条 市長は、法第92条第1項の申請をする者(以下「申請者」という。)が本市の景観行政の推進に資する法人であって、次に掲げる基準に適合していると認めるときは、景観整備機構として指定することができる。

(1) 法第93条第1号又は第6号に掲げる業務を行うに当たって、必要な人員の配置、資料の収集及び整理その他当該業務を適正に遂行するために必要な措置がとられていると認められること。

(2) 法第93条第2号に掲げる業務を行うに当たって、当該業務を適正に遂行するために必要な建造物又は樹木を管理する能力があると認められること。

(3) 法第93条第3号又は第4号に掲げる業務を行うに当たって、資力、公共施設の整備及び管理の能力その他当該業務を適正に遂行するために必要な能力を有すると認められること。

2 市長は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(指定の手続)

第41条 市長は、前条の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、都市計画景観審議会の意見を聴くものとする。

第9章 助成

第42条 市長は、必要があると認めるときは、良好な景観の形成の推進に対し、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において補助金の交付等の財政的な援助をすることができる。

第10章 雑則

(委任)

第43条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年5月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に法第8条第1項の規定に基づき市長が策定した景観計画は、同項のほか第7条及び第8条の規定により策定されたものとみなす。

3 施行日前に改正前の大垣市都市景観条例(以下「旧条例」という。)第17条第1項の規定により届出がされた行為については、第17条第1項の規定により届出をしたものとみなす。

4 施行日前に旧条例第22条第1項の規定により認定された都市景観形成市民団体は、第36条第1項の規定により認定された景観形成市民団体とみなす。

(大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

5 大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例(昭和31年条例第9号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成24年3月26日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

6) 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例

○太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例

平成22年10月1日

条例第32号

目次

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 良好な景観の形成

第1節 景観まちづくり計画及び景観計画(第7条—第11条)

第2節 行為の規制等(第12条—第24条)

第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木(第25条—第27条)

第3章 市民遺産の育成(第28条—第31条)

第4章 推進体制(第32条—第34条)

第5章 支援及び表彰(第35条・第36条)

第6章 雑則(第37条)

附則

私たちの太宰府市は、福岡平野の南端に位置し、宝満山や四王寺山などの山々とそれらに囲まれた御笠川が貫流する小平野からなる豊かな自然環境に抱かれた地である。そこでは古来より大陸文化の窓口となり多くの歴史環境が形づくられてきた。これらの自然環境、歴史環境は人々の生活が幾重にも積み重ねられることで、太宰府固有の景観と文化を形成し、市民のかけがえのない財産となっている。

私たちは、これらの郷土の風景をいつくしみ、受け継ぐとともに、創造していくことが、自然と歴史と暮らしが調和した、魅力と活力のある住みやすいまち、百年後も誇りに思えるまちになると信じる。

そのために市民一人ひとりが主体となり、良好な景観の形成と太宰府市民遺産の育成を図り、市民、事業者及び市がそれぞれの立場や役割を理解し、連携、協働することを決意し、愛情と誇りあふれるまちの継承と創造を行うため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、太宰府市における良好な景観の形成及び太宰府市民遺産(以下「市民遺産」という。)の育成に関する基本的な事項、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)の策定の指針及び同法の施行に関し必要な事項を定めることにより、市民、事業者及び市が連携、協働のもと、太宰府の良好な景観の形成と市民遺産の育成を図り、太宰府らしいまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な景観の形成 市民の共有財産である自然環境と歴史環境を保全育成することにより、太宰府の魅力ある景観を守り、創り、育み、生かすことをいう。
 - (2) 文化遺産 市民や地域又は市が、将来の世代に伝えていきたい物事又は市民遺産の基礎となる事物をいう。
 - (3) 市民遺産 市民や地域又は市が伝えたい太宰府固有の物語、その物語の基盤となる文化遺産(文化遺産群を含むものとする。以下同じ。)及び文化遺産を保存活用する活動を総合したものをいう。
 - (4) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
 - (5) 工作物 建築物以外の工作物のうち規則で定めるものをいう。
 - (6) 開発行為 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為をいう。
 - (7) 路外駐車場 不特定多数の人が利用できる一般公共の用に供する駐車場で料金を徴収するものをいう。
 - (8) 緑化率 既存樹木や植栽する樹木ごとに換算面積を設定し、その合計面積の敷地面積に対する割合をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(市民の責務)

第3条 市民は、自らの普段の活動が良好な景観の形成及び市民遺産の育成に重要な役割を果たすことを認識し、積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成及び市民遺産の育成に関する施策に協力しなければならない。

3 市民は、良好な景観の形成及び市民遺産の育成の妨げになる行為を行わないよう努めなければならない。

4 市民は、市と協力して良好な景観の形成及び市民遺産の育成の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自らの事業活動が良好な景観の形成及び市民遺産の育成に重要な役割を果たすことを認識し、その事業活動の実施に当たっては、積極的に良好な景観の形成及び市民遺産の育成に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成及び市民遺産の育成に関する施策に協力しなければならない。

3 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、良好な景観の形成及び市民遺産の育成の妨げになる行為を行わないよう努めなければならない。

4 事業者のうち、建築行為等の設計若しくは施工を業として行う者又は土地若しくは建築物等の販売若しくは賃貸を業として行う者は、事業活動の実施に当たっては、専門的知識、経験等を活用し、積極的に良好な景観の形成及び市民遺産の育成に努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、良好な景観の形成の推進及び市民遺産の育成を図るための施策を総合的に策定し、これを計画的に実施しなければならない。

2 市は、その管理に属する公共施設の整備又は改善を行う場合には、良好な景観の形成及び市民遺産の育成において先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

3 市は、良好な景観の形成及び市民遺産の育成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な施策を講じなければならない。

4 市は、積極的に良好な景観の形成及び市民遺産の育成の推進に努めなければならない。

5 市は、良好な景観の形成及び市民遺産の育成に係わる施策の策定及び実施に当たっては、市民等の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

(国等に対する協力要請)

第6条 市長は、必要があるときは、国若しくは他の地方公共団体又はこれらが設置した団体に対し、良好な景観の形成及び市民遺産の育成に関する施策について協力を要請するものとする。

第2章 良好な景観の形成

第1節 景観まちづくり計画及び景観計画

(景観まちづくり計画)

第7条 市長は、市民、事業者及び市の協働により景観施策を総合的かつ計画的に実施するための基本となる景観まちづくり計画を策定するものとする。

2 市長は、景観まちづくり計画を策定又は変更しようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるほか、太宰府市附属機関設置に関する条例(昭和60年条例第17号)第2条別表に規定する太宰府市景観・市民遺産審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

3 市長は、景観まちづくり計画を策定又は変更したときは、これを告示するものとする。

(景観計画)

第8条 市長は、景観計画を定めるものとする。

2 景観計画は、景観まちづくり計画に即して定めなければならない。

3 市長は、地域の特性を生かした景観の形成を推進するため、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域(以下「景観計画区域」という。)を市の全域とし、次の各号に掲げる区分に従い定めるものとする。

(1) 山並み共生区域

(2) 遺跡共生区域

(3) 丘陵住宅区域

(4) 賑わい区域

(5) 平坦市街地区域

4 市長は、景観計画区域のうち積極的に良好な景観の形成を図る必要があると認める地区を景観育成地区(以下「景観育成地区」という。)とし、次の各号に掲げる区分に従い定めるものとする。

(1) 人と遺跡の共存史地区

(2) 天満宮と宰府宿地区

5 市長は、第3項各号の区域、前項各号の地区及び景観保全上必要な眺望点その他(以下「区域等」という。)について、法第8条第2項第2号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を当該区域等ごとに定めるものとする。

6 市長は、区域等について、法第8条第3項に規定する良好な景観の形成に関する方針を当該区域等ごとに定めることができる。

(平25条例29・一部改正)

(景観計画の変更)

第9条 市長は、景観計画を変更しようとするときは、法第9条第8項において準用する同条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定によるほか、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模)

第10条 景観法施行令(平成16年政令第398号)第7条ただし書の規定により条例で定める規模は、法第81条第1項に規定する景観協定の目的となる土地の区域に限り、0.1ヘクタールとする。

(景観計画の提案団体)

第11条 法第11条第2項で定める団体は、景観・市民遺産育成団体(第33条に規定する「景観・市民遺産育成団体」をいう。第29条第1項及び第2項、第32条第2項並びに第35条第2項において同じ。)とする。

第2節 行為の規制等

(景観計画の遵守)

第12条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に規定する行為をしようとする者は、景観計画との適合を図らなければならない。

(届出対象行為等)

第13条 法第16条第1項及び第2項の規定による届出をしようとする者は、規則で定める届出書をあらかじめ、市長に提出しなければならない。

2 景観計画区域内において法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉋物の掘採その他の土地の形質の変更

(2) 屋外における物件の堆積

3 景観育成地区内においては、前項に規定するもののほか、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明(以下「特定照明」という。)を届出対象行為とする。

(路外駐車場に関する行為の届出)

第14条 景観計画区域内において、次の各号に掲げる路外駐車場の新設、増設又は改修をしようとする者は、規則で定める届出書をあらかじめ、市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上のもの
- (2) 景観育成地区のうち天満宮と宰府宿地区にあっては、自動車の駐車のために供する部分の面積が300平方メートル以上のもの

(届出及び勧告等の適用除外)

第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表第1左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる行為とする。

(事前協議)

第16条 第13条第1項又は第14条の規定による届出をしようとする者は、当該届出前に、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に協議を求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあった場合は、速やかにこれに応じるものとする。

(適合の通知)

第17条 市長は、第13条第1項又は第14条の規定により行為の届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合し、又は良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、規則で定めるところにより、届出があった日から30日以内にその旨を当該届出をした者に対して通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、法第18条第1項の規定にかかわらず、前項の通知を受けた日から当該届出にかかる行為に着手することができる。

(助言又は指導)

第18条 市長は、第13条第1項又は第14条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に照らし必要があると認めるときは、届出をした者に対し、良好な景観の形成を図るために必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第19条 市長は、法第16条第3項の規定によるほか、景観計画に定められた当該行為の制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、規則で定めるところにより勧告をすることができる。

2 市長は、前項に規定する勧告をする場合において、必要があると認めるときは、当該勧告に係る行為に関し、その形態又は色彩その他の意匠等が良好な景観の形成に与える影響について審議会の意見を聴くものとする。

(勧告に従わなかった旨の公表)

第20条 市長は、前条第1項の規定による勧告をした場合において、勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(行為者の変更)

第21条 第13条第1項又は第14条の規定による届出をした者について、住所又は氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)に変更が生じたときは、規則で定めるところにより遅滞なく市長に届け出なければならない。

(行為の中止)

第22条 第13条第1項又は第14条の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を中止したときは、規則で定めるところにより遅滞なく市長に届け出なければならない。

(行為の完了)

第23条 第13条第1項又は第14条の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより遅滞なく市長に届け出なければならない。

(緑化率)

第24条 第13条第1項の規定により届出を要する行為のうち、建築物の新築、増築及び移転については、緑化率が、別表第2左欄に掲げる景観計画区域及び土地利用区分に応じ、同表右欄に掲げる率以上でなければならない。

第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物等の指定)

第25条 市長は、法第19条第1項の景観重要建造物又は法第28条第1項の景観重要樹木(以下「景観重要建造物等」という。)を指定するときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、景観重要建造物等を指定したときは、当該景観重要建造物等の所有者又は管理者に通知し、規則で定める事項を告示するとともに、標識を設置するものとする。

(景観重要建造物等の管理)

第26条 法第25条第2項に規定する条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、防災上の措置を講ずること。
- (2) 景観重要建造物の状況について定期的に点検し、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な措置を講ずること。

2 法第33条第2項に規定する条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な樹容を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。

- (3) 景観重要樹木の状況について定期的に点検し、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な樹容の保全のため必要な措置を講ずること。

(指定の解除)

第27条 市長は、法第27条第2項又は法第35条第2項の規定により景観重要建造物等を解除しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

第3章 市民遺産の育成

(太宰府市民遺産活用推進計画)

第28条 市長は、市民遺産の計画的な認定、保存及び育成の推進のため、太宰府市民遺産活用推進計画を策定するものとする。

2 太宰府市民遺産活用推進計画の策定及び変更については、審議会の意見を聴くものとする。

(市民遺産の提案)

第29条 景観・市民遺産育成団体は、景観・市民遺産会議(第32条に規定する「景観・市民遺産会議」をいう。第30条第1項、第31条第4項及び第35条第1項において同じ。)に対し、市民遺産を提案することができる。

2 景観・市民遺産育成団体は、前項の規定による提案を行うとき、当該市民遺産に係わる所有者若しくは権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体(以下この項において「所有者等」という。)の同意を得るものとする。ただし、当該市民遺産の性質上同意を得ることが不適当な場合又は所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

(市民遺産の登録)

第30条 市長は、景観・市民遺産会議が認定した市民遺産について登録を行うことができる。

2 市長は、前項の規定により登録された市民遺産を規則で定めるところにより、公表することができる。

(保存等)

第31条 前条第1項の規定により登録された市民遺産を構成する文化遺産の所有者及び管理者並びに自らの活動により当該市民遺産を構成する文化遺産に影響を与えようとする者(以下この条において「管理者等」という。)は、当該市民遺産の価値を尊重し、その維持及び管理に努めるものとする。

2 管理者等は、当該市民遺産を構成する文化遺産の全部又は一部が滅失するおそれが生じたとき若しくは滅失したとき又は損傷するおそれが生じたとき若しくは損傷したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出るものとする。

3 管理者等は、当該市民遺産を構成する文化遺産の現状を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出るものとする。ただし、規則で定める軽微な変更又は非常災害のために必要な応急措置として行う変更は、この限りでない。

4 市長は、前2項の規定による届出がなされたときは、景観・市民遺産会議に対し、管理者等の出席による会議の開催を求めることができる。

第4章 推進体制

(景観・市民遺産会議)

第32条 市長は、良好な景観の形成及び市民遺産の育成の推進のため、市民、事業者及び市の協働組織として景観・市民遺産会議(以下この条において「会議」という。)を置くことができる。

2 会議の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市民遺産の認定及び認定解除に関すること。
- (2) 良好な景観の形成又は市民遺産の育成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- (3) 第30条第1項の規定により登録された市民遺産に関して、関係者を含めた協議を行うこと。
- (4) 良好な景観の形成又は市民遺産の育成に関する調査研究を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成及び市民遺産の保存と育成の推進のために必要な業務を行うこと。

3 会議は、次に掲げる者を構成員に含み組織するものとする。

- (1) 景観・市民遺産育成団体を代表する者
- (2) 関係団体等を代表する者
- (3) 市

4 会議において協議がととのった事項については、会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議が定める。

(景観・市民遺産育成団体)

第33条 市長は、良好な景観の形成及び市民遺産の育成について自主的な活動を行う団体を規則で定めるところにより、景観・市民遺産育成団体として認定することができる。

2 市長は、景観・市民遺産育成団体を認定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、景観・市民遺産育成団体から取消しの申出があったとき又は景観・市民遺産育成団体として適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(景観・市民遺産アドバイザーの登録)

第34条 市長は、良好な景観の形成及び市民遺産の育成の推進のため、技術的及び専門的な情報の提供及び助言を行う者を景観・市民遺産アドバイザーとして置くことができる。

第5章 支援及び表彰

(支援等)

第35条 市長は、景観・市民遺産会議の運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で支援するものとする。

2 市長は、景観・市民遺産育成団体その他良好な景観の形成及び市民遺産の育成に寄与すると認められる行為を行おうとする者に対し、必要な情報の提供、助言、専門的知識を有する者の派遣若しくは必要な技術的支援を行い、又はその行為に要する費用の一部を予算の範囲内で助成することができる。

3 市長は、第25条で指定した景観重要建造物等の所有者又は管理者(所有者又は管理者が2人以上の場合は、その代表者)に対し、その保全等のために技術的支援を行い、又はその保全等に要する費用の一部を予算の範囲内で助成することができる。

(表彰)

第36条 市長は、良好な景観の形成及び市民遺産の育成に著しく貢献したと認められる者を表彰することができる。

2 市長は、前項に定める者のほか、良好な景観の形成に寄与している建築物その他の物件のうち、特に優れているものについて、その所有者、設計者又は施工者を表彰することができる。

第6章 雑則

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第16条、第25条から第27条まで、第30条及び第31条の規定 平成23年1月30日

(2) 第12条から第15条まで及び第17条から第24条までの規定 平成23年4月1日

附 則(平成25年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

7) 龍ヶ崎市民遺産条例

○龍ヶ崎市民遺産条例

平成27年3月23日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、茨城県文化財保護条例(昭和51年茨城県条例第50号)及び龍ヶ崎市文化財保護条例(昭和51年龍ヶ崎市条例第1号)の規定による指定又は登録を受けた文化財以外の文化財(以下「文化財」という。)で、本市の歴史的及び文化的な特長を示すもの並びに自然、景観等を龍ヶ崎市民遺産(以下「市民遺産」という。)として認定し、市民の地域に対する誇りと愛着の醸成につなげることを目的とする。

(認定基準)

第2条 教育委員会は、第1号又は第2号に該当し、かつ、第3号及び第4号のいずれにも該当すると認められる文化財を市民遺産として認定することができる。

- (1) 市内の歴史又は文化を象徴するもの
- (2) 市内の自然、景観等で特筆すべきもの
- (3) 地域で保存され、活用されるべきもの
- (4) 地域の振興及び活性化に寄与するもの

2 教育委員会は、前項の規定により認定するもののほか、特に保存及び活用が必要と認められる文化財を市民遺産として認定することができる。

(推薦)

第3条 前条の規定による認定を受けようとするもの(以下「推薦者」という。)は、推薦書を教育委員会に提出しなければならない。

2 推薦者は、前項の推薦書を提出するときは、当該文化財の所有者、所有団体、管理者、管理団体、保持者、保持団体及び権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。ただし、当該文化財の所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

(推薦資格)

第4条 前条に規定する推薦ができるものは、当該文化財を保存し、かつ、これを活用した振興策等を実践している、若しくは実践できると認められる団体又は当該文化財の所有者とし、政治的な目的を持つ団体を除くものとする。

(認定)

第5条 教育委員会は、第2条の規定による認定をするときは、あらかじめ龍ヶ崎市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

2 第2条の規定による認定は、その旨を掲示場に掲示するとともに、当該文化財の推薦者及び所有者等に通知して行うものとする。

3 第2条の規定による認定をしたときは、教育委員会は、当該市民遺産の推薦者及び所有者等に認定書を交付するものとする。

(認定の取消し)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、市民遺産の認定を取り消すことができる。

- (1) 市民遺産としての価値を失ったと認められるとき。
- (2) 推薦者又は所有者等から認定の取消しの申出があったとき。
- (3) 推薦者が第4条の推薦ができるものに該当しなくなったと認められるとき。

2 前条第1項及び第2項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

3 推薦者及び所有者等は、前2項の規定により市民遺産の認定が取り消されたときは、速やかに認定書を教育委員会に返付しなければならない。

(管理)

第7条 市民遺産の管理は、推薦者及び所有者等が行うものとする。

(所有者等の変更)

第8条 所有者等が市民遺産の所有権を移転し、又はその氏名若しくは名称若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、毀損等)

第9条 推薦者及び所有者等は、市民遺産の全部若しくは一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(修理等)

第10条 市民遺産の修理又は現状の変更をしようとする推薦者及び所有者等は、その行為を行う前にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による届出があった場合において、当該市民遺産の保存及び活用に影響を及ぼし、又はその価値を損なうおそれがあると認められるときは、推薦者及び所有者等に必要な助言をすることができる。

(市等の責務)

第11条 市は、市民遺産の保存及び活用を図るため、市内外に向けて市民遺産に係る情報を発信するとともに、説明板及び案内板を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 推薦者及び所有者等は、市民遺産に市民が触れることができる機会を提供するよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

8) しまだ市民遺産認定事業実施要綱

○しまだ市民遺産認定事業実施要綱

平成27年9月10日

告示第200号

(目的)

第1条 この要綱は、本市において将来の世代に引き継ぎ、又は語り継いでいくべき文化遺産、伝統行事、祭り、景観その他の地域の遺産をしまだ市民遺産（以下「市民遺産」という。）として認定することにより、市民が地域に対し誇りと愛着をもつことができるような環境を醸成することを目的とする。

(認定基準)

第2条 市民遺産として認定する地域の遺産は、次の各号のいずれかに該当すると認められるものであって、市民が将来の世代に引き継いでいくために自主的に保存等の活動を行っているものとする。

- (1) 地域の歴史や文化を象徴しているもの
- (2) 地域の伝統行事として親しまれているもの
- (3) 地域の生活文化の特色を示しているもの
- (4) 地域の特筆すべき景観
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に認定に値するもの

2 前項の規定にかかわらず、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による指定文化財及び登録文化財は、市民遺産の認定の対象としない。

(推薦)

第3条 地域の遺産を市民遺産に推薦しようとする者（以下「推薦者」という。）は、別に定める期間内に、しまだ市民遺産認定推薦書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 概要、沿革又は由来に関する書類
- (2) 現況を撮影した写真
- (3) 位置図
- (4) 団体の会則又は規約（推薦者が団体の場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 推薦者以外の者が所有しているものを市民遺産に推薦しようとする場合は、前項に掲げるもののほか、当該市民遺産に推薦しようとするものの所有者、所有団体、管理者、管理団体等（以下「所有者等」という。）の同意書の写し及び所有者等の会則又は規約（所有者等が団体の場合に限る。）を添付するものとする。

(認定)

第4条 市長は、前条の規定により推薦があったときは、第7条に規定する審査委員会の審議を経て、認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により認定したときはしまだ市民遺産認定通知書（様式第2号）により、認定しないときはその旨を推薦者及び所有者等に通知するものとする。

(周知)

第5条 市長は、市のホームページ等で、市民遺産として認定された地域の遺産を広く周知するものとする。

(認定の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市民遺産の認定を取り消すことができる。

- (1) 市民遺産としての価値を失ったと認められるとき。
- (2) 市民遺産としての適格性を欠くと認められるとき。
- (3) 推薦者又は所有者等から認定の取消しの申出があったとき。
- (4) その他市長が取り消すことが適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、しまだ市民遺産認定取消通知書(様式第3号)により、推薦者及び所有者等に通知するものとする。

(審査委員会)

第7条 市民遺産の認定に係る審査をするため、しまだ市民遺産審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第8条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 各種団体が推薦する者
- (2) 市民
- (3) 市の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から市民遺産の認定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第9条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長は、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第10条 会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

2.各地域遺産リスト

1) 風景市民遺産（多治見市）

番号	認定回	遺産名称
1	1	永保寺

2) 遠野遺産認定制度

番号	推薦回	遺産名称	遺産種類1	遺産種類2	遺産種類3	推薦団体	団体種類	所在町	分布	遠野遺産への評価					
										普通価値			固有価値		
										普及性	多様性	傑出性	郷土性	親近性	歴史性
1	1	遠野七観音・山谷観音	建造物	建造物	有形	小友町地域づくり連絡協議会	地連協	小友	生活圏域外	○	○	○	○	○	○
2	1	遠野七観音・松崎観音	建造物	建造物	有形	松崎町地域づくり連絡協議会	地連協	松崎	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
3	1	遠野七観音・平倉観音	建造物	建造物	有形	上郷町地域づくり連絡協議会	地連協	上郷	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
4	1	遠野七観音・鞍迫観音	建造物	建造物	有形	上郷町地区自治会	自治会	宮守	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
5	1	遠野七観音・宮守観音	建造物	建造物	有形	上郷町文化振興会	自治会	宮守	生活圏域	○	○	○	○	○	○
6	1	遠野七観音・柵内観音	建造物	建造物	有形	土淵町久保自治会	自治会	土淵	生活圏域	○	○	○	○	○	○
7	1	遠野七観音・笹谷観音	建造物	建造物	有形	附馬牛町5区自治会	自治会	附馬牛	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
8	1	宇迦神社拝殿及び旧跡一里塚石碑	建造物	複数の有形	有形	一日市商店街振興協同組合	その他	遠野	生活圏域	○	○	○	○	○	○
9	1	山口の水車小屋	建造物	建造物	有形	土淵町山口自治会	自治会	土淵	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
10	1	飯豊の熊野神社と羽黒神社	建造物	複数の有形	有形	土淵町飯豊自治会	自治会	土淵	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
11	1	中妻観音堂	建造物	建造物	有形	小友町地域づくり連絡協議会	地連協	青菅	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
12	1	朔村天楼	建造物	建造物	有形	青菅町地域づくり連絡協議会	地連協	青菅	生活圏域	○	○	○	○	○	○
13	1	旧青菅村役場庁舎	建造物	建造物	有形	青菅町地域づくり連絡協議会	地連協	青菅	生活圏域	○	○	○	○	○	○
14	1	伊豆神社	建造物	建造物	有形	上郷町地域づくり連絡協議会	地連協	上郷	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
15	1	外山開墾記念碑と及川源次郎恒次の墓	史跡	複数の有形	有形	小友町地域づくり連絡協議会	地連協	小友	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
16	1	鷹鳥屋の西国願違塔	史跡	史跡・碑	有形	小友町地域づくり連絡協議会	地連協	小友	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
17	1	火渡の石碑群	史跡	史跡・碑	有形	附馬牛町1区自治会	自治会	附馬牛	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
18	1	谷地館の碑と八幡宮	史跡	複数の有形	有形	綾織町6区自治会	自治会	綾織	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
19	1	西風館	史跡	史跡・碑	有形	綾織町日影自治会	自治会	綾織	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
20	1	土田峠一里塚	史跡	史跡・碑	有形	小友町地域づくり連絡協議会	地連協	上郷	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
21	1	山口デンラ野	その他	伝承地	有形	土淵町山口自治会	自治会	土淵	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
22	1	カッパ淵・瀬池川水城	その他	伝承地	有形	土淵町地域づくり連絡協議会	地連協	土淵	生活圏域	○	○	○	○	○	○
23	1	呼ばれ石	自然物	自然物	有形	上郷町文化振興会	自治会	宮守	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
24	1	遠野大神楽	無形	無形	無形	遠野大神楽保存会	保存会	遠野	生活圏域	○	○	○	○	○	○
25	1	遠野南部ばやし	無形	無形	無形	南部ばやし保存協議会	保存会	遠野	生活圏域	○	○	○	○	○	○
26	1	綾織鹿踊り	無形	無形	無形	綾織し踊り保存会	保存会	綾織	生活圏域	○	○	○	○	○	○
27	1	青管しし踊り	無形	無形	無形	小友町地域づくり連絡協議会	地連協	青菅	生活圏域	○	○	○	○	○	○
28	1	一日市のお雛見	無形	無形	無形	上一日市おみさんの会	その他	遠野	生活圏域	○	○	○	○	○	○
29	1	新橋雲	無形	無形	無形	小友町地域づくり連絡協議会	地連協	小友	生活圏域	○	○	○	○	○	○
30	1	大日山のさくらと赤松	自然	自然物	自然	遠野町15区自治会	自治会	遠野	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
31	1	不動殿と藤原神社	自然	有形・自然物	複合	小友町地域づくり連絡協議会	地連協	小友	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
32	1	寺沢川溪谷	自然	自然物	複合	上郷町文化振興会	自治会	宮守	生活圏域外	○	○	○	○	○	○
33	1	上中宿の熊野神社と石碑群	史跡	複数の有形	複合	綾織町2区自治会	自治会	綾織	生活圏域	○	○	○	○	○	○
34	1	菅原神社	史跡	有形・自然物	複合	附馬牛町4区自治会	自治会	附馬牛	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
35	1	元八幡宮境内地及び夫木杉形塚	史跡	有形・自然物	複合	松崎町地域づくり連絡協議会	地連協	松崎	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
36	1	伝承園とその周辺	史跡	有形・無形	複合	土淵町地域づくり連絡協議会	地連協	土淵	生活圏域	○	○	○	○	○	○
37	1	荒神神社	景観	景観	複合	青菅町地域づくり連絡協議会	地連協	青菅	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
38	1	貞任水芭蕉群生地	自然	自然物	自然	小友町地域づくり連絡協議会	地連協	土淵	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
39	1	蘆淵深	自然	自然物	自然	附馬牛町3・7区自治会	自治会	附馬牛	生活圏域外	○	○	○	○	○	○
40	1	尋畑深流と白滝不動尊	史跡	有形・自然物	複合	土淵町地域づくり連絡協議会	地連協	土淵	生活圏域	○	○	○	○	○	○
41	1	又一の滝とお不動さま	史跡	有形・自然物	複合	附馬牛町7区自治会	自治会	附馬牛	生活圏域外	○	○	○	○	○	○
42	2	日出神社	建造物	建造物	有形	上郷町3区自治会	自治会	上郷	生活圏域外	○	○	○	○	○	○
43	2	達磨部八幡神社	建造物	建造物	有形	達磨部地域づくり連絡協議会	地連協	宮守	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
44	2	獅子一吼百獸鬪の碑と獅子踊供養塔	史跡	複数の有形	有形	小友町地域づくり連絡協議会	地連協	小友	生活圏域	○	○	○	○	○	○
45	2	乳神様(金勢様)	その他	信仰対象	有形	綾織町3区自治会	自治会	綾織	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
46	2	山崎金勢様	その他	信仰対象	有形	土淵町山崎自治会	自治会	土淵	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
47	2	八坂神社と馬子繁ざ	史跡	有形・無形	複合	小友町地域づくり連絡協議会	地連協	小友	生活圏域	○	○	○	○	○	○
48	2	早池峰しし踊り	無形	無形	無形	早池峰しし踊り保存会	保存会	附馬牛	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
49	2	下郷さんさ踊り	無形	無形	無形	下郷さんさ踊り保存会	保存会	宮守	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
50	2	長泉寺かやの木	自然	自然物	自然	上郷町地区自治会	自治会	宮守	生活圏域	○	○	○	○	○	○
51	2	稲荷穴	自然	自然物	自然	達磨部地域づくり連絡協議会	地連協	宮守	生活圏域外	○	○	○	○	○	○
52	2	小黒沢の伊豆権現とその周辺	その他	有形・無形	複合	小友町地域づくり連絡協議会	地連協	小友	生活圏域	○	○	○	○	○	○
53	2	天王様とモミの木	その他	有形・自然物	複合	土淵町一渡自治会	自治会	土淵	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
54	3	石上神社	建造物	建造物	有形	綾織町3区自治会	自治会	綾織	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
55	3	能傳原神社	建造物	建造物	有形	小友町地域づくり連絡協議会	地連協	小友	生活圏域外	○	○	○	○	○	○
56	3	疋川彫形神社	建造物	建造物	有形	附馬牛町2区自治会	自治会	附馬牛	生活圏域外	○	○	○	○	○	○
57	3	神道神社	建造物	建造物	有形	附馬牛町7区自治会	自治会	附馬牛	生活圏域外	○	○	○	○	○	○
58	3	山口の薬師堂	建造物	建造物	有形	土淵町山口自治会	自治会	土淵	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
59	3	青管八幡宮	建造物	建造物	有形	青菅町地域づくり連絡協議会	地連協	青菅	生活圏域	○	○	○	○	○	○
60	3	月山深山宮	建造物	建造物	有形	青菅町地域づくり連絡協議会	地連協	青菅	周辺	○	○	○	○	○	○
61	3	赤沼稲荷神社	建造物	建造物	有形	上郷町9区自治会	自治会	上郷	生活圏域外	○	○	○	○	○	○
62	3	妻の神の石碑群	史跡	史跡・碑	有形	松崎町地域づくり連絡協議会	地連協	松崎	生活圏域	○	○	○	○	○	○
63	3	鍋倉城跡	史跡	史跡・碑	有形	遠野町地域づくり連絡協議会	地連協	遠野	生活圏域	○	○	○	○	○	○
64	3	及川館一族の墓	史跡	史跡・碑	有形	小友町地域づくり連絡協議会	地連協	小友	生活圏域	○	○	○	○	○	○
65	3	ダツノハナと佐々木喜善墓地	史跡	複数の有形	有形	土淵町4区自治会	自治会	土淵	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
66	3	水口御祝	無形	無形	無形	水口御祝保存会	保存会	小友	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
67	3	長野獅子踊り	無形	無形	無形	長野獅子踊り保存会	保存会	小友	生活圏域	○	○	○	○	○	○
68	3	板澤しし踊り	無形	無形	無形	上郷町地域づくり連絡協議会	地連協	上郷	生活圏域	○	○	○	○	○	○
69	3	佐比内しし踊り	無形	無形	無形	上郷町地域づくり連絡協議会	地連協	上郷	生活圏域	○	○	○	○	○	○
70	3	細越獅子踊り	無形	無形	無形	上郷町地域づくり連絡協議会	地連協	上郷	生活圏域	○	○	○	○	○	○
71	3	行山流湧水鹿踊	無形	無形	無形	行山流湧水鹿踊保存会	保存会	宮守	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
72	3	湧水神楽	無形	無形	無形	湧水神楽保存会	保存会	宮守	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
73	3	小友町懐参り	無形	無形	無形	小友町懐参り保存会	保存会	小友	生活圏域	○	○	○	○	○	○
74	3	千本カツラ	自然	自然物	無形	小友町地域づくり連絡協議会	地連協	小友	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
75	3	藤沢の滝と応淵神社	その他	有形・自然物	複合	小友町地域づくり連絡協議会	地連協	小友	生活圏域外	○	○	○	○	○	○
76	3	多賀神社と御神木	その他	有形・自然物	複合	新町自治会	自治会	遠野	生活圏域	○	○	○	○	○	○
77	3	加茂神社と御神木の桜	その他	有形・自然物	複合	遠野13区自治会	自治会	遠野	生活圏域	○	○	○	○	○	○
78	3	羽黒堂と羽黒岩	その他	有形・無形・自然物	複合	綾織町1区自治会	自治会	綾織	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
79	3	見ざる・言わざる・聞かざるの石碑群と早池峰古道	史跡	複数の有形	複合	附馬牛町5区自治会	自治会	附馬牛	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
80	3	角城館跡の神社群	史跡	複数の有形	複合	土淵町5区自治会	自治会	土淵	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
81	4	角蔵神社	建造物	建造物	有形	小友町地域づくり連絡協議会	地連協	小友	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
82	4	村長稲荷神社(金ヶ澤稲荷神社)	建造物	建造物	有形	松崎町地域づくり連絡協議会	地連協	松崎	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
83	4	八坂神社	建造物	建造物	有形	青菅町地域づくり連絡協議会	地連協	青菅	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
84	4	阿曾沼公歴代碑	史跡	史跡・碑	有形	松崎町地域づくり連絡協議会	地連協	松崎	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
85	4	割鯉の碑	史跡	史跡・碑	有形	松崎町地域づくり連絡協議会	地連協	松崎	生活圏域	○	○	○	○	○	○
86	4	清心尼公の碑	史跡	史跡・碑	有形	松崎町地域づくり連絡協議会	地連協	松崎	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
87	4	小友村道路元標と追分の碑	史跡	複数の有形	有形	小友町地域づくり連絡協議会	地連協	小友	生活圏域	○	○	○	○	○	○
88	4	早池峰 古の登山道	史跡	史跡・碑	有形	附馬牛町7区自治会	自治会	附馬牛	生活圏域外	○	○	○	○	○	○
89	4	近江弥右衛門の墓	史跡	史跡・碑	有形	上郷町地域づくり連絡協議会	地連協	上郷	生活圏域	○	○	○	○	○	○
90	4	福森神社と本宮五輪塔	史跡	複数の有形	有形	新町自治振興会	自治会	宮守	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
91	4	太郎淵	その他	伝承地	有形	松崎町地域づくり連絡協議会	地連協	松崎	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
92	4	田屋の大杉	自然	自然物	自然	綾織町5区自治会	自治会	綾織	生活圏域	○	○	○	○	○	○
93	4	長松寺のしだれ栗	自然	自然物	自然	綾織町3区自治会	自治会	綾織	生活圏域	○	○	○	○	○	○
94	4	穰神社と桜	その他	有形・自然物	複合	小友町地域づくり連絡協議会	地連協	小友	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○
95	4	母也明神と巫女塚	史跡	複数の有形	複合	松崎町地域づくり連絡協議会	地連協	松崎	生活圏域	○	○	○	○	○	○
96	4	横田城跡及び彼岸山と山桜	その他	有形・自然物	複合	松崎町地域づくり連絡協議会	地連協	松崎	生活圏域周辺	○	○	○	○	○	○

97	4	駒木鹿子踊りと角助の墓	その他	有形・無形	複合	松崎町地域づくり連絡協議会	地連協	松崎	生活領域周辺	○				○	○	○	○
98	4	鹿込小学校跡地のイロハモミジと二宮金次郎像	その他	有形・自然物	複合	鹿込地区自治振興会	自治会	宮守	生活領域								
99	4	めがね橋周辺の景観	景観	複合	複合	新町自治振興会・下郷地区自治会	自治会	宮守	生活領域周辺	○		○	○				
100	5	綾織駒形神社	建造物	建造物	有形	綾織町7区自治会	自治会	綾織	生活領域周辺	○							
101	5	高坪の宇迦神社	建造物	建造物	有形	小友町地域づくり連絡協議会	地連協	小友	生活領域周辺	○		○	○	○	○	○	○
102	5	諏訪神社	建造物	建造物	有形	松崎町地域づくり連絡協議会	地連協	松崎	生活領域周辺			○					
103	5	倭文神社	建造物	建造物	有形	土淵町10区自治会	自治会	土淵	生活領域周辺								
104	5	安戸の正一位稲荷神社	建造物	建造物	有形	青笹町地域づくり連絡協議会	地連協	青笹	生活領域周辺								
105	5	平野原の神明神社	建造物	建造物	有形	平野原部落公民館	自治会	上郷	生活領域周辺			○					
106	5	小友の水路供養塔	史跡	史跡・碑	有形	小友町地域づくり連絡協議会	地連協	小友	生活領域	○							
107	5	塚沢神社と奉安殿	史跡	複数の有形	複合	塚沢自治会	自治会	宮守	生活領域								
108	6	綾織愛宕神社	建造物	建造物	有形	綾織町4区自治会	自治会	綾織	生活領域周辺	○		○					
109	6	豊稲荷神社	建造物	建造物	有形	綾織町8区自治会	自治会	上郷	生活領域周辺	○							
110	6	石上神楽	無形	無形	無形	石上神楽保存会	保存会	綾織	生活領域周辺								推薦書なし
111	6	石上不動岩の滝	自然	自然物	自然	綾織町3区自治会	自治会	綾織	生活領域外	○							
112	6	新山神社と御神木のヒバ	その他	有形・自然物	複合	附馬牛町5区自治会	自治会	附馬牛	生活領域周辺								推薦書なし
113	6	米道の山の神	その他	有形・無形	複合	土淵町米道地区自治会	自治会	土淵	生活領域								
114	6	六角牛神社	その他	有形・無形・自然物	複合	上郷前自治会	自治会	青笹	生活領域	○							○
115	7	欠ノ上稲荷神社	建造物	建造物	有形	遠野3区自治会	自治会	遠野	生活領域周辺			○					○
116	7	沢田駒形神社と古峯山石碑	建造物	複数の有形	有形	沢田自治会	自治会	青笹	生活領域								○
117	7	山口さんさ踊り	無形	無形	無形	松崎町地域づくり連絡協議会	地連協	土淵	生活領域周辺	○		○	○	○	○	○	○
118	7	飯倉神楽	無形	無形	無形	土淵町地域づくり連絡協議会	地連協	土淵	生活領域	○							○
119	7	土淵しし踊り	無形	無形	無形	土淵町地域づくり連絡協議会	地連協	土淵	生活領域	○		○	○	○	○	○	○
120	7	駒沢神楽	無形	無形	無形	上郷沢地区自治会	自治会	宮守	生活領域								○
121	7	喜清院のシダレ桜	自然	自然物	自然	青笹町4区自治会	自治会	青笹	生活領域	○		○	○	○	○	○	○
122	7	中芥の夫婦カツラ	自然	自然物	自然	遠野部6区自治会	自治会	宮守	生活領域周辺	○							○
123	7	上郷沢の猿ヶ石川治い壁並木	自然	自然物	自然	上郷沢地区自治会	自治会	宮守	生活領域周辺	○							○
124	7	綾織三社神社	その他	有形・無形	複合	綾織町1区自治会	自治会	綾織	生活領域周辺								○
125	8	柏木平の延森神社	建造物	建造物	有形	柏木平自治会	自治会	宮守	生活領域周辺	○							○
126	8	駒沢四社・白石神社（兜明神）	建造物	建造物	有形	駒沢3区自治会	自治会	宮守	生活領域周辺			○	○	○	○	○	○
127	8	駒沢四社・愛宕神社	建造物	建造物	有形	駒沢3区自治会	自治会	宮守	生活領域周辺			○	○	○	○	○	○
128	8	駒沢四社・お水神様	史跡	史跡・碑	有形	駒沢3区自治会	自治会	宮守	生活領域周辺			○	○	○	○	○	○
129	8	八幡神楽	無形	無形	無形	松崎町地域づくり連絡協議会	地連協	松崎	生活領域周辺								○
130	8	野崎神楽	無形	無形	無形	野崎神楽保存会	保存会	土淵	生活領域	○							○
131	8	平倉神楽	無形	無形	無形	上郷町8区自治会	自治会	上郷	生活領域周辺			○					○
132	8	舌出し岩	自然	自然物	自然	土淵町1区自治会	自治会	土淵	生活領域	○							○
133	8	土淵和野の愛宕様	その他	有形・自然物	複合	土淵町5区自治会	自治会	土淵	生活領域								○
134	8	森ノ下の伊勢両宮神社	その他	有形・自然物	複合	上郷町1区森ノ下自治会	自治会	上郷	生活領域周辺	○							○
135	8	駒沢四社・高籠八幡神社とエドヒガンザクラ	その他	有形・自然物	複合	駒沢3区自治会	自治会	宮守	生活領域周辺	○		○	○	○	○	○	○
136	9	熊野神社・六角牛大権現	建造物	建造物	有形	上郷町5地区自治会	自治会	上郷	生活領域周辺								○
137	9	正一位鎌物稲荷神社	建造物	建造物	有形	遠野部3区自治会	自治会	宮守	生活領域周辺								○
138	9	遠野郷南部田植え踊り	無形	無形	無形	綾織町4・5地区郷土芸能保存会	保存会	綾織	生活領域	○		○	○	○	○	○	○
139	9	遠野南部流鏝馬	無形	無形	無形	遠野南部流鏝馬保存会	保存会	松崎	生活領域								○
140	9	大峰館山跡とその周辺	その他	有形・自然物	複合	上郷町地域づくり連絡協議会	地連協	上郷	生活領域	○		○					○
141	9	米田の熊野神社と御神木	その他	有形・自然物	複合	遠野部3区自治会	自治会	宮守	生活領域								○
142	10	伊勢両宮神社と松尾神社	建造物	複数の有形	有形	遠野10区自治会	自治会	遠野	生活領域								推薦書なし
143	10	牛頭天王の石碑	史跡	史跡・碑	有形	小友町地域づくり連絡協議会	地連協	小友	生活領域周辺								推薦書なし
144	11	新里の愛宕神社	建造物	建造物	有形	遠野第11区自治会	自治会	綾織	生活領域周辺								推薦書なし
145	11	卯子酉神社	建造物	建造物	有形	遠野第11区自治会	自治会	遠野	生活領域周辺								推薦書なし
146	11	程洞稲荷神社	建造物	建造物	有形	遠野第11区自治会	自治会	遠野	生活領域周辺								推薦書なし
147	11	長岡大日神社	建造物	建造物	有形	大口様を守る会	その他	綾織	生活領域周辺								推薦書なし
148	11	鷹鳥屋獅子踊り	無形	無形	無形	小友町地域づくり連絡協議会	地連協	小友	生活領域周辺								推薦書なし
149	11	下同心丁枳形と法華題目の碑	史跡	複数の有形	複合	遠野第11区自治会	自治会	遠野	生活領域								推薦書なし

*遺産種別1は図2-1、遺産種別2は図4-1の種別、遺産種別3は遠野市の分類上の種別

3) 菊池遺産

番号	認定回	遺産名称	遺産種類	推薦団体	推薦団体種類
1	1	台の棕の大木「妙見さん」と地藏菩薩	複合	台区	自治会
2	1	台の石塔(板碑1枚)	有形	台区	自治会
3	1	台の石塔(板碑1枚、地藏菩薩2塔)	有形	台区	自治会
4	1	伝統料理菓子_とじこまめ	無形	菊池菓子工業組合	組合
5	1	菊池温泉_1号井	有形	菊池温泉観光旅館協同組合	組合
6	1	風呂場・給湯施設	有形	花房飛行場の戦争遺産を未来につたえる会	その他
7	1	慰霊塔	有形	花房飛行場の戦争遺産を未来につたえる会	その他
8	1	石鎚	有形	久米一区	自治会
9	1	鼻突地藏	有形	久米一区	自治会
10	1	山崎区の玉石垣	有形	山崎の景観保存会	保存会
11	1	馬売り	無形	龍門1区	自治会
12	1	村社_佐保川八幡宮と春祭り秋祭り	複合	深川区	自治会
13	1	平野区皇大神宮	有形	平野区	自治会
14	1	他力放牛石仏	有形	平野区	自治会
15	1	延寿太郎屋敷跡	有形	下西寺区	自治会
16	1	清水水源と杉の大木	複合	清水区	自治会
17	1	菊池能運の墓	有形	東正観寺区	自治会
18	1	菊池武光神道碑等の仏塔類	有形	東正観寺区	自治会
19	1	熊耳山正観寺庫裏	有形	東正観寺区	自治会
20	1	熊耳山正観寺の礎石群	有形	東正観寺区	自治会
21	1	熊耳山正観寺地藏堂と木造地藏菩薩坐像	有形	東正観寺区	自治会
22	1	紙本着色秀山元中和尚画像	有形	東正観寺区	自治会
23	1	紙本着色大方元恢和尚画像	有形	東正観寺区	自治会
24	1	正観寺の樟	自然	東正観寺区	自治会
25	1	姫井橋(馬橋)	有形	姫井区	自治会
26	1	岩本円通寺史跡公園	複合	岩本区	自治会
27	1	菊之池城(深川館)跡	有形	深川区	自治会
28	1	菊之池跡	複合	深川区	自治会
29	1	菊池氏初代則隆公墓所並びに頼宮	有形	深川区	自治会
30	1	妙蓮寺観音堂	有形	平野区	自治会
31	2	市野瀬祝谷観音堂	有形	市野瀬区	自治会
32	2	上町皇大神宮(お伊勢さん)	有形	菊池市御所通り景観形成協議会	その他
33	2	松山_薬師堂	有形	藤田区	自治会
34	2	土阿弥陀堂	有形	今区	自治会
35	2	宝永隧道(今村マブ)	産業	宝永隧道管理委員会	その他
36	2	赤星井手	産業	赤星区	自治会
37	2	東山公園	有形	上木庭区	自治会
38	2	西郷南州先生祖先発祥の地	有形	西郷区	自治会
39	2	法蔵さん	有形	高田区	自治会
40	2	大元帥陛下御駐駕之地	有形	小野崎区	自治会
41	2	鞍嶽山_善光寺(湯の山薬師)と五輪塔	複合	平区	自治会
42	2	菊池隆定公墓	有形	上水次区	自治会
43	2	菊池溪谷	自然	菊池観光協会	その他
44	2	高架水槽	有形	花房飛行場の戦争遺産を未来につたえる会	その他
45	2	將軍木と頼宮	複合	菊池市御所通り景観形成協議会	その他
46	2	清水川(湧水地)	自然	雪野区	自治会
47	2	神尾城址	複合	上水次区	自治会
48	3	雲林山長福寺(北原観音堂)	有形	北原区	自治会
49	3	大塚菅原神社と石造物	複合	大塚区	自治会
50	3	大塚古墳と金比羅神社(宮)	複合	大塚区	自治会
51	3	大塚湧水池と水神石廟・石像	複合	大塚区	自治会
52	3	観音菩薩像・菩薩廟	有形	大塚区	自治会
53	3	邑祖嘉左衛門之墓と如来石像	有形	大塚区	自治会
54	3	宮園薬師堂	有形	宮園区	自治会
55	3	築地井手(水分神と加藤清正公石像)	産業	築地区	自治会
56	3	築地区薬師堂	有形	築地区	自治会
57	3	築地区水神さん	自然	築地区	自治会
58	3	古川兵戸井手	産業	古川兵戸井手管理委員会	その他
59	3	水分神の碑と兵藤古川井手由来碑	有形	戸豊水区	自治会
60	3	岩下橋	有形	岩平区	自治会
61	3	村上家の墓・キリシタン墓地	有形	津留区	自治会
62	3	乙姫神社の鯨様	有形	姫井区	自治会
63	3	寒提寺	有形	寒提寺保存会	保存会
64	3	妙見の楠	自然	辺田区	自治会
65	3	黄金塚城跡	有形	岩平区	自治会
66	4	下長田菅原神社と石造物	有形	下長田区自治会	自治会
67	4	御隠居天神と観音様	有形	下長田区自治会	自治会
68	4	四之宮神社とお地藏様	有形	下長田区自治会	自治会
69	4	長田外園遺跡と狐塚遺跡	有形	下長田区自治会	自治会
70	4	北宮観音堂	有形	北宮区	自治会
71	4	北宮水神様(御神木)	自然	北宮区	自治会

72	4	火の天神と墓地	複合	北宮区	自治会
73	4	河原手永会所御高札跡	有形	藤田区	自治会
74	4	下古閑_足手荒神(展望所)	有形	小木4班(下古閑)	自治会
75	4	百把田皇太神宮	有形	太田区	自治会
76	4	木庭中尾_養林山峯泉寺	有形	上木庭区	自治会
77	4	中尾鎮守神社	有形	上木庭区	自治会
78	4	平原将源	有形	上木庭区	自治会
79	4	若宮神社	有形	富区	自治会
80	4	弁財天	有形	今区	自治会
81	4	百万編と専用仏具	複合	村田区	自治会
82	4	涅槃像と十六羅漢の掛軸	有形	村田区	自治会
83	4	六地藏(六面地藏)	有形	村田区	自治会
84	4	貴船神社	有形	神来区	自治会
85	4	馬つくり	無形	前川区	自治会
86	4	祖霊社_(虫気観音さん)	有形	高野瀬区	自治会
87	4	乳母が墓	有形	高野瀬区	自治会
88	4	親子地藏	有形	高野瀬区	自治会
89	4	蔵六庵(観音堂)	有形	高野瀬区	自治会
90	4	永山の堂さん	有形	永山堂さん保存会	保存会
91	4	寺町海津見神社	有形	台区	自治会
92	4	伊坂区_彼岸花の里	自然	伊坂区	自治会
93	4	池ノ尾間歩_(池ノ尾トンネル)	産業	堀切区	自治会
94	4	小原観音堂と聖観世音菩薩	有形	小原区	自治会
95	4	産さん神社_及び_産さん滝	複合	滝黒仁田区	自治会
96	4	灰高天神	自然	下出田区	自治会
97	4	岩本神楽	無形	岩本区	自治会
98	4	岩本卷天神の檜の木	自然	岩本区	自治会
99	4	孔子堂跡	有形	高野瀬区	自治会
100	5	地藏菩薩(いぼ地藏)	有形	上木庭区	自治会
101	5	金刀比羅神社	有形	亘区	自治会
102	5	稗方城址	有形	稗方区	自治会
103	5	今村観音堂	有形	今区	自治会
104	5	雪野八幡宮	有形	雪野区	自治会
105	5	寺尾山大圓寺と墨染め桜	複合	寺小野区	自治会
106	5	龍門橋	有形	寺小野区	自治会
107	5	輪足山東福寺	有形	亘区	自治会
108	5	菊池武重公墓所	有形	亘区	自治会
109	5	宣頓寺及び古塔碑群と大椋	複合	上住吉区	自治会
110	5	妙蓮寺の樟	自然	立町区	自治会
111	5	稗方嫁とり祭り	無形	稗方区	自治会
112	5	稗方神楽	無形	稗方区	自治会
113	6	菅原神社	有形	稗方区	自治会
114	6	くすべ地藏	有形	富納区	自治会
115	6	七坪産神社_産さん滝	複合	七坪区	自治会
116	6	下町菅原神社	有形	下町区	自治会
117	6	下横道観音堂	有形	下町区	自治会
118	6	弁財天	有形	上木庭区	自治会
119	6	神風連の志土吉村義節(のりとぎ)の墓碑	有形	立町区	自治会
120	6	迫間眼鏡橋_迫間滝_休み石	複合	東迫間区	自治会
121	6	穴川神楽	無形	穴川区	自治会
122	6	鷹取城跡(菊池十八外城)	有形	染土区	自治会
123	7	福本六地藏尊	有形	福本一区	自治会
124	7	下組地藏堂(萬延地藏)	有形	福本一区	自治会
125	7	早鷹天神	有形	福本一区	自治会
126	7	一字一石塔	有形	福本一区	自治会
127	7	中組地藏尊	有形	福本一区	自治会
128	7	福本の大大永板碑	有形	福本一区	自治会
129	7	切支丹墓碑	有形	福本一区	自治会
130	7	若宮神社	有形	下出田区、植古閑区	自治会
131	7	菊池家琵琶	有形	甲森北区	自治会
132	7	船つなぎ場	有形	神来区	自治会
133	7	六地藏さん	有形	神来区	自治会
134	7	煙突と蚕霊塔_泗水社	産業	福本二区	自治会
135	7	長田菅原神社	有形	上長田区	自治会
136	7	下広丁西宮大明神	有形	下町区	自治会
137	7	放牛地藏	有形	加恵区	自治会
138	7	車石八幡宮	有形	車石八幡宮	信仰組織
139	7	中山中須金比羅さん	有形	遊蛇口区	自治会
140	7	穴川菅原神社	有形	穴川区	自治会
141	7	九ノ峰観音堂	有形	九ノ峰区	自治会
142	7	行信公	有形	九ノ峰区	自治会
143	7	福本八幡宮	有形	福本一区	自治会
144	7	獅子舞と花笠踊り	無形	福本一区	自治会
145	7	福本八幡宮境内の大楠	自然	福本一区	自治会
146	7	上組阿弥陀堂	有形	福本一区	自治会

4) 下田まち遺産

番号	遺産名称	遺産種類
1	入田浜	自然
2	多々戸浜	自然
3	吉佐美大浜	自然
4	加田本家	歴史
5	白濱神社末社	歴史
6	はまぼう樹林	自然
7	平滑川	自然
8	下田公園	歴史
9	【眺望点】 ハリスの小径	自然
10	小白浜	人の暮らし
11	ペリーロードガス灯	歴史
12	九十浜海水浴場	自然
13	ペリーロード	歴史
14	大賀茂れんげ祭り	文化
15	白浜三穂ヶ崎	自然
16	白濱神社御三釜	自然
17	獅子鼻岬	自然
18	白浜大浜海岸	自然
19	田牛サンドスキー場	自然
20	龍宮窟	自然
21	ハマオモト自生地	自然
22	青少年海の家	歴史
23	鍋田浜	自然
24	弁天島	歴史
25	白浜中央海岸	自然
27	【眺望点】 尾ヶ崎ウイング	自然
27	アロエの里	自然
28	吉田松陰寓寄処	歴史
29	蓮台寺湯の華小路	歴史
30	蓮台寺温泉したれ桃の里	文化
31	爪木崎	自然
32	柱状節理	自然
33	庚申堂と西国三十三観音	歴史
34	恵比須島	自然
35	若山牧水歌碑	自然
36	築城石	歴史
37	須崎御番所跡	歴史
38	吉田松陰上陸の碑	歴史
39	須崎御台場跡	歴史
40	須崎遠見番所跡	歴史
41	灯明場跡	歴史
42	舞磯浜	自然
42	佛谷山石仏群	歴史
44	高根山	自然
45	【眺望点】 高根山	自然
46	白濱神社	歴史
47	多景山	歴史
48	下田富士	歴史
49	天草倉庫	歴史
50	寝姿山	自然
51	【眺望点】 寝姿山	自然
52	寝姿山の寒桜	自然
53	寝姿山のつわぶき	自然
54	田牛海岸	自然
55	神子元島燈台石碑	歴史
56	金山遺跡	歴史
57	民話 荒井の長者	歴史
58	報本寺枝垂桜	自然
59	深根城址	歴史
60	茶々丸の墓	歴史
61	山桜	自然
62	洗田遺跡	歴史
63	三倉山	自然
64	大賀茂遺跡	歴史
65	本郷公園桜並木	自然
66	神子元島燈台	歴史
67	和歌の浦遊歩道	自然
68	ペリー上陸記念碑	歴史
69	下田公園ハナミズキと記念碑	歴史
70	下田公園アジサイ	自然

71	下岡蓮杖記念碑	歴史
72	ペリーロード五橋梁	歴史
73	欠乏所跡	歴史
74	吉田松陰拘禁之跡	歴史
75	ハンギングバスケット通り	文化
76	ひもの横丁	人の暮らし
77	【眺望点】 みなと橋	人の暮らし
78	武ヶ浜波除と今村公勤功碑	歴史
79	下田御番所跡	歴史
80	須崎歩道	自然
81	民宿発祥の地石碑	文化
82	外浦海岸	自然
83	娑婆羅山 報本寺	歴史
84	報本寺山階権現例祭 旗廻し	文化
85	ベイサイドプロムナード	自然
86	辻の段	歴史
87	大浦・鍋田海岸	自然
88	大浦海岸石灯籠	文化
89	お吉ヶ淵	歴史
90	いんぼ沢とお地藏様	文化
91	吉田松陰先生像	歴史
92	狼煙崎筋い石	歴史
93	稲梓の鉄橋（通称）	人の暮らし
94	娑婆羅山	自然
95	下田漁港金目鯛	自然
96	下田小学校校歌	文化
97	下大沢 庚申塔	歴史
98	ハリスの小径	歴史
99	吉佐美八幡神社 イスノキ・楠・イチヨウ	自然
100	【眺望点】 志太ヶ浦展望台	自然
101	稲田寺 津なみ塚	歴史
102	菖蒲の墓	歴史
103	河内諏訪神社 手筒花火	文化
104	下田太鼓祭り	文化
105	落合高根白山神社 鬼射	文化
106	田牛八幡神社獅子舞	文化
107	田牛八幡神社おっぴいしゃり	文化
108	お吉祭	文化
109	須崎津島神社例大祭	文化
110	大賀茂山神社神楽の舞	文化
111	白濱神社火達祭	文化
112	白濱神社御幣流祭	文化
113	了仙寺	歴史
114	玉泉寺	歴史
115	長楽寺	歴史
116	今村家三代の墓	歴史
117	下田節	文化
118	天草ボン作り	文化
119	蓮台寺天神神社大日如来坐像	歴史
120	下田富士一宇一石塔	歴史
121	下田富士 溶岩節理	自然
122	【眺望点】 下田公園開国ひろば	自然
123	三番叟	文化
124	宝徳印塔	自然
125	徳本上人名号塔	自然
126	百地藏	歴史
127	娑婆羅山 考子伝（伝説）	自然
128	壱相浜	自然
129	土藤商店	歴史
130	土藤蔵ギャラリー	文化
131	平野屋	歴史
132	下田城址 空堀	歴史
133	新下田橋 人魚像	人の暮らし
134	河内諏訪神社 奉納相撲	文化
135	稲田寺 阿弥陀如来坐像	歴史
136	下田八幡神社 仁王像	歴史
137	下田市の旧町名	歴史
138	大公孫樹	自然
139	お吉桜	自然
140	河内諏訪の河津桜	自然
141	旧町内のお稲荷さん群	文化
142	雑忠	歴史的建造物
143	松本旅館	歴史的建造物
144	櫛田蔵	歴史的建造物
145	安直楼	歴史的建造物
146	土佐屋	歴史的建造物
147	草画房	歴史的建造物
148	石原邸	歴史的建造物
149	高橋邸	歴史的建造物
150	加田邸	歴史的建造物
151	鈴木邸	歴史的建造物
152	渡邊蔵	歴史的建造物
153	旧澤村邸	歴史的建造物

5) 大垣市景観遺産

番号	認定回	遺産名称	遺産種類
1	1	大垣城	歴史文化遺産
2	1	旧戸田鏡之助邸正門 附船板塀	歴史文化遺産
3	1	八幡神社	歴史文化遺産
4	1	円通寺山門	歴史文化遺産
5	1	船町湊跡と奥の細道むすびの地	風景資産
6	1	大垣城下水門川沿いの景観	風景資産
7	1	三輪酒造酒蔵	歴史文化遺産
8	1	山岸家住宅	歴史文化遺産
9	1	上田家住宅	歴史文化遺産
10	1	樋谷本店	歴史文化遺産
11	1	林町のクスノキ	風景資産
12	1	笠縫の輪中堤防	風景資産
13	1	春日神社	歴史文化遺産
14	1	塩田の常夜燈	歴史文化遺産
15	1	白井医院	歴史文化遺産
16	1	釜笛の水屋群	風景資産
17	1	大橋家住宅	歴史文化遺産
18	1	広芝池	風景資産
19	1	曾根城公園	風景資産
20	1	加賀野八幡神社自噴水	風景資産
21	1	ソフトピアジャパンエリア	現代資産
22	1	捐妻大橋	近代遺産
23	1	明星輪寺の境内地とそこからの眺望	風景資産
24	1	旧清水家住宅	歴史文化遺産
25	1	中山道赤坂宿脇本陣跡（榎屋）	歴史文化遺産
26	1	鹿光堂	歴史文化遺産
27	1	増田家住宅（お嫁入り普請探訪館）	歴史文化遺産
28	1	赤坂港会館と川湊跡	風景資産
29	1	上石津町牧田地域の常夜燈群	風景資産
30	1	牧田川用水頭首工	近代遺産
31	1	藤古川萩原橋付近から見た伊吹山	風景資産
32	1	多良峡	風景資産
33	1	津島神社の社叢	風景資産
34	1	大神神社	歴史文化遺産
35	1	旗本東高木家土蔵	歴史文化遺産
36	1	旗本西高木家陣屋と高雄のみみじ	歴史文化遺産
37	1	宝暦治水の松	風景資産
38	1	湯葉神社とスギ	歴史文化遺産
39	1	唯願寺とシブナシカヤ	歴史文化遺産
40	1	冠橋付近から見た烏帽子岳	風景資産
41	1	美濃路墨俣宿脇本陣跡	歴史文化遺産
42	1	寺町界隈	風景資産
43	1	さくら湯跡	近代遺産
44	1	一夜城址公園とその周辺	風景資産
45	1	米山家水屋	歴史文化遺産
46	1	奥田家住宅	歴史文化遺産
47	2	大垣共立銀行本社	現代資産
48	2	金蝶園総本家	歴史文化遺産
49	2	蛍雪橋	近代遺産
50	2	イビデン株式会社大垣送電鉄塔	近代遺産
51	2	御首神社	歴史文化遺産
52	2	一里塚	歴史文化遺産
53	2	大島堤と桜並木	風景資産
54	2	西之川ハリヨの池広場	風景資産
55	2	曾根川の桜	風景資産
56	2	円興寺	歴史文化遺産
57	2	五井家と九里半街道	歴史文化遺産
58	2	日本昭和音楽村江口夜詩記念館及び水嶺湖周辺	風景資産
59	2	長良大橋	近代遺産
60	2	下野家枝垂れ桜と蔵（水屋）	風景資産
61	3	輪中生活館（旧名和邸）	歴史文化遺産
62	3	矢橋家住宅	歴史文化遺産
63	3	お茶屋敷跡	風景資産
64	3	善性寺の全景	歴史文化遺産
65	4	興文木（クスノキ）と正門門柱	風景資産
66	4	本町橋	近代遺産
67	4	宝光院（ひだりめ不動）	歴史文化遺産
68	5	久瀬川町の歩道橋	近代遺産
69	5	竹中邸（赤壁）	歴史文化遺産
70	5	南市橋の奥川	風景資産
71	5	青葙の白鬮神社	歴史文化遺産
72	5	藤古川堤防の桜	風景資産
73	6	岐島屋百貨店	歴史文化遺産

6) 認定太宰府市民遺産

番号	認定回	遺産名称	推薦団体	推薦団種類
1	1	太宰府の木うそ	太宰府木うそ保存会	保存会
2	1	八朔の千燈明	五條風の会	保存会
3	1	かつてあった道「四王寺山の太宰府町道」	四王寺山勉強会	保存会
4	1	芸術家 富永朝堂	NPO法人歩かんね太宰府	その他
5	2	万葉集つくし歌壇	大宰府万葉会	保存会
6	2	太宰府における時の記念日の行事	辰山会	保存会
7	3	隈麿公のお墓	榎文化保存会	保存会
8	3	太宰府の絵師 萱島家	絵師 萱島家保存会	保存会
9	4	苧萱の関跡とかるかや物語	かるかや物語を伝える会	保存会
10	5	太宰府の梅上げ行事	太宰府梅ばやし隊	保存会
11	5	高雄の自然と歴史	高尾山の自然と歴史を語り継ごう会	保存会
12	6	太宰府悠久の丘—メモリアルパークからの眺望—	(公財) 太宰府メモリアルパーク	その他

7) 龍ヶ崎市民遺産

番号	認定回	遺産名称	種類種類	推薦団体	推薦団種類
1	1	ダンゴ塚祭り	無形民俗	龍ヶ崎市北方町ダンゴ塚坪	自治会
2	1	龍ヶ崎とんび凧	無形民俗	龍ヶ崎とんび凧研究会	保存会
3	1	宮淵町千秋の盆綱	無形民俗	龍ヶ崎市宮淵町千秋地区	自治会
4	1	ほおずき市	無形民俗	龍泉寺	信仰組織
5	1	豊田町の水神祭り	無形民俗	龍ヶ崎市豊田町上坪、中坪、下坪、ネガラ坪	自治会
6	1	鈴木草牛の屏風画	有形	龍泉寺	信仰組織
7	2	屋代城址5号土塁	史跡	龍ヶ崎市	行政
8	2	三條實美揮毫「長興学校」扁額及び飯塚古登頌徳碑	有形	龍ヶ崎市	行政

8) しまだ市民遺産

番号	認定回	遺産名称	遺産種類	推薦団体	推薦団種類
1	1	野守の池	地域の特筆すべき風景	Team Love H2O & Forest	その他
2	1	清水川ミニ鯉のぼり	地域の伝統行事として親しまれているもの	清水川ミニ鯉のぼり実行委員会	その他
3	1	王子田会 ジャンボ干支	地域の伝統行事として親しまれているもの	個人	個人
4	1	家山梅園	地域の特筆すべき風景	個人	個人
5	1	神座手づくり紙芝居	その他認定に値するもの	個人	個人
6	1	岸の大日山	地域の歴史や文化を象徴しているもの	大日山総代会	信仰組織
7	1	田町の祭典用品（若者の幕・大提灯・屏風）	地域の歴史や文化を象徴しているもの	田町町内会	自治会
8	1	白光神社 鱧口・梵鐘	地域の歴史や文化を象徴しているもの	個人	個人
9	1	「増田五郎右衛門」生家跡・井戸・義人碑	地域の歴史や文化を象徴しているもの	増田五郎右衛門顕彰会	保存会
10	1	堀本古文書館	地域の歴史や文化を象徴しているもの	個人	個人
11	1	古横町秋葉神社とお火の舞	地域の伝統行事として親しまれているもの	古横町内会	自治会
12	1	島田髷と島田髷まつり	地域の伝統行事として親しまれているもの	島田市観光協会	行政
13	1	金谷茶娘と茶娘踊り（茶娘道中）	地域の伝統行事として親しまれているもの	島田市観光協会	行政
14	1	志戸呂焼(静岡県指定郷土工芸品及び志戸呂・横岡で作陶された志戸呂焼に限る。)	地域の歴史や文化を象徴しているもの	島田市観光協会	行政
15	1	蓬萊橋	地域の歴史や文化を象徴しているもの	島田市役所産業観光部農林課	行政
16	1	すべらず地蔵尊	地域の歴史や文化を象徴しているもの	すべらず地蔵尊奉賛会	信仰組織
17	1	五和音頭	地域の歴史や文化を象徴しているもの	五和音頭保存会	保存会

3.遠野遺産認定制度における補助金利用一覧

番号	年度	事業名	申請団体	団体種類	事業種類	対象となる遠野遺産	遠野遺産種類
1	平成19年度	平倉観音標柱設置事業	上郷町地域づくり連絡協議会	地域づくり連絡協議会	整備	遠野七観音・平倉観音	建造物
2	平成20年度	一里塚案内板設置事業	上郷町1区自治会	自治会	整備	仁田峠一里塚	史跡・碑
3	平成20年度	日出神社「義経の隠し日出姫終焉の里」石碑設置事業	上郷町1区自治会	自治会	整備	日出神社	建造物
4	平成21年度	赤羽根稲荷神社改修事業	上郷町9区自治会	自治会	整備・改修	赤羽根稲荷神社	建造物
5	平成23年度	遠野遺産「神明神社」保存・活用事業	平野原部落公民館	自治会	改修	平野原の神明神社	建造物
6	平成24年度	遠野遺産「繁稲荷神社」石段修復事業	上郷町8区自治会	自治会	改修	繁稲荷神社	建造物
7	平成25年度	伊勢岡宮神社参道整備事業	上郷町1区森ノ下自治会	自治会	整備・改修	森ノ下の伊勢岡宮神社	有形・自然物
8	平成19年度	山口デンラ野散策道整備工事	土淵町山口自治会	自治会	整備	山口デンラ野	伝承地
9	平成19年度	カッパ湖環境整備および蓮池造成工事	土淵町地域づくり連絡協議会	地域づくり連絡協議会	整備	カッパ湖-蓮池川水域	伝承地
10	平成20年度	飯豊 熊野神社境内環境整備事業	土淵町7区自治会	自治会	整備・改修	飯豊の熊野神社と羽黒神社	複数の有形
11	平成21年度	金勢塚参道整備事業	山崎自治会	自治会	整備	山崎金勢塚	信仰対象
12	平成23年度	倭文神社境内整備事業	土淵町10区自治会	自治会	整備・改修	倭文神社	建造物
13	平成23年度	小友町遠野遺産参道整備事業	土淵町山口自治会	自治会	整備	ダンノハナと佐々木善善墓地	複数の有形
14	平成24年度	八坂神社鳥居更新事業	土淵町ノ渡自治会	自治会	改修	天王様とモミの木	有形・自然物
15	平成19年度	小友町遠野遺産看板設置事業	小友町地域づくり連絡協議会	地域づくり連絡協議会	整備	新精霊	無形
16	平成20年度	地域活性化イベント(まつり)事業	小友町地域づくり連絡協議会	地域づくり連絡協議会	イベント	遠野七観音・山谷観音	建造物
17	平成20年度	小友町遠野遺産看板設置事業 ※18同じ事業	小友町地域づくり連絡協議会	地域づくり連絡協議会	整備	馬子繁吉	無形
18	平成20年度	小友町遠野遺産看板設置事業 ※17と同じ事業	小友町地域づくり連絡協議会	地域づくり連絡協議会	整備	鷹鳥屋の西国順禮塔	史跡・碑
19	平成23年度	小友町探参り	小友町地域づくり連絡協議会	地域づくり連絡協議会	イベント	小友町探参り	無形
20	平成24年度	千本カツラ保護事業	長野親交会	自治会	改修	千本カツラ	自然物
21	平成25年度	小友町探参り	小友町地域づくり連絡協議会	地域づくり連絡協議会	イベント	小友町探参り	無形
22	平成26年度	山谷観音鳥居改修事業	中百敷中央振興会	自治会	改修	遠野七観音・山谷観音	建造物
23	平成19年度	「夫前杉桜」遺産認定記念・寄り添いコンサート	松崎町光興寺宮代自治会	自治会	イベント	元八幡宮境内及び夫婦杉桜	有形・自然物
24	平成20年度	「元京な村祭り宵宮」コンサート事業	松崎町光興寺宮代自治会	自治会	イベント	元八幡宮境内及び夫婦杉桜	有形・自然物
25	平成20年度	遠野七観音・松崎観音「いぬ桜」補修事業	松崎町1区自治会	自治会	整備	遠野七観音・松崎観音	建造物
26	平成24年度	村兵衛神社(金ヶ澤稲荷神社)鳥居他修繕工事	金ヶ澤自治会	自治会	改修	村兵衛神社(金ヶ澤稲荷神社)	建造物
27	平成25年度	諏訪神社及び境内社保全整備事業	松崎町光興寺自治会	自治会	改修	諏訪神社	建造物
28	平成25年度	清心陀羅所環境整備	松崎町3区自治会	自治会	整備	清心尼公の碑	史跡・碑
29	平成26年度	清心陀羅所環境整備	松崎町3区自治会	自治会	改修	清心尼公の碑	史跡・碑
30	平成19年度	上中宿の熊野神社と石碑群整備事業	綾織町2区自治会	自治会	整備・改修	上中宿の熊野神社と石碑群	複数の有形
31	平成19年度	谷地蔵の址と八幡宮整備事業	綾織町6区自治会	自治会	改修	谷地蔵の址と八幡宮	複数の有形
32	平成20年度	日影地区西風館八幡神社周辺整備事業	綾織町2区自治会	自治会	整備	西風館	史跡・碑
33	平成21年度	石上神社改修事業	綾織町3区自治会	自治会	改修	石上神社	建造物
34	平成21年度	綾織町3区乳神様 階段整備事業	綾織町3区自治会	自治会	整備	乳神様(金勢塚)	信仰対象
35	平成22年度	谷地蔵の址と八幡宮案内板設置事業	館川原自治会	自治会	整備	谷地蔵の址と八幡宮	複数の有形
36	平成23年度	羽黒堂環境整備事業	綾織町1区自治会	自治会	整備・改修	羽黒堂と羽黒岩	有形・無形・自然物
37	平成24年度	綾織町形神社環境整備事業	綾織町7区自治会	自治会	整備	綾織町形神社	建造物
38	平成25年度	綾織町形神社環境整備事業	綾織町7区自治会	自治会	整備・改修	綾織町形神社	建造物
39	平成25年度	綾織町2区神社環境整備事業	綾織町1区自治会	自治会	改修	綾織二社神社	有形・無形
40	平成26年度	綾織町1区神社環境整備事業	綾織町1区自治会	自治会	整備	綾織二社神社	有形・自然物
41	平成26年度	綾織町7区神社環境整備事業	綾織町7区自治会	自治会	改修	綾織町形神社	建造物
42	平成19年度	遠野大神楽伝承場所改修事業	遠野大神楽保存会	保存会	改修	遠野大神楽	無形
43	平成20年度	一日市お雛見ロード事業	上一日市おかみさんの会	その他	イベント	一日市のお雛見	無形
44	平成22年度	鍋倉公園地内清掃事業	遠野町地域づくり連絡協議会	地域づくり連絡協議会	整備	鍋倉城跡	史跡・碑
45	平成22年度	遠野南部ばやし継承事業	遠野南部ばやし上町保存会	その他	その他	遠野南部ばやし	無形
46	平成22年度	宇迦神社献納の額説明板等の設置と常民川柳事業	一日市商店街振興協働組合	その他	整備・イベント	宇迦神社拝殿及び旧跡一里塚石碑	複数の有形
47	平成23年度	遠野町地域づくり連絡協議会	遠野町地域づくり連絡協議会	地域づくり連絡協議会	整備	鍋倉城跡	史跡・碑
48	平成23年度	加茂神社鳥居の補修と環境整備	遠野町13区自治会	自治会	整備・改修	加茂神社と御神木の桜	有形・自然物
49	平成23年度	大日山環境整備事業	遠野町15区自治会	自治会	整備	大日山のさくらと赤松	自然物
50	平成23年度	宇迦神社保存活用事業	一日市商店街振興協働組合	その他	改修	宇迦神社拝殿及び旧跡一里塚石碑	複数の有形
51	平成24年度	鍋倉公園地内清掃事業	遠野町地域づくり連絡協議会	地域づくり連絡協議会	整備	鍋倉城跡	史跡・碑
52	平成24年度	加茂神社環境整備事業	遠野町13区自治会	自治会	整備	加茂神社と御神木の桜	有形・自然物
53	平成25年度	鍋倉公園地内清掃事業	遠野町地域づくり連絡協議会	地域づくり連絡協議会	整備	鍋倉城跡	史跡・碑
54	平成25年度	欠ノ上稲荷神社環境整備事業	遠野町3区自治会	自治会	改修	欠ノ上稲荷神社	建造物
55	平成25年度	ひといち花咲く和みの街事業	一日市おかみさんの会	その他	イベント	一日市のお雛見	無形
56	平成26年度	鍋倉公園地内清掃事業	遠野町地域づくり連絡協議会	地域づくり連絡協議会	整備	鍋倉城跡	史跡・碑
57	平成26年度	欠ノ上稲荷神社環境整備事業	遠野町3区自治会	自治会	改修	欠ノ上稲荷神社	建造物
58	平成20年度	又一の滝遊歩道落下防止柵改修事業	附馬牛町7区自治会	自治会	整備	又一の滝とお不動さま	有形・自然
59	平成21年度	菅原神社移設改修事業	附馬牛町4区自治会	自治会	改修	菅原神社	有形・自然
60	平成23年度	火渡の石碑群修復事業	附馬牛町1区自治会	自治会	改修	火渡の石碑群	史跡・碑
61	平成26年度	菅原神社(階段・鳥居)改修事業	附馬牛4区自治会	自治会	改修	菅原神社	有形・自然
62	平成19年度	遠野遺産(辨財天様)保存・活用事業	青笹町地域づくり連絡協議会	地域づくり連絡協議会	整備・改修	辨財天様	建造物
63	平成19年度	青笹しし踊り伝承事業	青笹町しし踊り保存会	保存会	その他	青笹しし踊り	無形
64	平成21年度	青笹八幡宮境内環境整備事業	青笹町地域づくり連絡協議会	地域づくり連絡協議会	整備	青笹八幡宮	建造物
65	平成22年度	青笹町辨財天様環境整備事業	青笹町地域づくり連絡協議会	地域づくり連絡協議会	整備	辨財天様	建造物
66	平成23年度	安戸の正一位稲荷神社環境整備事業	青笹町地域づくり連絡協議会	地域づくり連絡協議会	整備・改修	安戸の正一位稲荷神社	建造物
67	平成23年度	青笹しし踊り「しし頭前幕」整備事業	青笹町しし踊り保存会	保存会	改修	青笹しし踊り	無形
68	平成24年度	青笹しし踊り「太鼓」整備事業	青笹町しし踊り保存会	保存会	改修	青笹しし踊り	無形
69	平成19年度	呼ばれ石 案内板設置	上宮守文化振興会	自治会	整備	呼ばれ石	自然物
70	平成19年度	寺沢川溪谷 案内板設置	上宮守文化振興会	自治会	整備	寺沢川溪谷	自然物
71	平成19年度	遠野七観音・鞍迫観音(白山神社)への橋新設工事	上鱒沢地区自治会	自治会	整備	遠野七観音・鞍迫観音	建造物
72	平成20年度	寺沢川溪谷階段整備事業	上宮守文化振興会	自治会	整備	寺沢川溪谷	自然物
73	平成22年度	二宮金次郎像東屋茅葺き屋根改修事業	鹿込地区自治振興会	自治会	改修	鹿込小学校跡地のイロハモミジと二宮金次郎像	有形・自然物
74	平成22年度	達曾部八幡神社鳥居改修・駐車場整備事業	自治会	自治会	整備・改修	達曾部八幡神社	建造物
75	平成22年度	白山神社(鞍迫観音)周辺環境整備事業	上鱒沢地区自治会	自治会	整備・改修	遠野七観音・鞍迫観音	建造物
76	平成23年度	砥森神社五輪等(本宮五輪塔)保護及び保存活用事業	新町自治振興会	自治会	整備	柏木平の砥森神社	建造物
77	平成25年度	上鱒沢猿ヶ石川沿い桜並木保全事業	上鱒沢地区自治会	自治会	改修	上鱒沢の猿ヶ石川沿い桜並木	自然物
78	平成26年度	白石神社環境整備事業	鱒沢3区自治会	自治会	改修	鱒沢四社・白石神社(兜明神)	建造物

4.各自治体の指定等文化財リスト

1) 多治見市の指定等文化財

国・県・市	種別	名称
国指定	国宝（建造物）	永保寺開山堂 附宝篋印塔
国指定	国宝（建造物）	永保寺観音堂
国指定	有形文化財（絵画）	絹本著色千手観音像
国指定	有形文化財（彫刻）	木造聖観音立像
国指定	有形文化財（考古資料）	岐阜県元屋敷陶器窯跡出土陶器
国指定	史跡名勝天然記念物（名勝）	永保寺庭園
国指定	無形（工芸技術）	志野
国指定	無形（工芸技術）	瀬戸黒
国登録	有形文化財（建造物）	上山家住宅主屋
国登録	有形文化財（建造物）	上山家住宅洋館
国登録	有形文化財（建造物）	上山家住宅北棟
国登録	有形文化財（建造物）	上山家住宅東棟
国登録	有形文化財（建造物）	上山家住宅倉庫
国登録	有形文化財（建造物）	上山家住宅北物置
国指定	有形文化財（建造物）	上山家住宅西物置
県指定	有形文化財（絵画）	涅槃像
県指定	有形文化財（彫刻）	聖観世音菩薩坐像
県指定	有形文化財（泥塑）	塑造僧形彫刻（伝夢窓国師坐像）
県指定	有形文化財（書籍）	夢窓国師書跡「春帰家」
県指定	有形文化財（書籍）	仏徳禅師書跡「吹毛不曾動」
県指定	有形文化財（書籍）	仏徳禅師筆遺偈
県指定	有形文化財（書籍）	仏徳禅師筆印可 仏鑑
県指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	多治見国長邸跡
県指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	妙土窯跡
県指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	狐塚古墳

県指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	虎溪山一号古墳
県指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	廿原のカキ
県指定	無形（工芸技術）	志野
県指定	無形（工芸技術）	志野
県指定	無形（工芸技術）	黄瀬戸
県指定	無形（工芸技術）	織部
県指定	民俗（無形）	小木棒の手(無二流)
市指定	有形文化財（建造物）	本土神社宝篋印塔
市指定	有形文化財（建造物）	永保寺陶製灯籠
市指定	有形文化財（建造物）	根本宝篋印塔
市指定	有形文化財（建造物）	四角型丸竿灯籠
市指定	有形文化財（建造物）	廿原神明神社本殿 附棟札
市指定	有形文化財（建造物）	新羅神社社殿 附陶製灯籠・棟札
市指定	有形文化財（建造物）	永泉寺惣門 附棟札
市指定	有形文化財（建造物）	普賢寺鐘楼門 附棟札、扁額
市指定	有形文化財（絵画）	涅槃図
市指定	有形文化財（絵画）	十六善神
市指定	有形文化財（絵画）	墨絵「はは鳥」
市指定	有形文化財（絵画）	白隠禅師肖像
市指定	有形文化財（絵画）	涅槃図
市指定	有形文化財（絵画）	多治見国長公肖像
市指定	有形文化財（絵画）	涅槃図
市指定	有形文化財（絵画）	涅槃図
市指定	有形文化財（彫刻）	千手千眼観世音菩薩立像
市指定	有形文化財（彫刻）	十一面観世音菩薩坐像
市指定	有形文化財（彫刻）	愛染明王坐像
市指定	有形文化財（彫刻）	釈迦如来坐像
市指定	有形文化財（彫刻）	普賢寺円空仏
市指定	有形文化財（彫刻）	千体地藏
市指定	有形文化財（彫刻）	大日如来坐像

市指定	有形文化財（彫刻）	阿弥如来坐像
市指定	有形文化財（彫刻）	慈光寺円空仏
市指定	有形文化財（彫刻）	手洗石
市指定	有形文化財（彫刻）	心性寺阿弥陀千体仏
市指定	有形文化財（工芸品）	秋季祭礼用馬具の鞍
市指定	有形文化財（工芸品）	秋季祭礼用馬具の鞍
市指定	有形文化財（工芸品）	陶製狛犬 一对
市指定	有形文化財（工芸品）	陶製狛犬 一对
市指定	有形文化財（工芸品）	陶製狛犬 一对
市指定	有形文化財（工芸品）	秋季祭礼用馬具の鞍
市指定	有形文化財（工芸品）	秋季祭礼用馬具の鞍
市指定	有形文化財（工芸品）	秋季祭礼用馬具の鞍
市指定	有形文化財（工芸品）	富士区秋季祭礼用馬道具一式
市指定	有形文化財（工芸品）	上原区秋季祭礼用馬道具一式
市指定	有形文化財（工芸品）	滝呂神明神社磁器狛犬
市指定	有形文化財（古文書）	信長朱印状 附由来状
市指定	有形文化財（古文書）	永保寺文書
市指定	有形文化財（古文書）	西浦家文書
市指定	有形文化財（考古資料）	白瓷広口瓶
市指定	有形文化財（考古資料）	古瀬戸灰釉四耳壺
市指定	有形文化財（考古資料）	古瀬戸灰釉四耳壺
市指定	有形文化財（歴史資料）	古位牌群
市指定	有形文化財（歴史資料）	笠原村・上半田川村外境論裁許絵図
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	根本砦跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	根本連房式登り窯
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	虎溪山4号古墳
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	西浦庭園
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	小名田窯下古窯群
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	喜多町西遺跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	明和1号窯跡

市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	陶人舎窯
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	池田1号古墳
市指定	史跡名勝天然記念物（名勝）	永保寺境内
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	永保寺イチョウの木
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	虎溪山自然林
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	永泉寺イチョウの木
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	虎溪山シデコブシ群生地
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	高田のハナノキ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	高田のケヤキ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	池田のエノキ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	北小木のホタル
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	大藪のシダレザクラ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	平野のケヤキ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	サクライソウ自生地
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	北小木のヤマモモ
市指定	無形（工芸技術）	美濃窯伝統的窯業生産技術
市指定	無形（工芸技術）	三彩
市指定	民俗（無形）	三の倉神楽獅子舞（嫁獅子）

2) 遠野市の指定等文化財

国・県・市	種別	名称
国指定	有形文化財（建造物）	旧菊池家住宅
国指定	有形文化財（建造物）	千葉家住宅
国指定	史跡名勝天然記念物（特別天然記念物）	早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落
国指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	綾織新田遺跡
国指定	重要文化的景観	遠野 荒川高原牧場 土淵山口集落
国登録	有形文化財（建造物）	旧菊池喜右エ門家住宅（こびるの家）
国登録	有形文化財（建造物）	旧菊池サイ家住宅（弥十郎どん）
国登録	有形文化財（建造物）	旧鈴木家住宅（肝煎りの家）
国登録	有形文化財（建造物）	旧菊池家住宅（大野どん）
国登録	有形文化財（建造物）	旧佐々木家住宅主屋（大工どん）
国登録	有形文化財（建造物）	旧川前家住宅主屋（川前別家）
国登録	有形文化財（建造物）	仙臺屋店舗兼主屋
国登録	有形文化財（建造物）	仙臺屋旧穀蔵
国登録	有形文化財（建造物）	仙臺屋前の蔵
国登録	有形文化財（建造物）	仙臺屋旧糶蔵
国登録	有形文化財（建造物）	仙臺屋倉庫
県指定	有形文化財（建造物）	仙臺屋便所
県指定	有形文化財（建造物）	鞍迫観音堂
県指定	有形文化財（絵画）	釈迦涅槃図
県指定	有形文化財（絵画）	十三仏
県指定	有形文化財（工芸品）	太刀（銘永和二年八月_日寶壽）
県指定	有形文化財（工芸品）	金銅装双塔文笈
県指定	有形文化財（工芸品）	金装家紋散衛府太刀
県指定	有形文化財（工芸品）	源為朝流謫の図罫
県指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	遠野のモリオカシダレ
県指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	青笹のイブキ
県指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	早池峯神社の夫婦イチイ
県指定	民俗文化財（無形）	しし踊り（青笹しし踊り、早池峰しし踊り）

県指定	民俗文化財（無形）	駒木鹿子踊り
県指定	民俗文化財（無形）	長野獅子踊り
県指定	民俗文化財（無形）	板澤しし踊り
市指定	有形文化財（建造物）	応院本堂
市指定	有形文化財（建造物）	五輪塔
市指定	有形文化財（建造物）	早池峯神社神門
市指定	有形文化財（建造物）	早池峯神社（本殿・拝殿）
市指定	有形文化財（建造物）	平倉観音堂
市指定	有形文化財（建造物）	早池峯神社の中門
市指定	有形文化財（建造物）	登坂家住宅
市指定	有形文化財（建造物）	佐々木家住宅（佐々木喜善生家）
市指定	有形文化財（建造物）	佐々木家住宅（与五兵衛）
市指定	有形文化財（建造物）	工藤家住宅（サスドン）
市指定	有形文化財（建造物）	佐々木家住宅（佐々木精米所店舗兼住宅）
市指定	有形文化財（建造物）	小林荒物雑貨店
市指定	有形文化財（彫刻）	光明本
市指定	有形文化財（彫刻）	仏画「参りの仏」
市指定	有形文化財（彫刻）	鞍迫観音堂絵馬（221枚）
市指定	有形文化財（彫刻）	鞍迫観音堂算額1面
市指定	有形文化財（彫刻）	阿弥陀如来像
市指定	有形文化財（彫刻）	観世音菩薩像
市指定	有形文化財（彫刻）	勢至菩薩像
市指定	有形文化財（彫刻）	道元禅師像
市指定	有形文化財（彫刻）	阿弥陀如来立像
市指定	有形文化財（彫刻）	大日如来坐像
市指定	有形文化財（彫刻）	不動明王立像
市指定	有形文化財（彫刻）	仁王尊像
市指定	有形文化財（彫刻）	鞍迫観音（木造十一面観音像）
市指定	有形文化財（彫刻）	伊豆神社御神体獅子頭
市指定	有形文化財（彫刻）	愛宕延命菩薩像

市指定	有形文化財（彫刻）	阿弥陀如来立像
市指定	有形文化財（彫刻）	阿弥陀如来坐像
市指定	有形文化財（彫刻）	十王仏像
市指定	有形文化財（彫刻）	葬頭河婆像
市指定	有形文化財（彫刻）	阿弥陀如来坐像
市指定	有形文化財（工芸品）	山谷観音経筒
市指定	有形文化財（工芸品）	信成堂の版木
市指定	有形文化財（工芸品）	梵鍾
市指定	有形文化財（工芸品）	銅造菩薩三尊坐像懸仏
市指定	有形文化財（工芸品）	鉄造菩薩坐像懸仏
市指定	有形文化財（工芸品）	金銅聖観音坐像懸仏
市指定	有形文化財（工芸品）	鰐口
市指定	有形文化財（工芸品）	鰐口
市指定	有形文化財（工芸品）	鉄板黒漆塗横矧桶側二枚胴紺糸胸取具足
市指定	有形文化財（工芸品）	太刀
市指定	有形文化財（書跡）	日蓮真筆曼陀羅
市指定	有形文化財（典籍）	明治時代の教科書
市指定	有形文化財（典籍）	大般若経典
市指定	有形文化財（考古資料）	金取遺跡出土品（石斧等 62 点）
市指定	有形文化財（歴史資料）	南部利直黒印状
市指定	有形文化財（歴史資料）	『遠野物語』原稿及び関連資料
市指定	有形文化財（歴史資料）	『遠野物語』初版本第 1 号
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	久子翠峰の墓
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	新谷番所跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	松崎観音の石碑
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	下同心丁枿形
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	辻田峠一里塚
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	遠野八幡宮馬場
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	佐比内鉄鉾山遺跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	東禅寺跡

市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	七里塚
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	一里塚
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	金取遺跡
市指定	史跡名勝天然記念物（名勝）	登坂氏庭園
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	田屋の大杉
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	続石
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	ナラガシワ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	長泉寺かやの木
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	<small>大洞二股温泉コバイケソウ等の植物群落及びモリアオガエル繁殖地</small>
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	善明寺のイチイ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	御止の藤
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	イヌシデ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	イヌザクラ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	サワグルミ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	千本カツラ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	上禰宣のウッコ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	元駒形神社の杉
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	又五郎ナシ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	コナラ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	アカマツ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	爪喰稻荷境内の杉
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	晴山のイチヨウ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	クワ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	シダレザクラ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	カヤ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	下関のエゾエノキ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	室の木稻荷さんのウッコ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	天王様のモミの木
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	土淵町大洞のヤマザクラ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	サワラ

市指定	史跡名勝天然記念物(天然記念物)	白岩のエドヒガン・イヌザクラの寄木
市指定	史跡名勝天然記念物(天然記念物)	曹源寺のアセビ
市指定	史跡名勝天然記念物(天然記念物)	仙人峠ニホンウナギコウモリ繁殖洞穴群
市指定	史跡名勝天然記念物(天然記念物)	宮の目の畑蒔桜
市指定	史跡名勝天然記念物(天然記念物)	大日山の桜
市指定	史跡名勝天然記念物(天然記念物)	横田城跡のヒガンザクラ
市指定	史跡名勝天然記念物(天然記念物)	横田城跡のヤマザクラ
市指定	史跡名勝天然記念物(天然記念物)	附馬牛小学校の松並木
市指定	史跡名勝天然記念物(天然記念物)	エドヒガンザクラ
市指定	史跡名勝天然記念物(天然記念物)	常福院のサワラ
市指定	史跡名勝天然記念物(天然記念物)	エドヒガンザクラ
市指定	史跡名勝天然記念物(天然記念物)	大木稻荷のトチノキ
市指定	史跡名勝天然記念物(天然記念物)	日枝神社のアカマツ
市指定	史跡名勝天然記念物(天然記念物)	会下家の十王堂のカツラ
市指定	史跡名勝天然記念物(天然記念物)	常福院のサワラ
市指定	史跡名勝天然記念物(天然記念物)	早池峯神社のサワラ
市指定	史跡名勝天然記念物(天然記念物)	新山神社のヒバ(サワラ)
市指定	史跡名勝天然記念物(天然記念物)	大森の大谷地
市指定	民俗(無形)	大出早池峰神楽
市指定	民俗(無形)	遠野南部流鏝馬
市指定	民俗(無形)	小友町裸参り
市指定	民俗(無形)	鱒沢神楽
市指定	民俗(無形)	行山流鹿踊
市指定	民俗(無形)	氷口御祝
市指定	民俗(有形)	掛用具
市指定	民俗(有形)	早池峰駒形の版木
市指定	民俗(有形)	蚕祭文
市指定	民俗(有形)	オシラサマ
市指定	民俗(有形)	猿曳駒版木
市指定	民俗(有形)	十月仏

3) 菊池市の指定等文化財

国・県・市	種別	名称
国指定	有形文化財（絵画）	絹本著色伝菊池能運像
国指定	有形文化財（書跡）	紙本墨書菊池神社文書（41通）
国指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	鞠智城跡
国指定	民俗（無形）	菊池の松囃子
国登録	有形文化財（建造物）	姫井橋
国登録	有形文化財（建造物）	高木医院
国登録	有形文化財（建造物）	旧松倉家住宅主屋
国登録	有形文化財（建造物）	宮村家住宅主屋
国登録	有形文化財（建造物）	宮村家住宅石垣
国登録	有形文化財（建造物）	菊の城本舗主屋
国登録	有形文化財（建造物）	菊の城本舗麴蔵
国登録	有形文化財（建造物）	菊の城本舗貯蔵庫
国登録	有形文化財（建造物）	菊の城本舗煙突
県指定	有形文化財（建造物）	寺尾野の宝篋印塔
県指定	有形文化財（建造物）	永山橋（眼鏡橋）
県指定	有形文化財（建造物）	立門橋（眼鏡橋）
県指定	有形文化財（建造物）	円通寺の石門
県指定	有形文化財（絵画）	紙本著色秀山元中和尚画像 紙本著色大方元恢和尚画像
県指定	有形文化財（絵画）	絹本著色不動明王画像
県指定	有形文化財（絵画）	紙本著色菊池為邦画像
県指定	有形文化財（彫刻）	木造千手観音立像 脇侍木造不動明王立像木造毘沙門天立像
県指定	有形文化財（彫刻）	木造僧形男神坐像
県指定	有形文化財（彫刻）	木造男女神坐像
県指定	有形文化財（工芸品）	玉祥寺の梵鐘
県指定	有形文化財（考古資料）	木柑子石人
県指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	聖護寺跡
県指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	正観寺の礎石群
県指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	袈裟尾高塚古墳

県指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	長明寺坂古墳群
県指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	藤尾支石墓群
県指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	正観寺の樟
県指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	妙蓮寺の樟
県指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	将軍木
県指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	菊池高校のチャンチンモドキ
県指定	民俗（有形）	菊池松囃子能場
市指定	有形文化財（建造物）	北福寺五輪塔
市指定	有形文化財（建造物）	迫間橋（眼鏡橋）
市指定	有形文化財（建造物）	安国寺堂宇
市指定	有形文化財（建造物）	広勝寺合志隆峯の墓碑
市指定	有形文化財（建造物）	華厳山広勝寺碑
市指定	有形文化財（絵画）	安国寺涅槃図
市指定	有形文化財（彫刻）	広勝寺木造観音立像
市指定	有形文化財（彫刻）	銅造薬師如来立像
市指定	有形文化財（彫刻）	安国寺東明像
市指定	有形文化財（彫刻）	安国寺釈迦像
市指定	有形文化財（彫刻）	天徳寺地藏像
市指定	有形文化財（彫刻）	天徳寺韋駄天像
市指定	有形文化財（彫刻）	天徳寺釈迦像
市指定	有形文化財（彫刻）	天徳寺開山像
市指定	有形文化財（彫刻）	木造薬師如来坐像
市指定	有形文化財（彫刻）	菊池久安持仏
市指定	有形文化財（彫刻）	高永神社御供鉢
市指定	有形文化財（彫刻）	愛染明王像
市指定	有形文化財（彫刻）	木造地藏菩薩坐像
市指定	有形文化財（彫刻）	流鏑馬堂木彫り坐像
市指定	有形文化財（彫刻）	流鏑馬堂立像
市指定	有形文化財（彫刻）	妙蓮寺聖観音像
市指定	有形文化財（彫刻）	妙蓮寺毘沙門天像

市指定	有形文化財（彫刻）	妙蓮寺韋駄天像
市指定	有形文化財（彫刻）	福本阿弥陀堂石造如来坐像
市指定	有形文化財（工芸品）	菊池千本槍
市指定	有形文化財（工芸品）	御松囃子能に属する能面衣装等一式
市指定	有形文化財（工芸品）	茶うす・茶釜
市指定	有形文化財（工芸品）	青磁水指
市指定	有形文化財（工芸品）	伝菊池武重公使用唐金硯筥
市指定	有形文化財（工芸品）	菊池伝来古渡綿
市指定	有形文化財（工芸品）	伝征西将軍宮軍配扇
市指定	有形文化財（古文書）	阿部文書
市指定	有形文化財（古文書）	宗文書
市指定	有形文化財（古文書）	玉祥寺文書
市指定	有形文化財（古文書）	嶋屋日記
市指定	有形文化財（古文書）	御松囃子の番付並びに覚書
市指定	有形文化財（古文書）	深川・河原手永手鑑
市指定	有形文化財（古文書）	菊池川全図
市指定	有形文化財（古文書）	菊池万句
市指定	有形文化財（古文書）	安見家所蔵文書
市指定	有形文化財（考古資料）	貨泉及び川上コレクション
市指定	有形文化財（考古資料）	田中コレクション
市指定	有形文化財（考古資料）	市成城跡出土古甕
市指定	有形文化財（考古資料）	西迫間横穴墓出土品
市指定	有形文化財（考古資料）	川辺銅鉾
市指定	有形文化財（歴史資料）	福本八幡宮棟札
市指定	有形文化財（歴史資料）	花房飛行場跡給水塔
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	守山城跡及び内裏尾
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	孔子堂跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	木柑子古墳
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	郡家及び土塁跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	赤星やんぼし塚

市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	築地百穴（横穴墓群）
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	菊之池跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	古池城跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	戸崎城跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	止林城跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	黄金塚城跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	菊之城跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	元居城跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	葛原城跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	五社尾城跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	鷹取城跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	掛幕城跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	市成城跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	熊耳山正観寺
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	無量山西福寺
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	手洗山南福寺
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	袈裟尾山北福寺
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	九儀山大琳寺
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	光九庵跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	菊池氏墓所（菊池則隆の墓、武重の墓、武光の墓、他 12 墓）
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	出田堂坂横穴墓群
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	出田鬼石古墳
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	神尾城跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	台城跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	増永城跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	正光寺城跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	亀尾城跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	馬渡城跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	打越城跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	十蓮寺跡礎石

市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	菊池為邦公墓
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	碧巖寺
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	年賀塚跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	橋田寺跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	瀬戸口横穴群
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	菊池兼朝公墓
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	キリシタン墓地
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	輪足山東福寺
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	久米若宮古墳
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	伊牟田塾跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	第四代目澤村友武五輪塔
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	山崎古墳
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	智者ヶ峰の秋葉大権現
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	菊池政隆公墓
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	菊池川のり
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	妙見の樟
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	岩本巻天神の棕の木
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	平菅原神社のたぶの木
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	いちいがし
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	宣頓寺の大棕
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	仏供石のたぶの木
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	姫井の水神木
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	福本聖母八幡宮の大楠
市指定	民俗（無形）	稗方神楽
市指定	民俗（無形）	岩下神楽
市指定	民俗（無形）	穴川夜神楽
市指定	民俗（無形）	湯舟神楽
市指定	民俗（無形）	出田の獅子舞
市指定	民俗（無形）	岩本神楽
市指定	民俗（無形）	川辺神楽

市指定	民俗（無形）	玉祥寺このみやおどり
市指定	民俗（無形）	赤星天満宮神楽
市指定	民俗（無形）	住吉日吉神社神楽
市指定	民俗（無形）	田島菅原神社神楽
市指定	民俗（無形）	福本八幡宮獅子舞花笠踊
市指定	民俗（無形）	住吉日吉神社雨乞太鼓
市指定	民俗（無形）	嫁とり祭り

4) 下田市の指定等文化財

国・県・市	種別	名称
国指定	重要文化財（彫刻）	阿弥陀如来坐像
国指定	重要文化財（彫刻）	大日如来坐像
国指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	了仙寺
国指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	玉泉寺
国指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	神子元島灯台
国指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	八幡神社のイスノキ
国指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	伊古奈比咩命神社のアオギリ自生地
県指定	有形文化財（建造物）	河内の宝篋印塔
県指定	有形文化財（工芸品）	鰐口
県指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	吉田松陰寓寄処
県指定	記念物（天然記念物）	田牛ハマオモト自生地
県指定	記念物（天然記念物）	白浜神社のビャクシン樹林
県指定	記念物（天然記念物）	偽層理
県指定	記念物（天然記念物）	報本寺のオガタマノキ
県指定	記念物（天然記念物）	爪木崎の柱状節理
市指定	有形文化財（彫刻）	不動明王坐像
市指定	有形文化財（彫刻）	薬師如来坐像（白浜神社）
市指定	有形文化財（彫刻）	阿弥陀如来坐像
市指定	有形文化財（彫刻）	四天王像
市指定	有形文化財（彫刻）	観音菩薩立像
市指定	有形文化財（彫刻）	薬師如来坐像（観音寺）
市指定	有形文化財（彫刻）	薬師如来坐像（曹洞院）
市指定	有形文化財（彫刻）	二天立像
市指定	有形文化財（工芸品）	鰐口
市指定	有形文化財（工芸品）	御正躰
市指定	有形文化財（工芸品）	水草双鳥鏡
市指定	有形文化財（工芸品）	亀甲地双雀鏡
市指定	有形文化財（工芸品）	山吹双鳥鏡

市指定	有形文化財（書跡）	下田年中行事
市指定	有形文化財（書跡）	寂用禅師語録
市指定	有形文化財（古文書）	吉田泰盛寺領寄進状
市指定	有形文化財（古文書）	北条家寺中安堵朱印状（本覚寺）
市指定	有形文化財（古文書）	北条家寺中安堵朱印状（太梅寺）
市指定	有形文化財（古文書）	佐野北条氏忠朱印状
市指定	有形文化財（古文書）	北条家寺中安堵朱印状
市指定	有形文化財（古文書）	安国寺恵瓊奉制札
市指定	有形文化財（歴史資料）	第三代下田奉行石野八兵衛位牌
市指定	有形文化財（歴史資料）	豆州下田湾之図
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	三穂ヶ崎遺跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	洗田遺跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	夷子島遺跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	遠国島遺跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	火達山遺跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	金山古代製鉄遺跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	深根城址
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	下田城址
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	戸田忠次の墓
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	今村伝四郎等三代の墓
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	下田御番所跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	武ガ浜波除けと今村公勒功碑
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	薩摩十六烈士の墓
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	下田奉行所跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	吉田松陰拘禁之跡（長命寺跡）
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	欠乏所跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	長楽寺
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	三穂ヶ崎台場遺跡
市指定	史跡名勝天然記念物（名勝）	爪木崎-俵磯海岸
市指定	史跡名勝天然記念物（名勝）	タライ岬-釜の浦海岸

市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	はまぼう樹林
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	大公孫樹
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	枝垂桜
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	山ざくら
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	しもだまいまい
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	ヒカリモ
市指定	民俗文化財（有形）	仏谷の十六羅漢三十三観音
市指定	民俗文化財（有形）	白浜三十三観音・エンマ
市指定	民俗文化財（有形）	元理源寺三十三観音
市指定	民俗文化財（無形）	山随権現祭幡廻し
市指定	民俗文化財（無形）	三番叟
市指定	民俗文化財（無形）	鬼射

5) 大垣市の指定等文化財

国・県・市	種別	名称
国指定	有形文化財（建造物）	桑原家住宅
国指定	有形文化財（建造物）	旧揖斐川橋梁
国指定	有形文化財（彫刻）	木造薬師如来坐像
国指定	有形文化財（彫刻）	木造聖観音立像
国指定	有形文化財（彫刻）	木造地藏菩薩半跏像
国指定	有形文化財（工芸品）	太刀 銘正恒 附糸巻太刀拵
国指定	有形文化財（工芸品）	梵鐘(弘安祈願の鐘)
国指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	美濃国分寺跡
国指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	昼飯大塚古墳
国指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	西高木家陣屋跡
国指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	東町田墳墓群
国指定	史跡名勝天然記念物（名勝）	おくのほそ道の風景地 大垣船町川湊
国指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	一之瀬のホンシャクナゲ群落
国指定	民俗文化財（無形）	大垣祭の車山（註1）行事
国登録	有形文化財（建造物）	矢橋家住宅 主屋
国登録	有形文化財（建造物）	矢橋家住宅 隠居(竹雪廬)
国登録	有形文化財（建造物）	矢橋家住宅 書院(紅於亭)
国登録	有形文化財（建造物）	矢橋家住宅 表門
国登録	有形文化財（建造物）	矢橋家住宅 茶室
国登録	有形文化財（建造物）	矢橋家住宅 東蔵
国登録	有形文化財（建造物）	矢橋家住宅 中蔵
国登録	有形文化財（建造物）	矢橋家住宅 西蔵
国登録	有形文化財（建造物）	三輪酒造 北蔵
国登録	有形文化財（建造物）	三輪酒造 南蔵
県指定	有形文化財（絵画）	絹本着色 聖徳太子六臣像
県指定	有形文化財（絵画）	絹本着色 真宗高祖列坐像
県指定	有形文化財（絵画）	絹本着色 両界曼荼羅
県指定	有形文化財（絵画）	絹本着色 釈迦三尊図

県指定	有形文化財（絵画）	絹本着色 涅槃図
県指定	有形文化財（工芸品）	木造円空作仏像
県指定	有形文化財（工芸品）	木造金剛力士立像
県指定	有形文化財（工芸品）	木造雙桂定庵和尚坐像
県指定	有形文化財（工芸品）	太刀 銘兼定
県指定	有形文化財（工芸品）	古後藤目貫 附古折紙
県指定	有形文化財（工芸品）	美濃後藤派金工作刀剣装具収集品
県指定	有形文化財（工芸品）	別府細工・中島コレクション
県指定	有形文化財（工芸品）	梵鐘
県指定	有形文化財（典籍）	飯沼慾齋著「草木図説」草之部稿本附写生本
県指定	有形文化財（古文書）	石造如法経碑石
県指定	有形文化財（考古資料）	石案
県指定	有形文化財（歴史資料）	七絃琴 附明星津石・鉄如意
県指定	民俗（有形）	附朝鮮山車附属品
県指定	民俗（有形）	綾野祭車山（註1）
県指定	民俗（有形）	大橋家住宅 附生活用具
県指定	民俗（有形）	算額
県指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	正円寺経塚
県指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	戸田家廟所
県指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	住吉燈台
県指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	お茶屋屋敷跡
県指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	平林荘跡
県指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	観音寺経塚
県指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	ハリヨ生息地
県指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	金生山の陸貝と生息地
県指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	唯願寺のシブナシカヤ
県指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	一之瀬のサンシュユ
県指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	大神神社の社叢
県指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	老杉神社の社叢
県指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	湯葉神社のスギ

市指定	有形文化財（建造物）	受円寺表門
市指定	有形文化財（建造物）	無何有荘大醒榭
市指定	有形文化財（建造物）	円通寺山門
市指定	有形文化財（建造物）	平林荘正門
市指定	有形文化財（建造物）	旧戸田鋭之助邸正門 附船板塀
市指定	有形文化財（建造物）	明星輪寺本堂
市指定	有形文化財（建造物）	旗本東高木家土蔵
市指定	有形文化財（建造物）	旧清水家住宅
市指定	有形文化財（絵画）	梁川星巖 水墨山水画賛
市指定	有形文化財（絵画）	梁川星巖 高野紅葉図
市指定	有形文化財（絵画）	絹本着色 梁川星巖山水 紅蘭群蝶之図双幅
市指定	有形文化財（絵画）	戸田氏庸 松に鶴之図
市指定	有形文化財（絵画）	戸田氏庸 亀に宝玉之図
市指定	有形文化財（絵画）	戸田氏庸 龍之画
市指定	有形文化財（絵画）	谷木因 剃髪自画像
市指定	有形文化財（絵画）	芭蕉・木因・曙庵 女郎花画賛
市指定	有形文化財（絵画）	大垣藩主歴代肖像画
市指定	有形文化財（絵画）	江馬細香 水墨竹蘭の図
市指定	有形文化財（絵画）	江馬細香 水墨竹之図六態
市指定	有形文化財（絵画）	観能額
市指定	有形文化財（絵画）	猛虎図六曲金屏風
市指定	有形文化財（絵画）	絹本着色 不動明王像
市指定	有形文化財（絵画）	絹本着色 聖徳太子六臣像
市指定	有形文化財（絵画）	絹本着色 親鸞聖人御絵伝
市指定	有形文化財（絵画）	伝池田勝入斎父子の板碑
市指定	有形文化財（絵画）	石仏像
市指定	有形文化財（彫刻）	木造文官神坐像
市指定	有形文化財（彫刻）	善光寺式弥陀三尊仏
市指定	有形文化財（彫刻）	石造供養塔群
市指定	有形文化財（彫刻）	石造宝篋印塔

市指定	有形文化財（彫刻）	木造木中地藏尊像
市指定	有形文化財（彫刻）	木造地藏菩薩立像
市指定	有形文化財（彫刻）	木造薬師如来坐像
市指定	有形文化財（彫刻）	木造十一面観音菩薩立像
市指定	有形文化財（彫刻）	木造如意輪観音坐像
市指定	有形文化財（彫刻）	能面翁(伝日光作) 附蒔絵箱
市指定	有形文化財（彫刻）	木造彩色地藏菩薩坐像
市指定	有形文化財（彫刻）	木造薬師如来坐像
市指定	有形文化財（彫刻）	木造十一面観音菩薩坐像
市指定	有形文化財（彫刻）	木造彩色地藏菩薩坐像
市指定	有形文化財（彫刻）	聖徳太子立像
市指定	有形文化財（工芸品）	梵鐘
市指定	有形文化財（工芸品）	刀 伝大和包利
市指定	有形文化財（工芸品）	刀 銘国光 附脇差
市指定	有形文化財（工芸品）	槍 銘兼元
市指定	有形文化財（工芸品）	双孔雀文磬
市指定	有形文化財（書跡）	梁川星巖七絶 骨立如柴面似煙
市指定	有形文化財（書跡）	梁川星巖七絶 常盤雪行
市指定	有形文化財（書跡）	梁川星巖七絶 吉野懐古
市指定	有形文化財（書跡）	梁川星巖 詫状及び起請文
市指定	有形文化財（書跡）	近藤如行短冊
市指定	有形文化財（書跡）	近藤如行扇面型絵馬
市指定	有形文化財（書跡）	鴻雪爪 湖月林風七絶
市指定	有形文化財（書跡）	鴻雪爪 癸卯の春和歌
市指定	有形文化財（書跡）	鴻雪爪 梅の発句
市指定	有形文化財（書跡）	鴻雪爪 五言絶句
市指定	有形文化財（書跡）	小原鉄心 梅園五絶
市指定	有形文化財（書跡）	小原鉄心 酔中大書
市指定	有形文化財（書跡）	小原鉄心 論政十二首
市指定	有形文化財（書跡）	小原鉄心 対月懐雪爪禅師

市指定	有形文化財（書跡）	小原鉄心 大垣藩 日の御門を守護す
市指定	有形文化財（書跡）	小原鉄心 禁中において二首を賦す
市指定	有形文化財（書跡）	小原鉄心 北海泛遊七律詩
市指定	有形文化財（書跡）	菱田海鷗 七絶一詩
市指定	有形文化財（典籍）	飯沼慾齋著「新訂草木図説」草部
市指定	有形文化財（古文書）	一瀬村御縄打水帳
市指定	有形文化財（古文書）	市之瀬村家並御改帳
市指定	有形文化財（古文書）	石山合戦関係文書
市指定	有形文化財（考古資料）	土製百万塔
市指定	有形文化財（考古資料）	土製露盤伏鉢
市指定	有形文化財（考古資料）	台付四連短頸壺
市指定	有形文化財（考古資料）	台付三連瓦泉（註2）
市指定	有形文化財（考古資料）	遊塚古墳出土品
市指定	有形文化財（考古資料）	絵画土器
市指定	有形文化財（歴史資料）	領主高木貞廣の写真
市指定	有形文化財（歴史資料）	西高木家古文書
市指定	有形文化財（歴史資料）	墨俣宿本陣関札
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	芭蕉・木因遺跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	奥の細道むすびの地
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	荒尾古墳群
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	粉糠山古墳
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	長塚古墳
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	遊塚古墳跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	小原鉄心の墓
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	小原鉄心邸跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	無何有荘跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	鉄心・研山岡山盟約の地
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	菱田海鷗居跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	所郁太郎の墓
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	戸田三弥の墓

市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	鴻雪爪の墓
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	梁川星巖邸跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	江馬細香退筆塚
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	条里制跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	高倉天皇勅願所
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	源朝長の墓
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	笠縫の里
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	曾根城跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	関ヶ原合戦岡山本陣跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	大垣城跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	旧水門跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	船町港跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	一里塚
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	大手門跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	戸田権左衛門の墓
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	御朱印地遮那院跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	御朱印地宝光院
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	久世友輔の墓
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	大垣藩校敬教堂跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	赤坂港跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	和算塾算光堂跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	明治天皇御召替所跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	大垣宿本陣跡 附明治天皇行在所跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	祖光寺跡石仏群
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	島津豊久の墓
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	宝聚院の墓石群
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	旗本東高木家墓石群
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	旗本北高木家墓石群
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	源平墨俣川古戦場
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	一夜城址

市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	本陣跡(澤井家)
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	土岐悪五郎墓
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	斎藤利藤墓
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	源義円墓
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	車塚古墳
市指定	史跡名勝天然記念物（名勝）	金生山岩巢公園
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	トネリコ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	ハリヨ生息地（曾根町）
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	ハリヨ生息地（矢道町）
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	杭瀬川の螢
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	キリシマミドリシジミ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	ヒサマツミドリシジミ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	明覚寺のイヌマキ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	津島神社の社叢
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	上多良のシイ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	足谷のコウヤマキ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	下多良のカヤ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	延坂のカツラ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	本善寺のカゴノキ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	金生山のヒメボタル
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	ユウスゲ自生地
市指定	民俗（有形）	浄瑠璃人形
市指定	民俗（有形）	庚申像
市指定	民俗（有形）	神明神社手水鉢
市指定	民俗（有形）	谷木因俳句道標
市指定	民俗（有形）	船町道標
市指定	民俗（有形）	林町道標
市指定	民俗（有形）	岐阜町道標
市指定	民俗（有形）	船町中組常夜燈
市指定	民俗（有形）	平町常夜燈

市指定	民俗（有形）	静里町塩田常夜燈
市指定	民俗（有形）	佐渡常夜燈
市指定	民俗（有形）	久瀬川神社愛宕車山（註 1）
市指定	民俗（有形）	金生山御鬮版木
市指定	民俗（有形）	生養稻荷神式次第全版木
市指定	民俗（有形）	岐阜町蓮如上人筆六字名号と二十四日講
市指定	民俗（有形）	明星輪寺 奉納絵馬
市指定	民俗（有形）	旧名和邸
市指定	民俗（有形）	曳山車桃源閣
市指定	民俗（有形）	湯葉神社の算額
市指定	民俗（無形）	船町車山囃子
市指定	民俗（無形）	松阪踊り
市指定	民俗（無形）	青墓大太鼓踊り
市指定	民俗（無形）	元禄獅子舞
市指定	民俗（無形）	上野の八朔祭

註 1：車山で一文字、註 2：瓦泉で一文字

6) 太宰府市の指定等文化財

国・県・市	種別	名称
国指定	有形文化財（建造物）	太宰府天満宮末社志賀社本殿
国指定	有形文化財（建造物）	太宰府天満宮本殿
国指定	有形文化財（建造物）	七重塔（石造）
国指定	有形文化財（建造物）	多宝千仏石幢
国指定	有形文化財（彫刻）	木造仏像（伝薬師如来坐像）
国指定	有形文化財（彫刻）	木造阿弥陀如来坐像
国指定	有形文化財（彫刻）	木造阿弥陀如来立像
国指定	有形文化財（彫刻）	木造盧舎那仏坐像
国指定	有形文化財（彫刻）	木造十一面観音立像
国指定	有形文化財（彫刻）	木造観音菩薩立像
国指定	有形文化財（彫刻）	木造観音菩薩坐像
国指定	有形文化財（彫刻）	木造馬頭観音立像
国指定	有形文化財（彫刻）	木造地藏菩薩半跏像
国指定	有形文化財（彫刻）	木造地藏菩薩立像
国指定	有形文化財（彫刻）	木造不空羂索観音立像
国指定	有形文化財（彫刻）	木造十一面観音立像
国指定	有形文化財（彫刻）	木造十一面観音立像（光背あり）
国指定	有形文化財（彫刻）	木造毘沙門天立像
国指定	有形文化財（彫刻）	木造四天王立像
国指定	有形文化財（彫刻）	木造吉祥天立像
国指定	有形文化財（彫刻）	木造大黒天立像
国指定	有形文化財（彫刻）	木造舞楽面
国指定	有形文化財（彫刻）	石造狛犬
国指定	国宝（工芸品）	梵鐘
国指定	有形文化財（工芸品）	毛抜形太刀
国指定	有形文化財（工芸品）	太刀
国指定	有形文化財（工芸品）	銅製天蓋光心
国指定	有形文化財（工芸品）	梅月蒔絵文台

国指定	国宝（書跡）	翰苑卷第卅
国指定	有形文化財（古文書）	太宰府天満宮文書
国指定	有形文化財（考古資料）	銅戈鎔範
国指定	有形文化財（考古資料）	銅訓鎔範
国指定	有形文化財（考古資料）	青磁三足壺
国指定	有形文化財（考古資料）	鬼瓦
国指定	有形文化財（考古資料）	蓮華唐花文博
国指定	史跡名勝天然記念物（特別史跡）	大宰府跡
国指定	史跡名勝天然記念物（特別史跡）	水城跡
国指定	史跡名勝天然記念物（特別史跡）	大野城跡
国指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	観世音寺境内及び子院跡附老司瓦窯跡
国指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	筑前国分寺跡
国指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	国分瓦窯跡
国指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	大宰府学校院跡
国指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	宝満山
国指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	太宰府神社のクス
国指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	太宰府神社のヒロハチシャノキ
県指定	有形文化財（建造物）	観世音寺金堂及び講堂
県指定	有形文化財（建造物）	天満宮の石造鳥居
県指定	有形文化財（建造物）	天満宮の石造燈籠
県指定	有形文化財（建造物）	戒壇院本堂
県指定	有形文化財（建造物）	戒壇院鐘楼
県指定	有形文化財（絵画）	北野天神縁起
県指定	有形文化財（絵画）	絹本著色一遍上人画像
県指定	有形文化財（彫刻）	木造狛犬
県指定	有形文化財（彫刻）	木造地藏菩薩立像附地藏菩薩像再興銘札及び地藏堂棟札 5 枚
県指定	有形文化財（工芸品）	銅製鰐口
県指定	有形文化財（工芸品）	鉄製雲版
県指定	有形文化財（工芸品）	鶴亀文懸鏡
県指定	有形文化財（工芸品）	銅製麒麟並に鸞

県指定	有形文化財（工芸品）	銅製神牛
県指定	有形文化財（工芸品）	銅製花瓶
県指定	有形文化財（工芸品）	筆洗・印材
県指定	有形文化財（工芸品）	太宰府天満宮飛梅柵擬宝珠
県指定	有形文化財（工芸品）	梵鐘（半鐘）
県指定	有形文化財（工芸品）	梵鐘
県指定	有形文化財（考古資料）	滑石硯
県指定	有形文化財（考古資料）	銅製経筒
県指定	有形文化財（考古資料）	石製経筒
県指定	有形文化財（考古資料）	瓦経
県指定	有形文化財（考古資料）	太宰府安養院跡五輪塔残欠
県指定	有形文化財（考古資料）	蒙古碇石
県指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	宮ノ本遺跡
県指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	横岳崇福寺跡
県指定	史跡名勝天然記念物（名勝）	光明寺庭園
県指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	天神の森（樟）
県指定	民俗（有形）	宝満山山岳信仰関係資料
県指定	民俗（有形）	太宰府天満宮の力石
県指定	民俗（無形）	太宰府天満宮神幸行事
県指定	民俗（無形）	竹の曲
県指定	民俗（無形）	鬼すべ
市指定	有形文化財（建造物）	相輪櫓
市指定	有形文化財（建造物）	老松社本殿
市指定	有形文化財（建造物）	日吉神社本殿・拝殿 附 棟札
市指定	有形文化財（建造物）	宝満山の石造鳥居
市指定	有形文化財（絵画）	齋藤家資料
市指定	有形文化財（彫刻）	木造文殊菩薩・弥勒菩薩立像光背、蓮華座および方形台共
市指定	有形文化財（彫刻）	木造鑑真和上坐像、後屏、牀座共
市指定	有形文化財（彫刻）	六座の面 附 納入箱
市指定	有形文化財（古文書）	今川了俊書状

市指定	有形文化財（考古資料）	鬼瓦
市指定	有形文化財（考古資料）	銅製経筒経巻共附陶製外容器
市指定	有形文化財（考古資料）	宮ノ本丘陵古代墓地出土品
市指定	有形文化財（考古資料）	神ノ前窯跡出土瓦 附 2号窯出土土器
市指定	有形文化財（考古資料）	正平八年銘法華曼荼羅板碑
市指定	有形文化財（考古資料）	正平廿三年銘梵字板碑
市指定	有形文化財（考古資料）	文明拾八年銘梵字板碑
市指定	有形文化財（考古資料）	獸帯鏡
市指定	有形文化財（考古資料）	木印（印面「直嶋」）
市指定	有形文化財（考古資料）	銅印（印面「高」（註1））
市指定	有形文化財（考古資料）	菖蒲浦第1号墳出土品
市指定	有形文化財（考古資料）	銭弘俵八万四千塔方立
市指定	有形文化財（歴史資料）	大野城太宰府旧蹟全図北
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	陣ノ尾1号墳
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	内山辛野遺跡
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	般若寺跡
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	地祿神社のイチイガシ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	若宮神社の杜
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	太宰府天満宮のイチイガシ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	戒壇院の菩提樹
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	日吉神社の社叢
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	光明寺のチシャノキ
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	坂本のムクノキ

註1：梯子高

7) 龍ヶ崎市の指定等文化財

国・県・市	種別	名称
国指定	有形文化財（建造物）	多宝塔
国指定	有形文化財（絵画）	絹本着色十六羅漢像
国登録	有形文化財（建造物）	旧小野瀬家住宅店舗
国登録	有形文化財（建造物）	旧小野瀬家住宅主屋
県指定	有形文化財（工芸品）	鰐口
県指定	有形文化財（考古資料）	丸木舟
県指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	馴馬城跡
県指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	龍ヶ崎のシダレザクラ
県指定	民俗文化財（無形）	龍ヶ崎の撞舞（註1）
市指定	有形文化財（建造物）	八坂神社本殿
市指定	有形文化財（彫刻）	十一面観音像
市指定	有形文化財（彫刻）	金剛力士立像
市指定	有形文化財（彫刻）	阿弥陀如来三尊像
市指定	有形文化財（工芸品）	石造宝篋印塔（伝平国香供養塔）
市指定	有形文化財（古文書）	山崎家文書
市指定	有形文化財（考古資料）	板碑
市指定	有形文化財（歴史資料）	仙台領柱
市指定	有形文化財（歴史資料）	内行花文鏡
市指定	有形文化財（歴史資料）	後藤新平筆「自治三訣」
市指定	有形文化財（歴史資料）	4号機関車
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	蓼太句碑
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	道標
市指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	矢口家長屋門，筆子塚
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	櫨
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	竹柏
市指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	寒山竹
市指定	民俗文化財（無形）	貝原塚おこと囃子

註1：記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財でもある

8) 島田市の指定等文化財

国・県・市	種別	名称
国指定	重要文化財（建造物）	智満寺本堂附本尊千手観音厨子
国指定	重要文化財（絵画）	絹本著色釈迦十六善神像
国指定	重要文化財（彫刻）	本尊木造千手観音立像
国指定	重要文化財（彫刻）	阿弥陀如来及諸尊像刻出龕
国指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	島田宿大井川川越遺跡
国指定	史跡名勝天然記念物（史跡）	諏訪原城跡
国指定	史跡名勝天然記念物（天然記念物）	智満寺の十本スギ（7本）
国登録	有形文化財（建造物）	徳兵衛酒店店舗兼主屋
国登録	有形文化財（建造物）	徳兵衛酒店土蔵
国登録	有形文化財（建造物）	旧片岡醸造所酒蔵
県指定	有形文化財（建造物）	智満寺中門
県指定	有形文化財（建造物）	智満寺薬師堂
県指定	有形文化財（建造物）	智満寺薬師如来厨子
県指定	有形文化財（建造物）	智満寺元三大師厨子
県指定	有形文化財（建造物）	智満寺仁王門
県指定	有形文化財（建造物）	天徳寺山門
県指定	有形文化財（建造物）	静居寺惣門
県指定	有形文化財（建造物）	静居寺伽藍舎（6棟）
県指定	有形文化財（建造物）	医王寺薬師堂
県指定	有形文化財（絵画）	医王寺薬師堂天井画（55面）
県指定	有形文化財（彫刻）	鵜田寺木造薬師如来坐像
県指定	有形文化財（彫刻）	木造慈恵大師坐像
県指定	有形文化財（工芸品）	鵜田寺鰐口
県指定	有形文化財（工芸品）	白山神社鰐口
県指定	有形文化財（書跡）	紙本墨書称讃浄土経
県指定	有形文化財（書跡）	紙本墨書大般若経六百卷
県指定	記念物（史跡）	東海道石畳（菊川坂）
県指定	記念物（史跡）	上志戸呂古窯跡

県指定	記念物（天然記念物）	慶寿寺シダレザクラ
県指定	記念物（天然記念物）	上相賀の大カヤ
県指定	記念物（天然記念物）	杉沢の大カヤ
県指定	記念物（天然記念物）	香橘寺の大ナンテン
県指定	記念物（天然記念物）	二軒屋の大カヤ
県指定	記念物（天然記念物）	安田の大シイ
県指定	記念物（天然記念物）	竜門の滝（横臥褶曲）
県指定	記念物（天然記念物）	大井川「鵜山の七曲り」と朝日段
県指定	民俗文化財（無形）	島田鹿島踊
県指定	民俗文化財（無形）	島田帯祭の大名行列
県指定	民俗文化財（無形）	猿舞
市指定	有形文化財（建造物）	長谷川家長屋門
市指定	有形文化財（建造物）	河村家住宅
市指定	有形文化財（絵画）	釈迦涅槃図
市指定	有形文化財（絵画）	顕如上人絵像
市指定	有形文化財（彫刻）	智満寺薬師如来坐像
市指定	有形文化財（彫刻）	智満寺金剛力士立像
市指定	有形文化財（彫刻）	智満寺木造千手観音立像
市指定	有形文化財（彫刻）	智満寺不動明王及び二童子像（3体）
市指定	有形文化財（彫刻）	法蔵寺千手観音立像
市指定	有形文化財（彫刻）	木造聖観世音菩薩坐像
市指定	有形文化財（彫刻）	木造五智如来坐像（6体）
市指定	有形文化財（彫刻）	白山神社仏像
市指定	有形文化財（工芸品）	宗長庵けいす
市指定	有形文化財（工芸品）	日吉神社の神鏡（30枚）
市指定	有形文化財（工芸品）	白山神社内経塚出土品経筒・銅鏡
市指定	有形文化財（工芸品）	三光寺の雲板
市指定	有形文化財（書跡）	芭蕉真蹟「田植の連句」
市指定	有形文化財（書跡）	牧之原東照宮の幟（2流）
市指定	有形文化財（古文書）	慶寿寺文書（9通）

市指定	有形文化財（古文書）	東光寺文書（11通）
市指定	有形文化財（古文書）	石田家文書（3通）
市指定	有形文化財（古文書）	静居寺文書（2通）
市指定	有形文化財（古文書）	焼物免許の朱印状
市指定	有形文化財（古文書）	牧之原開墾地の絵図面と士族名簿（16枚1冊）
市指定	有形文化財（古文書）	岡埜谷氏所蔵の中世古文書（6点）
市指定	記念物（史跡）	宗長庵趾
市指定	記念物（史跡）	駒形古墳
市指定	記念物（史跡）	愛宕塚古墳
市指定	記念物（史跡）	横岡宮の段古墳
市指定	記念物（史跡）	中山新道の道銭場・附料金表・古文書（1ヶ所）
市指定	記念物（史跡）	横岡(志戸呂)城跡
市指定	記念物（史跡）	旧東海道と石畳（金谷坂）
市指定	記念物（史跡）	石上城跡
市指定	記念物（史跡）	又平庄太郎氏記念碑
市指定	記念物（史跡）	天王山遺跡
市指定	記念物（天然記念物）	種月院のナギ
市指定	記念物（天然記念物）	のたり松
市指定	記念物（天然記念物）	アベマキ
市指定	記念物（天然記念物）	牧之原公園斜面のカタクリ
市指定	記念物（天然記念物）	熊野神社の大クスノキ
市指定	記念物（天然記念物）	寿永の桜
市指定	記念物（天然記念物）	二俣の大杉
市指定	記念物（天然記念物）	塩本牛代のエドヒガン
市指定	民俗文化財（有形）	大井川川越に関する用具（1式）
市指定	民俗文化財（無形）	金谷大井川川越し太鼓
市指定	民俗文化財（無形）	横岡八幡神社の神楽
市指定	民俗文化財（無形）	神尾若宮八幡神社鑽火の神事
市指定	民俗文化財（無形）	大代大念仏
市指定	民俗文化財（無形）	巖室神社鎮火祭

市指定

民俗文化財（無形）

笹間神楽

〇〇遺産制度に関するアンケート

回答日： /

1.〇〇遺産制度導入まで

Q1-1. 導入にあたり、参考にした法律・条例や制度はありますか。

Q1-2. 〇〇遺産制度を始めたきっかけはなんですか。

Q1-3. これまで、〇〇市において地域の文化や自然の保存や活動に関する独自の政策はありましたか。

1. はい 2. いいえ

Q1-3-1. 1-3で「はい」とお答えの方にお伺いします。

地域のどのような文化や自然を中心に保存や活用にとりくまれてきましたか。

Q1-4. これまで地域の文化や自然の保存・活用に積極的な住民団体はありましたか。

はい いいえ

Q1-4-1. 1-4で「はい」とお答えの方にお伺いします。

どのような団体ですか。（例：郷土大学等の勉強会、古文書を読む会）

2.〇〇遺産の対象について

Q2-1. 〇〇遺産に指定（選定・登録）文化財（国、県、市）を含んでいますか。

1. はい 2. いいえ

Q2-2. 〇〇遺産をどのように分類されていますか。該当するものに○をつけてください。

1. 文化財と同様 2. 有形 3. 無形 4. 自然 5. その他（名称：）

3.〇〇遺産の認定の仕組みについて

Q3-1. 推薦資格について権利を有しているものに○をつけてください

1. 個人 2. 団体 3. 個人および団体

Q3-1-1. 3-1で「団体」とお答えの方にお伺いします。

どのような団体が推薦していますか。該当する団体に○をつけてください。

1. 自治会 2.NPO 3.NPO以外のまちづくり団体 4. 芸能等保存会 5. 商工会
6. その他（団体名：）

Q3-2. 認定委員会の構成についてお伺いします。該当する参加者に○をつけてください。

1. 住民の代表者 2. 教育委員会 3. 研究者 4. 商工会／観光協会関係者
5. 行政担当者（部局名：） 6. その他の団体等（団体名：）

Q3-3. 推薦時に推薦団体あるいは推薦者に認定後の計画の提出を求めていますか。

1. はい 2. いいえ

Q3-3-1. 1-3で「はい」とお答えの方にお伺いします。

どのような内容か、当てはまるものに○をつけてください。

1. 保存計画（修復、整備など） 2. 活用計画（観光利用など）
4. 保存と活用をわけず一括である 3. その他（）

4.〇〇遺産の認定後の取り組みについて

Q4-1. 住民による遺産の保存・活用を支援する助成金等の支援制度はありますか。

1. ある 2. ない

Q4-1-1. 4-1で「ある」とお答えの方にお伺いします。

制度の名称を教えてください。

Q4-1-2. 4-1で「ある」とお答えの方にお伺いします。

〇〇遺産制度単独の支援制度ですか。
（他の住民活動支援と同じ枠組みなどの場合は「いいえ」とお答えください）

1. はい 2. いいえ

Q4-2. 住民による保存・活用にアドバイザーを行うアドバイザー制度を設けていますか。

1. はい 2. いいえ

Q4-2-1. 4-2で「はい」とお答えの方にお伺いします。

どのような方をアドバイザーとされていますか。
（例：研究者、行政職員、建築士など資格所有者）

Q4-3. 認定時に遺産保有者の表彰を行っていますか。

1. はい 2. いいえ

Q4-4. 認定後に住民による遺産の保存・活用を確認する仕組みはありますか。

1. はい 2. いいえ

Q4-4-1. 4-4で「はい」とお答えの方にお伺いします。

どのような仕組みですか。（例：1年ごとの点検、報告書の提出）

5.〇〇遺産の保存と活用に関して

Q5-1. 〇〇遺産の保存について住民の方々のどのような取り組みを期待していますか。

1. 環境整備（清掃、草取りなど） 2. 修復 3. その他（ ）

Q5-2. 〇〇遺産の保存について行政の方はどのような取り組みをお考えですか。

1. 環境整備（清掃、草取りなど） 2. 修復 3. 映像等記録作成 4. 調査研究
6. その他（ ）

Q5-3. 〇〇遺産の活用について住民の方々のどのような取り組みを期待していますか。

1. 観光資源化 2. 地域活動の活性化（行事やイベントの開催など） 3. 子どもたちへの教育
4. 生涯学習（歴史文化を学ぶ会の開催など） 5. その他（ ）

Q5-4. 〇〇遺産の活用について行政の方はどのような取り組みをお考えですか。

1. 観光資源化 2. 地域活動の活性化（行事やイベントの開催など） 3. 子どもたちへの教育
4. 生涯学習（歴史文化を学ぶ会の開催など） 5. 現地の看板の作成 6. MAP 等印刷物の発行
7. その他（ ）

6.〇〇遺産推薦時の応募告知について

Q6-1. 〇〇市内の地区ごとに自治会などの住民団体と交流する行政の出先機関はありますか。

1. ある 2. ない

Q6-1-1. 6-1で「ある」とお答えの方にお伺いします。

〇〇遺産制度の告知や運用に出先機関が関わったことはありますか。
該当するものに○をつけてください。

1. 推薦応募の告知 2. 推薦の相談 3. 保存や活用についての相談
4. その他（ ） 5. 出先機関はあるが告知には関与していない

Q6-2. 推薦を募集する際に行う住民向けの説明会について、該当するものに○をつけてください。

1. 毎回している 2. 初回だけした 3. 時々している 4. していない

7.〇〇遺産の現状（住民の取り組み）について

Q7-1. 現在の認定〇〇遺産数について該当するものに○をつけてください。

1. 多い 2. 現在の数が適切である 3. 少ない

Q7-2. 応募（認定）された〇〇遺産について該当するものに○をつけてください。

1. 想定通りの文化や自然だった 2. 想定外の文化や自然が応募（認定）された

Q7-2-1. 7-2で「想定外の文化が応募（認定）された」とお答え頂いた方へお伺いします。
どのような物件が推薦されましたか。（例：近代的な工場が推薦された）

Q7-3. 現在の〇〇遺産の保存についてお伺いします。

Q7-3-2. 保存が十分にされている〇〇遺産はありますか。
「ある」場合はどのような事例が教えてください。

Q7-3-1. 保存が十分にされていない〇〇遺産はありますか。
「ある」場合はどのような点が不十分だと思いますか。
解決策もお考えでしたら併せてお書きください。

Q7-4. 現在の〇〇遺産の活用についてお伺いします。

Q7-4-2. 活用が十分にされている〇〇遺産はありますか。
「ある」場合はどのような事例が教えてください。

Q7-4-1. 活用が十分にされていない〇〇遺産はありますか。
「ある」場合はどのような点が不十分だと思いますか。
解決策もお考えでしたら併せてお書きください。

最後に、今後の〇〇遺産制度の運営について意識している課題があれば教えてください。

謝辞

本研究に取り組むにあたって、多くの方々のご協力を賜りました。心より感謝申し上げます。

調査先では、遠野市遠野文化研究センター文化課、遠野市遠野文化研究センター調査研究課、遠野市市民センター市民協働課、龍ヶ崎市教育委員会生涯学習課、下田市建設課、島田市教育委員会文化課、多治見市都市計画部都市政策課、大垣市都市計画部都市計画課、太宰府市文化財課、菊池市政策企画部企画振興課、土淵町地域づくり連絡協議会、小友町地域づくり連絡協議会、綾織3区自治会、山口地区自治会の皆様からは、貴重な情報や資料をご提供いただきました。また、事前調査の段階においても遠野市や太宰府市にお住まいの方々からも地域遺産との関わりをお伺いすることができましたことを感謝申し上げます。

博士論文としてまとめるにあたっては、まず、博士前期課程からの指導教官であり、日々ご指導くださり、主査を務めてくださった伊藤弘筑波大学准教授に感謝申し上げます。また、副査を務めてくださった、黒田乃生筑波大学教授、武正憲筑波大学助教、岡村祐首都大学東京准教授には、厳しくも大切なご指導・ご助言を頂戴できましたことを感謝申し上げます。

授業や公開審査、ゼミといった機会においては、筑波大学世界遺産専攻の先生方・学生の皆様から常に貴重なご意見やご指摘を頂戴でき、地域遺産制度を多面的に考えることができました。ありがとうございました。

また、日本造園学会、日本都市計画学会、日本民俗学会、日本口承文芸学会、世間話研究会、人文建築会、早稲田大学後藤春彦研究室の皆様には研究発表や論文投稿において機会を頂戴できましたことを感謝申し上げます。

加えて、非常勤として務める機会をくださった東京文化財研究所無形文化遺産部および国際基督教大学アジア文化研究所の皆様のご高配にも深謝いたします。

多くの縁により学恩に浴することができたことを嬉しく思う反面、十分に調査研究ならびに報告ができていない部分があることに恥じ入るばかりです。

今後、文化や自然を遺すことについて、さらなる調査研究や活動を通じ、多くの方々のご厚意にさらに報いるよう努めて参ります。

2018年10月

山川 志典